

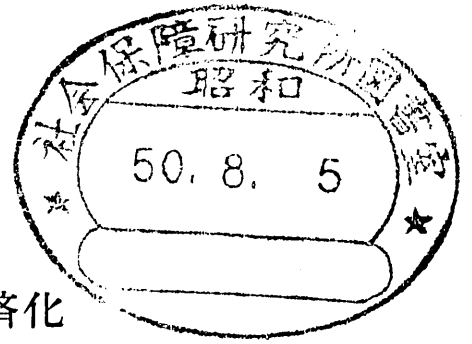
季
刊

社会保障研究

Vol. 11, No. 1

社会保障研究所

1975



経済の政治化と政治の経済化

大 熊 一 郎

ボウルディングの『愛と恐怖の経済』(1973)は経済行為としての贈与を、交換のみによっては律しきれない経済組織の重要な要素として指摘する。それは通常所得再分配機能と呼ばれる課税-移転所得の財政活動にとどまらない。金品の贈与、募金その他公的あるいは私的な、自発的ないし強制的な、さまざまな移転取引が経済組織のかなりの部分を構成しているのである。このことから、経済学を市場組織の分析に限定することはもはや許されない。市場組織がもっぱら価格メカニズムに依拠して運営されているのに対し、移転取引の機構は政治的決定プロセスに拠るところが大きい。かくして贈与経済の拡大は、まさに「経済の政治化」現象を引き起こしつつある。

それは贈与という視点にとどまらない。われわれの生活は環境効果、あるいは外部経済・不経済によって複雑な影響を受けており、それらは市場組織を通じない直接の相互作用であり、その調整の多くは政治のプロセスに俟たねばならない。

経済の政治化とは別に、市場組織における生産者・消費者の、経済学でいう最大化行動を政治の世界に移してみれば、そこには「政治の経済化」と呼ぶに値する活動が見られる。それは責任政党間の得票最大化行動であり、ダウنزの『デモクラシーの経済理論』(1957)において、これを明快にモデル化した。

政党の合理化行動は現実社会の不確実な動態に対処するため、それ自身無矛盾なイデオロギーに固執する結果をとまなう。政党の特徴はイデオロギーの固定性にあり、激動する現実への政策的対応は必然的に遅れをとまなうものにならざるを得ない。

政治の経済化はわが国では保守対革新という、ダウنز・モデルをいっそう鮮明にした形で進行している。しかしそれは、同時に発展しつつある経済の政治化に果たして十分に対処できているかどうか。国民は経済の政治化について、これを止むをえないとする以上に、ある種の期待を寄せている。この期待を現実の「政治の経済化」的政党制度がしばしば裏切って失望を与えていないかどうか。脱政党化という言葉は、一部国民の白けた感情を表現しているごとくである。

他方、経済の政治化にともなう、地域住民や消費者・生産者団体等の直接運動が幅広く、かつ根強い力となりつつある。しかしこれも政治の経済化に替わる政治プロセスとしては必ずしも十分なものではなく、時には深刻な利害対立のまま解決を見出だすことができない場合もある。政治の経済化と経済の政治化とは未だ平行線をたどっているかに見受けられる。

私の意見は、経済の政治化に関するかぎり、「政治の行政化」によって対応する努力が必要だということである。市場の価格メカニズムに替わる政治プロセスは、いわゆる政治的判断の入る余地の少ないものでなければならないし、行政官はいわば価格設定者として調整をはかる立場にあるからである。利害対立するとき多数に付くというのではなく、利益を受ける側が不利益をこうむる側を自らの負担において補償する(金銭的な意味ばかりでなく)というルールに基づく裁量が、経済の政治化における政治の役割だとすれば、それはできるだけ行政的、つまり恣意性の少ない方がよい。それなら政治家には経済の政治化に介入の余地がないのかといえは決してそうではない。政治家は将来世代を代表して、最も重大かつ慎重な発言権を行使する義務があるからである。

労働者意識の変化と世代ギャップ

——石油化学労働者の労働条件意識を中心として——

小林 謙一・町田 隆男・亀山 直幸

I 労働者意識変化への視角——課題と方法

1. 労働者意識動態の実証方法

労働者意識の変貌がとくに社会問題になってきたのは60年代後半以降のことである¹⁾。その理由を究明すること自体、興味深いテーマであるが、本稿の課題はそこにはない。しかし、本稿の課題をいかに設定したかを明らかにするためには、この魅力的なテーマにもある程度ふれておかなければならない。

第一に、労働者意識の変貌を問うばあい、つぎのような意識主体そのものの変化も考慮に入れる必要がある。すなわち、旧世代労働者の労働市場からの退出と新世代の労働市場への参入という労働者構成の変化がそれである。したがって、60年代とくにその後半において労働者意識が変貌したのは、(1)ちょうどこの間に労働市場にあった、いわば戦中派労働者の意識変化によるだけでなく、(2)戦前派と戦後派の労働者構成上の交替にももっていただのである。だが、こうした点を十分に方法化したうえで、しかも企業内労働市場などの条件を等しくした調査対象の動態分析を試みることはきわめて困難である。われわれの実証作業においても、うえの2点のうち新しい価値意識を持った戦後派労働者の登場を把握し、(1)の変化については調査時点から過去を回顧したなかで認識される意識変化を面接などで確認するにとどまっている。

第二に、とくに60年代後半における労働者意識の変貌を問うばあい、かの大型設備投資とその効果による影響を無視することはできない。こう

した変化はコンピュータリゼーションを含むオートメーションの巨大技術とそれを運営するための巨大組織を出現させたが、その点ではその前段階の60年前後における技術革新そのものとそれによる経営・作業組織などの変化にも注目する必要がある。本稿で試みた動態分析の変化座標として技術革新前後、(1)、(2)と調査時点(3)の3時点を設定したのはそのためである。だが、このような変化座標を一度に同じ精度で全産業に設定し、実証作業を試みるのが不可能だとすれば、まず特定の産業のなかで設定されなければ無意味である。われわれが石油化学工業を実証対象としたのは、現代技術の一典型であるプロセス・オートメーションの生産労働における変貌を分析するためであると同時に、うえのことをも考慮したからである。

第三に、労働者意識が変貌した、というばあい、そのなかには相対的に独自の意識そのものの変化のほかに、主体的意識に対する客体的な諸条件の変化の投影も含まれている。このような社会科学上の識別問題もまた、きわめて困難な作用である。その意味で、意識分析は実は意識データのみでは十分に完結しない、といわねばならぬ。そこで、うえの変化座標の背後にある産業・技術・組織の諸変化をまず客観的に確定しようといわれわれが試みたのも、そのためである。とくに本稿の課題である労働条件意識の変化も、一方で労働条件そのものの変化を客観的に認識し、他方でそれを基準として意識データを評定するのではなければならない。この点を十分に分析する余裕は本稿にはないが、しかも労働条件そのものが、労働者の一定の質量の労働支出とそれに対する賃金などの報酬を意味し、その報酬によって労働者は一定の質量の

1) 例えば日本生産性本部『「職業」と「生活」に関する意識』72年、所収の労働者意識調査資料リストをみよ。

生活手段を購入するのであるから、そうした労働条件に対する労働者の評価＝意識は、労働そのものの意識と消費生活そのものの意識との交叉する構造のなかに位置づけられている。したがって、60年代後半における労働者意識の変化は、これまで問題にしたかぎりでも、産業・技術・組織などの変化、それに対応する労働内容と労働条件の変化、労働者生活そのものの変化などの実態変化を投影しているだけでなく、労働者主体のこうした実態変化に対する独立的な変化をも示している、ということになるのである。

2. オートメーション労働と世代ギャップ

以上、本稿の課題と方法にかかわるかぎりでは、労働者意識の動態分析についてやや一般的にふれ、そのなかで主体的意識の分析にさきだつ客体的諸条件の認識を強調しておいた。だが、われわれの実証作業そのものの遅れや本稿に与えられた紙数の制約などから客体条件の認識をここではほとんど確定することはできないが、以下、石油化学化にともなう労働と生活の主要な規定要因の変化を概観し、そのなかでわれわれの分析対象である50人の生産労働者をおおづかみに位置づけておこう。

まず、日本の石油化学工業は60年前後までにその生産過程などが確立し（第1期）、それ以後は先発プラントの増設や後発プラントの新設がつづき（第2期）、60年代後半には30万トン・エチレン・プラントに象徴される大型プラントの新設が進むと同時に、既設プラントの増設や合理化が進められた（第3期）。ここで重要なことは、第一に石油化学労働者が支出する労働内容の革新的変化は第1期の60年前後までにほぼ終了した、ということである。石油化学労働者は資本の系譜とほぼ同様に化学工業と石油精製業のなかから主として調達・編成され、表1、2からも知れるように配置転換された労働者を中核として構成された。そのばあい、個々の労働者の配転されあるいは入職した時点が第1期の革新期にあったのか、それともそれ以後にあったのか、ということが後述のように労働者の技能形成に重要な意味を持つことになる。第二に、そのような配転とくに山工

場から海工場への転勤は、労働者生活そのものを大きく変化させることになる。とくに転勤・入職の時期が第3期の大型投資・合理化過程にあった労働者にとっては、海工場を呑み込んでいる臨海工業地帯の特殊な生活環境と60年代後半にとくに問題化した生活環境の悪化とが同時に迫ってくる形となった。

ところで、石油化学労働者はオートメーション労働の花形である自動化装置の運転工 operator によってのみ編成されているのではない。装置とその関連機器・パイプなどを予防保全し修理する保全工 maintenancer も、装置の運転を規定する重要な存在として逸することができない。両職種群の職務分担 demarcation の方式と保全作業をどれだけ外注化するかによって異なるが、企業内労働市場における運転工と保全工の比率は、われわれの調査対象である6事業所についてみると、3:1あるいは4:1である²⁾。だが、この比率でわれわれのかぎられた個人面接調査の職種別対象数を決定したのでは保全工の対象数が少な過ぎて、その概況さえ把握しにくくするので、表1、2のように運転工30人、保全工20人を3～5事業所から任意抽出することにした。

そのばあい、実際の労働者構成を無視して各世代ともほぼ均等に抽出したのは、つぎの理由にもとづいている。まず運転工については主として年齢により勤続年数を加味してつぎの4世代に区分した。Ⅰ世代：現在40歳代後半・勤続20年以上、Ⅱ世代：30歳代央を中心として勤続10年以上、Ⅲ世代：20歳代後半を中心として勤続5—10年、Ⅳ世代：20歳前後、勤続3年以下。このような世代区分にしたがって世代論的に意識分析を試みようとするのが本稿の方法であるが、それは特殊日本的であると同時に、人間＝労働力商品の特性にもとづく仮設を前提としている。すなわち、各世代の最初の就職時期は、Ⅰ世代：戦中、Ⅱ世代：戦争直後、Ⅲ世代：高度成長前期、Ⅳ世代：高度成長後期を中心としているが、この世代ギャップ

2) このような職種群別労働力構成の問題点については、小林「石油化学工業の労働市場と労使関係」、『日本労働協会雑誌』71年5月号をみよ。

表1 運転工の年齢・学歴・勤続年数などの属性

調査対象者 (仮名, *監督職)	年 齢 (71年現在)	勤続年数 (71年現在)	最 終 学 歴	おもな前歴	企 業 内 職 歴 (*は労働内容が変化し たことを示す)	
I 世 代	1 奈 良*	54歳	30年	高 小	不 明	60年転勤*, 班長, 64年職長
	2 佐 野	52	24	高 小	機 械 工	65年転勤*
	3 柏 木*	51	25	高 小	植字工, 組立工	66年転勤*, 班長
	4 坂 本*	50	23	高 小	技 術 員	63年転勤*, 69年班長
	5 千 葉*	48	25	高 小	な し	52年転勤, 63年*, 66年班長
	6 石 井	46	26	農 学 校	鉄 道 事 務 員	65年転勤*
	7 中 沢	45	25	高 小	金 属 工	61年転勤*
	8 岩 佐*	45	29	高 小	な し	66年班長, 68年転勤*
II 世 代	1 山 科*	43	26	商業学校中退	な し	58年転勤*, 61年班長, 65年職長
	2 井 田*	42	24	商 業 学 校	な し	65年配転*, 69年班長
	3 高 野	41	25	高 小	機 械 工	53年配転, 61年*
	4 中 林	35	13	普 通 高 校	臨 時 事 務 員	60年配転*, 67年配転
	5 成 田*	34	16	農 林 高 校	臨 時 化 学 工	59年転勤*, 70年班長
	6 黒 坂	34	14	普 通 高 校	臨 時 化 学 工	61年転勤*
	7 林	32	12	普 通 高 校	運 送 店 員	63年転勤*
III 世 代	1 榎 原	32	4	普 通 高 校	臨時化学工など	な し
	2 村 上	30	5	普 通 高 校	商 店 員	68年転勤*
	3 天 田*	29	10	短 大 商 科	樹 脂 加 工 員	63年転勤*, 68年班長, 71年職長
	4 川 島	28	10	工 業 高 校	な し	な し
	5 野 崎	27	8	普 通 高 校	バ ス 車 掌	な し
	6 三 田	24	6	普 通 高 校	な し	な し
	7 七 戸	24	6	普 通 高 校	な し	な し
	8 清 水	24	6	普 通 高 校	な し	な し
IV 世 代	1 犬 塚	22	3	工 業 高 校	な し	な し
	2 遠 藤	21	3	工 業 高 校	な し	な し
	3 清 川	21	3	工 業 高 校	な し	な し
	4 富 山	21	3	工 業 高 校	な し	な し
	5 小 森	21	2	工 業 高 校	な し	な し
	6 海 野	20	1	工 業 高 校	な し	な し
	7 臼 井	20	1	工 業 高 校	な し	な し

は労働者の学歴などの主体的属性にあらわれているだけでなく、前歴などに示された就職の客体的条件にも示されている。もちろん最初の就職条件はそれ以後の労働力移動や労働市場条件そのものの向上などによって変化するが、人間＝労働力の重要な技能形成期における決定的な刻印はそれ以後にも大きな履歴効果を及ぼさずにはおかないであろう。

このような仮設にもとづく世代論的アプローチは、戦後社会の変動がめまぐるしかっただけに一層有効になる、と考えられるが、その点を石油化学化の実態に即していえばほぼつぎのとおりである。表1のように60年代前後までの第1期に石

油化学プラントに配転した要員は、当時まだ青年労働者であったII世代を中心としていた。ここではオートメーションによる労働変化そのものを考察する余裕はないが³⁾、このII世代が技術者にと

3) ①職場変化まで含めた運転工の労働変化の問題点については、小林「企業内労働市場と労働者意識の変化」、『日本労働協会雑誌』74年3・4月号、同「オートメーション工場の労働者生活」、『月刊・労働問題』74年12月号、同75年1・2月号、②保全工まで含めた問題点については、小林・町田「オートメーション工場の労働と疎外意識」、『季刊労働法』75年秋季号、小林・塩川・工藤「オートメーション労働と余暇」、『国民生活研究』75年6月号、③労働省・雇用促進事業団職業研究所編『新時代の職業』[74年の職務分析]をみよ。④アメリカにおける事例については、R. Blauner, Alienation and Freedom — The Factory Worker and His Industry, 64, をみよ。

表2 保全工の年齢・学歴・勤続年数などの属性

調査対象者 (仮名, *監督職)		年齢 (71年現在)	勤続年数 (71年現在)	最終学歴	おもな前歴	企業内職歴 (※は労働内容, *は転動を示す)
I 世代	1 赤 沢	53歳	24年	高 小	工作・印刷修理工	62年上班長代行, 64年出向*
	2 浦 田	51	26	旧 中	ベアリング工場企画	51年庶務→工事設計・検査※
	3 島 田*	45	30	高 小	な し (徒弟)	57年計装班長として転動*, 64年職長
	4 峯 村	45	26	旧 商	な し	49年トレース工→汽水保全工※
	5 岡 村	44	25	高 小	造船機械仕上工	60年保全仕上工*, 68年点検工
II 世代	1 大 林*	41	14	高 小	配管工(社内下請)	63年配管班長
	2 竹 内*	40	25	旧 工	な し	59年運転工→整備工※, 68年班長
	3 宮 沢*	37	11	大(2部)	化学計器研究所	64年計装スタッフ, 71年課長補佐
	4 中 田*	36	9	新 中	電機組立・仕上工	74年上班長
	5 山 崎*	36	10	新 中	仕上工(社内下請)	73年上班長
III 世代	1 奥 村	34	10	工高(紡)	海上自衛隊	67年運転工→整備工※
	2 笠 井*	33	11	工高(電)	計器製造・修理工	72年計装班長
	3 丸 田*	32	10	工高(機)	自動車修理工	73年装置保全工※→工事設計・監督, 班長
	4 国 沢	29	10	工高(機)	自動車部品検査工	67年計装班長代行
	5 内 田	25	6	工高(機)	な し	72年仕上工→工事設計※
IV 世代	1 田 島	21	3	工高(機)	な し	68年工事検査(入社)
	2 岩 田	20	4	職 訓	な し	67年仕上工(入社)
	3 柳 沢	20	2	工高(機)	な し	70年機械検査工(入社)
	4 堀	20	2	工高(電)	な し	71年計装工→電気工※
	5 佐 伯	19	1	工高(計)	な し	71年計装工(入社)

もに客観的知識・経験にもとづく組織労働の新しいタイプを創出した。そのあとの第2期に配転してきた、すでに中年化した主観的知識・経験にもとづく年功熟練に刻印されたI世代はその多くのものがオートメーション労働そのものに十分には適応しえなかった。彼らの多くは現在監督職に昇進してはいるが、それは年輩者の持つ組織統括能力に拠ってであり、旧来の年功的監督者のそのような、いわば呪術的熟練の裏付けを欠落させている。III世代は前述のII世代と後述のIV世代の中間に位する。IV世代はすべて工業高校化学系学科卒であり、それだけ化学労働への期待が大きかったにもかかわらず、経営合理化期に入職したために要員の余裕が小さく、実地訓練・体験のための十分な機会があたえられていない。これらの青年労働者がしばしば労働疎外感を訴える根源の一つはここにある、とみてよい。

以上はオートメーション労働の直接的担い手についてみたのだが、それでは保全工についてはどうだろうか。表2も前述とほぼ同様に世代区分したのだが、第一に運転工ほど明確な世代ギャップ

を見出すことができない。II世代の全員が監督職に昇進しているのは、運転工のばあいと同様の技術革新への高い適応を示すとみられないこともないが、それ以上に本稿では捨象した事業所特性の反映を示している。またIII世代とくにIV世代にも旧来以上に急速な技能向上の機会が開放されている点も、運転工のばあいと異なっている。というのは、保全工の職務が運転工のように組織労働によって強く規定されていないから、それだけ個人的自由度が高いことを反映している。さらに配転・就職時期が運転工ほど重要な要因にならないのは、保全作業の技術革新、すなわち予防保全方式の導入、予防点検における労働手段の革新、より高度の電気計器・制御器の導入、工事設計・監督職務の拡大、修理工事そのものの外注化などがなによりも漸進的に展開し、かつ外注業者の監査・監督のように生産労働とは異質な職務を含みつつ進んだからである。第二に、このような労働変化に規定されながらも、その反面で前歴に示されたように職種別外部市場との関係が深く、最近しだいに減少しつつあるとはいえまだ機械工としての

企業間移動がみられる点が運転工のばあいと顕著に異っている⁴⁾。このような実態の差異がいかに労働者意識に投影されるであろうか。

3. 労働条件意識への視点

すでにみた運転工中年層を中心として多くの労働者の仕事意識は配転時に非常に高まりを示した。それが前述した第3期には運転工を中心とする顕著な停滞に転化していく。この変貌は、(1)後述のような装置稼働の安定化による労働のルーティン化やそのなかでの緊張感の喪失によるだけでなく、(2)職場の官僚化にもとづく労働疎外の強化、(3)とくに大型設備投資の停滞による昇進閉塞、(4)後出のような生活問題の激化⁵⁾などによって規定されていた、と考えられる。そのような意識変化のなかで、労働条件意識はいかに変貌したか、そして旧来の仮設どおりそれが個別企業の勤続意識の変化といかにかわっているかを解明するのが本稿の課題なのである。

ここでは、(1)労働条件意識を解明するためにⅡの2.で掲げるような広義の労働条件諸項目を設定した。それをまとめてみると、2項目に大別される。すなわち、①狭義の労働条件である賃金・労働時間・交替制・福利厚生（社会諸保険をも含む）という、主として企業レベルで決定される事項、②それに対して主として職場レベルで決定され、かつ①を具体的に規定する、管理・監督・作業方式、要員・労働強度などの職場条件の諸事項がそれである⁶⁾。(2)そのなかで60年代後半の大幅賃上げ過程でとくに注目される賃金上昇に対する労働者意識についても解明しておいた。そのために設定した比較基準はⅡの3.に掲げるが、それをくくればつぎの3項目に要約できる。すなわち、①景気動向・物価上昇・初任給上昇という社会的

基準、②企業経営状態・企業勤続・労使関係安定という企業レベルに重点を置く基準、③労働強度・生産性・同僚比較および生活向上という職場レベルの個別基準がそれである。

このようなリストにもとづいて、われわれは労働者意識の満足・不満足感の両側面を把握しようとした。一面だけを把握しようとするばあいに発生しやすいバイアスを恐れたからであるが、逆にこの両面把握はその総括を不可能にする。そこでその総括は主として企業勤続意識との関連で試みることとした⁷⁾。

Ⅱ 運転工の労働条件意識

1. 勤続意識の動揺と労働条件意識

運転工が自分たちの労働諸条件についていかに意識しているかを解明するにさきだって、現在就職している企業に対する勤続意志の有無およびその理由とその変化を明らかにしておこう。なぜなら、勤続意志こそ、労働者が自己の企業・事業所・職場や労働などに対して抱く評価の混然とした、しかしもっともトータルな表現であると同時に、前述のようにこれまで労働条件意識によってもっとも強く規定される、と考えられてきたからである。

勤続意識について明らかにするために、われわれは、(1)現企業への勤続意志の有無、(2)その理由、(3)それぞれの変化に関する質問を用意した。そして、勤続意識の理由としてつぎのような選択枝を掲げ、調査対象の回答を求めた。すなわち、①「仕事が適している（いない）から」、②「地位向上のため」、③「人間関係が良い（悪い）から」、④「収入が多い（少い）から」、⑤「生活安定のため」、⑥「世のためになる（ならない）企

4) このような運転工の内部労働市場における昇進に対する保全工市場の特性については、P. B. Doeringer, Determinants of the Structure of Industrial Type Internal Labor Markets, Industrial and Labor Relations Review, 20-2, 67 もみよ。

5) この点にかかわる社会的意識の実態については総理府「社会意識に関する世論調査」71年3月実施などをみよ。

6) このような労使間交渉については、われわれの共同研究の一成果である菊池高志「企業内労使間交渉の実態」、『ジュリスト』75年3.15, 5.1号をみよ。

7) われわれの属する化学工業労使関係研究会が71-2年に実施し74年に補足した個人面接調査の方法と結果の記録などについては、雇用促進事業団職業研究所『技術革新下の労働者意識』職研資料シリーズ, 75年を参照せよ。なお、こうした個人生活史研究は一対象が一類型を構成するような動態分析にとどまらざるをえなかったのを、それを補足するために、生活構造研究会（主査中鉢正美教授）などの助成をえて静態的大量アンケート調査も実施し、目下その集計作業に入っている。その一部の結果は、小林・黒口二郎「健康管理ニーズの実態分析」、『健康管理』75年2-4月号をみよ。

表3 運転工の勤続意識・労働条件意識の変化

調査対象者		配 転 前			配 転 後			現 在		
		勤続志向	満 足	不 満	勤続志向	満 足	不 満	勤続志向	満 足	不 満
I 世 代	1 奈良	○人間関係	考 課	作業方法	● →	労働時間	職場環境	● →	→	考 課
	2 佐野	○仕事適性	福利厚生	職場環境	○ →	→	管理監督	○ →	→	→
	3 柏木	●人間関係	労働時間	—	○生活安定	要 員	—	○人間関係	職場環境	—
	4 坂本	○仕事適性	労働時間	職場環境	○ →	—	→	○ →	—	交 替 制
	5 千葉	○生活安定	労働時間	—	○ →	—	考 課	○ →	職場環境	—
	6 石井	○生活安定	職場環境	福利厚生	○ →	→	交 替 制	○ →	→	→
	7 中沢	△昇 進	福利厚生	賃金体系	○生活安定	→	交 替 制	○ →	→	賃金体系
	8 岩佐	○生活安定	労働時間	賃金上昇	○昇 進	→	班員編成	○ →	→	→
II 世 代	1 山科	○生活安定	労働強度	賃金上昇	○仕事適性	管理監督	→	○生活安定	職場環境	労働時間
	2 井田	●昇 進	福利厚生	管理監督	△昇 進	交 替 制	賃金体系	○生活安定	職場環境	賃金上昇
	3 高野	○人間関係	—	—	○ →	労働時間	職場環境	○仕事適性	→	→
	4 中林	△	賃金上昇	交 替 制	●仕事適性	福利厚生	班員編成	○生活安定	管理監督	賃金上昇
	5 成田	○仕事適性	交 替 制	—	○ →	労働時間	—	○ →	賃金体系	管理監督
	6 黒坂	○仕事適性	労働時間	考 課	○ →	労働強化	→	○生活安定	→	賃金上昇
	7 林	○生活安定	福利厚生	交 替 制	○収 入	賃金上昇	労働強度	○ →	→	→
III 世 代	1 檜原	—	—	—	○仕事適性	労働時間	職場環境	○生活安定	福利厚生	労働強度
	2 村上	△仕事適性	職場環境	交 替 制	○生活安定	→	管理監督	○ →	→	→
	3 天田	●余 暇	労働強度	職場環境	○仕事適性	賃金体系	交 替 制	○仕事やりがい	福利厚生	労働時間
	4 川島	—	—	—	○生活安定	福利厚生	交 替 制	△仕事適性	→	労働時間
	5 野崎	—	—	—	○仕事適性	賃金体系	交 替 制	○生活安定	福利厚生	班員編成
	6 三田	—	—	—	○収 入	福利厚生	交 替 制	△仕事適性	→	賃金上昇
	7 七戸	△収 入	賃金上昇	交 替 制	●生活安定	職場環境	賃金上昇	△労働時間	管理監督	労働時間
	8 清水	—	—	—	○生活安定	福利厚生	管理監督	△仕事適性	要 員	考 課
IV 世 代	1 犬塚	—	—	—	—	—	—	○仕事適性	要 員	賃金体系
	2 遠藤	—	—	—	—	—	—	●仕事適性	班員編成	賃金上昇
	3 清川	—	—	—	—	—	—	○社 会 性	福利厚生	賃金体系
	4 富山	—	—	—	—	—	—	●昇 進	福利厚生	交 替 制
	5 小森	—	—	—	—	—	—	△仕事適性	作業方法	賃金上昇
	6 海野	—	—	—	—	—	—	●仕事適性	賃金上昇	交 替 制
	7 臼井	—	—	—	—	—	—	○収 入	賃金上昇	考 課

勤続志向は○「有」、●「無」、△「不明」、および矢印は前時点と同じことを示す。

業だから」である。その調査結果が表3の「勤続志向」である。配転経験者については、配転前・配転後・調査時の3時点での意識を、また配転未経験者でも4年以上勤続しているものについては2時点について示した。

これで見ると、まず第一に、各時点とも勤続意識「あり」とするものの比重がきわめて高いことが分る。もちろんこの調査が現在もなお勤続しているものについてなされているのだから、ある意味ではこの結果は当然であるとみてよいかも知れない。

だが、ややその内容に立ち入ってみると、例えばI世代の佐野さんと坂本さんはともに「仕事適

性」を勤続意志の理由としてあげている。しかし、佐野さんのばあいは、配転によって防毒マスクをつけ10ポンド前後もあるハンマーを振り回す肉体労働から、造粒工程の機械操作労働に変わったことが、配転時にすでに40歳代後半に達していた彼には「肉体的に楽であり、その意味で……適している」と感じているに過ぎないのである。また坂本さんのばあいも、本人の意識とは異なって、管理者によれば新しい労働内容に適応してはいないが、職場のリーダーとして重要な役割を果たしている、と評価されている。この2人以外の多くのものが「生活安定」を理由とする消極的な勤続志向の表明があるかたわら、「仕事適性」を理由とす

る勤続への疑問(Ⅲ-4, Ⅲ-6, Ⅳ-5), 否定(Ⅳ-2, Ⅳ-6)が表明されているように, 表面的にみられるよりははるかに勤続意識は動揺・空洞化している, とみてよいのである。

だが, 勤続意識の構造を明らかにすることが本稿の主題ではない。ここでは, そのような勤続意識の内部に立ち入った考察⁸⁾は避けて, 勤続志向の変化と労働条件意識との関連についてみていこう。まず第一に勤続志向が「有」から「無」に変化したI世代の奈良さんのばあい, この変化後の労働条件に対する満足要因は「労働時間」, 不満要因は「職場環境」となっている。また第二に, 逆に勤続志向が「無」から「有」に変化したばあいには, 労働条件の満足項目が, 「労働時間」→「要員」(Ⅰ-3), 「福利厚生」→「管理監督」(Ⅱ-4)のように変化している。つまり, 賃金, 労働時間, 福利厚生などの狭義の労働条件に満足であっても, 要員, 考課, 管理監督などの仕事・職場と係わる要因で不満なばあいには勤続意識が動揺するのに対して, 逆のばあいには勤続意識「有」が積極的に表明されているのである。

このように, 総じていえば, 賃金・労働時間などに対する意識変化は, 仕事・職場の在り方に対する意識変化に比較して, 労働者意識総体への規制力が稀薄化してきているように思われる。

そこで, つぎに労働条件総体に対する世代別評価をみるなかで, この点をさらに深めてみよう。

2. 労働条件意識の世代別変化

われわれは, 労働諸条件に対する満足・不満足とその要因を明らかにするため, つぎのようリストを掲げ, そのなかで満足している面と不満な面との選択を求めた。①賃金上昇, ②賃金体系, ③福利厚生, ④労働時間, ⑤人事考課, ⑥交替制, ⑦職場環境, ⑧班員編成, ⑨職場における管理・監督方法, ⑩作業方法, ⑪労働強度, ⑫要員。そしてその結果を, 配転前・配転後・調査時の3時点で整理したのが表3である。これにより世代別の個別的検討を行うまえに, まずやや量的な把握

表4 運転工(配転経験者)の労働条件をめぐる満足・不満足項目の変化

質問項目	満 足			不 満 足		
	配転前	配転後	現在	配転前	配転後	現在
賃金上昇・体系	3	2	2	3	4	4
福利厚生	4	3	3	0	0	0
労働時間	5	4	3	0	0	3
要 員	0	1	0	0	0	0
労働強度	2	1	1	0	1	1
交替制	1	1	0	4	3	2
職場環境	2	3	6	3	2	1
班員編成	0	0	0	0	2	1
人事考課	1	0	0	1	2	1
管理監督	0	1	2	1	2	3
記入なし	1	2	1	4	2	2

を通して全体の概観をえておこう。

その概況を示した表4をみると, 配転前には賃金・福利厚生・労働時間などの直接的な労働条件について満足していたのが配転を経て変容し, 調査時点では満足の多くが職場環境に集中している。これは新鋭プラントの稼動にともなう配転によって山間部の旧型化学工場から臨海地域の最新化学工場へ移った労働者の率直な意識の表明とみてよい。この点は保全工に対する運転工の大きな特徴となっている。だからまた, 配転前, 交替制・職場環境などに集中していた不満感も, 配転を契機に賃金・労働時間へと移行している。

また労働条件に対する評価に関しては, 配転前後におけるドラスティックな変容というよりは, 配転前・後・調査時にわたる一定の時間的経過のなかでの漸次的変容が示されている点にも注意しておかねばならない。この事実から, 職場における労働生活そのものの直接的变化よりは, 家庭生活の構造, 社会的消費構造, 物価水準の変化などが, 労働条件に対する意識をより強く規制しているように思われるのである。

そこで, つぎに世代別にやや立ち入ってみよう。まずI世代についてみると, 年功的職場秩序の基軸ともいべき彼らの満足要因は, 一貫して労働時間・福利厚生にあるが, 配転前には福利厚生・賃金体系・賃金上昇に不満を感じていたものも配転を機に交替制・班員編成(とくに青年層との人間関係)などにその不満要因を変化させている。

8) 前掲, 小林, 注3)の『日本労働協会雑誌』74年3・4月号をみよ。

その結果、配転後の不満足要因からは、賃金・労働時間などの狭義の労働条件は全く姿を消し、職場環境・管理監督・考課・交替制・班員編成などの仕事と職場に密着した要因によって不満のすべてが占められるように変化したのである。技術革新にともなう労働内容と環境の変化はこの層にとってはマイナスに作用しており、こうした労働生活における不満を労働時間・福利厚生などに対する満足感で稀釈しているのである。そして、この稀釈と「生活安定」要因に支えられてかろうじて勤続志向を維持しているのである。

I世代の多くのものが技術革新に十分適応しえなかったのに対して、配転時において新鋭プラントの中核的労働者であったII世代では、そのことに対応して配転前とそれ以後において賃金・労働時間・福利厚生から職場環境・管理監督・労働強度などに満足感の要因が変化していつている。だが、この層の労働者の勤続理由は、そのような労働条件への満足要因とかならずしも対応していない点が重要である。すなわち、配転時には「仕事適性」のゆえに勤続を志向していた労働者もその後の作業のルーティン化などにともない、強い不満は表明せずとも仕事そのものに対する緊張感が希薄化し、またライフ・ステージの変化⁹⁾にとともなう生活要因ウェイトの増大により、しだいに勤続理由を「仕事適性」から「生活安定」へと変化させている。ところが、II世代層の半数以上が、調査時には労働時間・賃金上昇など生活に係わる項目で不満を表明しているのである。I世代における生活安定にとって重要な労働条件要因への満足が勤続意識にとって消極的・補完的なものであったのに対し、II世代のそうした労働条件への不満は勤続志向にとってきわめて積極的かつ中心的な位置を占めることに変化してきている点が重要であろう。

さらに、現段階において一般運転工としてもっとも中核的な労働者となりつつあるIII世代層は、配転によってII世代がえたような「仕事」への親和感を有しはじめているかといえ、現実はその

逆のようにみえる。すなわち、III世代の労働者は以前より労働時間・賃金体系・福利厚生などの労働条件項目で満足を表明し、保全工に比して運転工にとくに多い管理監督・交替制あるいは職場環境などの職場条件要因において不満を表明しているのである。その結果、現在時点において勤続意欲の理由が「生活安定」4人と消極化し、逆に「仕事不適性」を理由に勤続志向の動揺を表明する3名の労働者を生みだしているのである。この点でI世代とIII世代は、その労働条件意識において奇妙な類似性をみせている、といつてよい。

最後に、新鋭プラントの稼動初期を経験せず、したがって装置・運転が安定化し、労働内容がルーティン化し始めてから職場に入ったIV世代の労働者は、職場条件要因において明確な不満を表明しているかといえ、調査結果に現われたかぎりではその逆であり、賃金体系・賃金上昇などの方に不満のウェイトが置かれているのである。「仕事不適性」のゆえに勤続に否定的になっているものが同時に「班員編成」(IV-2)、「作業方法」(IV-5)に満足するという、一見理解しにくい反応を示しているが、他面では、人事考課に示される経営管理や、すでに指摘されているように交替制への不満が示されていることの方がより重要であろう。このように、一面では賃金問題に強い不満を示すのは後述のような余暇志向にもとづく面もあるが、他面では強い労働疎外感を意識していながら、その不満を職場条件として表白するほどの技能を蓄積していないからでもある。

以上のように、各世代ともその内容と対応はそれぞれ異なるが、それにもかかわらず各世代とも同様に、少くとも狭義の労働条件への満足感を通して勤続意識を強化する、旧来の意識構造が動揺しつつあるといえよう。そこでつづいて、労働条件のなかではもっとも顕現的であり、個人意識のなかでの検討の頻度も高い「賃金上昇」に対する評価について立ち入って分析してみよう。

3. 賃金上昇評価の世代別変化

賃金上昇に対する評価を明らかにするために、われわれが選択枝として掲げたリストはつぎのと

9) ライフ・ステージの変化とその効果については、前掲、小林、注3)の『月刊・労働問題』75年4・5月号をみよ。

表5 運転工（配転経験者）の賃金上昇評価項目別変化

質 問 項 目	満 足			不 満 足		
	配 転 前	配 転 後	現 在	配 転 前	配 転 後	現 在
物 価 上 昇 に 比 して	0	0	0	4	6	7
生 活 向 上 か ら み て	2	0	0	3	1	1
賃 金 相 場 ・ 景 気 な ど か ら み て	2	4	3	1	1	1
経 営 状 況 か ら み て	5	5	8	0	0	0
労 使 関 係 安 定 の た め に は	1	3	4	0	0	0
労 働 力 の 定 着 の た め に は	2	3	2	1	1	0
生 産 性 ・ 労 働 強 度 と 比 して	3	2	0	1	1	2
初 任 給 上 昇 と 比 して	0	0	0	0	2	2
同 僚 の 賃 金 上 昇 と 比 して	2	0	1	2	0	0
記 入 な し	1	1	0	6	6	5

おりである。①物価上昇に比して、②生活向上に比して、③労働強度の増加に比して、④生産性の向上に比して、⑤同僚の賃金上昇に比して、⑥会社への定着を高めるうえで、⑦労使関係を安定させるうえで、⑧学卒初任給の上昇に比して、⑨世間相場に比して、⑩会社の経営状態に比して、⑪世間の景気に比して。これらの比較項目について満足している側面と不満を感じている側面を一つずつ選択することを求めた。

その結果を配転経験者について概観したのが、表5である。この表をみると、労働条件総体への評価において表われた傾向——この面からみた意識変化が配転に凝集される労働生活の変化によるよりは他の生活・社会要因によって規定される——が、賃上げに対する評価ではより明瞭にみられる。すなわち、経営状態や労使関係安定上や世間相場からみれば満足だが、現実の物価上昇や労働強度の増大や生活向上などにとっては不満である、という構造は、配転そのものによって強く影響を受けているようには思われない。だが、そうしたかなりティピカルな意識構造も世代別にみると異なった様相をみせる。

まず、狭義の労働条件に対する消極的満足感によって企業への勤続志向を表明していたI世代層は、表6のとおり賃金上昇についてもきわめて消極的な満足感を示している。すなわち、経営状態や世間相場からみれば不満とはいえないが、現実の物価上昇からみて自らの生活を考えたばあいには不満足である、というのである。調査時点における不満足の原因は、二人の理由不明者を除けば

実に全員が「物価上昇に比して」不満と答えているのである。賃上げの規制要因として伝統的に存在する二つの学説——支払い能力論と生活賃金論——からみると、支払い能力の点で満足だが、生活賃金の点で不満だという構造であるが、経営者側の賃金観が支払い能力論であり、労働組合側のそれが生活賃金思想であったことを想起すれば、I世代の賃上げ評価は典型的な二重帰属意識である、といつてよい。しかも不満足要因が物価上昇（ということは生活水準の確保のためには）に収斂してきているのに対し、満足要因は世間相場・経営状態・労働力定着・労使安定などへ分散する傾向をみせている。I世代を企業につなぎとめているものが、生活安定を目的とした狭義の労働条件への満足感であったことも考え合わせると、こうした社会的要因に起因する賃上げに対する不満足感の凝縮は企業内外の労使関係にとって重大な不安定要因である、とみななければならないだろう。

ところが、II世代層の調査時点における不満足要因をみると、物価・生活などの個人生活のレベルからみて不満だ、という回答が、きわめて少い点に驚かされる。この傾向は配転前より一貫しているのだが、彼らは経営状態や景気動向から考えても賃上げには不満であり、さらには自らに課されている企業内での地位からくる労働強度を勘案し、初任給水準の上昇と比較したときその不満感にはさらに増幅される。この世代がかつては「仕事」によって企業への親和性を強めつつも職場状況と生活ステージの変化のなかで意識の軸を次第に「生活」へと移動させていったことを考えると、

表6 運転工の賃金上昇評価の変化

調査対象		配 転 前		配 転 後		現 在	
		満 足	不 満 足	満 足	不 満 足	満 足	不 満 足
I 世 代	1	同僚と比較	生活向上	世間相場	物価上昇	経営状態	→
	2	経営状態	物価上昇	→	→	→	→
	3	—	労働強度	労働強度	—	世間相場	—
	4	経営状態	物価上昇	労働安定	→	→	→
	5	労働強度	—	—	物価上昇	労働力定着	→
	6	経営状態	物価上昇	→	→	→	→
	7	世間相場	生活向上	→	労働強度	経営状態	物価上昇
	8	労働安定	—	→	—	→	—
II 世 代	1	労働力定着	同僚と比較	→	—	同僚と比較	初任給上昇
	2	経営状態	労働力定着	世間相場	生活向上	経営状態	→
	3	経営状態	—	労働安定	景気動向	→	→
	4	同僚と比較	景気動向	経営状態	初任給上昇	→	労働強度
	5	労働力定着	—	→	—	世間相場	—
	6	世間相場	同僚と比較	経営状態	物価上昇	→	→
	7	生活向上	—	経営状態	—	→	—
III 世 代	1	—	—	労働力定着	初任給上昇	→	生産性上昇
	2	生活向上	物価上昇	労働力定着	初任給上昇	→	→
	3	労働強度	—	→	—	労働安定	—
	4	—	—	世間相場	生産性向上	経営状態	物価上昇
	5	—	—	世間相場	生活向上	同僚と比較	→
	6	—	—	経営状態	生活向上	世間相場	初任給上昇
	7	労働強度	生活向上	世間相場	労働力定着	→	生産性上昇
	8	—	—	世間相場	初任給上昇	—	生活向上
IV 世 代	1	—	—	—	—	世間相場	生活向上
	2	—	—	—	—	経営状態	大学卒と比較
	3	—	—	—	—	世間相場	生活向上
	4	—	—	—	—	景気動向	初任給上昇
	5	—	—	—	—	—	生活向上
	6	—	—	—	—	世間相場	初任給上昇
	7	—	—	—	—	—	—

→は前時点と理由が同じこと、—は無回答または該当する時点が存在しないことを示す。

このように厳しい評価基準で賃上げに不満感を表明していることは十分に注目に値しよう。

さらにⅢ世代では、配転後の変化として初任給上昇に比して不満だ、とする層が増大している点に注目される。その意味で賃上げ評価基準が社会（世間相場・景気）、個人（生活・物価）の両極に止まらず、より直接的な企業内の他労働者層に向けられている点は、企業内労使関係・秩序への動揺要因となっている、とみてよい。調査時点で不満理由として生産性上昇をあげる労働者が二人でできたことは、そうした賃上げ評価基準の現実性と攻撃性を示すものとして興味深い。

最後に、Ⅳ世代についてみるとこの世代は世間

相場や経営状態・景気動向に比較すれば満足だ、という伝統的意識を示しつつも、その反面で、不満要因においては独自の傾向をみせている。まず、Ⅲ世代がみせた企業内他労働者と比較して不満とする意識はこの世代でも強まっており、とくに年代的に初任給水準（つまり新規採用者）ともっとも隣接した関係をもつこの世代では初任給の上昇率との比較を不満要因とするだけでなく、従来は分限意識の反映として比較の対象としなかった「大学卒と比較」して不満を表明している労働者がいることは大きな特徴である、とみてよい。また彼らの示す生活向上のために不満だという意識の内実は、Ⅰ世代などにみられる住宅・教育費

表7 保全工の勤続意識・仕事意識変化

調査対象者		配 転 前		配 転 後		現 在	
		勤続志向	仕事意識	勤続志向	仕事意識	勤続志向	仕事意識
I 世 代	1 寺 沢	○仕事適性	○生活向上	○ →	○人間関係	○ →	○ →
	2 浦 田	○生活安定	●仕事適性	○ →	○能力・創意	○ →	○適 性
	3 島 田	○仕事適性	●能力・創意	○地位向上	○ →	●独 立	○生活向上
	4 峰 村	●仕事適性	●能力・創意	○ →	○ →	○生活安定	○仕事適性
	5 岡 村	○生活安定	○仕事適性	○ →	○ →	○ →	○ →
II 世 代	1 大 林	—	—	○仕事適性	○仕事適性	○企業の社会性	○使命感
	2 竹 内	○生活安定	○人間関係	○仕事適性	○仕事適性	○生活安定	○ →
	3 宮 沢	—	—	○仕事適性	○能力・創意	○ →	○地位昇進
	4 中 田	—	—	○収 入	○仕事適性	○仕事適性	○地位昇進
	5 山 崎	—	—	○仕事適性	○仕事適性	○生活安定	○使命感
III 世 代	1 奥 村	△生活安定	△人間関係	○仕事適性	○仕事適性	○生活安定	○能力・創意
	2 笠 井	—	—	○仕事適性	○仕事適性	○生活安定	○能力・創意
	3 丸 田	○仕事適性	●地位向上	○生活安定	○能力・創意	○ →	○ →
	4 岡 沢	—	—	○収 入	○仕事適性	●地位向上	●地位向上
	5 内 田	●収 入	●使命感	○仕事適性	○能力・創意	○ →	○ →
IV 世 代	1 田 島	—	—	—	—	△収 入	●生活向上
	2 岩 田	—	—	—	—	△収 入	●地位向上
	3 柳 沢	—	—	—	—	○生活安定	○能力・創意
	4 堀	●仕事適性	●使命感	○ →	○仕事適性	○ →	○ →
	5 佐 伯	—	—	—	—	○生活安定	○人間関係

勤続志向の記号は表3と同じ、仕事意識の記号は、○満足、●不満、△不明を示す。

などの不足によるのではなく、多様化し増大するレジャー関係費用の不足を軸としているために、その基準額に一定の限界を設定し難く、不足の幅が不明瞭なこと、それ自体が欠乏感を増幅しており、それを企業の労働条件に対する不満として短絡的に表現するとき、企業は従来の処理機能では解決不能な問題を抱えたのではないだろうか。

III 保全工の労働条件意識

1. 勤続意識の動揺と労働条件意識

われわれは前節で運転工の企業勤続意識が陰に陽に動揺しはじめてきている事実をみた。それによって直ちに日本型“終身雇用”の慣行が崩壊するとはいえないが、大企業に顕著な長期勤続の内実をなす企業内統合力が配転後→現在に弛緩しつつあることは疑いえない。運転工のばあい、このような勤続意識の動揺に対して、一見、労働条件意識の変化がその規定性を弱化させているかにみえたが、その実、世代ごとに狭義の労働条件あるいは職場条件への不満の増大が深い関連を持っている。

た。それに対して保全工のばあいはどうだろうか。

まず表7で保全工の勤続意識変化を仕事評価の変化との関連でみると、要約してつぎのようにいう。すなわち、保全工の勤続志向は運転工に比して概して高いが、とくに配転によって仕事満足感が高まり、それを媒介として顕著に向上した、とみることができる。しかし、配転後→現在に運

表8 保全工労働条件意識の項目別変化

質 問 項 目	満 足			不 満 足		
	配転前	配転後	現 在	配転前	配転後	現 在
賃 金 上 昇	—	—	1	1	3	4(3)
賃 金 体 系	1	1	—	1	1	2(3)
福 利 厚 生	4	5	2(6)	—	1	1
労 働 時 間	2	1	2(1)	1	1	—
人 事 考 課	—	—	1(1)	—	1	1(2)
交 替 制	—	—	—	1	—	—
職 場 環 境	—	—	1(1)	1	—	—
班 員 編 成	—	—	—	1	—	—
管理監督・作業方法	2	2	2(1)	1	—	1(1)
労働強度・要員	—	1	—	2	2	1(1)
記 入 な し	1	—	1	1	1	—

現在のカッコ内は配転・転勤未経験者について示した。

表9 保全工労働条件意識の変化

調査対象者		配 転 前		配 転 後		現 在	
		満 足	不 満 足	満 足	不 満 足	満 足	不 満 足
Ⅰ 世 代	1 寺 沢	作業方法	労働強度	→	要 員	→	→
	2 浦 田	福利厚生	賃金上昇	→	→	賃金上昇	福利厚生
	3 島 田	労働時間	職場環境	福利厚生	労働強度	人事考課	作業方法
	4 峯 村	賃金体系	労働時間	→	→	労働時間	賃金上昇
	5 岡 村	労働時間	—	福利厚生	—	—	賃金上昇
Ⅱ 世 代	1 大 林	—	—	賃金上昇	—	人事考課	賃金上昇
	2 竹 内	職場環境	交替制	労働時間	賃金上昇	→	→
	3 宮 沢	—	—	管理・監督	福利厚生	職場環境	管理・監督
	4 中 田	—	—	賃金上昇	管理・監督	福利厚生	労働の強度
	5 山 崎	—	—	福利厚生	賃金体系	作業方法	→
Ⅲ 世 代	1 奥 村	作業方法	要 員	労働強度	福利厚生	職場環境	賃金体系
	2 笠 井	—	—	作業方法	賃金体系	労働時間	→
	3 丸 田	福利厚生	労働強度	→	考 課	→	→
	4 岡 沢	—	—	職場環境	班 編 成	福利厚生	人事考課
	5 内 田	福利厚生	賃金体系	→	→	→	→
Ⅳ 世 代	1 田 島	—	—	—	—	福利厚生	人事考課
	2 岩 田	—	—	—	—	福利厚生	賃金上昇
	3 柳 沢	—	—	—	—	福利厚生	賃金上昇
	4 堀	福利厚生	作業方法	作業方法	賃金上昇	→	→
	5 佐 伯	—	—	—	—	福利厚生	賃金体系

転工のそれとほぼ同様に勤続志向の低下・弱化がみられ、それは仕事満足感の弱化・消極化と、さらに運転工のばあいほど顕著ではないが、勤続志向などの低い青年労働者の参入によって規定されている。他方、労働条件意識の変化を概括してみると、表8がえられる。それによると、保全工のばあいも配転前後の変化はかならずしも明確ではないが、福利厚生への満足感の強化のほかに、とくに賃金上昇の不満感の増大と同時に職場条件への不満感の減少をみてとることができる。それに比して配転後→現在の変化はより鮮明であり、福利厚生満足感の減退、賃金不満感の増大のほかに、職場条件への満足・不満感の交錯した変化などが認められる。総じて狭義の労働条件はマイナスに転化しつつある、とみてよい。以上のような勤続志向と労働条件意識は動態的にいかに関連しているだろうか。それを個別レベルの顕著な変化に即してみると、つぎのようになる。

すなわち、表7・9において、(1)勤続志向が「無」→「有」に変化したケースからみていくと、Ⅰ世代の峰村さんとⅢ世代の内田さんのばあいは労働

条件意識に変化なく、残りの1人(Ⅳ—4)は「福利厚生」→「作業方法」に変化している。さらに3人とも仕事の不満→満足であり、しかもその理由が仕事適性化、能力・創意性発揮という仕事そのものにもとづく積極的理由に拠っている。とすると、逆に狭義の労働条件意識はこのタイプの変化にはほとんど寄与していない、ということになる。

つづいて、(2)勤続志向「有」→「無」の変化に目を移すと、まずⅠ世代の島田さんのばあいは労働条件不満の理由が「労働強度」→「作業方法」に変化してはいるが、彼は仕事満足感是不満から転化してきており、職場条件への不満が勤続意識を低下させたとは考えられない。実は、表7のとおり配転後→現在に「生活向上」への関心が強化している。これは彼が40歳代半ばに達し定年が10年後に迫ったことによる将来の生活不安から、これまでの計装の技能・技術を活かして独立したい、という意識の反映とみてよかろう。他の1人(Ⅲ—4)は労働条件不満の理由が「班員編成」から「考課」に変化しているが、その考課不満の

内容が、昇進の停滞となっている。事実、彼は10年選手のヴェテランであり、班長に昇進してもよい時期にきていることは疑いえない。この点において、運転工のばあいはしだいに地位昇進による企業勤続刺激要因は弱化してきており、企業内労使関係の前提的条件が崩壊しつつある¹⁰⁾のだが、保全工のばあいは青年労働者まで含めて伝統的勤続刺激要因がかなり大きな役割を果たしているのである。だが、以上のとおり、総じて労働条件、とりわけ労働者の消費生活に関連した狭義の労働条件は、勤続意識の変化に対しては、それがプラスに転化するばあいもマイナスに転化するばあいも、きわめて消極的な役割しか果たしていない、と規定することができそうである。

2. 労働条件意識の世代別変化

以上のことを世代別に確認するまえにもう一度、保全工の勤続意識の特徴について次のことを確認しておこう。すなわち、配転経験者10名のうち、配転前に勤続意志「無」の3名は、配転後、すべて勤続意志「有」に変化しており、調査時点では配転未経験者10名を含めた全員のなかで、勤続否定—2名（この2名も、前述したように、あまり積極的ではない）、疑問—2名にすぎない。したがって、運転工に比してその勤続志向は明瞭に高い、とみてよい。このことは、前述のように保全工の仕事満足感が高いことと深く関係しているのである。

これに対して、労働条件意識の方はすでにその概況を表8でみたとおり、とくにその満足の理由はあまり変化していないが、配転後→現在に分散する傾向があり、それは保全工の欲求の多様化の反映ともみられる。それに対して、不満足の理由の変化はより顕著であり、とくに生活に関連する労働条件のうち、賃金に関する不満が目立って増加してきている。とすると、配転によって保全の仕事そのものに満足するように変化したと同時に、どちらかという、それまで第二義的であった賃金に対する不満が顕在化した、ということになる。

しかも、それは保全工のライフ・ステージの変化とも深く関係している。例えばⅡ世代の竹内さんにおける長子誕生のケースのように。

そこで、これら労働条件意識の変化を世代別に表9でみると、まずⅠ世代では確かに賃金不満が増大してきてはいるが、とくにⅣ世代におけるほどその比率は高くはない。だが、寺沢さんと浦田さんは、かなり広い住宅と敷地を以前から持っており、子供の教育負担もなくなったステージに達したために、賃金上昇に対する不満が弱化した、と思われるので、このことは差し引いて考察する必要がある。いずれにしても、この世代全体にとっては、物価上昇の圧力のほかに教育費負担や住宅購入などの負担のもとで、変容しつつなお持続している年功賃金が労働者統轄力としてその機能を十分果たしていないことが知られるのである。

また、Ⅱ世代については、配転者が1人しかいないので、入社時と現在の2時点の労働条件意識の変化をみると、入社時においては満足・不満足の理由とともに、賃金を中心としていたのが、現在になるとその満足の理由として仕事関係の労働条件が増加し、不満足の理由では賃金に関する不満が増加している。このことは、この世代が保全職種においてもⅢ世代とともに仕事の中核となってきたことと関係がある、と思われる。

そこでⅢ世代に目を転じると、配転後→現在にかけての特徴として、労働条件の満足の理由としては福利厚生が増加し、不満足の理由としては賃金体系が増加してきている。ことに賃金体系への不満の増大は、実は仕事面での能力向上と深く関係している。しかも、この不満は大別して二つに分けられる。

第一に、中途採用者の差別賃金体系への不満である。例えば、Ⅱ世代の中田さんは、「経験工として採用しておきながら、しかもすでに先輩とほとんど差がないほどの作業面での実績をあげているにもかかわらず、5年経った今日でも、相変わらず中途採用者として賃金面で差別されていることは、どうしても納得できない」ともらしている。この強い不満は、整備工としては同職でありながら、能力的にはやや劣ると思われる下請工の高い日給

10) 前掲、小林、注3)の『日本労働協会雑誌』74年3・4月号をみよ。

を知っていることとも関係している、と思われる。

その点についてはのちにもふれるとして、第二に、いわゆる年功賃金そのものへの不満が挙げられる。例えばⅡ世代の内田さんは「現在の賃金形態は、能力がそれほど上昇しなくても、“年功”で賃金が上っている。本来、賃金が労働に対する支払いである以上、業績中心の賃金形態が合理的であり、仕事・能力を中心とした賃金体系に変えて欲しい」といいきっている。この点については、面接によれば、入職後 2～3 年経過したⅣ世代の多くの青年労働者にも（旧型手工の熟練にもとづく機械工としての整備工と違って、計装工・検査工は入職後 2 年ほどで一応一人前に日常的な普通の仕事は遂行しうる）ほぼ共通した意向が認められる。

すなわち、Ⅳ世代の田島さんは、「努力して能力を高めても、賃金面でむくわれないので、やる気がしない」ともらしている。とくに日常的な仕事を通じて、その能力や成果が明確に現われるこれら保全職種群では、このように能力主義的賃金形態への要求が強いのである。ということは、現在の変容した“年功賃金”体系は、まだ“能力主義”体系として不徹底なるがゆえに、Ⅰ世代とは別の観点から、これら若いⅣ世代をも、満足させていないことを示している。そして、この不満が、勤続意識を動揺させているのである。

このように狭義の労働条件不満足感が保全工では増加しつつあるのだが、それと勤続意識の関連については、つぎのような世代別特徴もみられる。それをⅠ世代の入社間もない青年時代とⅣ世代との比較においてみてみることにしよう。まずⅠ世代では、昭和 20 年代の労働市場を反映して浦田さんに典型的に示されているように仕事不適性で、賃金に不満でも、生活安定のために勤続しつづけると考えるものが比較的多いのに対し、Ⅳ世代では、田島さん、岩田さんのように仕事適性（「面接」による把握）でも、賃金上昇で不満だと勤続意識が動揺するのである。

このようにⅣ世代では仕事適性でありながら、勤続理由としては労働者として消極的と思われる収入・生活安定を挙げているのである。このこと

は、「仕事に一応満足したら、賃金収入も」といった、生活欲求の多面化という、現在の“若者意識”を反映している、とみることができよう。したがってこのⅣ世代のうちで、勤続意志「有」という、残りの柳沢さん、堀さん、佐伯さんも、賃金に対する不満を持っているのであり、賃金を媒介とする労働者統轄が十分に安定しているとはいえない。その意味で生活に関連する賃金などの労働条件に対する不満は、前述したように、勤続意識の形成に対して第一義的役割は果してはいないが、さりとて決して軽視することは許されないのである。そこで最後に、こうした賃金上昇に対する評価とその変化を考察してみることにしよう。

3. 賃金上昇評価の世代別変化

まず表 10 からわかるように、保全工の特徴的な変化としては、配転後→現在にかけて、「世間相場」、「労使関係安定上」は満足だという評価が顕著に増加してきていることである。これを不満理由の変化と対応してみると、高度成長の持続による労働力需給の逼迫によって、かつては「相場」に比して自らの賃金上昇が不満のものが多かったのが、ちょうど配転後→現在にかけてその不満が減少した、と理解できる。これを運転工の賃金上昇評価と対比してみると、後者が「相場」よりも「企業経営状態」基準による満足が多いことに気づく。このように、運転工に比し、保全工の強い「相場」意識は、欧米での機械工の労働市場に較べては不十分とはいえ、職種別労働市場の展

表10 保全工の賃金上昇評価の項目別変化

比較項目	満 足			不 満 足		
	配転前	配転後	現在	配転前	配転後	現在
労働強度・生産性	2	—	1(2)	2	2	1(1)
同 僚 比 較	2	3	1(1)	—	—	1
企業勤続（定着）	—	—	—	—	—	—(1)
労使関係安定上	1	—	1(2)	—	1	—
企業経営状態	—	—	1	1	1	—
初任給上昇	—	—	—	1	—	—(2)
世間相場・景気	1	1	2(3)	5	5	2
生活向上	—	2	1	—	—	3(4)
物価上昇	2	2	—	—	1	3(2)
記入なし	2	2	3(2)	1	—	—

カッコ内は配転・転勤未経験者について示す。

開を背景として（中途採用の整備工6名のうち5名まで同職移動、計装工3名のうち2名、検査工2名ともに類似職移動）、そして今日でも30歳代でも中途採用されうるという実態を基礎に、その企業帰属意識がより弱いことの反映といえよう。

さらにこの企業外労働市場をにらんでの比較意識では、地域的・企業別にそうした意識の程度に差異があることに注意しておく必要があろう。例えば、京浜工業地帯のような巨大企業群が集積している地域では、一般に労働市場の逼迫を背景として整備工の同職比較意識がとくに強いのであるが、同じ京浜工業地帯にあっても、企業によってその整備作業をより多く社外化している事業所では、それだけ、社外工である同職者と監督作業などを通じて接触する機会が多いので、その比較意識がことさらに強いのである。

また、不満足の原因に関しては、「生活向上」と「物価上昇」に対して、つまり他者との比較や企業の支払能力を考慮するのではなく、生活者としての労働者の立場から自らの労働力の再生産費自身を基準として、その賃金上昇を不満と意識する

労働者が目立って増加してきている。これを世代別にみると、表11のとおり、I世代では5名のうち3名までが、生活向上を基準として不満を訴えている。いずれも、教育費の負担増と住宅購入資金の貯蓄にもとづく不満である。さらにII世代の竹内さん、山崎さん、III世代の丸田さんの「物価上昇」を基準とする不満も、その内実は土地購入費と住宅建設費の物価上昇による負担増や貯蓄分の目減りすることに対する不満を内容としている。だから、これらも前述と同質の不満だ、といえよう。つまり60年代後半以降の大幅賃上げを通じて実質賃金が上昇したといっても、それだけでは中間階層化しつつある労働者生活の向上を満たしえなかったのである。またII世代では、5名のうち2名までが、初任給上昇を基準とする不満を示している。このことは、企業内の他労働者との比較を意味し、運転工のばあいと同様の生活給体系の強化を要求している、とみてもよいが、彼らの自らの能力に対する自信からして、むしろ“能力主義”賃金体系の徹底化を要求している、とみるべきであろう。その意味で、この要求は現

表11 保全工の賃金上昇評価の変化

調査対象者		配 転 前		配 転 後		現 在	
		満 足	不 満 足	満 足	不 満 足	満 足	不 満 足
I 世 代	1 寺 沢	—	労働強度	—	労働強度	—	労働強度
	2 浦 田	物 価 上 昇	世 間 相 場	生 活 向 上	世 間 相 場	生 活 向 上	—
	3 島 田	労働強度	経 営 状 態	物 価 上 昇	生 産 性 向 上	経 営 状 態	生 活 向 上
	4 峰 村	物 価 上 昇	世 間 相 場	同 僚	世 間 相 場	労働関係安定	生 活 向 上
	5 岡 村	労働強度	世 間 相 場	物 価 上 昇	生 産 性 向 上	—	生 活 向 上
II 世 代	1 大 林	—	—	—	—	—	生 活 向 上
	2 竹 内	労働関係安定	—	—	景 気	景 気	物 価 上 昇
	3 宮 沢	—	—	—	—	労働関係安定	初 任 給 上 昇
	4 中 田	—	—	—	—	労働強度	初 任 給 上 昇
	5 山 崎	—	—	—	—	—	物 価 上 昇
III 世 代	1 奥 村	同 僚	初 任 給 上 昇	生 活 向 上	労働関係安定	生産性向上	物 価 上 昇
	2 笠 井	—	—	—	—	同 僚	物 価 上 昇
	3 丸 田	世 間 相 場	労働強度	世 間 相 場	物 価 上 昇	→	→
	4 岡 沢	—	—	—	—	労働関係安定	同 僚
	5 内 田	同 僚	世 間 相 場	同 僚	世 間 相 場	→	→
IV 世 代	1 田 島	—	—	—	—	世 間 相 場	生 活 向 上
	2 岩 田	—	—	—	—	生産性向上	生 活 向 上
	3 柳 沢	—	—	—	—	世 間 相 場	生 活 向 上
	4 堀	—	世 間 相 場	—	世 間 相 場	—	→
	5 佐 伯	—	—	—	—	世 間 相 場	労働強度

在の能力主義的管理としても不徹底な経営秩序への鋭い批判に連なっているのである。

さらにまた、IV世代では、その過半が「生活向上」に対する不満をあげている。これは運転工のばあいと同様に現象的にはI世代と類似した傾向ではあるが、I世代ではそのライフ・ステージの高さと生活関連社会資本の貧困とのギャップによる住宅・教育問題をその評価基準としているのに反して、IV世代の方は主として余暇充実を基準とした賃金上昇不満を顕在化させているのである。こうした青年労働者の余暇志向は、その余暇形態は不問とすれば超歴史的傾向だとみてよいが、現在の保全工青年層のばあいは前述のような自分たちの労働の質と量を基準とする賃金不満であることが重要な意味を持っているのであり、この点は

運転工の青年層とは明瞭に異なっているのである。

物価上昇・生活環境の悪化・住宅問題の深刻化・社会保障の遅れなどのより社会的な生活・福祉問題への不満をしだいに募らせつつあり、仕事意識の低下のみならず、こうした企業内労使関係では十分に処理できないような社会的不満が企業勤続意識の低下をも規定する重要な要因となっていることである。ここに、現代技術をリードする戦略産業、石油化学工業における労働者意識の決定的に重要な変化とそれらを容易に解消しえない現代産業社会の限界をみてとることができる。

(本稿の執筆分担は、主としてI・IV小林、II亀山、III町田であり、便宜上、小林が全体を調整した。)

現物給付形態と管理過程

——福祉サービスの効果と管理についてのノート——

高 沢 武 司

「私たちが当面している課題は、普遍主義的社会的諸サービスと選別的社会的諸サービスのあいだの選択の問題ではない。真の課題は、つぎの設問のなかにある。すなわち、もっとも強いニーズをもつ人のために、恥辱の烙印を押す危険をできるだけ小さなものにしながら、積極的に区別していくことをねらった選別的サービスが社会的に受け容れられ、発展していくことができるか、そのなかより、外側なりで基礎となるような価値と機会の枠組を提供するためには、どんな普遍主義的サービスの下部構造が必要とされるか、という問題がこれである。」
(R. M. ティトマス, 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障』pp. 168~69.)

福祉行政の機構的・機能的拡大にともなって、あらゆる給付が様々な管理組織系統の間で交錯の度を増し、給付の効果を判別しかねるほどにそれは複雑な様相を呈するようになってきた。たしかに、給付の効果は給付対象に帰属して最終的に判定されるべきものであり、また政策において論じられるべき給付の効果は、給付対象の私的自由を侵犯しない限度でおこなわれるべきものである。しかし、この一般原則も、あらゆる給付を組織し系統づける管理過程の中で十全に守られるとは限らない。普遍主義と選別主義の相克の課題は、その他給付の管理過程における自由と選択、総じて人間の尊厳の課題をもふくめて、永らく解け難い難題として続いている。個別的な給付の水準とその在り方は、個別に検討していけばきわめて明瞭な答えが用意されるかもしれない。しかしここでは、その算術的総和から給付の管理構造を検討していくことに目的はなく、またその試みも現段階では実証的であろうとする限り不可能である¹⁾。

ここでは、狭義の福祉サービスを中心にして、給付形態と管理組織の関係および管理過程の中での効果の表われ方を概括的に検討することにとどめたい。

I 福祉行政の質量変換にともなう課題

今日、ある排他的で独自の対象に限って福祉行政の範疇を構想し、その給付のカタログを整理してみても、それを現実の福祉行政の全機能に一般化することのできる命題は出しにくくなった。狭義の福祉行政の範疇は徐々に明瞭さを欠き、法規現象としてはすぐれて実体的な制度を様々に作りあげて縦横に交錯し、また公行政の給付の性格に着目すれば、従来からの福祉行政を認識し発展せしめた概念用具のいくつかも、行政内容の量の拡大と質の変化によって使用に耐えなくなりつつあるともいえる。このような変化の過程は、一方では固定化した救済対象が現代社会の生活周期に事故として広範に現われ始め、救済行政の体質を公

- 1) 個々の給付水準の制度的次元での単純な総和は、給付の効果を総体的に考える視点、とりわけ給付を受けとる側の給付の効果の視点においては、ほとんど役立たない。たとえば、この視点は、ミーンズ・テストについて考察しようとする次のような問題の中からも浮き彫りにされてくるが、このような作業がわが国でも精緻におこなわれているかどうかは、私は知らない。

「今日、イングランドとウェールズの地方当局が責任をもっているミーンズ・テストは、少なくとも3,000であり、そのうち、約1,500は相互に異なったものであるということである。この推計は、教育、児童福祉、保健、住宅および福祉関係部局が主管するサービスだけから算出されたものである。したがって、この分野だけでも個人および家族に影響する貧困または資金難、支出能力、負担規制などに関して1,500もの異なった規定が存在することになる。いろいろなニーズ、いろいろなハンディキャップをもつ貧困家族は相当数あるにちがいないが、その人たちが今日の福祉の現実をどう認識しているかは、ミーンズ・テストの世界を通じてしか知りようがないのである。」(R. M. ティトマス, 三浦文夫監訳『社会福祉と社会保障』pp. 163~64.)

行政全体の中の特殊機能に譲り渡し、行政適用要件を機能化することなどによって進み、他方では公行政が従来の救済行政にみられた個別性・選別性をとり入れて行政対象を細分類した施策を展開することによって形成された。この2つの方向の交叉点には、法と政令にもとづく国家機構の分掌を超えた地方自治体の住民行政の視点およびそれに先導された国・地方の双方にみられる給付的裁量行政の拡大の傾向があることはいうまでもない²⁾。したがって様々の給付内容と形態は、異なる管理組織の間で混在しながら一覧表的には見えにくい型で制度的に定着していかざるをえなくなっている。

ところで、本論の主題が狭義の福祉サービスを中心にしていながら、給付形態全体をも問題としなければならないのは、福祉サービスが結果としては現物給付でありながらそのような給付形態が決して給付形態をめぐる争点を鮮明にしてそれを克服してきたものであるとはいえないからである。福祉行政における伝統的なパターンリズムは、給付効果を行政主体と行政能率において判断することを助長したし、給付形態の争点、そこにみられる管理組織の特徴について給付効果を給付対象の「消費の自由」に帰属させて発想する余地も縮小させた³⁾。さらに、給付の仕組みの複雑化が官僚制の発達を促し必要最小限度の管理組織が権威構造をとまって増幅した場合には、給付の本質にまで触れるような給付形態に関する「反動」——「すべてを貨幣で」という反動——が要求として現われる。この課題は必ずしも、現物給付か金銭給付かの古典的な二者選択の問題ではなく、どのような給付形態と管理組織が受給者の権利性と人間の尊厳をもっとも保障することに十分であるかという課題なのだが、給付の効果と管理過程を検討

するには、この2つの類型は重要な指標となるに違いない。それが、選択の立て方の違いはともかく、現物給付か金銭給付かの主題ときわめて類似すると思われる先の命題「選別的社会的諸サービスか普遍主義的社会的諸サービスか」ということ、また、「レジデュアル（補完機能）かインスティテューショナル（制度機能）か」の争点でもある。

福祉行政の範囲の拡大は、すべての国民を生活周期のどこかで福祉行政に関係づける。しかし行政の運用は給付効果にかかわりなく行政の分掌にしたがって最低限分割されざるをえず、その機構の運用にあたっては先行する「器」をはみだすことは難しい。かくて、役務・便益の提供を中心にして形成されてきた狭義の福祉サービスの在り方をめぐる争点には、広義の所得保障を中心とする給付との互換性の問題が入りこむ余地すらなかったし、また逆に社会保険運用においては、医療保障の在り方をめぐる問題をのぞいては現物給付問題について十分に検討されているとはいえない。また、保険運用内部組織に役務提供の組織があるはずもないので、役務の問題が現物の概念で検討されることも少なかった。

ところで、にわかに公行政における給付的性格に着眼して抬頭した給付行政論においてもこのような問題はほとんど扱われておらず、行政法学的にも空白地帯といわざるをえない。それは、せいぜい侵害行政との対比において様々の行政分野における「利益供与行政」を概括したものにとどまり、いまだ「それぞれに特有の法的特徴を個別的・具体的に解明すること」⁴⁾すら緒についていないのである。それにもかかわらず、狭義の福祉行政を超えてそれを包括するような福祉行政の質量変換の行政現象は、ますます今後新しい概念用具と分

2) このような傾向を助長した背景には、余剰ドルの処分や高度経済成長政策の「犠牲者」への補償、低成長下での国民生活の構造変化などがあるが、そこまで深めて福祉行政の質量変換を問題とすることは、本論の主題ではない。

3) たとえば、給付申請経路とか給付金の受取方法とかが、小さいことのようにだが問題となろう。そのうち、いわゆる保護費の銀行払いなどは、事務能率、被保護者組織の弱体化、生活教育的配慮が先行して、金融機関選定の自由から構想されているとはいえない。

4) 室井力『現代行政法の原理』p. 211.

なお、室井氏は「給付行政」の概念を要約的に次のように規定する。「給付行政という概念は、基本的には、むしろ、行政機能の拡大・変化にともなうところの現代行政の内容・目的を表現するものといえよう。そして、給付行政の原則的な行為形式・手段は、交通・通信・運輸事業の経営、教育文化・衛生などの諸施設の整備、資金補助行政、社会保険・公的扶助などに見られるように、非権力的な授益的行政である。」（『同書』p. 20.）

析視点を必要とさせるにちがいないであろう。

II 対立図式の意義

1930年以前およびいまだに大多数のアメリカ人がなしている福祉機能についての基本的立場は、レジデュアルな志向をともなったものだといわれる⁵⁾。一口に「レジデュアル」という場合、福祉機能が家族の本来機能や市場経済にまったく代位して、人間の尊厳を傷つけ自立の精神を挫かないためにはあくまでそれは応急的でなければならない、という主張をふくんでいる。したがって、福祉行政の拡大とはこのような主張との対決であり、現にこの主張を克服しないかぎり整備体系化した福祉行政を組織することすらできなかったし、アメリカでは今もできないでいる。それにもかかわらず、今日、レジデュアルの視点は福祉行政の機能の硬直化——給付効果の減退、人間性の無視、官僚制組織の膨張、強権的運営などに関して福祉行政を抑制する武器となって再登場している。まさに、ウィレンスキーとルボウは、レジデュアルとインスティテューショナルの2つについて前者から後者への展開が現代産業社会の必然的傾向であるとしながらも、この2つの立場はアメリカでは永らく妥協的に結びつかざるをえなかったものだとしている⁶⁾。それでは、2つの立場双方に真理がふくまれているとして、そこでもっとも重要視すべき課題とは何であろうか。

レジデュアルとは、所詮、現代社会の問題解決の最前線に福祉行政を位置づけないことを特質とし、その意味でインスティテューショナルと対立して様々の社会福祉制度の意図と結果についての食い違いを指摘する立場である。すなわち、福祉行政における理念の現実による裏切りを虚構の告発として提出するのである。その意味では、やや時代錯誤ともいえる自助の強調が基盤にあるとはいえ、住宅政策、最低賃金、農産物価格支持政策、強制年金制度などについて激しく批判するフリー

ドマンの所説は、弁解の余地がないほど福祉行政の「最前線」意識が陥る無矛盾性の独善を論破しているといえるだろう⁷⁾。しかし、批判の武器が自由主義的市場経済の順当な行動への強い信頼に依拠しすぎているあまりに、福祉行政の時代的方向を逆流させるだけの力量がそこにはないことも周知の事実である。したがって、争点は結局、現代社会で拡大する福祉行政の給付効果がどのように判定され、それが人間の尊厳の視点からどのような管理組織を要求するかという問題に移行せざるをえないものである。

フリードマンは、消費の自由、選択を許さない現物給付、強制力をともなった問題解決手段の独善的先取りの基盤となるパターンリズムなどを激しく非難する。たしかにこれらは構造的に関連していて、徹底した現物給付主義は市場経済をまったく否定するか市場経済の空白地帯にしか成立しない。また、現物給付における給付効果を測る尺度は政策主体にそれが帰属しているかぎりパターンリズムを基盤としているし、貨幣との交換可能性を否定している意味では現物給付は消費への強制力をもつのである。

「実質財政支出を一定とすれば、現金給付も現物給付も消費者の効用水準に及ぼす効果は同じである。このかぎりにおいて、現金給付・現物給付の区別は経済学的にあまり意味がない」が、ただし、「政策的に必要最小限と認められた水準まで現物給付をおこなう場合には給付は過大給付となる」といわれる⁸⁾。

この当り前のような命題も、給付効果が単に分配政策や資源配分の観点から測られるか、実質所得に換算しうる必要最小限の消費量の水準をあくまで維持するかで、たとえ過大給付が明瞭でも現物給付に対する選択の意味が変わってくることを暗示している。つまり、金銭給付と現物給付の区別が経済学的に意味がないといい切れるのは実質財政支出が一定であるという仮定に立つからであ

5) P. E. ワインバーガー、小松監訳『社会福祉論の展望』(上) p. 19.

6) H. U. ウィレンスキー、C. N. ルボウ、四方監訳『産業社会と社会福祉』(上) p. 145.

7) M. フリードマン、高沢訳「社会福祉方策批判」(Social Welfare Measures), P. E. ワインバーガー『前出書』所収, pp. 34~48 参照。

8) 大熊一郎「社会保障における現金給付と現物給付」今井・佐口編『社会保障の理論と課題』p. 112, p. 119.

り、また必要最小限の消費量の水準をどこに設定するかで給付の過大性が問題となってくるのは、給付の対象たる「事故」が所得弾力的な性格をもつかどうかで左右されるものだからである。結局、それは「望ましい消費水準」をどこに設定するかの問題であり、大熊一郎氏はこの基準について「いかなる民主的手続によっても、万人の認める基準を設けることは不可能であるからこの基準は当然恣意的たらざるを得ない」と断言する⁹⁾。たしかに、現物給付における現物の具体的内容の意義を捨象した仮定は、ここで明解な結論を得たことになる。つまり、実質消費の水準の保障よりも供給条件・財政支出の効率が先行し、消費選択の問題もただちに受給権者の私的自由の最大限保障の問題に連結してしまうのである。したがって、現物給付の内容、それを構成する条件などを考察すること自体は経済学的には余計な不純物を取り扱うことになるというだけでなく、意味のない作業になってしまうのかもしれない。

ところで、ふたたびティトマスの命題にもどると、普遍主義的社会的諸サービスや現物給付の問題のとり上げ方は市場経済がもたらす消費選択の自由や少数者に限定された選別的サービスの効率性に対して決して楽観的ではなく、命題の立て方そのものも「実存的」ですらあるように思われる¹⁰⁾。

公共サービス方式による現物給付形態にふくま

9) 『同書』p. 119.

政策論からすれば、「のぞましい消費水準」を達成できる給付効果は、給付の波及効果までふくんでいられるが、以下のような論理構成をとっていくと、現物給付もっている実質消費の意義はまったく問題となっていない。「もし給付の対象が所得弾力的なら、わずかの給付をもつてのぞましい消費水準を達成できるが、所得について非弾力的なら、かなり大きな金額の給付をおこなわなければならない。たとえていうなら、教育費はかなり所得弾力的とおもわれるから、たとえ無料の義務教育年限を1年ひき上げるだけで、それ以上の教育を受けようとする人数はかなりふえるにちがいない、ということである。医療費には所得弾力的な部分と非弾力的な部分とが含まれているとおもわれるから、それらについて給付水準を分けることも考えられる。もちろん、給付が過大になりがちであることの当否の判断は別箇の問題である。それはのぞましい水準をどこにおくかの問題で、教育費や医療費は多ければ多いほどよいのか、供給側の条件あるいは財政支出の効率を考えて、当面は一定限度の目標水準を設けるのか、そうした考慮によって別箇の基準の判断がなされるであろう。」(『同書』p. 120.)

れる様々の欠陥は、金銭給付を対立図式に立て、単純にこれを選択して解決できるほど条件が一定していない。たとえば、医療商品を典型にして現物給付の意義を検討してもそれをすべての福祉サービスに一般化できるかどうか疑問である。ただ福祉サービスの構想についてこのような対立図式によって洗い直して役務・便益としての現物の意義を深める課題にとって、このことは重要である。たしかに、ティトマスが医療商品の特質について列挙する現物給付の論拠としての不確実性と予測不可能性の要素もすべての福祉サービスの在り方に妥当するとはかぎらない¹¹⁾。しかし、端的に言えば、供給独占も現物の市場における獲得という事態も通過せず、政策としてまず現物給付から始めなければならなかった多くの福祉サービスが、どのような管理過程を通して形成されたかという点に、この問題の答を見出せるように思われる。その際、医療商品の現物給付形態が分析の重要な指標となることは疑いないが、以下では、単に実

10) 「実存的」と解釈するのは曲解もはなはだしいと承知しつつ、次の箇所の深い意味をさらに掘り下げる意義は大きい。

「今日、福祉を学ぶ人々は福祉の主要な問題を普遍主義的サービスと選別的サービスという形でとらえ、しかもそれらをあまりにも素朴で単純化した形で政策選択の図式を考えているのではないか……この単純で皮相的な見方をする理由のうち若干のものは、そのアプローチが、福祉を「負担」とみなしたり、さらに必要としない人々に給付を行なうことは、資源の浪費だと考えるような概念モデルに支配されているためであると思う。したがって、この種の一般的解決法は、福祉のもつ複雑さをすべてなくしてニードのもっとも大きい者に援助を集中させようとするものであって、これは驚くほど単純で、ロマンチックな訴えといわなければならないのである。」(ティトマス『前出書』p. 164.)

11) 『同書』pp. 181~182.

なお、13項目のリストのうち、以下の2つは、福祉サービスに対してもっている意味がきわめて大きいと思われる。

⑥ 大部分の消費者は(消費前も、消費中も、消費後も)医療の価値を独立的なものとして評価することはできない。それゆえ、彼らは、自分が「よい」医療を受けたのか、あるいは「悪い」医療を受けたのかよくわからないでいる。そのうえ、その評価のためには、一生涯かかるかもしれないのである。

⑦ 私企業的医療モデルのなかにこめられた、成人消費者の「正常」もしくは「平均的」経済行動の概念は、精神病者、精神薄弱者、重症障害者、その他いろいろの種類の消費者=患者に、機械的に適用することはできない。

質所得に還元できる給付効果の問題としてではなく、現物給付を構成する内的条件にまで入ることにしたい。

Ⅲ 行政行為とサービス給付の過程

福祉サービスにおける現物給付の意義に問題を限定すべきところを、多少、現物給付一般の問題に広げすぎたきらいがあるが、現物給付とは一体何かについてまだ何の規定もしていない。社会保障における給付としての現物とは、あくまで現金給付との対比で規定される有形・無形の消費財である。しかも、今日では現物給付の形態の必然性が福祉サービスで主張される根拠は、有形の生活必需品の供与とその関連サービスよりも無形の教育・治療・看護・生活介護などの役務そのものであり、それにともなう便益（施設利用関係）も同じく現物として扱えられる。かつての施設収容そのものが現物給付として扱えられる程度で福祉サービスが構想されていた段階では、この現物を構成する要件は逆転しており、給付形態の近代主義的判断基準からみて金銭給付はもっとも効率がよく人間の尊厳を満足させる選択であったといえよう。このことは生活保護法においてもっとも象徴的であり、基礎的生活必需品の供与としても施設収容は厳しく例外でなければならなかったのである¹²⁾。また、たとえ児童・老人・障害者の場合でも、今日、施設収容が例外であるべきことは変わらないし、施設収容主義はいまもって現物給付のもつ最大の欠陥を隠蔽しやすい体系なのである。

ところが、施設収容主義批判がただちに施設無用論を導くことにならないのは、数多くの福祉サービスが施設利用関係を構成せずにはほとんど成立することができず、市場経済においてそれが商品としてほとんど実在しないからである。ただ、普遍主義的サービスの見地からみて、その特殊な施設利用関係が選別・隔離の恥辱に関係するのであって¹³⁾、これらの問題はすべてサービス給付の

過程が行政行為の結果として始まるという課題から導かれているといえよう。

行政行為、その福祉行政における特殊用語たる「福祉の措置」とは何かについての行政法学的詳論はここでは避けた¹⁴⁾。しかし、給付形態と給付効果を福祉行政の管理過程の中に位置づけるには、最小限度で行政行為の特質にもとづいて触れておかなければならないことがある。

保険原理の中で扱われる「事故」の発生と給付開始要件の関係とは異なり、福祉サービスを発生させる契機としての行政行為には「契約」の概念が存在しない。すなわち、あらかじめ想定される「事故」類型が法に明示されその枠内で給付要件が整えば自動的に給付が発生し、その効果がどうあろうとも、契約は契約として履行されるという法律関係がそこでは欠落している。したがって、法に明示された行政行為、また法の明示がなければ禁止される行政行為も大幅に裁量を許容され、その限りで行政行為が多くの不確定性を帯びてくるのである。また、給付効果は行政裁量によって測られるので、いわばそこから逆算して給付形態およびそのコララーとしてのサービスの管理過程が決定されてくる。かくて、サービス給付の全過程は行政行為の主体の掌中で管理され、給付の最終効果まで行政主体が責任を負わなければならない。公共サービス方式によらずしかも供給が独占されている医療の現物給付とはこの点で決定的に異なってくる。

たしかに福祉サービスも一部供給独占の体制をつくりあげている。しかしそれは市場経済の中の危険（その対極としての安全）を統制する手段としてであるよりも、もともと市場性のない現物に公共的責任を貫徹させるためである¹⁵⁾。問題は、市場経済の中で淘汰されたことのない、または誤

12) 詳しくは、拙論「施設の管理体系とサービスを受ける権利」『ジュリスト』No. 537——現代の福祉問題——を参照。

13) たとえば、障害児教育が一見すべての分類を放棄したかのように設計されて健常児と「混合」することを差別の克服ととらえたとしても、それは、施設利用関係を政策的・形式的に変えただけであって、真の給付効果の判断が放棄されていることに変わりがない。役務・便宜の供与としての現物給付は、その内的条件によってその効果を異にする、といわざるをえない。

14) 拙論「福祉の措置を考える」『月刊福祉』1974年9～11月号（所収）を参照。

解を恐れずに極言すれば市場価値に換算されることのない現物そのものとその構成要件が、すべて公共サービス方式であることの自明性をもともと付与されていることである。しかし、福祉サービスの権利性の追求はほとんどすべてこのような行政行為の作為・不作為の問題としておこなわれてきたし、そのことが救済行政の体質を社会保障の一環に位置づけ直す契機たらしめてきた。

ところが、福祉サービスの供給問題については、コミュニティ・ケアの構想がでるにしたがって行政行為の次元で権利性を検討してきた焦点がズレ始めてきているといえる。その意味ではサービス給付の管理過程はまたも単純ではなくなりつつある。コミュニティ・ケアに関しては様々の潮流と含意があるにしろ¹⁵⁾、それは本論の主題から単純化すれば、行政行為の結果として発生する現物給付の限界点を突破する試みであり、時に政策科学的には不毛な命題であるかもしれないものである。恐らくそれは、同じ現物の意味がすでに「給付」というような概念で把え切れるような性格をもっていないし、そこでは主・客の転移も生じている¹⁷⁾。しかし、市場性のない現物を公共的に供給し、さらにその多様性の追求によって限界点が

でてきたとしても給付の管理過程の中でそれを位置づけなければ、給付効果の管理問題を解明したことにはならないにちがいない。

IV サービス給付の管理組織

通常の市場経済における資源配分問題として現物給付の意義を検討するだけなら、事柄は比較的単純であり、政策科学の方法だけをそこに貫徹させて差しつかえないし、またそれが正しいだろう。何故なら、たとえ現物給付は多くの欠陥があろうとも、それが実質消費を保障するものであればそれでよいからである。ただ、一体、「実質消費」およびその消費水準とは何かという問いを出した時に、現物給付を構成する要件の不確定性の故に給付の管理問題が難解となってくるのである。現物給付はその可処分能力に応じていることによって実質消費が保障されるという建て前をとっている。しかしサービス給付は可逆性がないからその現物給付が真に実質であったかどうかの立証はすぐにはできない。このことは市場経済の中で現物が供給される際に消費水準の低落が起こる最大の原因になるし、公共的統制の空白・弛緩地帯にもこの危険は生まれる。すなわち、「実質」を問題としている時に、それは果して最高の質を措定しているのかどうか定かではないということである¹⁸⁾。社会保障の給付が全体としてそうであろうが、とりわけ福祉サービスでは「最低限度」という概念でミニマムの意義を強調するあまり、「実質」消費水準もその物差しで測られ「最高の質」が課題として登場しなくなる。また「実質」消費水準を標準化するための行政統制も所与の最低と最高を

15) この問題は「社会福祉事業の独占性と責任」の問題であるが、詳しくは、拙論「社会事業管理の理論—その構成要素についてのノート(上)」日本社会事業大学『社会事業の諸問題』20集, pp. 173~175を参照。

16) 阿部志郎「地域福祉の展開と位置づけ——コミュニティ・ケアをめぐる——」『ジュリスト』No. 537, pp. 155~156。

17) 三浦文夫「地域福祉の転換と供給問題——とくにコミュニティ・ケアとの係わりについて——」社会保障研究所編『現代の福祉政策』pp. 80~84, を参照。

なお、以下に引用する叙述および、コミュニティ・ケアの必然性を導き出す前提までは、本論の主題とまったく一致していると思われるし、参考になったが、コミュニティ・ケアを政策科学的に立証する方法論についての批判は留保しておきたい。

「社会福祉サービスは……貨幣的に表現ないし転形することが困難であり、その意味では常に具体的内容をもつサービスとしての供給が求められることになる、すなわち具体的な内容をもつ使用価値の配分が問題になるのである。それに加えこのサービスはニードの多様性によって、きわめて多種多様なものとなり、その多くは市場において自由に獲得できるものとは限らないのである。このため社会福祉サービスは、財貨の供給とは異なって、若干の例外はあるがその供給は現物給付の形態をとることになる。」(p. 78.)

18) ティトマスは「福祉における民間市場」を否定する際に、この「質」の問題を提起している。たとえば、こうである。「貧困者にたいするバラバラな国家制度が、強力な民間の福祉市場のなかで運営されるときは、とかく水準の低い制度にしかならない傾向があるものである。たとえばその制度が教育、医療、その他のサービスの補充をすることができるとしても、それは、最高の教師、医師、看護婦、行政官、およびその他の種類のスタッフを補充することではなく、むしろ最悪のスタッフの募集に陥りがちである。しかも、サービスの質はこれらのスタッフのいかに大きく依存しているのである。対人的なサービスの質が低劣であれば、いきおい、選択の自由は少なくなり、差別を感じるが多くなるであろう。」(ティトマス『前出書』p. 177.)

平均化する作用から始まっている¹⁹⁾。このため、市場経済のメカニズムに供給を委ねたり民間努力の余剰分に依拠して「最高」の質を措定する方法意識は有力な仮説として登場する。しかし、ティトマスにとっては、それは徹頭徹尾、虚構であって、公共サービス方式こそが選択の自由を普遍的に拡大するものであることを立証しようとしているのである²⁰⁾。

ところで、現物給付としての福祉サービスの給付効果を高からしめるための条件とは何だろうか。福祉サービスを構成しているのは、役務の人的条件と役務の労働過程そのものおよび広い意味での施設利用関係の3つである。これら3者ともに現物給付の構成要件としてはきわめて不確定要素が多すぎるが、それは管理組織のレベルによって給付効果の判定基準が異なるからである。

ここで、福祉サービス給付の管理組織の位相を図式化してみると、そのレベルは、行政庁→行政機関→判定・行政サービス機関→措置受託施設→民間協力組織の5段階に分けることができる。それぞれのレベルで決定・実施される福祉サービスの意義と給付効果の判断が異なるのは、次のような状況による。

1. 〈行政庁〉——それは、みずからの意思を決定しそれを外部に対してみずからの責任において表示する権限を有する行政機関であるが、福祉サービスの形成にとっては条件整備行政と法律関係の決定にしか作用せず、もちろん役務提供に直接かかわるものではない。しかし、以下の各レベルにおける給付の態様に一切の責任を負い、その意味で様々の給付効果を予定して管理組織を組み立てる主体の位置を確立している。
2. 〈行政機関〉——それは、行政庁の権限の行使を補助するために設けられるさまざまな職の集合体としての行政機関であるが、様々の職自

体が単に職種であるというだけでなく、補助機関として位置づけられるので、その行為は単純役務提供であってもそれで終らず、一定の法律手続の中に役務の意味が解消される。たとえば、面接・調査などは決してただの事実行為としては評価できないし、それは給付効果の概念で扱えられる事柄でもない。したがって、行政庁と厳密な意味で区別することはできない。

3. 〈判定、行政サービス機関〉——それは、公共用営造物として行政機関として区別する意味では、特定目的に供されるとはいえ、不特定対象を想定した施設利用関係もしくは役務提供を媒介として福祉サービスを直接に構成する。ただし、それ自体が法律関係を確定した給付であるよりも給付決定の条件・前提であったり、行政機関を構成する各職種の独自性から派生する行政サービスであったりで、給付効果について法律的に争えるような確定性をもっていない。すなわち、給付の決定に必要な行政行為を経ないで給付がおこなわれているからである。

4. 〈措置受託施設〉——それは、わが国のいわゆる措置権作用から導かれる施設利用関係からみれば、行政行為の結果として給付の事実行為を移管され、または受託して施設利用関係に日常的な継続性をみずから付与する福祉サービスの独自の供給主体である。ここでも様々の職の集合はみられるが、それぞれの役務提供はこの営造物の主体を単位として最終効果が判定できる質をもっている。しかし、措置権作用の下では、その最終効果の判定は行政庁の意思に従属している²¹⁾。

5. 〈民間協力組織〉——それは、給付の概念で把えることができる確定した管理組織の実体をもたない事実行為の集積体であり、行政行為にともなう給付と同質であったとしても、この供給の主体に法律上の責任はない。したがって、福祉サービスの供給問題の中で給付効果を問題とする時に、もっとも不確定性が強く、最低限

19) この問題は、いわゆる施設最低基準の行政作用の意義を考えれば一目瞭然であろう。よくいわれる「ゾレン」と「ザイン」の関係である。(拙論「福祉の措置を考える」(3)―措置とサービス『月刊福祉』1974. 11, p. 35, p. 38 N, 参照。)

20) ティトマス『前出書』pp. 173~187, 第1仮説~第3仮説までを参照。

21) この問題については、さらに詳しい説明が必要であるが、拙論「施設機能における処遇効果の管理問題」日本社会事業大学『社会事業の諸問題』第21集, pp. 27~30 参照。

も最高限もそして標準についても物差しを一律に用いることは不可能である。このようにして、コミュニティ・ケアの登場は、供給問題の中で給付効果がもっとも主観性を帯びやすい形態をとらせることになる。また、その態様は複雑であり、管理過程を一貫させることができないばかりか、そこに給付の権利性の問題を設定することすら不可能であろう。

以上のとおり、役務提供に現物給付の効果を見出そうとすれば、その典型は措置権作用の下にある措置受託施設に見出すことができるし、あるいはいい方をかえれば、一定の施設利用関係の下でどのように役務を消費することがもっとも権利にもとづく給付に値するか、そしてそれをどのように構想し、管理過程の中に位置づけることができるかという問題を中心とすべきであろう。

前述したとおり、一般に現物給付は一定の強制力をもっているし、選択の自由を否定しているかに見える。また供給問題として考えて、もっとも「実質」を保障しているようであってもその給付効果が最高だとはいえない。しかし、福祉サービスが徹底して金銭給付との互換性をしりぞけて現物給付を志向してきたのは、それを構成する役務提供の人的条件を重視してきたからであり、その市場的形成が皆無に等しかったからであった。

ただし、給付効果の問題は単に効率や価値判断によって決定されることではない。少なくとも給付効果を問題とする以上は、給付内容の不確定性を多様性として把えかえし、その供給主体を現段階ではもっとも法律関係の明確な施設利用関係によって設定してみることが必要である。そのためにこそ、今日、給付の営造物的対応の限界を強調することよりも、営造物に対しておこなう徹底した条件整備行政とそれに先行する実践的な技術開発を模索し追求するべきなのである。これが、福祉営造物を多様化し、それを「供給における地域」として考えるいわゆる「機能的コミュニティ」の志向する質を決する要件であると思われる²²⁾。ここでは、公私の役割分担の問題に関しても特定の管理組織に乗せて単純・拙速に解決する

ことを避けるべきであろうし、また福祉営造物の多様化（収容施設・中間諸施設・居宅の物的諸設備のネットワーク化）を選別的分類の用具に転化させないために、常に給付形態の選択権が本来的に受給者に帰属しているか、または留保されているべきことが原則となっていなければならない。そしてたまたま選択能力がなかった場合でも、それはあくまで例外であるという原則を捨ててはならない。現物給付にともなう強制力を多少とも低減させる作用にとってこのことは不可欠な前提だからである。

V 給付の選択権拡大の可能性について

——むすびにかえて——

現状分析をまったく捨象して現物給付形態の性格を検討することは、方法的に限界があり、邪道ですらあるだろう。まして、給付効果は生活の具体性の中で真に立証されるのであるから実証的でなければ客観性をもった理論問題に到達しない。ところが、給付効果を給付形態に関係づける際には、管理過程を抜きにはできないし、そこに大きな落とし穴がある。実証性の問題は、しばしば条件整備行政と実践的技術開発およびその政策限界の克服に関して、誤解と責任のなすり合いを醸成する基盤となっているように思われる。端的に言えば、給付効果に関する政策論の立証行為と現場的な立証行為とはその客観性の方法が異なっているので、そのことを素通りしているところに問題の本質をすべて財政問題に還元してしまう傾向が生み出されたといえよう。たしかに、ここでは財政効率——投入産出問題を捨象してしまったのでその意味を深く検討できない²³⁾。あくまで、現物給付形態を再検討する課題として、以上のことからいくつかの結論と問題提起を導き出すことにとどめておこう。

消費の実質保障の目的のためには、現物給付は

23) 私は、まだ、行政効率論を本格的に論じたことはない。それは、方法論が定まらないということも理由の1つだが、危険な領域だからということも原因している。いまのところ、以下の文献によるところが大きい。ここで触れることは省略する。(市川正市「教育行政における能率化の機能」伊藤和衛編『教育行政と学校』所収、pp. 185~205 参照。)

22) 三浦文夫『前出書』pp. 82~83 を参照。

すぐれた方法と形態であることに間違いなからう。しかし、反面それは1つの政策的假定にすぎないともいえる。すなわち、公共サービス方式で生活周期に生起するすべての事故や障害をカバーすることは事実上不可能であり、ここに、必要財の認定（法定給付内容の決定）と給付決定の前と後で発生する所得制限もしくは自己負担の問題が条件となってくるのである。

何が必要な財であり、給付を保障しなければならないのは何かを認定する権限が行政権限にのみもつづくものであるとき、それは給付の保障責任の裏側で私的責任の範囲を補強している。したがって、逆に、私的責任を迫れず所得弾力的でない絶対的な必要財だけに現物給付内容が固定されてくる。その傾向はやむをえないことだとしても、ここにみられる逆説は、徹底した現物給付主義がかえって現物給付内容のカタログを貧しくすることを暗示しているのである。この点、医療の現物給付方式に関して今後参考とすべきことは非常に多い²⁴⁾。

現物給付形態は、その実質保障の目的のために償還制度をほとんど採用せず、仮りに負担問題が背景にあっても無料の現象態をとる。とりわけ措置権作用をとまなう福祉サービスでは給付の決定が同時に負担問題を引き起こしているにもかかわらず、事後的なミーンズ・テストのためにこのこと自体は抑制効果はないものとみなされている。ここにはたしかに負担による受給抑制はみられないかもしれないが、費用徴収基準の設定は行政裁量に委ねられているので現物給付内容の強制が費用徴収の強制をもともなって選択の自由を一層狭める結果を生む。これがいわゆる「リンク制」²⁵⁾の問題である。すなわち、リンク制をとる限り、

現物給付は最高の質を追求する形態にはならず、したがって実質保障における「実質」の水準が低位におかれざるをえなくなってくるのである。

どのような財や役務・便益が現物であるべきかそれとも金銭給付であるべきか、それとも償還方式で両者を接合してもよいのかの整理ができるほど、まだ福祉サービスの水準は高くないし標準化もされていない。あるいは複雑な態様をとる福祉サービスではこの整理は不可能なことであるかもしれない。しかし、それはともかく、徹底した現物給付主義がかえって市場的に開発された財や役務を無視したり、購入費を償還しなかったり、その開発を遅らせたりすることはありうるだろう。すなわち、現物給付はある程度で金銭給付や償還制度で補完されない場合には、その実質を高めることは難しいのである。単に所得政策であるならともかく、今日、様々の目的と名称で各行政分野または各自治体が給付している様々の手当・補助金などは当然整理し直してみる段階にきているものと考えられる。

これら過渡期現象の給付系統の混乱、ミーンズ・テストの潜在化現象、手当・補助金の相互交錯の状態などの整理については、膨大な予備的作業をとまなうので、いずれ再論を期したい。

なお行政機構問題の全文脈の中でこの課題を位置づける余裕はなかったので、別に論じた所説によって補完されるべきものと思われる²⁶⁾。

いずれにしても、本論の主題と検討が、複雑な行政・管理組織によって供給される現物給付の意義を自明性によって納得せず、また金銭給付についても単純に「消費の自由」を保障するただの所得保障とせず、この管理問題について再考を促す手がかりともなればと思う。

24) 現物給付としての医療を構成する条件について、佐口卓氏は、次の5つを挙げている。保険という方法を用いなく、福祉サービスでも、このような供給主体と受給者の選択の自由との結合について検討してみることは、必要であろう。

「被保険者が通常は個人的判断で受診を思いつくこと、医療機関は各自の選択によること、医療は医師と患者の関係で成立すること、医師の主体的判断で医療がおこなわれること、その医療は保険医療であって傷病の治療、回復ないしは死亡によって終了すること。」（佐口卓『医療保険論』p. 63.）

25) 「費用徴収が受益者負担論理を、最も露骨に示しているのはリンク制である。つまり、福祉費用をできるだけ低位にとどめるため、利用者負担をできるだけ高め、支弁額全額を利用者負担額の最高額とし、以下を適宜税額で調整するという方式である。」（石田紀久恵「社会福祉施設と受益者負担」『ジュリスト』No. 537, p. 323.）

26) 拙論「福祉行政の論理と権利性——福祉行政機構といわゆる『利用者』について——」『ジュリスト』No. 572, —特集・福祉問題の焦点—, pp. 36~43を参照。

ソーシャル・ニードを把握する

いくつかのアプローチについて

都 村 敦 子

はじめに

いろいろな福祉ニードの間におよび福祉ニードとその他のニードの間に資源をいかに配分すればよいであろうか。

ソーシャル・サービスの供給に関する意志決定を行なう際に基本的に重要な問題はソーシャル・ニードをいかにして識別するかである。ソーシャル・サービスの発展の過程は、各種のニードを認知し、それらニードを充足するため社会を組織化する歴史であるといってもよい。

“ニード”の概念になじみの薄かったエコノミストの間でも近年“ニード”の概念を“(有効)需要”の概念と区別し、支払能力を伴う需要とニードとの差異についての議論が行なわれている¹⁾。最近医療サービスの計量経済学的分析においてニードの存在を明示的に考慮しようとする試みも出てきている。しかしながらソーシャル・ニードとは何を意味するかについてはかならずしも同意が存在しない。

本稿は最近の英国の文献²⁾をもとにして、ニードの概念をより明確にするためのひとつのフレームワークを提供しようとするものである。第Ⅰ節では、ニードの概念を把握するためのいくつかのアプローチを考察し、第Ⅱ節ではそれらを政策との関連でとらえ、第Ⅲ節ではニード把握に関する若干の実例をとりあげる。

Ⅰ ニードの定義：アプローチの方法

ニードの認識には、目標、目標からどれだけ乖離しているかの尺度、ならびに目標を達成する手段について明確な認識をもつことが前提となる。したがって、ソーシャル・サービスに対するニードの定義は、それらサービスの目標に関する規定を含むから、ニードの定義はきわめて重大であり、かつまた多くの厄介な問題を内蔵しているのである。

ニードの定義は、アプローチの違いによって、次の3つに大別されよう。その第1は、ノーマティブ(規範的)な定義であり、いわば社会の外側から、たとえば社会的価値を先験的に導入したり、あるいは特定なソーシャル・サービスの目的・手段の關係に関して特殊な専門的知識をもつものが、技術的立場からアプローチする定義である。第2は、ソーシャル・サービスを受ける(すなわち、ニードを持つ)ものの立場からアプローチする定義である。第3は、社会全体の平均的な標準を測り、それに基づいて“比較”の方法でアプローチしようとする定義である。

ニードの定義にアプローチするいくつかの方法を吟味する緒としては、それらが前提にもつソーシャル・サービスの目標、とりわけ理想的な規範を検討するのが有効である。ニードは、しばしば理想的規範を目標にして評価される。たとえば、“健康”“パーソナル・マチュリティ”などがそれである。しかし、この種の目標を実際に利用することは困難である。目標それ自体の定義がむずかしいばかりでなく、個人差の問題が常につきまとうからである。たとえば WHO の健康の定義、すなわち“疾病または病弱でないばかりでなく、

1) たとえば Boulding [1], Jeffers 他 [6], Feldstein [4], これらについては都村 [11] [12] 参照。

2) Bradshaw [2], Forder [5], Walton [14], Davies [3] はいずれもソーシャル・ニードの定義に関する興味深い議論を展開している。本稿のⅠ, Ⅱ節は主としてこれらの文献に負うところが大きい。

完全に身体的、精神的、社会的に良好な状態”にみられるように、このような目標の設定は、生活のほとんどすべての側面を含めてしまっている点でかえって無意味なものとなっている。個人差の問題は、教育問題や栄養の問題について考えれば明白であろう。

このように理想的規範を目標に代えることは困難であるから、そのような理想的規範を操作可能なものに定式化しなおす試みがなされている。主なものは次の6つに整理される。すなわち、

- ノーマティブ・ニード normative need
- フェルト・ニード felt need
- 表明されたニード expressed need
- 比較ニード comparative need
- ミニマム・スタンダード minimum standard
- ナショナル・ニード national need

以下、それぞれのアプローチについて、その特徴と限界をみることにしよう。

1. ノーマティブ・ニード

ノーマティブ・ニードは、前述の通り目標を外側から与える点に特徴がある。

“ニード”という用語は客観的事実をさしているかのように用いられる場合が多いが、R. ウォルトン〔14〕の指摘するように、その定義は常に価値の問題を含んでいる。「ある個人またはある集団Xはある“ニードをもつ”」という主張(a)はしばしば純粋に事実的言明であるとみなされている。しかし実は、次のような3つの別個の言明からなっているのである。

- a(i) “ある個人またはある集団Xは状態Yにある”
- a(ii) “状態Yは社会Zが支持する価値と矛盾する”
- a(iii) “したがって状態Yは変更されるべきである”

たとえばラウントリーとブースがヨークおよびロンドンの住民の所得と生活状態について報告したとき、これらの状態についての知識は、社会保障制度導入のために長い間たたかってきた英国の

多くの国民の価値とは相いれないものであったといわれる。Poor Law に関する Royal Commission の majority and minority reports は社会的価値に著しく見解の不一致があったことを示している。そのため、今世紀最初の10年間、福祉立法の改良のために長い闘いを余儀なくされたのである。

言明(a)の3つの部分を区別することによって、ソーシャル・サービスのある特定のケースにおいて、価値と事実との関係、およびあるサービスが提供されるべきかどうか、どの種類のサービスが提供されるべきか、どんな質のサービスがどのグループの人々に利用可能とされるべきか等についての不一致の源泉を列举することが可能である。

言明 a(i) は事実言明である。a(i) については証拠の客観的吟味により同意を得ることが可能である。この種の言明について一般的な承認が得られない場合は、もっぱら経験的な事実に関する情報を積極的に提示することによって、それに対処することが原理的には可能なはずである。しかし、言明 a(ii) に関する見解の不一致を解決することはいっそう困難である。価値体系および社会においてそれら価値体系がどの程度の支持を得ているかを記述し、測定することはむずかしい。したがって、価値、それらの価値に基づく目標、および目標達成の手段について見解の不一致の余地はおおいに残るのである。しかし一般的な価値(たとえば人権宣言、あるいはビバリッジ報告の原則)を記述し、現存の状態をそれらに照らして評価することはある程度可能であろう。また社会条件と価値体系との矛盾について述べる際には自らの価値の立場を明確にすることが重要であろう。

ところで社会の価値にもとづいてニードを定義するアプローチのほかに、特殊な知識をもつ専門家があたえるニードの定義がある。専門家によるアプローチは、専門家、行政官あるいは社会学者が、ある所与の状態についてニードを認定するものである。ある“望ましい”スタンダードが設定され、現実に存在しているスタンダードとの比較がなされる。この場合もしある個人あるいは集団が望ましいスタンダードに達していないなら、それらはニードが存在するものと認められる。

このアプローチは、意志決定にあたって考慮すべき事項が単純化されるという利点をもつ。しかし、専門家によるニードの定義には多くの問題がふくまれる。第1に、その定義は専門家自身のパースペクティブや価値志向に影響されやすいということである。専門家のパースペクティブは、一般に、特定の方法及び技術についてのかれの理解に基づいている。ニードを充足するために提供されるべき資源の量、あるいは利用可能な技術がその問題を解決するのに役立つか否かに関する専門家の判断にしたがって、ニードのノーマティブな定義は異なるであろう。R. リベット³⁾たちは精神療法者、ソーシャル・ワーカーのような“変化を媒介する代行者”の役割と機能を吟味して、専門家の知識は客観的ではないことを指摘している。ニードを充足させる課題についての専門家の見解は、専門家自身がどのような技術をもっているかによってかなり決定されてしまうのである。たとえば医師は“この状態はメディカル・ケアによって改善できるか？——これはニードの医学的定義を生み出す——”という質問をするように訓練されている。医師は“この状態は、住宅の改善、精神療法、婚姻の和解（調停）、離婚、あるいはメディカル・ケア、あるいはこれらの方法のある組合せによって、もっと効率的に改良できるだろうか？”という質問をするようにには訓練されていないのである。したがって専門家によるニードの定義には、一般的な考慮に欠けるきらいがある。もし子供が教室で無気力にみえる場合、これは教育の問題か、医療上の問題か、あるいは社会的問題であろうか。非行問題としてソーシャル・ケースワーカーに委託すれば、かれは診断を下し、家族問題としてとり扱うであろう。コミュニティ・ワーカーに委託すれば、文化的環境に関して診断がなされ、これに基づいて治療がなされるであろう。自閉性および低能は主として医療問題として定義され、病院におくられ、そこでいっそう悪化したりする。

専門家によるニードの定義の第2の問題点は、

それが paternalism に毒されるかもしれないということである。第3の問題点は、いくつかのニードはしばしば同時に発生するという事実によるものである。いくつかのサービスと技術が対象者のために調整されなければならない。伝統的には、調整機能を対象者にまかせる傾向にあったが、対象者はこの機能を行なうに必要とされる知識や、その効果についての知識を欠くのが普通である。第4の問題点は、専門家がそれぞれの立場から診断を下すために、サービスの提供の計画をたてる必要からニードを集計しようとしてもそれがきわめて困難なことである。ひとつの専門的な立場から各種のサービスの間を調整する機能が欠けているのが普通であるから、この問題はいっそう深刻である。

2. フェルト・ニード

このアプローチはあるサービスに対するニードを認定する時、個々人自らのニードの自覚を利用するものである。したがってニードの標準を外側からあたえる規範的定義とは対照的である。このアプローチでいうニードとは欲求 (want) と同等のものとして扱われる。すなわち、各人が自分の現在の状態とこうありたいという状態との間の乖離について持つ主観的な感情である。民主主義においては、フェルト・ニードはニードの定義のなかではひとつの重要な要素であると考えられている。特にコミュニティ・ディベロップメントやソーシャル・ケースワークや児童施設の教育のように対象者がニードをもつ動機に力点がおかれる場合には、フェルト・ニードに基づいたアプローチが重視される。フェルト・ニードは、多くのサービスの基礎となる self-referral の必要条件である。経済的な市場機構をよりいっそう広く利用することによってソーシャル・サービスにおける選択を拡張しようとする人々は、ニードを決定する際に個人的判断の重要性を強調する。

しかし、ニードを定義する際の対象者の役割にも限界がある。フェルト・ニードはそれだけでは“真のニード”の十分な測度とならない。それは個人の知覚による限界をもつ。利用可能なサービ

3) Forder の指摘による (R. Lippett et al, *The Dynamics of Planned Change*, 1958)。

スの有無に関する情報をもっているか否かに依存するし、また自立できないことを公然化することに対する抵抗があることなどのためである。それに対して専門家は対象者には利用できない知識をもっている（上記に述べた専門家によるアプローチのもつ利点と欠点がちょうど逆になる）。ある行動を症例の特定の環境にいかに関適合させるかに関する知識、診断の方法についての知識、何を変えることができるかについての知識、および変化をもたらす技術に関する知識などは、専門家のみもっている。

フェルト・ニードを考慮にいれてソーシャル・サービスを有効に運営するためには、サービスの提供者と利用者との間にコミュニケーションが円滑である必要がある。英国の *Everybody's Guide to Social Security* や *The Rent Act and You* のようなパンフレットは、優れた見本になるが、費用がかかりすぎ、かならずしも一般の人にいきわたっていないようである。効率的な情報サービスを確保するためには、配布やコミュニケーションの方法について実験を行ない、信頼性をテストすることが必要であろう。国民の権利に影響を及ぼすような変化が生じる場合には、サービスの潜在的な利用者すべてにそれを知らせる方法をさらにいっそう検討する必要がある。

3. 表明されたニード

表明されたニードとは、表に現われたフェルト・ニードといってよいであろう。すなわち、サービスを受けるものの側から表明されたニードである。このように把えると、total need はサービスを要求する人々のニードとなる。ニードの自覚がなければサービスの要求も生じないが、フェルト・ニードが存在してもそれが表明され、要求されないのが普通である。医療サービスの領域で表明されたニードの一例に、ウェイティング・リストがある。ウェイティング・リストは unmet need の測定とみなされるが、これを“真のニード”とみなすわけにはいかない（特に徴候の出る前のケースについて）。

ニードの表明は個人単位でなされとは限らな

い。あるグループが現状を改良するために政府に圧力をかける場合もある。英国では、Child Poverty Action Group や Disablement Income Group のような組織が、当然の権利を十分に受けていないグループのために政府に圧力をかける媒介者として行動している。米国で展開されているコミュニティ・オーガニゼーションも、国民に、かれらの環境を変えるような行動をとることが不可能ではないということを気づかせるのに、貢献したといわれている。これらの組織は、人々に自らの福祉についてもっとはっきり表明させ、自らの福祉に自ら関与していることを自覚させ、さらに異なった形態の福祉についてのプライオリティや支出に関し政府やソーシャル・サービスの管理者に対抗させるという点で貴重な存在である。コミュニティの態度について Political and Economic Planning や Institute of Economic Affairs や *New Society* など、この目的で調査を行なってきた独立の組織が情報を積極的に提供していることは注目すべきであろう。

4. 比較ニード

ニードの比較に基づく定義とは、平等という考え方をミニマム・スタンダードと結びつけたものである。資源の平等な配分をもち出すという点では、ラディカルなとらえ方といってよい。

この定義の一つのとらえ方によるとニードの測定はあるサービスを受ける人々の特性を研究することによって得られる。もし同様の特性をもつ人人で、サービスを受けていない人々がいるならその場合かれらはニードがある。この定義は、個人および地域についてそれぞれのニードを認定するために用いられる。この方法で設定されたニードとは、ある集団（あるいはある地域）に存在するサービスと他の集団（あるいは他の地域）に存在するサービスとの間のギャップのことである。これは給付を標準化するための一つの試みであるが、どのレベルで供給するかという問題が問われねばならない。

ニードをもつ個人を定義するために用いられる比較ニードは、次の言明によって説明できる。

“Xなる人はA-Nなる特性をもっているからサービスを受けている。Zなる人はA-Nなる特性をもっているがサービスを受けていない。したがってZにはニードが存在する。”この言明で困難な点は何を有意な特性とみなすかということである。この方法は、たとえば、地方自治体の医療当局で予防サービスのため特別の注意を要するベビーのリスク記録簿をつくる際に用いられる場合がある。この定義は、ad hoc な方法——パーソナル・ソーシャル・サービスによって提供される選別的サービスに対する適格審査の方法の原則——においても一般に用いられている。

いまひとつの比較ニードの定義の仕方は、社会の平均的なスタンダードに関連づけて考えることである。ミニマム・スタンダードが一応みかけ上の客観性をもつ規準によって設定されるのに対して、比較による定義において設定されるスタンダードは、社会の平均と比較するという形をとる。たとえば身体障害者に対する施策においては、ニードの比較アプローチは社会の他の人々と同様の生活様式を享受できるような援助のレベルの施策を要求する。これは個人の自立の維持、家庭における生活に対する援助、労働の機会、交通、所得などの点から解釈される。

P. タウンゼントのように relative terms によって、あるいは W. G. ランシマンのように relative deprivation の概念によって貧困をとらえるのは、まさしく比較アプローチの一例である。Social Science Research Council の貧困の定義には、属している社会で正常とみなされるような、機会、快適な生活、および自尊心を奪われていることが“貧困”の原因であるという考えがある。貧困の評価の出発点となる社会の“平均的”標準それ自体、絶えず変わる。したがって貧困の測定は、平均的個人所得あるいは政府により現在認められている生活水準あるいは平均的生活のチャンスをもつものと比較して行なわれる。ランシマンは、M. ウェーバーにならって、一個人の社会的状態を適切に定義するためには、個人の状態を3つの次元——社会階層、社会的地位、権力——で捉える必要があると考えた。Baratz と Grigsby⁴⁾も同様の

概念構成を用いて貧困問題にアプローチしている。かれらの考える貧困とは、“経済的資源が十分でないこと”に密接に(かならずしも専らではない)関連する過酷な剝奪と不運な出来事をともなう状況のことである。したがって貧困の本質は、現行の生活条件にあるのであり、この条件の一助となる低所得ではないことになる。かれらはこの生活条件をつくり出す過酷な剝奪と不運な出来事を次の5つに分類している。身体的快適さの著しい欠如、健康の著しい欠如、安全と保障の著しい欠如、welfare values の著しい欠如、deference values の著しい欠如。welfare values とは、たとえば“社会的に価値のある機能(有給の仕事など)を果たすことができない”、および“質のよい教育の欠如”を含む、一個人の自己認識に影響を及ぼす要素をすべて含むとしている。deference values のなかには“政治プロセスの参加からの排除(特に権力のないこと)”や“よい教育の欠如”のように、一人格としての生活状態やかれが他人の行為の中でどの程度の考慮を払われているかといった要素が含まれている。Baratz と Grigsby はこのアプローチから2つの重要な結論を引き出している。第1は、貧困の測定は異なる所得グループの間で過酷な剝奪と不運な出来事がいかに分布しているかを示すような特定の指標の利用に基づくべきではない。第2に、政策は、貧困の経済的要素を充足する際の所得源の重要性をもっと考慮に入れる必要があるということである。

5. ミニマム・スタンダード

これはニードの操作的な定義のうち最もおなじみのアプローチのひとつである。ミニマム・スタンダードを定義するには、そのスタンダードによって達成される目標の定義から始めなければならない。ラウントリーの生存最低限の定義では目標は“単なる身体的健康の維持”であり、それも主として経済活動への参加に目を向けたものであった。成人の食物の必要量は“かなりの重労働”に耐え

4) Forder の指摘による (M. S. Baratz and W. G. Grigsby, "Thoughts on poverty and its elimination", *Journal of Social Policy*, April, 1972).

るだけのカロリーを提供するようなものであったし、衣服は“尊敬に値する雇用を獲得する機会を損ねるほど見すばらしくはないもの”であった。ベバリッジ時代以降、経済への参加は目標として不十分とみなされ、タウンゼントは社会的参加というもっと広い概念を受け入れた。

ミニマム・スタンダードによるアプローチの問題点は、第1にミニマム・スタンダードの見かけ上の客観性が基本的な問題点をつつみ隠すおそれがあるということである。見かけ上精密であることがプログラムの真の目的の達成をゆがめているかもしれない。“最低限度”のスタンダードをもつことについてのひとつの理由は、その達成は現状との最小限度の干渉を含むということである。既存の分配の方法は、ある意味では“ノーマル”とみなされるわけである。それらの妥当性が問題になるとすれば、基礎的ミニマムの概念も問題であろう。第2に、ミニマム・スタンダードの利点は、それが明瞭であることと不足が容易に測定できる点にある。しかし測定可能なものに焦点を合わせるとは測定できないものを無視することになる。

6. ナショナル・ニード

上記1.～5.のアプローチを個人的ニードの概念についてのアプローチと呼ぶとすれば、ナショナル・ニードは社会および経済の環境の広範な変化の可能性を考慮に入れて、ニードの概念を拡大したアプローチである。特にフォーダー〔5〕は何故にナショナル・ニードを考慮する必要があるか、そしてナショナル・ニードを把握するのにどのような問題が内在しているかについて興味深い示唆をあたえている。その中でとりあげられた主要な論点はおよそ次の通りである。

ニードに関するすべての問題は、個人とその環境との間の関係から生じる。それゆえこの関係のいずれか一方に働きかけることによってニードは充足されるであろう。ニードに対する個人的アプローチは実行に移すのが容易であるが、基礎的な社会問題に対しては緩和剤(一時抑え)の域を出ない。

社会的環境は個々人のニードを考える場合に

とりわけ重要である。基礎的な身体的ニードを充たす方法は社会慣行によって強く影響される。人々の自尊心および自力によって目標を達成しようとする感覚は、環境における他者との関係に大いに依存する。他者との関係は、たとえば精神病、身体障害、私生児、失業といった特定の状態や行動に対する社会の態度によって影響される。さらに人々のニードは教育、雇用、政治のような社会の制度の構造によって基本的に影響される。

社会的環境および経済的環境の大規模な変化を目指すとするならば、そのためには政府の措置を必要とする。フォーダーによれば、国民の利益という概念に基づいた19世紀の英国政府の一般的政策は、個人や市場機構に決定をまかせて、社会的環境に政府の介入することを避けることにあった。Poor Lawですら労働の供給面に干渉して市場機構に介入することをできるだけ少くするという立場で再構成されたようである。福祉国家の発展の過程は、国が社会的・経済的環境に関する積極的政策の重要性を徐々に認め、そして全国民および国境内の居住者の福祉を含むようにナショナル・ニードの概念を拡大していく歴史である。

ところで、ナショナル・ニードは、国民として生存し文化的遺産を維持するという共同の利益を含めて国民を構成する個人のニードの総和とみることもできる。しかし、そのようなナショナル・ニードの把握は社会観によって大幅に相違するであろう。構成員の共通の利害を強調する立場をとれば、問題は容易であろう。異なったグループや階層間の利害またはニードの衝突の重要性を強調する社会観にたてば、把握は決して容易ではない。フォーダーは、個人の福祉という狭義の分野でも、プライオリティの衝突の問題、たとえば社会への寄与に基づくエリートの要求(業績主義)とニードを理由としたノン・エリートの要求(平等主義)のプライオリティのコンフリクトの問題に加えて、社会に統合されることを拒否する絶対的コンフリクトの問題の所在をも指摘している。

ナショナル・ニードは個人のニードを考える際の枠組を広げようとする方法であるから、潜在的

にはきわめてラディカルな概念である。しかし実際には保守的であるといわれる。第1に、プライオリティについての政府の決定は現存の権力構造によって強く影響されるからであり、第2に、政府の行動原理はコンフリクトを避けたいということであるからである。これら2つの要因のため、現状の維持という偏りのある方向へ、あるいは少なくとも広範な国民の支持をもつ変化をとりあげるという形での民主主義の方向へ向かわせることになる。

II 政策との関連でみたいいくつかのアプローチ

ニードを把握するための各種のアプローチはそれぞれ独自の利点をもっている。何を変えることができるか、あるいは何を変えるべきかについての前提から生ずる限界をそれぞれのアプローチはもっている。したがって、アプローチを異にすればニードの範囲は異なる。政策決定者が直面しなければならない問題は、“真のニード”——すなわち充足しようとするのが適切であるニード——は全体のどの部分であるかを定めることである。J. Bradshaw〔2〕の図示に従って次にこの問題をとりあげよう。

図1は、ニードをとらえる4つのアプローチ⁵⁾の相互関係を図示したものである。プラス(+)とマイナス(-)は、ノーマティブ・ニード、フェルト・ニード、表明されたニード、および比較ニードについて、それぞれニードが存在すること、または存在しないことを示す。まず12の組合せを示そう。

① ++++

これは、すべてのアプローチによるニードが重なっている領域である。すなわち専門家により受け入れられており、自らも自覚し、要求し、かつ同じ特性をもつ人達にはすでにサービスの供給が行なわれているものである。ある個人がすべてのアプローチによってニードがあることが是認された状態であり、それ故これはニードに関する論争

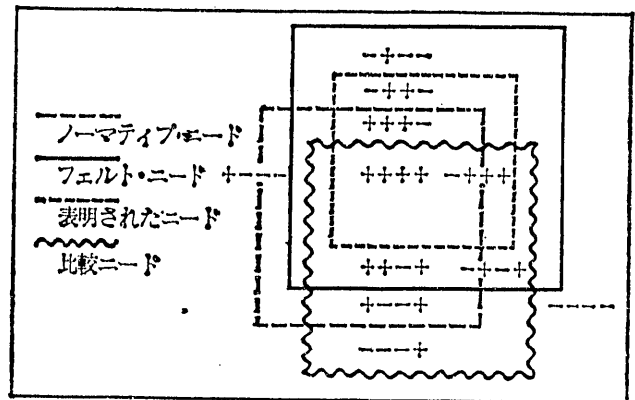


図1 ニード把握のための4つのアプローチの相互関係

の余地が最も少い部分である。

② ++-+

これは、表明されたニード以外のアプローチによればニードが存在しているが、自らのニードを表わすことを欲しないか、もしくは表わすことができなかったというケースである。ニードが必要として顕在化することを困難にする要因はいくつかある⁶⁾。第1は、ある個人の意志決定に関連する要因であり、たとえばサービスの利用可能性について本人の無知、サービスを受けることに付帯したスティグマ、要求者たちを怖じ気づかせてやめさせる行政上の方法、サービスの利用価値についての評価などである。第2は、ある個人がサービスを受ける機会を規定する要因である。その機会は社会的資源によって決まる。社会的資源とは、ひとつはサービスの利用可能性（たとえば施設の有無およびサービスを受けることに対する要求を困難にする地理的距離）であり、いまひとつは所得水準およびサービスの負担料などの経済的要因である。さらにある個人がニードを要求するか否かは、フェルト・ニードがいかにかに強いかに従って変わるかもしれない。このカテゴリーのニードの例としては、資力調査による給付を受けないものがあげられる。

③ ++--

このニードは、専門家により受け入れられ、個人も自覚しているが、需要は存在しないものである。それは多分供給がないことによるものであろう。例としては、未婚の女性に対する家族計画施

5) 最初にとりあげた6つのアプローチのうち、ミニマム・スタンダードとナショナル・ニードはその特性上ここでは除く。

6) ニード、需要、供給の関連については都村〔12〕参照。

設、無料の看護婦教育、老人の足の治療サービスに対するニーズなどである。

④ -+++

このニーズは、専門家によって必要とは認められていないが、自覚され、要求され、供給されるものである。医師のサービスの、たとえば“臨床的に不必要な”薬の処方などはしばしばこのカテゴリーに入ると考えられる。専門家は、このタイプのニーズを“不適切なニーズ”と考えるかもしれないが、不適切な価値判断が専門家によって下されているのかもしれない。

⑤ +++-

これは、専門家によって必要とみなされ、また自覚され、要求されてもいるが、供給されていないニーズである。これらのニーズは、多分ソーシャル・サービスの成長領域で現われそうである。父を欠く家庭の十分な家族手当や賃金に結びついた十分な年金に対するニーズなどが、その例となる。このカテゴリーに属するニーズの場合には、通常資源が制約的要因となる。

⑥ +-+-

この場合のニーズは、専門家によって必要とみなされ、また同類の人達でサービスを供給されているものもいるが、個人によって自覚されないし、要求もされないものである。保護観察官の仕事や保健婦による出生後の家庭訪問（欲求されない場合）は、この種のニーズを充たす例である。

⑦ +---

このニーズは、専門家のみが必要と認めるものである。例としては、予防医学の領域があげられる。しろうとにとってはこのニーズは不明瞭であり、技術的にすぎ、かつ目新しいものであろう。水道により水を供給するさいに弗化物を入れる必要性は、それが自覚され、要求され、供給されるずっと以前に公衆衛生の専門家によって受け入れられてきたものである。

⑧ ----+

これは、他の定義によって認められたようなニーズがないにも拘らず、あるサービスが供給される場合である。これは service-oriented service と呼ばれている。多くの旧式でささやかなチャリ

ティにこの例が見出せる。

⑨ -+ +-

これは、専門家によって必要と認められないし、供給もされていないが、自覚され、要求されるニーズである。たとえばサービスの改善に対するニーズである。

⑩ -+ - -

これは、ソーシャル・サービスの範囲内では充足されないようなフェルト・ニーズを表わす。孤独は、このひとつの例である。

⑪ -+ - +

これは、専門家は必要を認めないが、自覚され、かつまた要求されないが供給されるニーズである。人々は社会的給付に対して拠出する必要を感じており、社会保険によってニーズは充足されているが、専門家の中には租税によって諸給付の財源調達をするほうが望ましいと考えているものもある。

⑫ - - - -

これは、すべての定義によって認められないニーズである。

ニーズのこのようなとらえ方が研究者や政策決定者によってどのように利用されうるかを説明するために、Bradshaw は住宅のニーズを例にあげて議論している。地方自治体の住宅当局が高齢者に対する公共部門の住宅ニーズの認定をしようとするものと仮定しよう。まず研究者に住宅ニーズの研究を委託する。研究者が直面するにちがいない第1の問題は、何が住宅ニーズを構成するかという問題である。研究者自身が何を住宅ニーズと考えるかについて決定をするか、あるいはニーズを把握する各アプローチ毎にニーズの大きさに関する情報を集め、全体のどの部分を“真のニーズ”とみなすべきかを政策決定者に決定させるか、のいずれかが可能である。後者の行動をとろうとすれば、研究者はまず4つの異なるアプローチのもとでニーズの大きさを決めなければならない。

ノーマティブ・ニーズ——地方自治体の住宅当局は、この状況において規範を設定しようとしているものと仮定しよう。基礎的な快適さを欠く家に住んでいる老人および満員状態の施設で生活し

ている老人は、スタンダードによるとニードのある状態であると認められよう。サンプル調査により、このような状況にある人の推定値を得ることができる。

フェルト・ニード——フェルト・ニードの推定値は、現在の住宅に満足しているかどうか、満足していないなら移転しようとしているかどうかを質問するという同様のサンプル調査の方法を用いて得ることができる。

表明されたニード——地方自治体の住宅当局のウェイティング・リストは“表明されたニード”を測る尺度を提供する。それはニードの測度としては最も容易に得られるものであると同時に最も不適切なものである。ウェイティング・リストのとらえ方によってはニードは過小推定あるいは過大推定になる。

比較ニード——このニードを測定することはよりいっそう困難である。すでに公共部門の住宅にいる老人の特性を調査し、次に同様の特性をもつが公共部門の住宅に住んでいない人の推定値をサンプル調査から得ることになる。地方自治体の住宅当局の規範がノーマティブ・ニードの測度として選ばれてきたし、地方当局はそれらの居住者を選ぶ責任があるので、この例では居住者の特性は地方当局の規範と同じであり、したがって比較ニードの測度は、ノーマティブ・ニードの測度ときわめて類似している（かならずしも全く同一ではないが）。

ところで研究者は、異なっているが相互に関連のある4つのニードを類別することによって、4つの測度の順列のそれぞれを描き出すことができる。政策決定者は公共部門の住宅に対する“トータル・ニード”のピクチャーを示される。そして意志決定を明確にするために分類を用いることができる。先着順によって、または老人がウェイティング・リストに載るように自らの意志を表明できるほど積極的で、精力的で、知識があるかどうかによって住宅の配分を行なうのではなくて、明示された優先順位に基づいて配分することができる。地方自治体の住宅当局は“ニードを充たすために”住宅を提供するのではなくて、むしろあ

る特定の条件をもつニードを充たすために住宅を提供する。

したがって政策決定者は次の2つのうちひとつを行なうことができる。第1は、すべてのカテゴリーのうちあるもの（たとえば、++++, ++++, ++, +---, -+++, +++-）が“真のニード”を構成していると決定し、これらのグループのものに住宅を提供するように計画をするか、あるいは第2は、ニードはきわめて大きくて資源は限られていることが確認されれば、あるカテゴリーのニードにはプライオリティを与えるべきであると決めることができる。たとえば、++++というカテゴリー（すなわち要求を表明しなかったがニードのある人々）は-++-というカテゴリー（すなわちノーマティブな定義ではすでに適切な住宅に住んでいるが、他の定義ではニードのある人々）よりも優先順位を与えられるべきだということを決めるかもしれない。

政策決定者はここで研究者のもとへもどる。政策決定者はプライオリティを明確にして、将来の計画のため研究者に“真のニード”のカテゴリーの立ち入った研究をすすめるよう求める。また研究者は、技術進歩、人口変動、生活水準の変化やサービスの改善などがニードに及ぼす効果を監視するためのフレーム・ワークとしてこのアプローチを利用することができる。

Bradshaw が注意をうながしている点は、次の通りである。このようなアプローチは、理論上および實際上正確な考察が必要とされている領域では前向きな方法を提供するであろうが、さらに立ち入ったアプローチなしには社会政策は政治的な歪曲とアカデミックな当て推量の問題にとどまるにちがいない。このアプローチは、研究者にも政策決定者にも容易な解決を与えるものではない。研究者は困難な方法論上の問題に直面しており、政策決定者はニードのどのカテゴリーにプライオリティを与えるべきかについて複雑な決定をしなければならない。しかしこのアプローチはソーシャル・サービスに関係する人々がソーシャル・ニードを充足するために研究または計画しようとしているとき何をしようとしているかを明白にする

のに役立つであろう。

III ソーシャル・ニード 把握の実例

ソーシャル・ニード把握のためのアプローチを実際に用いた例を、次にとりあげることにしよう。

① ノーマティブ・ニード

まずノーマティブ・ニードの例としては、タウンゼント〔9〕〔10〕の Incapacity Scale があげられる。これは、タウンゼントがイングランドおよびウェールズの老人のための施設調査をした際用いた測度である。老人が“施設におけるケアや世話をどうしても必要としている”場合、かれらは施設入所の資格を有する。この定義は解釈および運用が容易ではない。というのは患者を病院に入院させる場合用いられるような確固たる規準に頼ることができにくいからである。身体的条件と社会的条件が両方とも考慮に入れられねばならない。

身体的条件についての能力を測定する客観的方法を開発することは可能であろうか。これは“労働不能 (disability)”や“無能力 (incapacity)”というかなりあいまいな定義を合理的に扱い、施設ケアが現代社会においてどのような役割を果たすべきかを決めようとするなら、答えなければならない基本的な問題である。タウンゼントの採用した自らのケアに対する能力を測定する方法では、生活上の活動や能力に点をつける試みがなされている。すなわち老人が援助なしに次の6つのことができるか否かに基づいて簡単な指数⁷⁾が作成される(戸外を歩く、室内を歩く、階段を上り降りする、洗顔と入浴、洋服を着る、足の爪を切る)。ある機能を全然遂行できない場合2点をつけ、辛うじてできる場合1点をつける。各老人に0~12の総点がつけられる。

7) Townsend〔9〕の最初の研究では0~18点がとられていたが、Townsend〔10〕では、もっと簡単な指数が採用されている。

第1 在宅・施設入居別、65歳以上の老人の personal incapacity
英国、1962—1963 (サンプル数、在宅4,183, 施設2,205)

personal incapacity (点数)	在宅					
	男		女		総数	
	%	推定数	%	推定数	%	推定数
なし、あるいはわずか(0~2)	83.5	1,980,600	71.2	2,526,200	76.1	4,505,100
中位 (3~6)	10.9	258,600	17.4	617,300	14.8	876,200
著しい (7+)	4.2	99,600	8.9	315,800	7.0	414,400
床につききり	1.4	33,200	2.5	88,700	2.1	124,300
合計	100.0	2,372,000	100.0	3,548,000	100.0	5,920,000
	施設					
	男		女		総数	
	%	推定数	%	推定数	%	推定数
なし、あるいはわずか(0~2)	38.4	32,200	22.1	43,300	27.1	75,900
中位 (3~6)	21.9	18,400	19.7	38,600	20.3	56,800
著しい (7+)	20.9	17,600	29.2	57,200	26.7	74,800
床につききり	18.8	15,800	29.0	56,900	25.9	72,500
合計	100.0	84,000	100.0	196,000	100.0	280,000

注 英国では1963年に65歳以上の老人は約620万人おり、そのうち4.5%が施設に入所していた。表の百分率は調査結果を示し、推定数はこの百分率をもとにして推定した数である。したがってこれはサンプリング誤差を受けている。

incapacity の測定の結果は表1のようになる。自宅にいる老人で床につききりのものは2.1%であるが、施設にいる老人で床につききりのものは25.9%である。incapacity の程度の重いもの(7点以上)は施設では全体の27%、自宅にいるものでは7%である。これらの数字を総人口に関連づけると、1963年に英国では身体的能力の著しく劣るもの(床につききりまたは7点以上のもの)のうち約1/4が施設に入所しているという注目すべき事実を示している。すなわち身体的能力の著しく劣るもの約70万人のうち約15万人が施設に入所している。永久的に床につききりのものをみると、施設よりも自宅に住んでいるものの方が多い(自宅約12万人、施設約7万人)。

ノーマティブ・ニード測定のもうひとつの例として J. Tunstall〔13〕の Social Isolation をとりあげよう。“社会的孤立”という概念を用いるときには主として2つの点が強調される。第1は広い社会からの孤立が存在することであり、第2は社会からではなく、家族や仕事の根源的なグループからの個人の孤立である。老人の研究では第2のタイプの社会的孤立がしばしば用いられている。Lowenthal は3日間友人や親戚の人と接触しなかったものを孤立と定義している。タウン

ゼントは個人間の交わりを強調して1週当りの“社会的接触”に点をつけるという用い方をしている。Tunstall はタウンゼントの方式を修正して社会的孤立を測定している。かれの方法は家族および仕事（就労しているものについて）の根源的グループとの日々のあるいはこれに近い接触を強調しようとするものである。対象期間はインタビューを行なう前の週1週間であり、測定の単位は“社会的接触”である。接触とは家庭内または戸外で予定されたまたは慣習上の他人との会合を意味する。接触の時間は最小限約10分とする。社会的接触の点のつけ方は次のようになる。配偶者との同居 7。他と人と1日1度食事を共にした場合 1。老人が40時間就労している場合最低10、仕事の面での他人との接触により追加点がある、最高20。20時間就労している場合5~10。週1回子どもに会った場合1、子ども1人につき最高7。兄弟姉妹、友人、隣人、親戚も子どもの場合と同様。ホームヘルパーが毎日来る場合、最高7。老人クラブや礼拝に行った場合2というように点がつけられる。

1962年に英国で行なわれた65歳以上の老人（在宅者）の調査でこの測定方法が用いられている（図2参照）。Tunstall は社会的に最も孤立しているものと社会的接触の度合の高いものとを分ける分岐点を20~21点の所においている。“社会的孤立”の範疇に入るものは老人全体の21%にのぼり、そのうち極度の孤立状態にあるもの（1週間の接触点数5以下のもの）は老人全体の4.5%を占めている。

② フェルト・ニード

ここでとりあげる例は、フェルト・ニードを測定し、第2段階で専門家の判断を行なったという点で興味深いものである。Schuler たち〔7〕〔8〕は国民の健康状態を客観的方法で評価するために、簡単で経済的なメディカル・ニードの測定方法を考えようとした。医師によるニードの把握（検査）は必要な情報を提供するであろうが、この方法は費用がかかるし、国民の側からみてもかなりの時間と努力を伴うものである。メディカル・ニードの測定において強く要望されるのは疾病の自覚や

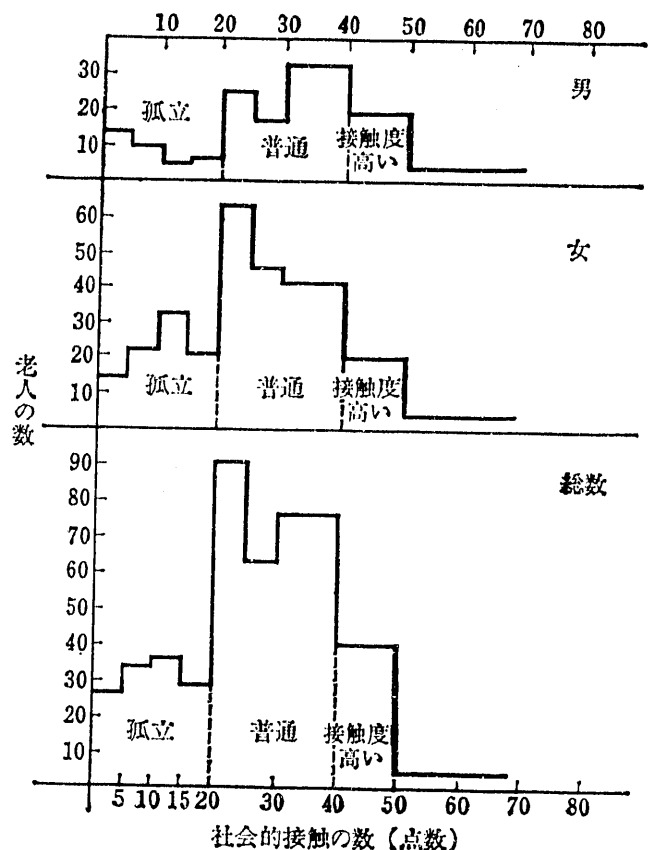


図2 社会的孤立と社会的接触（性別）

支払能力に関係なくメディカル・ケアを必要としている個人の数を示す方法である。この目的を達成するための調査単位は特定の疾病よりはむしろ個人になる。

1944年に Schuler らはメディカル・ニード測定のための新しいアプローチを開発した。その方法は“徴候アプローチ Symptoms Approach”として知られるようになったものである。それは健康状態およびメディカル・ケアについての non-technical な質問のリストを利用して、しろうとのインタビューがしろうとの報告者にたずねるというものである。この方法の基本的前提は、所与の個人のひとつ以上の徴候の存在はメディカル・ニードの一症例を構成するというものである。ひとつ以上の徴候の存在とはかならずしも苦痛状態にあるとか、短期間内に死にそうであるということの意味しない。しかしながらそれぞれの徴候は調査の第2段階の医師の協力によって、赤信号いわば医師の手当を必要とするものと判断された。すなわち徴候アプローチの目的は、個々人がもつ

表2 メディカル・ケアに対するニードの測定 (Symptoms Approach による個人の分布)

	総 数	しろうとのインタビュアーと医師の判断が一致したもの				しろうとのインタビュアーと医師の判断が不一致のもの			
		人数	%	しろうと(+) 医 師(+) 人 数	しろうと(-) 医 師(-) 人 数	人数	%	しろうと(+) 医 師(+) 人 数	しろうと(-) 医 師(-) 人 数
総 数	182	144	79	106	38	38	21	26	12
男	88	67	76	48	19	21	24	16	5
女	94	77	82	58	19	17	18	10	7

注 ある個人にひとつ以上の徴候が認められた場合、プラス(+)の項目に分類される。徴候が全く認められない場合、マイナス(-)の項目に分類される。

ているかもしれない各種の徴候の相対的重症さを決めるのではなく、メディカル・ケアに対する“ニード”を決めることである。それはメディカル・ニードを決定するための臨床的方法ではなく、統計的方法である。質問は標準的な臨床歴をもつ人々から選ばれたものが採用されている。徴候を示す数多くの項目の中から最終的には22項目が選ばれた（たとえば胸部の痛みが続く、嘔吐がくり返し起る、原因不明の鼻出血がくり返し起る、耳から血やうみが出る、ヘルニアなど）。記憶の誤りによる過度のバイアスを避け、なお十分な期間をとるために対象期間はインタビューにさかのぼる6ヵ月間がとられている。報告者がこのリストに含まれる病気、あるいは徴候をもった（徴候プラス）か、もたない（徴候マイナス）かを調べ、前者の場合には医師の診察を受けたかまたは家庭内で治療が行なわれたかまたは徴候は全く無視されたかを確かめる質問がなされている。徴候が全く無視されたりあるいは家庭内でのみ治療がなされた場合には、それは医療上の手当に対する unmet need とみなされた。徴候について医師の診察を受けた場合には（必要とされる治療程度は医師の判断にまかされて）、ニードに対する治療がなされたとみなされる。

ここで興味深いのは Schuler らはこのアプローチの信頼性および妥当性をテストするために方法論上の実験を行なっていることである。1945年7月ノースカロライナにおいてしろうとのインタビュアー（農村社会学専攻の学生）が40家族、182人の徴候についてのデータを得た後で、公衆衛生庁の医師が同様のインタビューを行なっている。表2はしろうとのインタビュアーと医師との記録を整理して男女別に個人の割合を示したものであ

る。注目すべき点はしろうとのインタビュアーと医師の findings は182人の個人のうち144人（79%）のメディカル・ケアに関して一致していることである。一致の率はインタビューを受けたものが男性の場合よりも女性（特に主婦）の場合の方がより高くなっている。一致しなかったケースをみると、しろうとのインタビュアーの方が医師よりもプラス（徴候あり）の分類を多く記録している。

次にメディカル・ケアに対するニードが充足されていない (unmet needs) ケースに焦点をあててインタビューの一致をとりあげよう。この目的のために182人の個人を4つのカテゴリーに分けている。1. メディカル・ニードなし、2. メディカル・ニードはあるが、充足されていない、3. メディカル・ニードはあるが、一部のみ充足されている。4. メディカル・ニードがあり、充足されている。表3は各ケースについてしろうとのインタビュアーと医師との間の一致と不一致を示したものである。unmet medical need に焦点をあてると（2と3欄参照）、182人のうちしろうとのインタビュアーによると95人（52%）、医師によると86人（47%）がこれに該当する。これら2つの割合の間の有意差に対する通常の統計的検定は適用できない。というのは上述の如く両インタビュアーは異なる機能を果しているからである。しかし5%という差はかなりよい一致を示している。医師の記録に基づく分類を規準として用いると最も一致の率の高いのは unmet medical need のカテゴリーに対する68%である。この徴候アプローチによって、医療専門家ではない、しろうとの研究者が標準的サンプリング技法と通常の調査方法を利用することにより、抽出率による統計的変

表3 メディカル・ケアに対するニードの測定 (医師の判断による分類を規準にして)

しろうとのインタビューによる分類	医 師 の イン タ ビ ュー に よ る 分 類									
	総 数	1. メディカル・ニードなし		2. メディカル・ニードあり：充足されていない		3. メディカル・ニードあり：一部充足されている		4. メディカル・ニードあり：充足されている		
		人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%	
総 数	182	64	100	56	100	30	100	32	100	
4. メディカル・ニードあり：充足されている	38	9	14	3	5	6	20	20	63	
3. メディカル・ニードあり：一部充足されている	28	2	3	5	9	18	60	3	9	
2. メディカル・ニードあり：充足されていない	67	16	25	38	68	6	20	7	22	
1. メディカル・ニードなし	49	37	58	10	18	—	—	2	6	

表4 病院サービスの需給およびニードの指標 (英国) (人口千対)

地域	需要の指標			ニードの指標	供給の指標
	新入院患者数 D_1	新入院患者数+ウェイト ディング・リストの増 加 D_2	利用された病床数 D_3	ウェイト ディング・ リスト N	利用可能な病床数 S
バーミンガム	71.26	71.41	3.73	9.65	5.02
イーストアングリア	63.56	63.55	3.66	9.29	5.06
リ	79.37	78.33	3.98	6.06	5.94
リバプール	90.66	91.03	5.33	7.44	6.79
マンチェスター	78.14	78.02	4.03	13.41	4.89
ニューキャッスル	85.16	84.88	3.96	9.62	5.15
オクスフォード	83.73	83.26	4.46	11.45	5.35
シェフィールド	67.85	67.73	3.24	10.96	4.61
サウスウェスタン	77.81	77.85	4.37	11.59	5.95
ウェールズ	81.50	81.22	4.56	9.98	5.87
ウェセックス	79.46	79.28	4.29	9.48	5.04

注 1) 英国の病院サービスの行政上の地域は15に分かれているが、比較上、都市部(ロンドンの4地域)は除いてある。
2) 精神病床を除く、1960年の資料である。

動の限度内で、所与の人口単位におけるメディカル・ケアを必要とする個人の割合を決めることができる。

③ 表明されたニード

表明されたニードを測るひとつの尺度として、不十分ではあるがウェイトディング・リストがある。Feltstein〔4〕は病院の入院ケアの需給分析において unmet demand の指標として英国保健省提供によるウェイトディング・リストの資料を用いている。表4は地域別の病院サービスの需給指標とニードの指標としてのウェイトディング・リストを示したものである。需要は3種類の異なる指標で測定されているが、いずれも供給の影響を強く受けている(需給間の相関係数は需要の指標が D_1 の場合0.65, D_2 の場合0.66, D_3 の場合0.84)。他方、ベッドがより十分に利用できる地域では un-

met demand (人口千対ウェイトディング・リスト数 W) はより少いけれども、供給 (S) の効果はかなり小さいことは次の関係式でも示される。

$$W = 18.87 - 1.65S \quad R^2 = 0.276 \\ (0.89)$$

④ 比較ニード

B. デービス〔3〕はソーシャル・サービスに向けられる資源の配分を議論して、社会的公正 (social justice) に対応する“地域的公正 (territorial justice)”の概念を提示している。すなわち、個人間の最も適切な配分は“個々人のニードにしたがって各人へ”配分することであり、地域間の最も適切な配分は“その地域の住民のニードにしたがって各地へ”配分することである。前者の規準は社会的公正と同義であるとするならば、後者のそれは地域的公正と名づけられるとしている。地域

的公正は社会的公正を達成するための必要条件であるが、十分条件ではない。

デビスは地域的公正を統計的には次のようにとらえる。サービスに対する各地域の供給のスタンダードを示す指標と各地域の相対的ニードを測定する指標との間には正の相関が存在すべきである。というのは供給のスタンダードを示す指標が地域的に不均等であるということは、地域のニードを示す指標が不均等であるということと同じであるはずだからである。そこでかれは地方自治体によるソーシャル・サービスの供給のスタンダードの差異がいかに地域住民の相対的ニードの差異に関連しているかを実証的に検討しようと試みている。相対的ニードを測定することは困難な問題である。かれが用いる方法はサービスに対する個人のニードに関連する、またはニードの原因となる諸要因の地域での相対的発生率を測定することによって、ある地域の相対的ニードを推論するという方法である。もちろんこの方法には、多くの困難な問題が含まれている。他方“サービスの供給のスタンダード”を示す指標については、次のような分類を採用している。(A)配分される資源の測定、——フロー支出、物的・人的資源。(B)供給されるサービスの範囲の測定、パフォーマンスとアウト・プットの測定。(C)供給の密度の測定、サービスの質。(D)各グループに配分されるサービスの割合。(E)代替サービス間の資源の配分。(F)サービスを受けるものに課せられる料金。分析のための統計的ツールとしては、変数間の相関の程度と変数の分布における不均等の程度を測定するため、相関係数と変異係数が用いられている。デビスは地方自治体の提供する3種類のサービス、すなわち老人のための保健・福祉サービス、児童のサービスおよび教育サービスについて、膨大な資料を駆使して実証分析を試みている。その詳細をとりあげることはここでは割愛し、別の機会にゆずりたい。

参 考 文 献

- [1] Boulding, K. E. (1966) "The Concept of Need for Health Service" *The Milbank Memorial Fund Quarterly*, Oct.
- [2] Bradshaw, J. (1972), "A Taxonomy of Social Need" In G. McLachlan (ed), *Problems and Progress in Medical Care*.
- [3] Davies, B. (1968), *Social Needs and Resources in Local Services*.
- [4] Feldstein, M. S. (1964) "Hospital Planning and the Demand for Care," *Bulletin of the Oxford University Institute of Economics and Statistics*, 26 (4)
- [5] Forder, A (1974), *Concepts in Social Administration*.
- [6] Jeffers, J, Bognanno, M and Bartlett, J. (1971) "On the Demand versus Need for Medical Services and the Concept of Shortage" *American Journal of Public Health*, Jan.
- [7] Hoffer, C.R and Schuler E.A (1948) "Measurement of Health Needs and Health Care" *American Sociological Review*, Vol.13 Dec.
- [8] Schuler, E. A, Mayo, S. C and Makover, H. B. (1946), "Measuring Unmet Needs for Medical Care: An Experiment in Method," *Rural Sociology*, June.
- [9] Townsend, P. (1964), *The Last Refuge*.
- [10] Townsend, P and Wedderburn, D. (1965), *The Aged in the Welfare State*.
- [11] 都村敦子 (1970~1971) 「やさしい医療の経済学, その1~その16」『健康保険』45年7月号~46年12月号.
- [12] 都村敦子 (1973) 「医療サービスに対するニードと需要」『季刊社会保障研究』9巻1号.
- [13] Tunstall, J (1966), *Old and Alone: A Sociological Study of Old People*.
- [14] Walton, R (1969), "Need: A Central Concept," *Social Service Quarterly*, Summer.

インフレ下における低所得者層の経済行動

藤 本 喬 雄

I は じ め に

インフレの所得再分配効果についてモデル分析的に説く時、大方の論者はマクロレベルの議論で済ませてしまう傾向があるように思われる。資本の側、労働の側という分け方、あるいはこの機能的分配に類似して、債務者側と債権者側という分け方で、投資への影響、消費への影響、福祉コストの大きさ等々が調べられる。その際、労働の側なり、債権者の側は同質な人間の集合として現われる。もっと正確に言えば、代表的個人の合理的経済行動の内容と多くの人間の様々な経済行動の結果による平均値の内容とは大差ないと考えようという訳である。こういうマクロレベルの分析も重要ではあるが、これではもう少しミクロの段階に降りていった貧困とか低所得者層の問題分析には余り役立たない。そして、この低所得者層こそがインフレの下で最も苦勞している人々の集まりなのである。すなわち、問題解決を最も望んでいるであろう人々についての実証分析とインフレの再分配効果に関する理論・モデル構成とはしっかり噛み合っていない。別な言い方をすれば、ミクロレベルの理論の方は、クリーピングインフレ時のそれから未だ脱皮していない。ここ2年来のハイパーインフレ下における各所得階層の消費・貯蓄行動は新しい理論あるいは仮説を要求しているように思われる。そして、このことは従来のマクロ分析における代表的個人の合理的経済行動の内容にも影響を与えるはずである。以上が問題の第1点である。

次の問題は、再分配効果にしても、社会保障の負担についても、従来の研究においてはリアルタームの側面からの分析が少ないようである。どうしても貨幣的側面だけから効果が論じられまた実

証されてきた感が強い。消費こそが最終的満足の源泉であるなら、従来以上にリアルタームでの分析に目を向ける必要がある。

本稿は以上の問題提起に答えるべく書かれたものではない。むしろ、狭い範囲に限定した fact-finding を中心に述べようとするものであり、その他の試論的説明はまさに試論に過ぎない。すなわち、まず次節において総理府統計局の家計調査昭和49年勤労者世帯の結果を年間収入5分位階級毎に概観する¹⁾。その際、48年以前と異なる傾向を抽出するように注意しよう。第Ⅲ節では、Ⅱ節の経済行動を一応説明可能と思われる一仮説について述べる。最終節において、Ⅱ節の fact-finding が投げかけるその他の経済分析上への影響について若干書きとめておく（家計調査における用語説明等は註でこれを行なう）。

II 昭和49年における所得階級別家計収支の特徴

上述したように、この節では昭和49年における所得階層別家計収支の特徴のいくつかを、過去の時系列と対比しつつ抽出する。資料は総理府統計局による家計調査年間収入5分位階級別結果表のうち、勤労者世帯に関するものである。5分位は各年の相対的所得階層であるので、時系列上の比較に便利だし、勤労者世帯については収入サイドも調査されているので所得の各年推移をみることも可能である。

まず、表1～3によって昭和47年から昭和49年までの家計収支動向の変化を所得階層別に追っ

1) 年間収入5分位階級とは、各世帯を年間収入の少ない順に並べて、収入の少ない方から世帯数20%にあたるグループを順次第Ⅰ分位、第Ⅱ分位と区分して得られた階級である。

てみよう。

最初に収入の部の実収入について見て行くと、それが49年の所得階層別対前年増加率において大きなバラツキを持っていることがわかる²⁾。図1に示されるように最近では実収入の階層隔差は拡大も縮小もせずほぼ同一サイズで推移してきていたが、49年に至り大きく拡大方向に動いた。特に、49年における消費者物価指数上昇分年率24.5%を除いた実質的な増加率は第I分位から第IV分位までは、マイナス値すなわち実質減少であるが、第V分位だけはプラス1%の実質増加であった。少し詳しく実収入の内訳項目を調べてみると、実収入の動きは大体において世帯の勤め先収入の動きによって支配されていることがわかる（これは勤労者世帯における内職、事業収入、インカム・ゲイン等の実収入に占める割合が小さいことを示す³⁾。興味があるのは勤め先収入の大きな部分を占める（特に、低所得階層についてはそう言える）世帯主の定期収入と臨時・賞与の動きである⁴⁾。というのは、定期収入の方が先の実収入とは違って、むしろ所得階層隔差を縮小するような方向に変化しているのに、一方、臨時・賞与による収入が、定期収入による縮小モーメントを打ち消して余りある程大きく隔差拡大に寄与している。第V分位の臨時・賞与の伸びが名目で45.4%であるのに、第I分位では実に2.1%の減少なのである。

さて、定期収入と次に出てくる消費支出に関して溝口仮説と呼ぶものがある⁵⁾。それは、消費支出の定期収入マイナス非消費支出に対する割合がほぼ1.3という値を中心に推移するというものである。定期収入マイナス非消費支出は、いわば毎月の経常的且つ安定的可処分所得である⁶⁾。ここで、安定的というのは妻や他の世帯員と異な

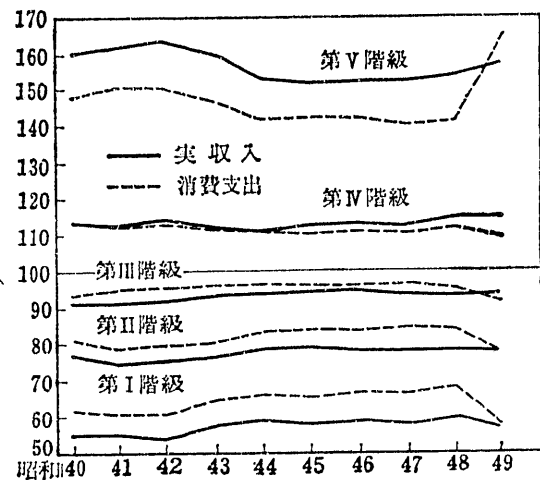


図1 年間収入5分位階級隔差（平均＝100）

参考：年間収入5分位隔差（平均＝100）（図1のデータ）

		第I階級	II	III	IV	V
実 収 入	40	55.4	77.3	91.5	114.0	160.5
	41	55.4	75.0	91.7	113.6	162.0
	42	54.1	75.8	92.2	114.3	163.7
	43	57.5	76.5	93.4	112.5	160.1
	44	58.9	78.8	94.2	111.3	154.0
	45	58.1	79.0	94.3	112.6	152.1
	46	58.8	78.5	94.6	113.1	152.7
	47	58.3	78.4	94.1	112.5	152.8
	48	59.6	78.6	93.7	114.7	153.5
	49	57.0	78.2	94.0	114.6	156.2
消 費 支 出	40	61.9	81.5	93.8	114.1	148.3
	41	60.7	79.3	95.1	113.2	151.2
	42	60.7	79.9	95.6	113.1	150.8
	43	64.5	80.7	95.9	112.0	147.0
	44	65.9	83.2	96.5	111.4	142.1
	45	65.5	84.2	96.0	110.5	142.3
	46	66.5	83.8	96.0	111.1	141.9
	47	66.4	84.6	96.4	110.7	140.6
	48	67.7	84.2	95.5	111.6	141.0
	49	57.7	77.9	91.4	108.9	164.1

り、一応世帯主は終身雇用者として安定した収入を世帯にもたらすという意味である。話を元にもどして、表4に従って溝口仮説を検討してみよう。これによれば、昭和48年結果までは仮説は棄却されえないかに見える。49年においてさえ、全階層平均でとらえれば仮説は有効である。そして、この事実が臨時・賞与と定期収入の大きさあるいは伸び率の相対的關係を使って貯蓄率の高いこと、またその変化方向を説明することある程度可能にしてきた。しかし、5分位階級別の結果では、

2) 世帯の実収入とは、貯金引出、財産売却等の見掛けの収入を除いた実際上の収入のことであり、勤め先収入、内職、事業収入等を含んでいる。

3) 世帯の勤め先収入には世帯主以外の妻やその他の世帯員の勤め先からの収入を含む。表1～3の中の定期収入や臨時・賞与は世帯主だけについての収入項目であるから注意されたい。

4) 残業手当、超過勤務手当等は定期収入に含まれる。

5) 江見・溝口共著『個人貯蓄の国際比較』岩波書店を参照。

6) 非消費支出は税金、社会保障費等から成る。

表 1 年間収入 5 分位階級別昭和 47 年平均 1 世帯当たり 1 ヶ月間の収入と支出 (勤労者世帯)

全 国

5 分 位 階 級	平 均	I	II	III	IV	V
実 数 (円)						
世 帯 人 員	3.86	3.45	3.74	3.89	4.01	4.21
有 業 人 員	1.53	1.33	1.39	1.38	1.57	1.89
世 帯 主 の 年 齢	41.0	38.3	37.8	40.1	42.3	46.5
実 収 入	138,435	81,459	109,630	131,595	156,857	212,635
(勤め先収入)	130,269	75,520	102,652	124,117	148,413	200,643
(世帯主収入)	117,305	71,934	97,330	115,399	134,296	167,566
(定 期)	88,004	59,066	75,628	86,402	97,922	121,007
(臨時・賞与)	29,301	12,873	21,702	28,997	36,373	46,559
消 費 支 出	99,318	66,360	84,378	95,795	110,250	139,810
食 料 費	30,749	24,014	28,305	30,795	33,442	37,190
(主 食)	4,480	3,772	4,167	4,485	4,874	5,092
住 居 費	11,233	8,580	10,815	11,356	11,910	13,503
(家 具 什 器)	5,662	3,599	5,087	5,775	6,138	7,712
光 熱 費	3,467	2,788	3,039	3,394	3,702	4,411
被 服 費	10,615	6,390	8,389	10,013	11,753	16,529
雑 費	43,255	24,587	33,830	40,238	49,443	68,176
(教 養 娯 楽)	7,648	4,141	5,963	7,250	8,686	12,200
可 処 分 所 得	126,655	77,349	102,508	121,496	143,161	188,765
黒 字	27,337	10,989	18,130	25,701	32,911	48,955

対前年増加率 (%)

実 収 入	11.5	10.8	11.8	11.3	11.1	11.9
(勤め先収入)	11.7	11.2	11.2	11.2	11.8	12.6
(世帯主収入)	12.3	13.2	12.1	12.0	12.4	13.9
(定 期)	13.1	13.7	13.1	12.9	12.3	13.7
(臨時・賞与)	10.1	6.4	5.7	6.9	10.6	15.0
消 費 支 出	9.2	9.6	10.3	9.4	9.1	8.5
食 料 費	7.4	8.7	7.2	6.6	7.9	7.1
(主 食)	0.3	0.5	- 1.0	- 0.6	1.6	0.8
住 居 費	7.3	6.1	8.6	11.7	7.2	3.8
(家 具 什 器)	1.8	- 3.9	4.6	9.0	2.9	- 2.9
光 熱 費	4.4	5.2	3.4	4.5	4.3	4.5
被 服 費	9.5	8.1	8.9	8.1	7.8	12.6
雑 費	11.4	12.6	14.7	11.8	11.1	9.6
(教 養 娯 楽)	12.1	10.5	18.0	9.3	9.8	13.2
可 処 分 所 得	11.0	10.6	11.6	10.9	10.8	11.3
黒 字	18.1	17.3	17.9	16.9	16.9	19.9
平均消費性向 46 年	79.7	86.6	83.3	79.9	78.2	75.9
47 年	78.4	85.8	82.3	78.8	77.0	74.1
エンゲル係数 46 年	31.5	36.5	34.5	33.0	30.7	27.0
47 年	31.0	36.2	33.5	32.1	30.3	26.6

注 () 内の項目は上位項目の内訳の一部であることを示す。

表 2 年間収入5分位階級別昭和48年平均1世帯当たり1ヵ月間の収入と支出(勤労者世帯)

全 国

5 分 位 階 級	平 均	I	II	III	IV	V
実 数 (円)						
世 帯 人 員	3.85	3.46	3.73	3.88	4.00	4.19
有 業 人 員	1.53	1.33	1.38	1.48	1.57	1.90
世帯主の年齢	41.0	38.2	37.9	40.1	42.2	46.4
実 収 入	166,489	99,162	130,819	156,001	190,896	255,568
(勤め先収入)	156,498	92,303	123,318	146,735	180,631	239,500
(世帯主収入)	139,803	87,463	116,842	136,453	162,979	195,276
(定期)	102,871	70,159	88,110	100,024	116,303	139,758
(臨時・賞与)	36,932	17,305	28,732	36,430	46,676	55,518
消 費 支 出	117,159	79,335	98,600	111,903	130,758	165,196
食 料 費	35,249	27,512	32,131	35,287	38,343	42,970
(主食)	4,854	3,997	4,533	4,920	5,249	5,571
住 居 費	12,699	10,282	11,959	12,248	13,773	15,230
(家具什器)	6,347	4,343	5,394	6,080	7,309	8,607
光 熱 費	4,003	3,218	3,541	3,901	4,350	5,005
被 服 費	13,078	7,788	10,380	12,123	14,556	20,546
雑 費	52,130	30,535	40,588	48,344	59,736	81,446
(教養娯楽)	9,180	4,951	6,904	8,649	10,406	14,990
可 処 分 所 得	151,478	93,605	121,444	143,238	172,848	226,254
黒 字	34,319	14,270	22,844	31,335	42,091	61,058

対前年増加率 (%)

実 収 入	20.3	21.7	19.3	18.5	21.7	20.2
(勤め先収入)	20.1	22.2	20.1	18.2	21.7	19.4
(世帯主収入)	19.2	21.6	20.0	18.2	21.4	16.5
(定期)	16.9	18.8	16.5	15.8	18.8	15.5
(臨時・賞与)	26.0	34.4	32.4	25.6	28.3	19.2
消 費 支 出	18.0	19.6	16.9	16.8	18.6	18.2
食 料 費	14.6	14.6	13.5	14.6	14.7	15.5
(主食)	8.3	6.0	8.8	9.7	7.7	9.4
住 居 費	13.1	19.8	10.6	7.9	15.6	12.8
(家具什器)	12.1	20.7	6.0	5.3	19.1	11.6
光 熱 費	15.5	15.4	16.5	14.9	17.5	13.5
被 服 費	23.2	21.9	23.7	21.1	23.8	24.3
(雑 費)	20.5	24.2	20.0	20.1	20.8	19.5
(教養娯楽)	20.0	19.6	15.8	19.3	19.8	22.9
可 処 分 所 得	19.6	21.0	18.5	17.9	20.7	19.9
黒 字	25.5	29.9	26.0	21.9	27.9	24.7
平均消費性向 48 年	77.3	84.8	81.2	78.1	75.6	73.0
エンゲル係数 48 年	30.1	34.7	32.6	31.5	29.3	26.0

表 3 年間収入 5 分位階級別昭和 49 年平均 1 世帯当たり 1 ヶ月間の収入と支出 (勤労者世帯)

全 国

5 分 位 階 級	平 均	I	II	III	IV	V
実 数 (円)						
世 帯 人 員	3.83	3.45	3.74	3.87	3.95	4.14
有 業 人 員	1.52	1.39	1.41	1.46	1.56	1.78
世 帯 主 の 年 齢	40.8	39.4	38.0	39.7	41.9	44.9
実 収 入	205,792	117,306	160,942	193,415	235,768	321,527
(勤め先収入)	194,186	110,241	152,214	183,566	223,385	301,522
(世帯主収入)	173,558	103,347	142,408	170,384	201,436	250,216
(定 期)	126,274	86,401	108,932	124,608	141,951	169,480
(臨時・賞与)	47,283	16,946	33,475	45,776	59,485	80,737
消 費 支 出	142,203	82,072	110,818	129,998	154,815	233,311
食 料 費	43,819	33,348	40,292	44,305	47,696	53,453
(主 食)	5,877	4,729	5,450	5,974	6,421	6,811
住 居 費	15,322	8,297	10,941	11,793	14,771	30,807
(家具什器)	7,348	2,502	4,129	5,379	7,470	17,261
光 熱 費	4,961	3,875	4,526	4,809	5,297	6,298
被 服 費	15,430	7,673	11,250	14,119	17,567	26,540
雑 費	62,671	28,878	43,809	54,971	69,484	116,212
(教養娯楽)	11,205	4,910	7,266	9,463	12,325	22,059
可 処 分 所 得	187,825	110,264	149,745	178,301	214,208	286,607
黒 字	45,623	28,193	38,926	48,303	59,393	53,296

対前年増加率 (%)

実 収 入	24.1	18.3	23.0	24.0	23.5	25.8
(勤め先収入)	24.6	19.4	23.4	25.1	23.7	25.9
(世帯主収入)	24.1	18.2	21.9	24.9	23.6	28.1
(定 期)	23.1	23.2	23.6	24.6	22.1	21.3
(臨時・賞与)	29.0	- 2.1	16.5	25.7	27.4	45.4
消 費 支 出	21.5	3.4	12.4	16.2	18.4	41.2
食 料 費	24.4	21.2	25.4	25.6	24.4	24.4
(主 食)	21.3	18.3	20.2	21.4	22.3	22.3
住 居 費	21.2	-19.3	- 8.5	- 3.7	7.2	102.3
(家具什器)	16.8	-42.4	-23.5	-11.5	2.2	100.5
光 熱 費	24.2	20.4	27.8	23.3	21.8	25.8
被 服 費	18.0	- 1.5	8.4	16.5	20.7	29.2
雑 費	20.4	- 5.4	7.9	13.7	16.3	42.7
(教養娯楽)	22.1	- 0.8	5.2	9.4	18.4	47.2
可 処 分 所 得	24.4	17.8	23.3	24.5	23.9	26.7
黒 字	34.4	97.6	70.4	54.2	41.1	-12.7
平均消費性向 49 年	75.7	74.4	74.0	72.9	72.3	81.4
エンゲル係数 49 年	30.8	40.6	36.4	34.1	30.8	22.9

仮説はブレークダウンするようと思われる。特に、それが49年の20%を越えるハイパーインフレと不況の同時進行という過程で生じたことは興味深い。この現象は後でも触れるが、とにかく過渡的現象だといって見逃すべきものではない。長期の、しかもマクロ的分析のみに関与する人々にとっては“異常”な年の“異常”な状態かも知れないが、インフレの再分配、特にリアルでの再分配を研究するものにとっては説明を要求する現象である。“異常”と上で言ったのは、例えば44年の好況期にはIからV分位までそろって割合を増やし、逆に47年の不況時には各分位そろって割合を減らしたのに、49年はIからⅢ分位が大きく減少、Ⅳは減少傾向からみると大体安定的変化、第V分位だけが極端な増加を示し、第I分位と対照的である。とにかく、第I分位は月平均世帯主定期収入と同水準の額だけ消費支出に回すという切り詰めようだったのである。この仮説のブレークダウンを各分位における臨時・賞与の増加率の差異のみに帰することは不可能と思われる。というのは、47年にもこれらの増加率はかなり異なるのに第V分位の方がかえって大きく割合を減じていること、また、臨時・賞与の増加率の差で上の現象を片付けてしまうと後述の各分位における貯蓄率の動向を説明できなくなる。第I分位は賞与が減ったから消費を一定程度減らしたのみでなく、それ以上に減らして貯蓄に回したのである。インフレ率—利子率を貯蓄純増の価格のごとく考えると、価格理論におけるギッフェン効果に似た効果が貯蓄に対して生じたのである⁷⁾。

次に、再び表1~3にもどって消費サイドについて調べてみよう。まず、消費支出計は実収入と同様、大きく階層間隔差拡大の方向へ動いた(図1を参照)。消費支出の内訳をみると、必需的な食料費、光熱費の伸び方は各層平行的だが、住居費、被服費、また、文化生活費とも見られる雑費ではその増加率に大きな差がある。住居費の中でも特に、耐久財購入を含む家具什器費では極端な差が目立ち、第V分位のインフレ下における換物

表4 年間収入5分位階級別の定期収入—非消費支出に対する消費支出の割合

年	平均	I	II	III	IV	V
42	1.29	1.20	1.18	1.22	1.30	1.45
43	1.29	1.20	1.18	1.24	1.30	1.46
44	1.34	1.23	1.25	1.29	1.37	1.47
45	1.35	1.22	1.26	1.29	1.35	1.51
46	1.34	1.25	1.26	1.28	1.34	1.50
47	1.30	1.20	1.22	1.25	1.30	1.44
48	1.33	1.23	1.25	1.28	1.33	1.50
49	1.31	1.03	1.13	1.19	1.29	1.73

表5 年間収入階級間の不平等度係数

年	消費支出	食料費	家具什器	雑費	実収入
46	0.239	0.068	0.240	0.491	0.383
47	0.229	0.065	0.187	0.450	0.391
48	0.231	0.070	0.182	0.429	0.391
49	0.541	0.072	2.324	0.958	0.430

行動を顕著に示している。“不合理”にも低所得者階層では換物に走ることなく消費を切り詰めさせと貯蓄に励んだということになる。

以上の変化を主な項目について階層間の不平等度係数で示したのが表5である。不平等度係数 I は

$$I = \sum_{i=1}^5 (y_i - y_5)^2 / \mu^2$$

で求めた⁸⁾。ここで y_i は第 i 分位の実収入あるいは消費支出等であり、 μ は全階層平均である。表から、消費支出というリアルでの不平等度が49年に極端に大きくなったことがわかる。その動きを支えたものが、住居費に含まれる家具什器費と雑費であることも明白である。一方、実収入という貨幣所得面での不平等度は消費支出のそれよりも穏やかな変化であった。総じて48年までの平等化傾向が一気に破壊されたかのごとくである。

さて、再度表1~3にもどって可処分所得と平均消費性向について変化をみてみよう⁹⁾。可処分

8) 拙稿「所得分配における不平等度の測定」『季刊社会保障研究』Vol. 10, No. 4 参照。本文のように比較基準所得を第V分位値のごとくある一定のパーセンタイル点にとっても、ドールトンが不平等度係数に要請した2個の条件を満足する。

9) 可処分所得とは実収入マイナス非消費支出であり、平均消費性向とは可処分所得に対する消費支出の割合である。

7) 貯蓄純増とは貯金純増(貯金—貯金引出)と保険純増(保険掛金—保険取金)とを加えたものである。

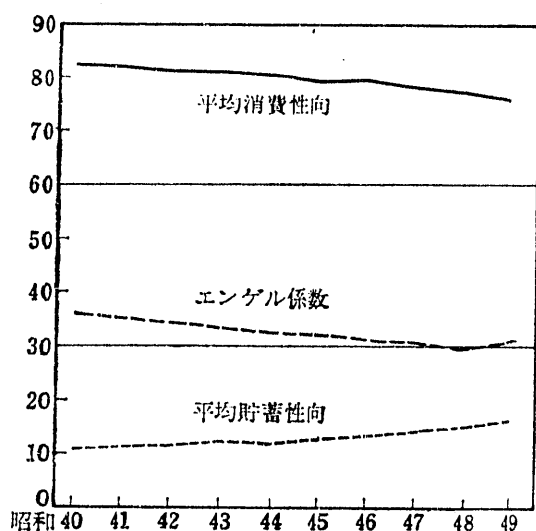


図2 主要家計指標 (%)

参考：主要家計指標 (図2のデータ) (%)

年度	平均消費性向	エンゲル係数	平均貯蓄性向
40	82.8	36.2	11.2
41	82.4	35.2	11.6
42	81.6	34.7	11.8
43	81.4	33.6	12.6
44	80.8	32.8	12.1
45	79.7	32.2	13.0
46	79.9	31.4	13.6
47	78.4	31.0	14.6
48	77.5	30.1	15.3
49	75.7	30.8	16.1

所得は実収入の動きと大体平行しているが、敢えて言うならば、48年から49年にかけて税の累進度は落ちたと言えよう。これは実収入の伸びと可処分所得の伸びを比べてみれば判然とする。次は、平均消費性向についてであるが、これは図2を見ればわかるように全階層平均では傾向的に下降してきている。昭和49年も例外ではない。しかし、これを所得階層別に調べてみると、第Ⅰから第Ⅳ分位までは下降傾向を維持しているが（第Ⅰから第Ⅲ分位は傾向以上の落ち込みである）、第Ⅴ分位だけは傾向を逆転し大きく消費性向を伸ばした。このことはすでに述べた消費支出の極端な階層間不平等化から肯けることであろう。

エンゲル係数も図2からわかるように全階層平均では48年までは下降傾向であったが、49年に至って若干幅だけ反転上昇した。しかし、所得階層別のエンゲル係数はその内部に異なる方向モー

表6 平均貯蓄性向 (%)

年	平均	I	II	III	IV	V
46	13.6	8.2	11.2	12.9	15.1	16.0
47	14.6	9.0	11.5	14.4	15.7	16.5
48	15.3	9.9	12.4	15.6	16.7	18.5
49	16.1	15.2	16.5	17.7	18.5	13.4

メントを含んでいる。すなわち、第Ⅰから第Ⅳ分位は傾向に逆流し、第Ⅴ分位のみが傾向以上の下降を示している。この事実は、食料費が各層均等に増え、逆に消費支出が大きく不均等化し、しかも全体平均として食料費の伸びを下回る増加率であったことによる。

さて、最後に平均貯蓄性向の動きを表6によって見ておこう¹⁰⁾。この動向が平均消費性向のそれと大体逆であることは定義から明白である。すなわち、全階層平均としては傾向的に上昇してきており、49年も例外ではなかった（図2参照）。そして、所得階層別には、第Ⅰから第Ⅳ分位が上昇し第Ⅴ分位だけが大きく貯蓄率を落とした。第Ⅰ分位の貯蓄率が第Ⅴ分位のそれを上回ったことは家計調査が5分位集計を始めて以来無かったことである（同様に、上出の平均消費性向において、第Ⅰ分位が第Ⅴ分位を下回ったこともない）。表7を参考として追加しておく。これは、各月とそれを含む先行12ヵ月における可処分所得と貯蓄純増を移動平均した表である。よって各年12月分が年平均と一致する。これからわかるように、全階層平均ではいかにも安定的に推移しているようではあるが、その内部では全く異なる方向のモーメントが働いているのである。

III 消費行動に関する仮説

前節で概観した昭和49年の“不可思議な”事態はどのように説明されうるのであろうか。何故、低所得者層はハイパーインフレ下において、目減り覚悟で貯蓄に勤しんだのであろうか。同じことではあるが、何故、低所得者層は耐久財購入というような換物行動をとらなかったのだろうか。一

10) 平均貯蓄性向とは貯蓄純増を可処分所得で除したものである。平均消費性向との和が1にならないことに注意されたい。

表 7 可処分所得と貯蓄純増の12ヵ月移動平均

年	可処分所得	貯蓄純増	平均貯蓄性向
45年平均	103,634	13,480	13.0%
46年平均	114,309	15,515	13.6
47年平均	126,697	18,440	14.6
48年1月	128,029	19,341	15.1
2	129,083	19,127	14.8
3	130,275	19,307	14.8
4	131,537	19,126	14.5
5	132,883	19,378	14.6
6	135,397	20,102	14.8
7	137,436	20,224	14.7
8	139,111	20,376	14.6
9	140,533	20,136	14.3
10	142,615	20,271	14.2
11	144,908	20,981	14.5
12	150,935	23,121	15.3
49年1月	152,281	22,447	14.7
2	153,881	22,808	14.8
3	155,166	22,496	14.5
4	157,265	22,683	14.4
5	160,030	22,807	14.2
6	164,431	24,217	14.7
7	170,066	25,729	15.6
8	173,177	26,720	15.4
9	175,599	26,781	15.3
10	177,279	26,707	15.1
11	179,091	26,189	14.6
12	187,825	30,211	16.1

見, 第V分位の行動は合理的であり, 第Ⅲ分位以下の階層の消費行動は“不合理”である。スタグフレーションが進行する中で, 代表的個人の合理的消費行動理論で片付けられない現象が生じたようである。勤労者層あるいは労働者層内部の分配・再分配(貨幣的あるいは実物的な)に参与するものには, “異常”な年と扱って避けることが不可能な問題を提起していると考え。今までにもすでに, 上記の現象を説明しようとする若干の試みがなされている。例えば, 換物投資をしようとしても対象物品の単価が高すぎるという説, 多くの耐久家具類はすでに手に入れており買うべきものがないという説等である。また, 全現象を実収入の伸びの違い, 特に臨時・賞与による収入の伸びの違いで説明しようとするものもある。これらの推論にも部分的にはあてはまる面があるかと思われるが充分ではない。というのは, 被服や雑費

のように, その内訳項目に単価がそれ程高くなく且つ複数個持っても良いものを含む費目においても極端な階層間隔差を生じているからである。どちらかというとな述の理由が意味するように余裕があるから買わなかったのではなく, 明らかに現象は先行き不安から切り詰めているという状態を示している。賞与等の伸び率の違いで説明しようとする, 前節で述べたように貯蓄率の結果は逆に出ては良かった訳である。すなわち, 溝口仮説にみるように従来, 消費支出と定期収入とはポジティブに関係し, また, 臨時・賞与等こそが貯蓄の源泉であった。すると, 49年において定期収入の伸びは低所得者階層の方が大きく, 臨時・賞与ではその逆であったのだから, 貯蓄率も低所得者階層において低くて良かったのである(もっとも物価上昇により, 低所得者層の実質収入が49年においては減少するという従前と異なる要因も出て来ているので, そう単純には言い切れないかも知れない)。

そこで, 次のような rule of thumb の行動仮説モデルを述べてみたい。もちろん, これはインフレ下における短期調節行動であって, 長期均衡で実現するであろうパターンとは余り関係はない。

所得階層が第*i*層である世帯のある月の家計行動について考えよう。その世帯には前月からの繰入金 h^{-1} 円あり, 当該月の可処分所得が I 円だったとしよう(実物資産の流動化, 貯金引出しは無視し, 後出の貯金 S は貯蓄純増と考える)。 $R \equiv h^{-1} + I$ と定義し, まず次のバランスを考える。

$$b_i \equiv R - p_n^{-1} \cdot q_n^{-1}$$

ここで, q_n^{-1} は前月の必需品購入バスケットである。これには食料費以外に家賃・地代等も含まれよう。 p_n^{-1} は必需品の価格ベクトルである。さて, 次に流動性選好による貨幣需要 L は

$$L = \max(C_i \cdot p_n^{-1} \cdot q_n^{-1}, l(R, A, \pi^*))$$

で決まるとする。 C_i は所得階層毎の定数とし, A は世帯の資産量, π^* は期待インフレ率である。また, 預金利子率は所与としておく。 l は入ってきた所得フローの内どれだけを流動性資産で保有し将来の投資あるいは消費に回すべきかというこ

とに關しての“合理的”判断から出てくる金額を示す関数である。上式 L の意味は次のように考える。種々の不安また不確実要素がまず、

$$F \equiv C_i \cdot p_n^{-1} \cdot q_n^{-1}$$

だけの流動性を持つように要求する。それが、 l より小さい時は問題ないが、大きくなった時は合理的判断から出た l を越えて F だけ保有してしまう訳である。

そこで、次のバランス b_2 を考える。

$$b_2 \equiv b_1 - L$$

b_2 は各種の耐久財、奢侈財の購入に当てられたり、あるいは必需品の購入増加に使われる。この局面においては従来の理論が役に立つ訳である。当面の手持現金 h^0 は

$$h^0 = k_i(\pi^*) \cdot L$$

で定められるとする。 k_i は階層毎の係数だがインフレ率に依存している。貯蓄純増 S は L から h^0 を減じたものとなる。なお、最終的な翌月への繰越金 h は

$$h = w_i(\pi^*) \cdot h^0$$

で決まると考える。 $h^0 - h$ は b_2 同様当該月に支出される訳である。 w_i も階層毎の係数でインフレ率に依存するとみている。モデルが ad hoc でないためには、もちろん c_i 、 k_i 、 w_i 等が各階層それぞれ異なった値をとらず、1年を通じて安定的で且つ、 i の増加に応じて単調に増加あるいは減少する係数であらねばならない(b_1 、 b_2 が負になる赤字家計についてはここでは考えない)。

上述のモデルは今後チェックを行なう必要があるが、一応ここでⅡ節の結果説明をこのモデルを用いて行なっておこう。最大のポイントは L を決定する式において、48年までは各階層とも l がmaxをとっていたのに、49年のハイパーインフレ時に至って中位所得階層以下では、 F という不安要因の方がmaxをとるようになったという仮説である。図3にこの事情を示してある。このため、48年まではインフレ率に応じ、あるいは不況による所得の伸び悩みに応じて各階層とも同方向の消費・貯蓄行動がとれたが、49年は低所得者層において一方で実質収入の減少、他方でインフレのため F が押し上げられその F が流動性需要を制

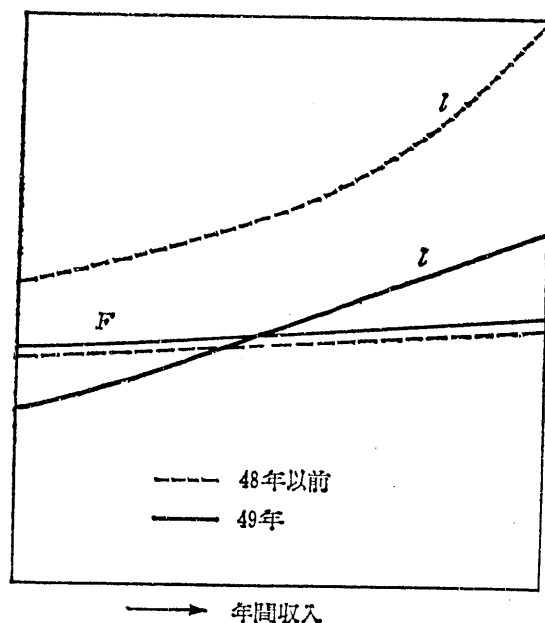


図3 年間収入階級別流動性需要
(リアルターム)

するようになってしまったので、異なる方向への貯蓄行動が現出したとみられる訳である。このような現象はインフレ率が年間20~40%というようにある範囲にある時だけに見られるものである。というのは、インフレ率がある程度を越すと、全階層で F が l を上回るからである。しかし、その時全階層で貯蓄率が上昇するとは限らない。超ハイパーインフレ下では k_i は1に近づき、 w_i は0に近づくであろうから、各階層とも換物行動をとることにもなる。

以上で仮説に關する説明は終わったが参考までに表8と9を掲げておく。表8は必需品の筆頭と思われる食料費の可処分所得に対する割合であり、表9は月平均繰越金の可処分所得に対する割合で

表8 食料費の可処分所得に対する割合(%)

年	平均	I	II	III	IV	V
48	23.3	29.4	26.5	24.6	22.2	19.0
49	23.3	30.2	26.9	24.8	22.3	18.7

表9 繰越金の可処分所得に対する割合

年	平均	I	II	III	IV	V
40	35.2	40.6	37.4	35.8	34.3	32.7
44	37.2	44.7	41.0	38.6	35.9	33.0
48	36.7	46.0	40.1	38.3	35.7	30.8
49	35.6	50.0	40.3	36.7	33.5	28.7

ある。

IV 今後の問題

以上、49年における所得階層別家計収支の若干個の特徴、また、それを説明するための試論を提した訳であるが、このような消費行動は今後の経済分析、特にインフレの再分配効果（なにかんずく実物的側面）や、社会保障の実物的ベネフィットの再分配効果において新しい問題を引き起こすであろう。すなわち、物価が割合と安定的に推移している時期は各所得階層ともほぼ同質的なあるいは同方向の消費行動をとると期待できるし、実際そうであったと考えられる。ところが、インフレ率がある程度以上になると、階層毎に異なる行動をとる可能性が出てくる。そして、もはや代表的個人の合理的行動をアグリゲートした形での消費理論を維持することが不適当な局面が現れる。繰り返し述べるが中でも、労働者内部の分配・再分配を扱う際は、不適当だけでなく問題を生じよう。

例えば、この小論が出る頃にはすでに春闘相場も一応落ち着いているであろうが、それが10~15%の幅の中で低い方に決まるとすれば、消費の落ち込みからの回復は意外と遅いかも知れない。そして、消費総量としては48年並に回復することはできても、階層間の消費不平等度はなかなか48年並には帰って行かないであろう。というのは、50年を通じてインフレ率はやはりかなり高い水準で推移すると予想されるからである。51年3月に1桁台インフレ率へ下がることがたとえあっても、従来のように4~5%ということは難しいから、49年にみられたような消費行動が（小規模であろうが）維持される可能性がある。

また、低所得者層向けの社会保障、福祉はその貨幣額ほどは実物的タームでは役立たないという状況が続くであろう。福祉年金が仮りに2倍になったとしても、それは従来消費に回されていた一部の金と一緒に銀行に運ばれてしまう。こういうことが低所得者層においてハイパーインフレの下では生じうるのである。

こうみてくると、肝要なのはやはりインフレ退治ということになる。インフレとその中立化政策の併存ではダメなようである。無論、インフレが進行しているという状況では一定の中立化政策は必要であろう。そこで、上記のことと関連して述べると、預金利子の引き上げは中立化というだけでなく消費の階層間における平等化にもある程度役立つということがわかる（もっとも、利子引き上げが新たにインフレを加速しない限りにおいてであるが。この吟味については別なマクロ的分析をも必要とする）。

さて、貯蓄におけるギッフェン類似効果に関する説明は、とにかくそれが1845年のアイルランドにおけるジャガイモ消費の問題と同様、重要で且つ説明を要するものだということにして、終わろうと思う。本稿が多少とも今後の研究の参考になれば幸である。

最後に、統計表に関して少し注意を書きしるしておかねばならない。Ⅱ節の5分位階級別結果表では、全く世帯人員について考慮していない。高所得者層は単に世帯人員が多く、それ故有業人員が多いため収入が大きいという側面もある。この人員効果を除くには4人世帯（有業人員1人）という世帯のみに関する年間収入5分位階級別結果表を用いればよい。しかし、基本的傾向には大差ないことがわかる。また、第Ⅰ分位には停年退職後再就職している老人世帯も多数含まれている。このことが第Ⅰ分位の結果を他の分位の結果から際立たせる理由の一つとなっている。次に、年間収入の調査法であるが、これは世帯が6ヵ月間調査されるその2ヵ月目にそれより先立つ1年間の収入を調べている。よって各月の結果表では世帯間の年収に最大半年間のズレがあることになる。

本稿をまとめるにあたり、社会保障研究所経済分析研究会の方々から種々コメントを頂いたのに感謝申し上げたい。また、総理府統計局の伊藤成子、安部葉子、飯田捷三の3氏には統計表作成上、大変お世話になったので記して感謝したい。

昭和 50 年度研究プロジェクトについて

社会保障研究所

プロジェクトの基調

基調テーマとして、「福祉社会成立の基本的要件に関する研究」を掲げる。福祉社会への移行が時代の課題として提唱されてきたが、日本の社会はどのような要件をそなえたとき福祉社会たる内実をそなえることができるか、最近における経済的・社会的な条件の変動はこれとどのように関わり合っているか、以下の諸研究会はこの基調的な課題をそれぞれの視点から究明していくことを意図している。

経済分析研究会

経済学の立場から社会保障の展開過程を分析し、社会保障政策の性格やその効果判断などについて、理論的実証的研究を行う。

1 社会保障の再分配効果と、その要因分析に関する研究

昨年度は、インフレーションとの関連で再分配効果を分析したが、本年度は、とくに次の2点を中心にして、ひきつづき研究を行う。第1は、ライフ・サイクルと所得分布の関連を明らかにし、再分配政策のあり方を検討する。第2は、所得階層を、経済的、社会的、人口動態的要因に即して再分類し、それぞれのグループにおける再分配効果と、各要因の構成変化の双方から、再分配効果の要因分析を行う。

2 社会的支出の国際比較的研究

前年度は、医療、教育、福祉等への消費支出に関し、直接・間接に公的制度を通して行われるものを国際比較的に実証分析した。本年度は、さらに住宅等を加えて対象項目を拡大し、対象年次も 1970 年代の最近時まで拡げるとともに、変化のパターンを時系列的、横断面的に明らかにすることによって、社会的支出の変動法則を追求していく。

個別研究

- ・所得分布と社会変動の関連に関する時系的分析
- ・婦人問題と社会保障
- ・社会保障と個人貯蓄との関連についての研究

統計調査研究会

社会保障水準を測定するために基礎的な統計資料を整備し、わが国社会保障の充足状況の把握に資する。

共同研究

1 社会保障水準統計資料の体系的整備

府県別等の地域別統計を利用して、社会保障水準に関する諸指標と社会・経済諸指標との関連を体系的に把握できるよう諸統計の整備をしていく。

2 家族周期段階別にみた世帯の生活実態調査結果の解析

さきに静岡県掛川市において実施した「中高年者生活総合調査」の結果を利用して、中高年者層の生活構造の特徴を、世帯、家計、健康、栄養状態の各分野から総合的に分析していくことを昨年度にひきつづき行う。

個別研究

- ・中高年者の生活水準
- ・家族周期別にみた家計収支

社会分析研究会

社会学の立場から社会保障の形成、発展の基盤を究明するとともに、社会保障の政策、運営、組織及び社会的効果などについて、理論的実証的研究を行う。

共同研究

1 現代社会における福祉組織の諸問題

わが国の保健、福祉はかつてないほどの発展と変化がみられる。このなかで保健、福祉分野における組織の在り方が改めて問題となっているが、昨年度はとくに社会福祉の組織について検討を行ってきた。本年度はこれをひきつづき発展させ、保健と社会福祉の関連を組織論の立場から研究すると同時に、福祉社会建設の条件の一つとなる福祉組織の在り方を追求する。

2 ソーシャル・アドミニストレーションに関する理論的基礎研究

ソーシャル・アドミニストレーション（社会行政あるいは社会福祉管理）は、わが国の社会福祉を考える場合に、有効な研究の分野と方法になるものと思われる。こ

のために一昨年度はじめてこの研究を取り上げ、昨年度はとくにイギリスにおけるソーシャル・アドミニストレーション理論の形成過程について研究を行ってきた。本年度はこの研究をひきつづき発展させる一方、欧米諸国の研究動向を追求し、わが国の社会福祉行政（計画）、運営等に資することを期する。

個別研究

- ・社会福祉の供給問題に関する研究
- ・福祉政策の評価研究の手法について
- ・福祉サービスの供給体制に関する実証研究

経済・社会研究会

福祉社会の成立要件に関する研究

現代の先進国の社会は「議会民主主義——産業主義——福祉政策」といった複合的社会の形をとっている。この複合的社会が福祉社会でありうるためには、これら主要な構成要素の結び付きの仕方について満さなくてはならない要件があると考えられる。この問題の解明に役立つと思われる研究論文を、代表的な経済学・社会学などの学術誌のなかから選んで、これらに検討を加えていきたい。

制度研究会

社会保障および関連分野における国際動向と各国制度の特質を明らかにするため、比較研究と歴史的研究を行う。

共同研究

- 1 社会保障の長期発展パターンに関する国際比較研究

各国社会保障制度の特質とそれを規定する要因を歴史的な形成・発展過程をたどることによって明らかにしつつ、発展パターンの類型化と制度の有効性を比較・評価することが本研究のねらいである。昨年度は、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツにおける重要な社会保障形成・改革の動きをとらえて歴史的研究を試みた。本年度は、さらにそれを進めるとともに、各国システムの有効性の比較・評価方法についても検討する。その場合、所得保障に重点を置く。

2 発展途上国の貧困問題と社会政策に関する研究

一昨年度来、発展途上国が当面している社会問題の性質と広がり明らかにし、それらの問題に対する対応のしかたを社会立法と社会政策の面でとらえることを目的として若干のヒアリングを重ねてきた。本年度は、社会問題のなかでも大量貧困の問題を中心として取り上げ、アジアおよびラテン・アメリカ地域の諸国を対象にして、各社会政策領域および隣接領域の専門的立場から研究を進める。

個別研究

- ・インドの貧困問題と社会政策
- ・各国社会保障制度の類型的研究
- ・アメリカ社会保障制度の歴史的研究

政策研究会

社会保障のいろいろな分野におけるトピックスを取り上げて、報告や討論を行う。また、前年度と同様、政策判断の根拠などについて、効果と財源の諸問題に対する検討をとくに配慮し、社会計画に利用できる資料の整備を行う。

昭和50年度厚生省予算について

末 次 彬

1 予算編成の背景

昭和49年秋雑誌『文芸春秋』の記事に端を発したいわゆる田中首相の金脈問題は、11月26日の田中首相の引退声明に発展し、昭和50年度予算編成を目前に控えた12月9日に三木内閣が発足することとなった。この劇的な政局の展開によって誕生した三木内閣にとって、昭和50年度予算の編成は最初の政治的課題であったといえよう。三木首相は、その発足にあたって内閣のとるべき政治姿勢の基本を「社会的公正の確保」に置くことを表明したが、このことは、昭和49年12月28日に閣議決定された「昭和50年度予算編成方針」にも盛り込まれた。

「編成方針」においては、引続き抑制的な基調を堅持する方針の下に、一般会計及び財政投融资計画の規模については、極力抑制を図ることとし、財源の重点的かつ効率的な配分については、社会的公正の確保に配慮しつつ、社会保障の充実等国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進する一方、公共事業系統経費については、その予算額を前年度当初予算と同額程度にとどめることとされた。

一方、「編成方針」の策定の基礎とされた「昭和50年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」においては、次のような見通しが明らかにされていた。

我国の経済は、一昨年初のいわゆるオイルショック以来、物資需給の逼迫と物価の異常な高騰により、財政及び金融を引締め、いわゆる総需要抑制策をとってきたが、その効果がようやく浸透するに伴って、物資需給も緩和の方向に向い、物価も鎮静化する気配を見せている。しかし、エネルギー価格や賃金等のコストの動向には楽観を許さないものがあり、物価の今後の動向にはなお警戒を要するものがある。

このような情勢を背景にして、政府は、昭和49年度は前年度対比で、卸売物価は年度平均で24.6%（年度中上昇率7.7%）程度、消費者物価は年度平均で22.0%（年度中上昇率15.0%）程度の上昇が見込まれ、国内経済動向としては、石油危機の影響もあって国内最終需要の落ち込みにより停滞が続けているが、今後は消費需要

や一部投資等の増加により、徐々に回復に向うものとみられており、昭和49年度の国民総生産の名目の成長率は18.7%程度で、実質成長率はマイナス1.7%程度に止まるものと見込まれた。

一方これに対し、昭和50年度はその経済運営の基本的態度として、静かで控え目な成長を旨として、国民経済の健全な機能回復とこれによる国民生活の安定を図ることとし、このため第一に物価の安定を図ること、特に消費者物価の上昇率を遅くとも昭和50年度末までに、前年同月比で1桁にすることを目標とすること、第二に社会的公正確保の見地から社会保障の充実その他各般の施策の推進を図るとともに、生活環境施設の整備につとめること、第三に資源エネルギー問題解決のための諸施策を充実することを重点施策として実施することとし、こうした経済運営により、昭和50年度の経済見通しとしては、物価については、前年度対比で、卸売物価は年度平均で7.9%（年度中上昇率7.7%）程度、消費者物価は年度平均で11.8%（年度中上昇率9.9%）程度になるものと見込まれ、個人消費支出については、消費者物価の安定とともに着実な上昇が期待され、前年度対比で18.4%程度の増加となるものと見込まれた。

昭和50年度予算の概要

昭和50年度予算案は、昭和50年1月4日の内示から数次の折衝を経て、1月10日夜閣議決定され、1月24日第75回通常国会に提出された。同予算案は3月4日に衆議院を通過し、4月2日には参議院を通過し、原案どおり成立している。

昭和50年度一般会計予算の規模は21兆2,888億円であり、昭和49年度当初予算案に対して24.5%の伸びを示している（表1）。これは過去10年間で第二番目の伸び率であるが、昭和49年度補正後予算に対しては10.9%の伸びにとどまっている。また、昭和50年度予算を主要経費別にみると（表2）、需要創出効果の大きい公共事業費を思いきって抑制している（事業量で46年度並み）ことが目立っており、この面では安定志向型であるといわれている。他面、主要経費別にみて最も伸び率の著し

表1 一般会計予算総額、社会保障関係費及び厚生省予算額並びに構成比の推移 (当初予算ベース)

(単位: 百万円)

年度	一般会計予算総額 A	伸率	社会保障関係費 B	伸率	構成比 B/A	厚生省予算額 C	伸率	構成比 C/A
		%		%	%		%	%
41	4,314,270	17.9 (15.2)	623,570	20.3	14.5	576,126	20.3	13.4
42	4,950,910	14.8 (10.6)	721,475	15.7	14.6	671,089	16.5	13.6
43	5,818,598	17.5 (11.8)	815,668	13.1	14.0	768,659	14.5	13.2
44	6,739,574	15.8 (13.9)	946,957	16.1	14.1	903,908	17.6	13.4
45	7,949,764	17.9 (14.7)	1,140,753	20.5	14.3	1,103,473	22.1	13.9
46	9,414,315	18.4 (14.6)	1,344,066	17.8	14.3	1,298,983	17.7	13.8
47	11,467,681	21.8 (18.7)	1,641,445	22.1	14.3	1,597,456	23.0	13.9
48	14,284,073	24.6 (17.9)	2,114,517	28.8	14.8	2,093,002	31.0	14.7
49	17,099,430	19.7 (12.0)	2,890,844	36.7	16.9	2,868,294	37.0	16.8
50	21,288,800	24.5 (10.9)	3,926,919	35.8	18.4	3,906,729	36.2	18.4

(注) 一般会計予算総額の伸率欄の()内の数字は対前年度補正後の予算総額に対する伸率である。

表2 50年度一般会計歳出主要経費別分類

(単位: 億円)

事 項	49年度予算 額(当初)(A)	50年度概算 額 (B)	比較増△減 額 (B-A)	増 加 率 %
社 会 保 障 関 係 費	28,908	39,269	10,361	35.8
文 教 及 び 科 学 振 興 費	19,633	26,401	6,768	34.5
国 債 費	8,622	10,394	1,772	20.6
恩 給 関 係 費	5,843	7,559	1,776	29.4
地方交付税交付金	33,823	44,086	10,263	30.3
臨時沖縄特別交付金	321	209	△ 112	△ 34.9
防 衛 関 係 費	10,930	13,273	2,343	21.4
公 共 事 業 関 係 費	28,407	29,095	688	2.4
経 済 協 力 費	1,676	1,767	91	5.4
中 小 企 業 対 策 費	1,021	1,278	257	25.2
食 糧 管 理 費	7,132	9,086	1,954	27.4
産業投資特別会計へ繰入	663	653	△ 10	△ 1.5
その他の事項経費	21,415	26,818	5,403	25.2
予 備 費	2,600	3,000	400	15.4
合 計	170,994	212,888	41,894	24.5

いのは社会保障関係費の35.8% (対補正後25.5%)であり、これに文教及び科学振興費の34.5%が次いでいるところから、福祉・文教重点予算ともいわれている。

昭和50年度の厚生省所管一般会計予算は、表1のとおり対前年度比36.2%の伸びを示し、3兆9,067億円に達した。この伸びは、額にして1兆0,384億円であり、一般会計全体の増加額4兆1,894億円の約4分の1の24.8%を占めている。

国の一般会計全体に占める厚生省所管予算の割合は表1のとおり、昭和40年度以降昭和47年度まで永らく13%台が続いたが、昭和48年度に14.7%に、昭和49年度には16.8%に、昭和50年度には遂に18.4%に達

表3 社会保障関係費及び公共事業費の伸び率並びに一般会計予算総額に対する構成比の推移 (当初予算ベース)

(単位: %)

		昭和 46年度	47	48	49	50
伸び率	社会保障関係費	17.8	22.1	28.1	36.7	35.8
	公共事業費	18.1	29.0	32.2	0.0	2.4
構成比	社会保障関係費	14.3	14.3	14.8	16.9	18.4
	公共事業費	17.7	18.7	19.9	16.6	12.5

し、20%の大台も目前となった。社会保障関係費と公共事業関係費の動向を対比してみると、その対照は著し

く、表3にみられるとおり、公共事業を軸とした高度経済成長政策から一転して総需要抑制政策に転じたことにより、昭和49年度に一举に社会保障関係費の比率が高まり、昭和50年度には福祉優先の声とともにその差は一段と開くに至っている。

次に、社会保障関係費の内訳では、表4にみられると

おり、社会保険費が最も構成比が高く、社会保障関係費の59.3%を占めるに至っており、一般会計予算全体との比率でみても10.9%を占めている。これは我国の社会保障制度が医療保障においても所得保障においても社会保険のシステムを主軸に構成されていることのあらわれであろう。昭和45年度以降でみても社会保険費は一

表4 社会保障関係費予算額

(単位: 百万円)

区 分	45						46					
	当 初				補 正 後		当 初				補 正 後	
	予 算 額	構成比	対前年度		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	対前年度		予 算 額	構成比
			当初	補正後					当初	補正後		
総 予 算 額	7,949,764	100.0	117.9	114.7	8,213,085	100.0	9,414,315	100.0	118.4	114.6	9,658,999	100.0
社会 保 障 関 係 費	1,140,753	14.3	120.5	117.1	1,156,687	14.1	1,344,066	14.3	117.8	116.2	1,361,846	14.1
1 生 活 保 護 費	217,185	2.7	118.7	118.4	220,778	2.7	250,290	2.7	115.2	113.4	250,486	2.6
2 社 会 福 祉 費	111,023	1.4	125.5	120.8	117,232	1.4	141,872	1.5	127.8	121.0	150,286	1.6
3 社 会 保 険 費	587,456	7.3	125.6	118.9	591,501	7.2	702,195	7.5	119.5	118.7	704,328	7.3
4 保 健 衛 生 対 策 費	140,609	1.8	115.2	113.5	143,721	1.8	160,115	1.7	113.9	111.4	165,696	1.7
5 失 業 対 策 費	84,480	1.1	98.4	104.6	83,455	1.0	89,594	0.9	106.1	107.4	91,050	0.9
厚生省 予 算 額	1,103,473	13.9	122.1	117.9	1,120,817	13.6	1,298,983	13.8	117.7	115.9	1,317,002	13.6

区 分	47						48					
	当 初				補 正 後		当 初				補 正 後	
	予 算 額	構成比	対前年度		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	対前年度		予 算 額	構成比
			当初	補正後					当初	補正後		
総 予 算 額	11,467,681	100.0	121.8	118.7	12,118,949	100.0	14,284,073	100.0	124.6	117.9	15,272,617	100.0
社会 保 障 関 係 費	1,641,445	14.3	122.1	120.5	1,682,136	13.9	2,114,517	14.8	128.8	125.7	2,219,583	14.5
1 生 活 保 護 費	310,045	2.7	123.9	123.8	310,744	2.6	355,548	2.5	114.7	114.4	358,446	2.4
2 社 会 福 祉 費	195,016	1.7	137.5	129.8	208,865	1.7	322,360	2.3	165.3	154.3	356,876	2.3
3 社 会 保 険 費	848,233	7.4	120.8	120.4	861,110	7.1	1,119,903	7.8	132.0	130.1	1,165,881	7.6
4 保 健 衛 生 対 策 費	181,571	1.6	113.4	109.6	194,838	1.6	199,825	1.4	110.1	102.6	214,059	1.4
5 失 業 対 策 費	106,580	0.9	119.0	117.1	106,579	0.9	116,881	0.8	109.7	109.7	124,321	0.8
厚生省 予 算 額	1,597,456	13.9	123.0	121.3	1,645,365	13.6	2,093,002	14.7	131.0	127.2	2,191,377	14.4

区 分	49						50					
	当 初				補 正 後		当 初				補 正 後	
	予 算 額	構成比	対前年度		予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	対前年度		予 算 額	構成比
			当初	補正後					当初	補正後		
総 予 算 額	17,099,430	100.0	119.7	112.0	19,198,131	100.0	21,288,800	100.0	124.5	110.9		
社会 保 障 関 係 費	2,890,844	16.9	136.7	130.2	3,128,705	16.3	3,926,919	18.4	135.8	125.5		
1 生 活 保 護 費	443,015	2.6	124.6	123.6	462,400	2.4	534,747	2.5	120.7	115.7		
2 社 会 福 祉 費	431,149	2.5	133.8	120.8	491,581	2.6	616,913	2.9	143.1	125.5		
3 社 会 保 険 費	1,659,649	9.7	148.2	142.4	1,776,093	9.2	2,327,687	10.9	140.3	131.1		
4 保 健 衛 生 対 策 費	217,895	1.3	109.0	101.8	254,200	1.3	273,829	1.3	125.7	107.7		
5 失 業 対 策 費	139,136	0.8	119.0	111.9	144,431	0.8	173,743	0.8	124.9	120.3		
厚生省 予 算 額	2,868,294	16.8	137.0	130.9	3,104,458	16.2	3,906,729	18.4	136.2	125.8		

表 5 社会保障関係費項目別構成比の推移 (単位: %)

区 分	社会保障関係費 に対する構成比			一般会計予算に 対する構成比		
	30年度	40年度	50年度	30年度	40年度	50年度
生活保護費	32.1	20.4	13.6	3.4	2.9	2.5
社会福祉費	9.0	8.3	15.7	0.9	1.2	2.9
社会保険費	12.4	40.4	59.3	1.3	5.7	10.9
保健衛生対策費	20.9	17.9	7.0	2.1	2.5	1.3
失業対策費	27.3	12.9	4.4	2.9	1.8	0.8
計	100.0	100.0	100.0	10.5	14.2	18.4

一般会計予算全体に占める比率を7.2%から約1.5倍の10.9%へ、社会福祉費は1.4%から約2倍の2.9%へと比重を増したのに対して、生活保護費はほぼ横ばい、保健衛生対策費及び失業対策費は相対的に低下傾向が見受けられる。この傾向は、長期的にみると一層顕著にあらわれている。表5は昭和30年度、40年度及び50年度について社会保障関係費の構成比及び一般会計予算全体に占める比率を示したものであるが、この表からも明らかとなり、生活保護費及び失業対策費のような差し迫った生活不安に対応するための対症療法的な施策の比率が昭和30年度には59.4%を占めていたのが、40年度には33.3%に、更に50年度には18.0%まで低下したのに対し、社会福祉費及び社会保険費のような基礎的な施策の比率はこれと対照的に昭和30年度には21.4%にすぎなかったのが、皆保険、皆年金体制の整備により昭和40年度には48.7%に増加し、更に医療保険制度及び年金制度の改善充実、各種公費負担制度の発展等により昭和50年度には75.0%と社会保障関係費の4分の3を占めることとなっている。

なお、表6において昭和48年度における社会福祉費の急激な伸びは昭和47年度から開始された老人医療費補助金支給制度の平年度化によるものであり、昭和49年度及び昭和50年度における社会保険費の著しい伸びは昭和48年度からの福祉年金の大幅引上げ及び国民健康保険財政の悪化に対応するための補助金の急増によるものである。

次に、厚生省予算における医療費及び所得保障関係費の比率について触れてみたい。従来から厚生行政は財政的に医療保障関係にかたより、所得保障関係の比重が軽いという批判があるが、昭和50年度予算では表6にみられるとおり、医療保険及び各種公費負担制度による医療費は1兆8,741億円と厚生省一般会計予算の48.0%を占めている。しかしながら、昭和49年との対比では30.9%の伸びに止まっており、厚生省一般会計全体の伸び率の36.2%を下回っている。これに対し、各種年金、

児童扶養手当、児童手当、生活保護等による所得保障関係費は1兆2,508億円と厚生省一般会計予算の32.0%を占めているに止まってはいるが、その対前年度の伸び率は42.1%に達しており、所得保障関係費の比重の増加を示している。もともと所得保障関係費は各種の年金制度を主軸にしているが、我国の年金制度はこれまで成熟の度合が低く、このことが、所得保障関係費の比重の低い原因となっていた。しかしながら、最近における福祉年金の大幅な引上げや拠出制年金の改善及び受給者の増加に伴い年金関係費が急増しているところから、近年所得保障関係費の比率が徐々に高まる傾向にあるのに対し、医療費は昭和45年度をピークに下降傾向をたどっている。表7は昭和46年度以降の動向であるが、この5年間に医療費が5.1%低下したのに対し、所得保障関係費は7.6%増加しており、この間両者の差は28.7%から16.0%まで縮まっている。この傾向はここ当分続くものと思われ、その差は更に縮まるものと思われる(ここで述べたのは、厚生省一般会計予算における比率であり、政府一般会計予算全体でみれば、恩給及び各種共済制度による所得保障給付費が計上されており、その差は更に縮小することとなる)。

表 6 医療費及び所得保障予算額調

(単位: 億円)

区 分	49年度予 算額 ①	50年度予 算額 ②	差増額 ②-①	伸 率 ②/① %
厚生省予算(A)	28,683	39,067	10,384	136.2
医療費(B)	14,322	18,741	4,419	130.9
所得保障(C)	8,802	12,508	3,706	142.1
そ の 他	5,559	7,818	2,259	140.6
医療費の構成割合 (B)/(A)×100	49.9	48.0		
所得保障の構成割合 (C)/(A)×100	30.7	32.0		

表 7 厚生省一般会計予算に占める医療費及び

所得保障関係費の比率の推移 (単位: %)

	昭和 46年度	昭和 47年度	昭和 48年度	昭和 49年度	昭和 50年度
医 療 費	53.1	52.8	50.3	49.9	48.0
所得保障関係費	24.4	25.0	27.9	30.7	32.0
うち年金関係費	13.9	14.5	16.9	20.7	22.4
そ の 他	22.5	23.2	21.8	19.4	20.0

II 一般会計予算の主要事項

厚生省所管一般会計予算の主要経費は、表8のとおり

表 8 昭和50年度厚生省所管主要経費別予算額

区 分	50年度予算額	49年度予算額	対前年度 伸 率	構成比	備 考
一 般 会 計 予 算 総 額	21,288,800	17,099,430	124.5	100.0	
01 (社 会 保 障 関 係 費)	3,741,404	2,743,042	136.4	17.6	(労働省所管失業対策費、農林省所管社会保険費(農業者年金)及び総理府所管保健衛生対策費(沖縄開発庁一括計上経費)は含んでいない。
02 生 活 保 護 費	534,747	443,015	120.7	2.5	
03 社 会 福 祉 費	616,913	431,149	143.1	2.9	
04 社 会 保 険 費	2,316,371	1,651,400	140.3	10.9	
05 保 健 衛 生 対 策 費	273,373	217,478	125.7	1.3	
10 (文 教 及 び 科 学 振 興 費)					
13 科 学 技 術 振 興 費	12,327	8,475	145.5	0.05	
25 (恩 給 関 係 費)					
29 遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	65,172	50,589	128.8	0.3	
40 (公 共 事 業 関 係 費)					
45 生 活 環 境 施 設 整 備 費	57,392	44,107	130.1	0.3	
50 経 済 協 力 費	2,494	1,611	154.8	0.01	
98 そ の 他 の 事 項 経 費	27,940	20,470	136.5	0.1	
厚 生 省 所 管 合 計	3,906,729	2,868,294	136.2	18.4	

であり、同表の備考に記したとおり政府一般会計予算における社会保障関係費と若干範囲を異にしている。以下その主要事項について触れることとする。

生活保護

生活保護費の内訳は表9のとおりである。

生活扶助については、昭和49年度当初対比で23.5%の基準上げが行なわれる。この結果、東京都における標準四人世帯で基準額は60,690円から74,952円へと引

上げられることとなる。なお、49年度は年度途中で6月に6%の物価上昇に伴う補正及び10月に3.1%の米価引上げに伴う補正が行なわれており、これらの補正を織り込んだ49年度中の生活扶助基準の平均額に対しては、17.1%の引上げに相当している。昭和50年度の経済見通しによれば、1人当たり個人消費支出の伸び率は昭和49年度対比で18.4%、同じく消費者物価の上昇率は年度平均で11.8%と見込まれているので、23.5%の引上げは、消費者物価の上昇に対応することは勿論、一般家庭との格差が縮小されるものと期待される。

また、生活扶助基準の級地格差の是正については、4級地に該当する町村の約4割を3級地に格上げするとともに、現在3級地とされている県庁所在地市を2級地に格上げすることとされた。

その他の改善内容は次のとおりである。

ア 生活扶助

(a) 在宅重度障害者介護料 18,000円→23,000円以内

(b) 入学準備金 小学校 15,000円→20,000円

中学校 18,000円→24,000円

イ 住宅扶助 家屋補修費 40,000円→55,000円以内

ウ 教育扶助

小学校平均 796円→1,015円 (学用品費36.9%増)

中学校平均 1,615円→2,049円 (その他 20.0%増)

エ 出産扶助 分娩介助料 20,000円→25,000円

表 9 生活保護費

	50年度(千円)	49年度(千円)
保 護 費	525,330,930	(436,317,297) 454,311,285
生 活 扶 助	170,041,032	(139,548,908) 146,089,855
住 宅 扶 助	18,004,309	14,880,478
教 育 扶 助	5,996,216	(4,941,913) 5,151,987
医 療 扶 助	330,318,855	(276,130,294) 287,373,261
そ の 他	970,518	815,704
保護施設事務費	6,788,630	(4,693,207) 5,874,755
指導監査職員設置費	1,122,600	(770,353) 980,002
法 施 行 事 務 費	1,504,821	1,234,003
計	534,746,981	(443,014,860) 462,400,045

表 10 社会福祉費

	50年度(千円)	49年度(千円)
老人福祉費	224,360,918	(161,346,727) 176,005,508
老人医療費	141,707,850	(103,747,472) 109,202,438
老人福祉費	5,536,316	(4,063,406) 4,060,325
老人保護費	77,116,752	(53,535,849) 62,742,745
身体障害者保護費	16,170,683	(11,258,601) 12,802,164
児童保護費	271,486,650	(188,860,614) 228,417,366
児童保護費	261,371,961	(181,336,692) 220,454,546
措置費	260,754,532	(180,906,925) 219,952,695
法施行事務費等	617,429	(429,767) 501,851
児童福祉事業費	4,689,116	(3,253,510) 3,700,924
児童相談所費等	880,415	(686,212) 796,325
保母養成所費等	525,953	(387,301) 415,179
特別保育事業費	2,172,315	(1,463,168) 1,758,098
その他	1,110,433	(716,829) 731,322
母子保健衛生対策費	2,481,907	(2,004,744) 2,001,910
身体障害児等対策費	1,723,969	1,398,778
家庭児童対策費	1,219,697	(866,890) 861,208
児童扶養手当給付諸費	26,452,693	(15,682,005) 16,305,028
特別児童扶養手当等給付諸費	9,286,509	(4,611,776) 4,881,667
重度障害者福祉手当給付諸費	2,957,936	0
婦人保護費	1,394,157	(1,056,124) 1,225,996
社会福祉諸費	7,631,296	(5,900,013) 5,968,213
社会福祉施設整備費	52,951,993	(38,936,429) 42,145,429
母子福祉費	1,630,000	1,530,000
国立更生援護所費	2,590,270	(1,966,221) 2,298,908
計	616,913,105	(431,148,510) 491,580,279

オ 葬祭扶助 22,000円→33,000円

社会福祉

社会福祉費としては、6,169億円が計上されており、その内訳は表10のとおりである。

(1) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の整備については、前述したように投資的経費が抑制されたなかで、文教関係施設とともに大幅

な伸びを示し、対前年度比で32.3%増の351億円が計上されることとなった。また、社会福祉事業振興会の貸付規模についても190億円(昭和49年度142億円)に拡大されることとなった。これらの整備費は、前年度に引続き緊急度の高い特別養護老人ホーム、重症心身障害児施設、保育所等に重点的に投入されるが、このほか年金資金、各種公益補助金等の資金も相当見込まれており、昭和46年度を初年度とする現行の社会福祉施設緊急整備五ヵ年計画は整備総数としてはほぼ予定通りの成果があげられるものと思われる。

なお、建築補助単価については、昭和49年度には実態調査に基づき大幅な引上げを行ないいわゆる超過負担の解消を図ったところであるが、昭和50年度は予算積算上、50年度政府経済見通しによる卸売物価の上昇率7.9%を上回る、8.4%の引上げを見込んでいる。

(2) 社会福祉施設の処遇改善

社会福祉施設の入所者等の処遇については、一般生活費及び特別生活費(冬期加算、児童用採暖費、病弱者加算)について、消費支出及び物価の動向等を考慮して22%の引上げを行なったほか、各種の経費についてもきめの細かい改善を行なうこととしている。

施設の管理費についても、施設職員にかかる人当庁費を1人当り34,000円から43,000円に引上げ、各所修繕費についても平米当り250円から301円に引上げるほか、施設職員の資質向上のため職員研修費を新たに計上している。

一方、施設におけるマンパワー対策としては、保母等の施設職員の確保と施設の運営の適正化を図ることとし、昭和50年度においては大幅な職員の増員と給与の改善を行ない、昭和51年度との二ヵ年においておおむね社会福祉施設において労働基準法による水準を確保することを目途としている。即ち、収容施設については夜勤体制の改善のための保母、寮母等入所者の処遇に直接従事する職員の大幅増員(2,423人)を行なうほか、給食部門の勤務の合理化のため栄養士、調理員の増員(1,097人)や、個々の施設の実情に応じ看護婦、理学療法士等の増員(37人)を行ない、保育所については休憩時間の確保のため保母の増員(2,393人)を行なうこととしている。これらの増員は常勤5,457人、非常勤493人の合計5,950人にのぼっており、前年度の1,167人に比して大幅に増加している。

また、給与の改善については、国家公務員のベースアップに見合った給与改定のほか、保母、寮母、指導員等の直接処遇職員について6%の特別給与改善を行なうこととしているほか、施設長について新たに8%の管理職

手当を支給する経費を計上している。

(3) 老人福祉対策

老人医療費の公費負担については、対象人員の増加等により、昭和49年度当初予算額より380億円増の1,417億円が計上されている。所得制限については、7月から老齢福祉年金と同じ基準まで緩和が予定されている。また、老人健康診査については、保健所及び医療機関で行なわれる一般の健康診査とねたきり老人のため訪問健康診査が予定されている。

在宅のねたきり老人対策としての家庭奉仕員制度については、奉仕員の増員(8,460人→9,260人)及び手当

表 11 老人対策費

(一 般 会 計)	50年度(千円)	49年度(千円)
老人医療費	141,707,850	(103,747,472) 109,202,438
医療費等	141,688,130	(103,727,752) 109,182,720
老人性白内障手術費等	19,720	(19,720) 19,718
老人福祉費	5,536,316	(4,063,406) 4,060,325
ねたきり老人対策費	2,648,718	1,838,556
老人家庭奉仕事業費	2,583,912	1,784,200
日常生活用具給付費等	64,806	54,356
ひとり暮らし老人対策費	307,481	178,417
介護人派遣費	223,648	136,500
老人福祉電話設置事業費	83,833	41,917
生きがい対策費	1,884,842	(1,492,330) 1,489,249
老人就労あっせん事業費	176,601	(140,893) 138,735
老人クラブ助成費	1,664,376	1,307,866
老人スポーツ普及費等	43,865	(43,571) 42,648
老人健康診査費等	695,275	554,103
老人保護費	77,116,752	(53,535,849) 62,742,745
老人福祉施設保護費	77,075,236	(53,495,225) 62,702,121
老人福祉法施行事務費	41,516	40,624
小 計	224,360,918	(161,346,727) 176,005,508
(国民年金特別会計)		
老 齢 福 祉 年 金	437,538,448	(290,240,820) 300,203,943
老 齢 特 別 給 付 金	23,365,975	(38,337,460) 39,315,460
小 計	460,904,423	(328,578,280) 339,519,403
合 計	685,265,341	(489,925,007) 515,524,911

月額引上げ(55,000円→71,300円)を行なうこととしている。

ひとり暮らし老人についても、病気などの場合に派遣する介護人を大幅に増員(10,325人→12,625人)するほか、昭和49年度から始められた老人福祉電話の設置台数を大幅に増加(2,500台→5,000台)することとしている。

また、老人の生きがい対策としては、老後の生活を豊かにするための教養レクリエーション活動などを行なう老人クラブについて、助成対象クラブを増加(90,000クラブ→95,000クラブ)するとともに助成額を増額するほか、新たに各都道府県、指定都市及び全国老人クラブ連合会にそれぞれ1名の老人クラブ活動推進員を設置することとしている。就労を希望する老人の相談に応じ、適当な仕事をあっせんする老人就労あっせん事業については、運営費の助成を強化することとしている。老人スポーツの普及については、老人スポーツ大会の助成を35県市から45県市に拡大するほか、本年我国で開催が予定されている第八回世界高齢者国際スポーツ大会の開催についても助成が行なわれる。

老人福祉対策としては、一般会計のほか国民年金特別会計から支出される老齢福祉年金及び老齢特別給付金が主要な柱となっているが、これを含めた老人福祉対策の内訳は表11のとおりである。

(4) 身体障害者対策

身体障害者対策としては、身体障害者保護費として昭和49年度当初予算額より43.6%増の162億円が計上されている。その主要なものとしては、身体障害者向けの町作りをモデル的に推進する身体障害者モデル都市について対象都市数を30都市(49年度17都市)に増加し、重度の身体障害者の家庭に派遣される家庭奉仕員の増員(1,067人→1,167人)及び手当額の増額(55,000円→71,300円)を行ない、在宅の重度障害者に対する日常生活用具の給付事業について新たに動力車椅子を対象に加えることとしている。このほか、新規事業としては、前年度の老人福祉電話の設置に続いて、外出困難な在宅重度障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段として、昭和50年度から身体障害者福祉電話が設置されることとなり、1,200台分の予算が計上された。

このほか、昭和50年度からは重度障害者福祉手当制度が創設されることとなり、給付諸費として約30億円が計上された。

日常生活において常時の介護を要する精神又は身体上の重度の障害者をかかえた家庭は一般家庭に対して社会的経済的に大きなハンディキャップを負っている。今回

の予算編成にあたっては、社会的公正を確保するという見地からこうした在宅の重度障害者について特別の施策を行なう必要性が認められ、重度障害者福祉手当の制度が創設されることとなった。この手当は、精神又は身体の重度の障害により日常生活において常時介護を必要とする状態にある者について支給するものとし、支給月額が4,000円で50年10月から実施される。支給対象は約298,000人である。この手当は、障害福祉年金と併給されることとなっており、この手当の受給対象者については、50年10月からは合計月額22,000円が支給されることとなるのである。

(5) 児童福祉

児童福祉関係の施策は多面にわたっているが、その主なものは次のとおりである。

在宅の重度の心身障害児・者を有する家庭に派遣される家庭奉仕員の手当を増額する（月額55,000円→71,300円）とともに、心身障害児の通園事業については設置カ所を増加する（50カ所→70カ所）こととし、重度障害児の日常生活用具の給付貸与事業について50年度から新たに特殊便器を対象品目に加えることとしている。

重度の精神又は身体障害児をかかえている家庭に支給される特別児童扶養手当については、福祉年金の改善に準じて大幅な改善が行なわれ、50年10月から月額18,000円（現行11,300円）に増額されるほか、その支給対象が二級障害まで拡大され、50年10月からは二級障害者に対しても月額12,000円の手当が支給されることとなった。

一方、児童扶養手当についても、50年10月から月額15,600円（現行9,800円）に引上げられるほか、同年5月からは所得制限についても、福祉年金の場合と同様に所得制限が緩和されることとなっている。なお、児童扶養手当の支給対象児童の国籍要件は、50年10月から撤廃されることとなった。

また、母子家庭や寡婦の経済的自立の助成等を目的とする母子福祉貸付金及び寡婦福祉資金については、その貸付枠が拡大されている。母子家庭において母親が病気に倒れた場合等に介護人を派遣する母子家庭介護人派遣事業が50年10月から新たに実施されることとなり、3,600件が予定されている。

社会保険

前述したように、50年度予算においては社会保険費の伸びが著しいが、その伸びの大宗を福祉年金の大幅改善に伴う国民年金国庫負担金及び国民健康保険の財政状況に対応するための国民健康保険助成費が占め、これに

表 12 社会保険費

	50年度(千円)	49年度(千円)
社会保険国庫負担金	420,155,348	(301,383,598) 313,461,878
厚生保険特別会計 へ繰入	410,519,813	(293,852,705) 305,815,987
健康保険国庫補助	192,714,496	(132,041,679) 135,311,572
日雇健康勤定財源	20,388,339	15,842,659
厚生年金保険給 付費財源	158,882,754	(120,130,697) 124,374,008
業務取扱費財源	38,534,224	(25,837,670) 30,287,748
船員保険特別会計 へ繰入	9,635,535	(7,530,893) 7,645,891
疾病部門国庫補助	600,000	600,000
失業部門給付費 財源	1,111,364	940,754
年金部門給付費 財源	7,125,264	5,421,419
業務取扱費財源	798,907	(568,720) 683,718
健康保険組合補助	3,048,891	2,643,840
事務費補助金	2,548,891	2,263,840
給付費臨時補助金	500,000	380,000
厚生年金基金等助成 費	932,618	(575,824) 570,357
厚生年金基金等給 付費補助金	760,059	430,865
厚生年金基金連合 会事務費補助金	162,559	(134,959) 129,492
石炭鉱業年金基金 事務費補助金	10,000	10,000
国民健康保険助成費	1,062,076,182	(790,044,032) 874,420,890
指導監査委託費	194,373	(137,779) 171,457
療養給付費補助金	831,967,688	(632,626,415) 637,279,464
助産費補助金	6,775,117	4,382,822
事務費補助金	42,250,312	(31,059,208) 37,934,358
保健婦及診療施設 整備費補助金	3,419,222	(2,563,729) 3,309,644
国民健康保険団体 連合会等補助金	968,544	848,544
国民健康保険組合 臨時調整補助金	10,500,000	7,000,000
特別療養給付費補 助金	10,000,000	(0) 16,000,000
財政調整交付金	100,500,926	(76,425,535) 82,494,601
臨時財政調整交付 金	55,500,000	35,000,000
国民年金国庫負担金	764,691,356	(508,418,492) 528,268,857
拠出年金国庫負担	159,270,369	87,785,268
福祉年金給付費財 源	550,637,065	(379,778,970) 392,532,356
業務取扱費財源	54,783,922	(40,854,254) 47,951,233

農業者年金等実施費	11,773,013	(8,664,951) 8,710,168
農業者年金助成補助金	9,286,000	6,080,000
農業者離農給付費交付金	100,000	573,200
その他	2,387,013	(2,011,751) 2,056,968
児童手当国庫負担金	65,009,465	(47,918,824) 48,016,820
計	2,327,686,873	(1,659,649,561) 1,776,092,810

政府管掌健康保険に対する国庫補助及び厚生年金保険給付費財源の伸びがこれに次いでいる。

社会保険費の内訳は表12のとおりである。

(1) 医療保険

政府管掌健康保険については、49年11月からの保険料率調整規定（いわゆる弾力条項）の適用により保険料率が1,000分の72から1,000分の76に引上げられたことに伴い、保険料率1,000分の1につき1,000分の8の国庫補助が上乗せされる国庫補助連動規定により、定率10%に更に3.2%の国庫補助が上乗せされることとなり、医療給付費等に対する国庫補助として13.2%相当の1,927億円が計上されている。これにより、表13にみら

れるとおり50年度単年度としては黒字が見込まれることとなっている。

組合管掌健康保険については、事務費補助単価を引上げるほか、財政状況の特に悪い組合に対する給付費臨時補助金を5億円（49年度3億8千万円）計上している。

日雇労働者健康保険については、医療給付費の伸び等を見込んで204億円（49年度157億円）の国庫補助を計上している。49年の法改正により、大幅な制度改善が行なわれたが、50年度においてはなお若干の赤字が見込まれている。

国民健康保険については、療養給付費補助金（市町村40%、国民健康保険組合25%、50年度8,320億円）及び財政調整交付金（市町村5%、50年度予算1,005億円）により助成が行なわれているが、49年10月からの診療報酬の改訂、高額療養費支給制度の実施等により給付費が増嵩することが予想されるので、国庫による助成を更に強化することとし、特に財政基盤のぜい弱な市町村に対して555億円の臨時財政調整交付金を、また国民健康保険組合に対しても105億円の臨時調整補助金を計上するとともに、診療報酬改訂の影響を緩和するため100億円（市町村95億円、国民健康保険組合5億円）の

表13 昭和49～50年度政府管掌健康保険財政収支（単年度）（昭和50年度予算編成時見込）

（単位：億円）

区 分	昭和49年度				昭和50年度					
	A 従来分	B 医療費改定分 49.10→ 16%引上 50.1→0.7 %引下	C 保険料率 引上げ分 49.11→ 4 1000	D (A+B+C)	E 従来分	F 医療費 改定分	G 保険料率 引上げ分	H 小 計 (E+F+G)	I 行 政 努力分	J 計 (H+I)
保 險 収 入	11,832	72	355	12,259	14,227	189	1,184	15,600	12	15,612
保 險 料 収 入	10,691		215	10,906	12,954		716	13,670	15	13,685
一般会計より 受入	1,141	72	140	1,353	1,273	189	468	1,930	△ 3	1,927
雑 収 入	32			32	32			32	23	55
計	11,864	72	355	12,291	14,259	189	1,184	15,632	35	15,667
保 險 給 付 費	11,900	722		12,622	13,264	1,884		15,148	△ 24	15,124
医 療 給 付 費	10,677	722		11,399	11,911	1,884		13,795	△ 24	13,771
現金給付費	1,223			1,223	1,353			1,353		1,353
業務勘定へ繰入	63			63	67			67		67
諸 支 出 金	21			21	29			29		29
予 備 費					120			120		120
計	11,984	722		12,706	13,480	1,884		15,364	△ 24	15,340
差引過△不足額	△ 120	△ 650	355	△ 415	779	△1,695	1,184	268	59	327

表 14 国民健康保険療養給付事業に対する
助成一覧 (単位: 億円)

	市 町 村	国民健康 保険組合	計
療養給付費補助金	8,040	280	8,320
財政調整交付金	1,005	—	1,005
臨時調整補助金	—	105	105
臨時財政調整交付金	555	—	555
特別療養給付費補助金	95	5	100
合 計	9,695	390	10,085

特別療養給付費補助金を計上することとしている。

また、助産費を上げる(2万円→4万円)のために68億円の補助金を計上しているほか、事務費についても49年度に実施した超過負担解消のための3省(大蔵, 自治, 厚生)合同実態調査の結果に基づき, 2ヵ年でこれを解消すべく50年度は, 被保険者1人当たり単価を市町村分について694円から39%引上げて967円に, 国民健康保険組合分について356円から33%引上げて476円とすることとしている。

これらの措置により国民健康保険助成費は, 49年度予算(当初)の7,900億円に対して34.4%増加し, 遂に1兆0,621億円に達することとなった。このうち療養給付費に対する補助金は, 表14のとおりであり, 市町村に対して合計9,695億円, 国民健康保険組合に対して合計390億円が計上されていることとなっている。この結果, 市町村については, 医療費ベースでは48.2%, 療養給付費ベースでは約3分の2が国費によってまかなわれることとなる。

(2) 年 金

福祉年金については, 48年度から計画的に引上げることとされ, 50年度には現行の7,500円を10,000円に増額することが既定方針となっていた。しかしながら, その後の諸情勢の変化に鑑み, 新内閣編成後に急拠当初の方針を変更して2,000円上積みされることとなり, 50年10月から現行の60%増の12,000円に増額されることとなった。また, 所得制限については50年5月から, 恩給等との併給制限については50年10月からそれぞれ緩和されることとなった。これらの内容は次のとおりである。

ア 福祉年金額の引上げ(50年10月から)

老齢福祉年金	月額	7,500円→12,000円
障害福祉年金		
1級障害福祉年金	月額	11,300円→18,000円
2級障害福祉年金	月額	7,500円→12,000円

母子・準母子福祉年金	月額	9,800円→15,600円
老齢特別給付金	月額	5,500円→9,000円

イ 所得制限の緩和(50年5月から)

本人

老齢・障害 90万円→120万円(夫婦の場合)

母子・準母子

275.5万円→375.3万円(6人世帯の場合)

扶養義務者等

688.5万円→876万円(6人世帯の場合)

ウ 恩給等との併給制限の緩和(50年10月から)

併給限度額 16万円→24万円

これらの改善に要する経費は698億円(平年度2,792億円)であり, 給付費総額は5,506億円となっている。

一方, 拠出制国民年金, 厚生年金保険及び船員保険の年金給付については, その実質価値を維持するため48年度の改正により物価スライドの制度が導入されている。50年度は前年度に引続いて改定措置が講ぜられることとなった。改定率は, 49年度の全国消費者物価指数の対前年度上昇率が基準となるが, 予算上は政府の経済見通しによる22%分が計上されている。

なお, スライドの実施時期は法令上拠出制国民年金については51年1月分から, 厚生年金及び船員保険については50年11月分から実施する建前となっているが, 50年度は49年度に引続いて実施時期を繰り上げることとし, 拠出制国民年金については4ヵ月繰り上げて50年9月分から, 厚生年金及び船員保険については3ヵ月繰り上げて50年8月分から実施することとされた。

これらの改善に要する経費は223億円(平年度458億円)である。

拠出制国民年金, 厚生年金保険及び船員保険の年金給付に対する国庫負担金は, 受給者の増加やスライドの実施により, 49年度の2,176億円から49.5%増の3,253億円に達することとなった。

(3) 児童手当

児童手当については, 50年10月からその手当額が月額5,000円(現行4,000円)に上げられるほか, 所得制限についても緩和されることとなっている。児童手当の国庫負担分としては, 650億円が計上されている。

保健衛生対策

保健衛生対策費としては, 2,738億円が計上されており, その内訳は表15のとおりである。

(1) 原爆障害対策

原爆被爆者対策については, 49年度当初予算額に対し

表 15 保健衛生対策費

(厚生省所管)	50年度(千円)	49年度(千円)
結核医療費	66,541,683	(63,225,674) 63,224,997
精神衛生費	84,919,381	(66,685,373) 72,902,622
原爆障害対策費	24,025,035	(15,501,843) 16,064,222
保健衛生諸費	30,527,826	(24,722,532) 28,186,967
保健所費	17,205,319	(12,918,525) 16,218,001
成人病予防対策費	1,288,895	(1,193,977) 1,187,948
疾病予防費	3,014,877	(2,428,463) 2,422,018
へき地医療対策費	1,676,621	(676,212) 722,938
らい予防対策費	495,618	(385,496) 388,804
防疫業務委託費等	792,753	(541,915) 689,819
環境衛生金融公庫 補給金	1,566,049	2,407,415
医療金融公庫補給 金	1,518,733	1,523,274
公的病院特殊診療 部門運営費	1,008,400	636,693
血液対策推進費	1,424,019	(1,485,652) 1,485,628
その他	536,542	(524,910) 504,429
保健衛生施設整備費	3,849,259	2,671,570
国立病院特別会計病 院勘定へ繰入	15,238,107	(12,382,068) 24,155,640
経 営 費	14,237,396	(10,779,598) 22,553,170
施 設 費	1,000,711	1,602,470
国立病院特別会計療 養所勘定へ繰入	31,491,508	(19,105,392) 31,250,043
経 営 費	30,292,589	(17,355,236) 29,499,887
施 設 費	1,198,919	1,750,156
国立らい療養所費	14,080,578	(10,978,138) 12,725,045
検 疫 所 費	2,699,631	(2,205,628) 2,602,727
計	273,373,008	(217,478,218) 253,783,833
(総理府所管・沖縄 開発庁)		
沖縄保健衛生等対策 諸費	456,303	416,422
無医地区医師派遣 費	53,811	40,704
公的医療機関等施 設整備費	402,492	375,718
合 計	273,829,311	(217,894,640) 254,200,255

85億円増の240億円が計上されている。

50年度においては、10月から特別手当、健康管理手

当、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給額を大幅に増額するとともに、健康管理手当にかかる年齢制限を撤廃するほか、新たに保健手当(月額6,000円)及び家族介護手当(月額4,000円)を支給することとしている。保健手当は、より広く被爆者の福祉の向上を図るため国際的な基準による最大許容放射線量を超えると推定される地域(爆心地から半径2km以内)で直接被爆した者を対象とするものである。このほか、新たに原爆被爆者について家庭奉仕員事業が創設されることとなり、また、原爆被爆者実態調査が35万5,000人を対象として実施される。

(2) 医療供給体制の整備充実

50年度予算においては、へき地医療対策について特段の強化を図ることとしている。新規施策としては、広域市町村圏を単位にへき地医療供給体制の中心となるべきへき地中核病院を整備する(13カ所、目標171カ所)とともに、無医地区住民の保健指導を実施するため、交通事情の悪い特定の無医地区に保健指導所を設置し、保健婦を配置する(30カ所)ほか、へき地診療所の運営及び施設整備に対する国庫補助率を従来の2分の1から3分の2に上げることとしている。

救急医療対策については、引続き専門の救急医療機関の整備と脳外科等の専門医の確保を図ることとしている。また、休日夜間診療の確保については、人口10万人以上の市に1カ所(40万人以上の市については、20万人ごとに1カ所)の休日夜間診療所を整備してきたが、50年度は70カ所を整備するとともに、これまで整備してきた170カ所について運営費の補助を行なうこととしている。

日赤、済生会等の公的医療機関の行なうがん診療、救急医療及び不採算地区医療については、その運営費について国庫補助を行なってきたり、50年度は5億円(49年度4億円)が計上されている。自治体病院については、49年度からの不採算地区医療の運営費補助に続いて、50年度から新たに救急医療の運営費についても国庫補助が行なわれることとなり、総計5億円(49年度2.4億円)が計上されている。

(3) 難病対策

難病対策のための経費としては、社会福祉費に患者負担軽減のための経費177億円が計上されているほか、保健衛生対策費等の各種の経費に計上されており、これらを合わせた総額は、49年度当初予算に対し56億円増の276億円となっている。

難病の調査研究については、50年度は対象疾患を10

疾患増加し、40疾患に拡大されたほか、心身障害児の発生予防及び異常行動児の療養研究が推進されることとなっている。

医療対策については、公費負担の対象疾患を5疾患増加し、15疾患に拡大することとしている。

また、医療機関の整備については、57億円を計上し、国立病院及び国立療養所に合計1,400床の難病病床を整備する等の措置を講ずることとしている。

遺族及び留守家族等の援護

遺族及び留守家族等の援護に要する経費としては、655億円(49年度520億円)が計上されている。主な改善内容としては、年金額を、50年8月分から29.3%、51年1月分から更に6.8%上げるほか、日華事変以降の戦没者の遺族で、同一の戦没者に関し公務扶助科、遺族年金等の受給権を有している者がいないものに特別弔慰金(額面20万円、10年償還の無利子国債)を支給することとしている。

生活環境施設の整備

生活環境施設の整備費としては、簡易水道等施設、水道水源開発等施設及び廃棄物処理施設の整備に要する経費として574億円(49年度441億円)が計上されている。前述したように、50年度予算では投資的経費が抑制され公共事業費がほぼ前年並みとなったなかで、生活環境施設の整備については特段の配慮により30.2%の伸びを示している。

水道水源の開発及び水道施設の整備については、対前年度比33.3%増の247億円の予算を計上し、水源開発のためのダム等、大規模広域水道及び浄水場排水処理施設の整備について大幅な改善を行なうほか、簡易水道の整備についても、対前年度比30.8%増の104億円を計上し、建設単価の大幅な引上げと高率補助率の適用範囲の拡大を行なうこととしている。

廃棄物処理対策については、対前年度比26.7%増の223億円が計上されたが、50年度においては特に補助基本額の改善に重点を置くこととされ、し尿処理施設整備費については約1.5倍に、ごみ焼却処理施設整備費については約2倍に引上げられる。

III 特別会計

厚生省所管の特別会計は、表16に示すとおりである。なかでは国民年金特別会計の伸びが著しい。特に国民年金勘定の歳出は、受給者の急増(49年度149万5千人→

50年度234万人)やスライドの実施により一挙に95%の増加となり、49年度において歳入の51.7%であったものが、50年度には83.1%に達している。福祉年金勘定も年金額の大幅な引上げにより44.9%の増加を示している。

表16 厚生省所管特別会計

(1) 厚生保険特別会計

区 分		50年度 予 定 額	49年度 予 算 額	比 較 増△減	伸 率
健康勘定	歳入	1,919,772	1,611,592	308,180	119.1%
	歳出	1,919,772	1,611,592	308,180	119.1%
日雇健康勘定	歳入	293,139	250,695	42,444	116.9%
	歳出	293,139	250,695	42,444	116.9%
年金勘定	歳入	3,230,659	2,494,653	736,006	129.5%
	歳出	1,183,051	891,801	291,250	132.7%
児童手当勘定	歳入	109,747	81,580	28,167	134.5%
	歳出	109,747	81,580	28,167	134.5%
業務勘定	歳入	108,746	82,256	26,490	132.2%
	歳出	108,746	82,256	26,490	132.2%

(2) 船員保険特別会計

区分	50年度 予 定 額	49年度 予 算 額	比較増△減	伸 率
歳入	133,029	108,231	24,798	122.9%
歳出	107,825	83,510	24,315	129.1%

(3) 国立病院特別会計

区 分		50年度 予 定 額	49年度 予 算 額	比 較 増△減	伸 率
病院勘定	歳入	145,403	111,612	33,791	130.3%
	歳出	145,403	111,612	33,791	130.3%
療養所勘定	歳入	142,594	104,898	37,696	135.9%
	歳出	142,594	104,898	37,696	135.9%

(4) あへん特別会計

区分	50年度 予 定 額	49年度 予 算 額	比較増△減	伸 率
歳入	1,106	1,184	△ 78	93.4%
歳出	1,106	1,184	△ 78	93.4%

(5) 国民年金特別会計

区 分		50年度 予定額	49年度 予算額	比較 増△減	伸 率
国民年金勘定	歳入	592,712	488,465	104,247	121.3
	歳出	492,517	252,527	239,990	195.0
福祉年金勘定	歳入	551,739	380,844	170,895	144.9
	歳出	551,739	380,844	170,895	144.9
業務勘定	歳入	367,169	327,615	39,554	112.1
	歳出	367,169	327,615	39,554	112.1

IV 財政投融资

50年度の財政投融资計画は、一般会計予算と同様に最近の経済情勢に対応して、引続き抑制的なものとされて

表 17 財政投融资計画規模の推移

年度	財政投融资 (当初) (注)	対前年度 (当初) 伸率	対前年度 (改定後) 伸率
	億円	%	%
41	20,273	25.1	11.4
42	23,884	17.8	12.2
43	26,990	13.0	7.3
44	30,770	14.0	10.0
45	35,799	16.3	11.6
46	42,804	19.6	11.9
47	(旧) 56,350 (新) 53,954	(旧) 31.6 —	(旧) 11.2 —
48	69,248	28.3	11.8
49	79,234	14.4	4.8
50	93,100	17.5	3.4

(注) 47年度以前は旧様式、48年度以降は新様式による。

いる。最近の財政投融资計画の推移は表17のとおりである。

表 18 昭和50年度財政投融资使途別分類表

(単位: 億円)

区 分	年度	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証債 ・政府保証 借入金	合 計
			年金 資金等	郵貯 資金等	小 計			
(1) 住 宅	50	—	5,442	21,338	17,780	1,986	200	19,966
	49	—	4,766	8,606	13,372	1,998	196	15,566
(2) 生活環境整備	50	3	6,019	8,047	14,066	319	1,185	15,573
	49	11	5,521	5,778	11,299	536	1,145	12,991
(3) 厚生福祉	50	—	3,075	50	3,125	8	—	3,133
	49	—	2,395	20	2,415	23	15	2,453
(4) 文 教	50	—	155	626	781	1,971	—	2,752
	49	—	114	357	471	1,539	—	2,010
(5) 中小企業	50	—	2,965	10,260	13,225	1,180	100	14,505
	49	—	2,557	8,469	11,026	1,149	100	12,275
(6) 農林漁業	50	—	877	2,709	3,586	209	—	3,795
	49	—	816	2,145	2,961	280	—	3,241
(1)~(6) 小 計	50	3	18,533	34,030	52,563	5,673	1,485	59,724
	49	11	16,169	25,375	41,544	5,525	1,456	48,536
(7) 国土保全・災害復旧	50	—	188	748	936	164	—	1,100
	49	—	153	626	779	48	—	827
(8) 道 路	50	—	705	2,815	3,520	3,149	775	7,444
	49	—	617	2,522	3,139	2,960	761	6,860
(9) 運輸通信	50	—	1,985	7,928	9,913	1,227	709	11,849
	49	—	1,716	7,017	8,733	1,220	823	10,776
(10) 地域開発	50	21	392	1,566	1,958	187	893	3,059
	49	49	367	1,498	1,865	147	624	2,885
(7)~(10) 小 計	50	21	3,270	13,057	16,327	4,727	2,377	23,452
	49	49	2,853	11,663	14,516	4,375	2,408	21,348
(11) 基幹産業	50	11	—	2,476	2,476	100	177	2,764
	49	9	—	2,148	2,148	100	158	2,415
資源・エネルギー	50	11	—	1,281	1,281	100	177	1,569
	49	9	—	981	981	100	158	1,248
そ の 他	50	—	—	1,195	1,195	—	—	1,195
	49	—	—	1,167	1,167	—	—	1,167
(12) 貿易・経済協力	50	620	—	6,540	6,540	—	—	7,160
	49	600	—	6,335	6,335	—	—	6,935
合 計	50	655	21,803	56,103	77,906	10,500	4,039	93,100
	49	669	19,022	45,521	64,543	10,000	4,022	79,234

(注) 1 「沖縄振興開発金融公庫」、「日本開発銀行」、「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。

2 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込を計上している。

50年度財政投融资計画の規模は9兆3,100億円で対前年度で17.5%の伸びとなっている。その用途別の内容は表18のとおりである。

厚生省関係の財政投融资計画の資金計画は表19のとおりである。50年度は年金福祉事業団について大規模年金保養基地の整備のための資金が継続分6ヵ所のほか新

規分として4ヵ所分が計上されたほか、新規事業として年金担保貸付(50年度貸付計画額130億円)が行なわれることとなった。また、社会福祉事業振興会については、貸付資金として対前年度比33.8%増の190億円を予定するとともに、全般的な金利引上げのなかで貸付利率を現行どおり据置くこととしている。

表19 昭和50年度厚生省関係財政投融资資金計画

(単位: 億円)

区 分	昭和49年度計画額	昭和50年度計画額	備 考
1. 公 庫 等			還元融資資金総額 7,030 億円 厚生年金, 国民年金の預託 金増加額の $\frac{1}{3}$ (7,000 億円) に船員保険分30億円を加える
(1) 医 療 金 融 公 庫	565	590	
資金運用部	505(253)	558(279)	
自己資金等	60	32	
(2) 環 境 衛 生 金 融 公 庫	1,265	1,530	
資金運用部	1,140(0)	1,410(0)	
自己資金等	125	120	
2. 公 団 等			
(1) 年 金 福 祉 事 業 団	1,567	1,812	
資金運用部	1,567(1,567)	1,812(1,812)	
(2) 社 会 福 祉 事 業 振 興 会	142	190	
資金運用部	140(140)	188(188)	
自己資金等	2	2	
3. 特 別 会 計			
国立病院特別会計			
国立病院	102	124	
資金運用部	87(87)	109(109)	
土地処分	15	15	
国立療養所	87	101	
資金運用部	62(62)	81(81)	
土地処分	20	15	
一般会計繰入	5	5	
4. 地 方 公 共 団 体			
(1) 特 別 地 方 債	3,820(3,820)	4,488(4,488)	
住 宅	200	237	
病 院	520	690	
厚生福祉施設	710	910	
1) 社会福祉施設等	510	700	
2) レクリエーション・スポーツ施設	200	210	
一般廃棄物処理	806	1,050	
簡易水道	190	270	
と 畜 場	43	50	
産業廃棄物処理	10	10	
同 和 対 策	325	440	
下 水 道	516	335	
上 水 道	500	496	
(2) 一 般 地 方 債 等	4,010(0)	4,924(0)	
産業廃棄物処理の一部	10	10	
上水道の一部	4,000	4,914	
合 計	11,331	13,570	
年金積立金還元融資資金合計	(6,130)	(7,030)	公害防止事業団分 73 億円を含む。

(注) () 内の額は、年金積立金還元融資の充当額であり、内書である。

地方小都市中高年世帯の家族周期的分析

—家 計—

伊 藤 秋 子

序

本家計調査は社会保障研究所を主体として、静岡県掛川市において、昭和48年夏から秋にかけて行なわれた「中高年者生活総合調査」の一環をなすものである。この調査についての総括的な紹介は既に森岡清美氏が世帯調査の結果の報告において述べられたので、それを参照して頂きたい¹⁾。しかし、ここでもとくに強調しておきたいことは、本調査が、ほぼ同じスタッフによって行なわれた昭和40、41、43年の児童養育費調査の対象となった世帯主50歳までの世帯、同45年の「高齢者生活実態調査」の対象となった65歳以上の高齢者のいる世帯の両者をつなぐ、45～60歳の中年期と向老期を含むものであり、これら3調査によって、家族周期の全段階を把握し、その実態を明らかにするという目的を持っていることである。したがって、対象世帯の選択をはじめ、集計の方法はこの目的に沿うように配慮されている。家計調査は昭和48年10月16日から11月26日の間に実施され、この間に記入上の説明、中間指導および回収時の点検などを行なった。各世帯はこの期間中に1回の給料日が含まれ、ほぼ給料日の前後から1か月間(31日)の記入事項を採り出して用いた。したがって、世帯により採り出された1か月間については多少のずれがある。

対象者の年齢は45～74歳で、世帯調査の場合と同様に次のタイプに分類して採った。すなわちNタイプ(両親と未婚の子供のいる世帯)、Cタイプ(夫妻のみの世帯)、C-Nタイプ(老夫妻と子の家族が同居している世帯)およびM-Nタイプ(母と子の家族が同居している世帯)である。これらのうちN、C-NおよびM-Nタイプには未婚の子供が含まれ、その子供数は現実には様々であり、したがって家族数が様々となり、その生活費への影響が大きいので、掛川の実態からみて変則的なものは除き、典型的なタイプの世帯を選出した。典型として選出した世帯の条件は次のようである。Nタ

イプのうちの45～54歳グループの年代においては子供3人が少なくないので、1人子(3人世帯)、2人子(4人世帯)、3人子(5人世帯)の場合をとり、55～64歳グループにおいては同居の未婚子が2人以上もいるのは例外的であるとして除外し、子供1人(3人世帯)のもののみとした。C-Nタイプでは55～69歳までは対象者の孫は1人の場合も可なり多いので、孫は1人と2人の2種(5人世帯と6人世帯)をとり、70～74歳においては孫2人の方が普通の型なので孫2人のもの(6人世帯)のみとした。M-Nタイプについては対象者の孫2人(5人世帯)に統一した。世帯人員はいずれも6人までで、この結果は次の表のようになる。

Nタイプ	45～49歳	1人子, 2人子, 3人子	8グループ
	50～54歳	1人子, 2人子, 3人子	
	55～59歳	1人子のみ	
	60～64歳	1人子のみ	
C-Nタイプ	55～59歳	1人子, 2人子	7グループ
	60～64歳	1人子, 2人子	
	65～69歳	1人子, 2人子	
	70～74歳	2人子のみ	
M-Nタイプ	55～59歳	2人子のみ	4グループ
	60～64歳	2人子のみ	
	65～69歳	2人子のみ	
	70～74歳	2人子のみ	

また、職業は被用者と無職をとり、自営業主は除いた。それは、自営業主世帯では収入の把握が困難であり、生活費と営業上の支出が混同し易く、このことが全体への攪乱要因となり易いからである。さらにわが国全体の趨勢としては被用者家庭が一般化してきており、高齢者のうち、被用者の老年期の生活がとくに問題とされているので、まず、被用者ないし無職の対象者の実態を把握することが必要とされるからである。調査世帯数は調査拒否、不適格世帯、さらに脱落などにより、最終的に集計に用いた家計簿を記入したものは153である。

この家計調査においては、選ばれた全世帯に家計簿の記帳を依頼したが、とくにC-N、M-Nタイプでは、

1) 森岡清美「地方小都市中高年世帯の家族周期的分析—世帯の概況—」『季刊社会保障研究』Vol. 10, No. 4, pp. 43～52.

表1 グループ別調査世帯数

年 齢		45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	計
タイプ	タイプ							
	タイプ							
N タイプ	世帯人員 3人	12	14	6	5			37
	" 4人	3	8	6	5			22
	" 5人	5	4					9
	" 5人	4	2					6
C タイプ	世帯人員 5人	5	5	13	22	10	7	62
	C-N タイプ			4	6	11	1	22
	世帯人員 5人			1	2	2		5
	くらし帳あり			1	2	1		4
M-N タイプ	なし					1		1
	6 人			3	4	9	1	17
	くらし帳あり			3	2	6	1	12
	なし				2	3		5
M-N タイプ	世帯人員 6人			7	13	6	6	32
	くらし帳あり			6	2	4	4	16
	なし			1	11	2	2	16
	なし							
計		17	19	30	46	27	14	153

二世代のうち主導権のある方に家計簿の記帳を、副の方に“くらし帳”というメモ的な家計簿の記帳を、さらに全世帯について、家計簿を通さぬ収支のある高齢者、世帯主、働いている未婚子には“こづかい帳”の記入を依頼した。集計に際しては、くらし帳、こづかい帳の内訳を親家計簿の方に加算してある。

I 世帯の概況

1. 調査世帯数

家計調査の対象となった世帯は、最初約 260 世帯であったが、実際に家計簿の記入を行なった世帯は 180、この中から不適格世帯あるいは記入不備などを除いて、集計されたものは 153 世帯である。N、C、C-N、M-N というタイプに年齢 5 歳間隔の階層と子供数とを組み合わせた 25 グループ（この調査では、われわれはタイプと年齢を組み合わせたものをグループと称することとした）別の調査世帯数の一覧表は表 1 のようである。C-N、M-N タイプでは、さらにくらし帳の有無別にも集計してある。表 1 で分るように各グループ毎の客体が少なく、これではこの中の特殊なケースがその所属するグループに及ぼす影響が大きいので、各グループを年齢 10 歳間隔に括り、45~54 歳を中年期、55~64 歳を向老期、65~74 歳を老年期としてみたのが表 2 であって、表 2 においては表 1 に載っている C-N（世帯人員 5 人）のグループはすべて除いた。それは全年齢を通して客体が 5 例しかないためである。したがって表 2 における対象世帯数は 148 となる。本論では主として表 2 のグループ

表 2 分析に用いた調査世帯グループ

タイプ	中年期	向老期	老年期	計
	45~54	55~64	65~74	
N タイプ	26	11		37
世帯人員 3人	11	11		22
" 4人	9			9
" 5人	6			6
C タイプ	10	35	17	62
C-N タイプ		7	10	17
世帯人員 6人		7	10	17
M-N タイプ		20	12	32
計	36	73	39	148

に基づいて家計を分析することとした。

2. グループ別世帯員の年齢

タイプと年齢とを組み合わせたグループ別世帯員の年齢を示したものは表 3 である。これによると対象者の夫（M-N においては妻）の平均年齢は、グループに付記された年齢（たとえば 45~54 歳ならその中央の 50）よりも若干若い傾向がみられる。対象者である夫は抽出に際して年齢を考慮してあるので、グループの年齢とかけ離れたものがないのは当然であるが、対象者の妻は夫との年齢差が 2~6 歳と区々である。高齢者がさほど高齢ではないので、C-N、M-N の子夫妻は比較的若く 30~40 歳という処である。したがって C-N、M-N の対象者の孫はまだ義務教育期間である。N の子供は 45~54 グループでは第 1 子 15~20 歳、第 2 子 15 歳、第 3

表3 家計調査世帯の家族の平均年齢

タイプ	年 齢	世帯人員	世帯数	対 象 者		子 夫 妻		子		
				父(夫)	母(妻)	夫	妻	第1子	第2子	第3子
N	45～54	3	11	50.3	46.9			15.5		
	"	4	9	49.6	47.9			20.0	15.3	
	"	5	6	47.8	43.8			17.5	14.8	12.0
	55～64	3	11	59.5	54.2			23.8		
C	45～54	2	10	49.7	47.2					
	55～64	2	35	60.1	54.3					
	65～74	2	17	68.6	62.3					
C-N	55～64	6	7	60.3	57.9	32.6	31.0	5.9	3.1	
	65～74	6	10	67.1	62.1	37.7	35.2	9.9	7.1	
M-N	55～64	5	20		60.3	37.1	34.0	8.0	4.9	
	65～74	5	12		69.4	42.8	39.3	13.4	10.2	

子12歳、また、55～64グループの子供は24歳で、これらの年齢が次の子供の就業状態と関連をもってくる。

3. 世帯員の就業状況

世帯員の中の有業者数をみたものが表4である。これによると、Nタイプでは対象者が多く働き盛りであることから当然ながら、夫は殆ど全員が就業しており、(就業していないのは向老期の中の1人のみ)、その妻は約半数が何らかの形で就業している。この第1子は平均年齢は15～20歳であるが、実際にはこれ以上の高齢者がいるので、これも約半数が就業し、とくに向老期では11人中8人が就業している。第2子と第3子には殆ど有業者はいないといってよい。Cタイプにおける夫は45～54歳すなわち中年期には全員有業、55～64歳すなわち向老期には86%が有業、さらに65～74歳すなわち老年期に入ると41%有業と次第に有業率は低下していく。Cタ

イプの妻の有業率は、Nタイプより低く中年期40%、向老期37%、老年期18%と急速に低下する。C-Nタイプの対象者たる夫の有業者は向老期43%、老年期30%とC、Nタイプより有業率は著しく低い。この妻は向老期、老年期ともに1例宛で、これもCタイプに比し有業率は極めて低い。C-Nタイプの子たる夫は向老期、老年期のものともに全員就業、妻は向老期では2人、老年期では全員就業、その子供はまだ幼少なので誰も就業していない。M-Nの対象者たる母は、向老期では30%が就業しているが、老年期となると有業者は1例のみである。これに対して、子たる夫はいずれも全員就業、その妻も殆ど全員に近く何らかに就業している。その子供のうち、向老期のものはまだ幼いので有業率は0であるが、老年期になると25%が就業する。ここに採った調査世帯をグループ別に分けると10例以下のものも多く、したがって、ここに示された結果が何を物語るかに

表4 世帯員の中の有業者数

タイプ	年 齢	世帯人員	世帯数	対 象 者		子 夫 妻		子		
				父(夫)	母(妻)	夫	妻	第1子	第2子	第3子
N	45～54	3	11	11	6			5		
	"	4	9	9	4			5	1	
	"	5	6	6	3			2	0	0
	55～64	3	11	10	6			8		
C	45～54	2	10	10	4					
	55～64	2	35	30	13					
	65～74	2	17	7	3					
C-N	55～64	6	7	3	1	7	2	0	0	
	65～74	6	10	3	1	10	10	0	0	
M-N	55～64	5	20		7	20	10	0	0	
	65～74	5	12		1	12	10	3	3	

表5 対象者の職

職業		N							
		45~54(3人)		45~54(4人)		45~54(5人)		55~64(3人)	
		夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
職	製造業		2				1		2
	販売業								
	サービスの業								
	その他の自営業								
	経営・管理・専門的職業	5	1	1					
	事務的職業	2	1	2		2		3	1
	販売サービス従事	2			1	1	1	2	
種	技能職・熟練労働	1		2	1	2		2	1
	単純労働	1	2	4	2	1	1	3	2
	無職		5		5		3	1	5
計		11	11	9	9	6	6	11	11
就業形態	自営業主								
	家族従業員		2				1		2
	内職従事者	11	3	9	3	6		9	3
	常勤勤務者		1		1		2	1	1
	パートタイム勤務者		5		5		3	1	5
計		11	11	9	9	6	6	11	11

問題はあがあるが、概していうと、Nタイプは中年期、向老期の両期とも夫妻の有業率は揃って高い。次いでCタイプの有業率も高いといえよう。Cタイプにおける有業率の高さが、Cタイプの独立を可能にしているのか、あるいは独立せざるを得ない事情のために就業しているのかの解明が1つの課題となる。C—Nは両グループともN、Cに比して対象者の有業率は低く、とくに妻のそれは低い。これも子夫妻の就業に依存することができるからであろうか。すべてのタイプとも年齢が高まるにつれ有業率は低下していくことが明らかにみられる。

表5には対象者の職種および就業形態別有業者数を示した。各グループの客体数が少なく、また、グループ毎に客体数が区々であるので、この数値だけでは余り意味ある結論を引き出すことはできないが、一応考察してみると次のようにいえるであろう。夫についていえば、最も多いのは無職で116人中27人、すなわち23.3%、有業者の中の職種では技能職・熟練労働の23人、19.8%、事務的職業の20人、17.2%、経営・管理・専門的職業の19人、16.4%などが多い方で一団をなし、販売サービス従事は比較的少なく11人、9.5%である。妻についていえば、無職99人、66.9%が圧倒的に多く、有業者の中では単純労働の19人、12.8%がこれにつき、他は5%以下の少数である。タイプ別にみると、Nの夫には事務的職業

と単純労働がそれぞれ37人中9人、24.3%で他よりやや多いという程度でとくに特色はみられない。Nの妻も単純労働が他より僅かに多いというに過ぎない。Cタイプの夫の職種で最も多いのは技能職・熟練労働の14人、22.6%、経営・経理・専門の13人、21%でNタイプに比べて高い職業階層にあるといえるようである。Cタイプの独立理由はこの辺にあるのではなかろうか。妻については、Nタイプと余り差異はない。C—Nタイプの夫は無職が多く65%、有業者は事務的職業、技能職・熟練労働、単純労働に僅かにみられるのみで、C、Nタイプとかなり様子が異なる。これが、C—Nの親が子世帯と同居している原因を説明することになると考えられる。C—Nの妻は殆ど就業していない。M—Nタイプの妻(母)の有業者は向老期には僅かにみられるが、老年期には1例みるのみである。就業形態をみると、世帯の抽出に際して被用者と無職を条件としたので、当然のことながら、常用勤務者が多く、数名の夫とそれより幾分多い妻において、内職従事者とパート勤務者がみられる。Nタイプは将来、CあるいはC—Nタイプに移行することになるが、いずれに移行するかを対象者の職種から推測すると、N中年期(3人)とC中年期とは、夫の経営・管理・専門的職業と技能職・熟練労働を入れ替えると非常に近似した職業構造をなしている。これだけの資料から断定するの

種・就業形態

Cタイプ						C-Nタイプ				M-Nタイプ		計	
45~54		55~64		65~74		55~64		65~74		55~64	65~74		
夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻	妻(母)	妻(母)	夫	妻
	1										1		7
1		7	2	5	1					1			3
2	1	7	4			1		1		1		19	2
1		5	4				1			1		20	8
5		8		1		1		1		1		11	8
1	2	3	3	1	2	1		1	1	4		23	2
	6	5	22	10	14	4	6	7	9	13	11	16	19
10	10	35	35	17	17	7	7	10	10	20	12	27	99
10												116	148
	1		3							1	1		11
10	3	29	5	6	2	3	1	2		5		85	25
		1	5	1	1			1	1	1		4	13
	6	5	22	10	14	4	6	7	9	13	11	27	99
10	10	35	35	17	17	7	7	10	10	20	12	116	148

表6 グループ別世帯および対象者の実収入

実収入の種類		タ イ プ		N タ イ プ				C タ イ プ			C-Nタイプ		M-Nタイプ		
		周 期 段 階		中 年 期				向老期	中年期	向老期	老年期	向老期	老年期	向老期	老年期
		年 齢		45～54	45～54	45～54	55～64	45～54	55～64	65～74	55～64	65～74	55～64	65～74	
の種 類		家 族 数		3人	4人	5人	3人	2人	2人	2人	6人	6人	5人	5人	
世 帯 数		11	9	6	11	10	35	17	7	10	20	12			
金 額 (円)	世帯の実収入総額	205,932	174,862	172,247	174,267	163,513	128,010	89,968	217,508	234,427	187,968	164,967			
	実収入総額	183,660	146,624	152,292	129,822	163,513	128,010	89,968	73,281	48,449	30,957	7,427			
	対 象 者	勤め先収入	165,934	135,010	133,227	94,304	147,052	89,371	26,463	39,129	24,638	11,091	0		
		事業・内職収入	5,305	2,928	11,370	4,849	4,090	5,358	3,222	6,236	0	3,362	54		
		恩給・年金	0	200	0	22,309	236	15,899	28,581	21,210	18,957	12,886	5,264		
		仕送り	809	0	0	0	0	571	4,665	0	0	125	167		
		受贈	9,451	6,394	3,942	6,947	10,586	9,235	10,410	2,495	3,144	2,769	1,930		
		財産所得その他	2,161	2,092	3,753	1,413	1,549	7,575	16,627	4,211	1,710	724	12		
割 合 (%)	世帯の実収入総額	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			
	実収入総額	100.0 (89.2)	100.0 (83.9)	100.0 (88.4)	100.0 (74.5)	100.0	100.0	100.0	100.0 (33.7)	100.0 (20.7)	100.0 (16.5)	100.0 (4.5)			
	対 象 者	勤め先収入	90.3	92.1	87.5	72.6	89.9	69.8	29.4	53.4	50.9	35.8	0		
		事業・内職収入	2.9	2.0	7.5	3.7	2.5	4.2	3.6	8.5	0	10.9	0.7		
		恩給・年金	0	0.1	0	17.2	0.1	12.4	31.8	28.9	39.1	41.6	70.9		
		仕送り	0.4	0	0	0	0	0.4	5.2	0	0	0.4	2.2		
		受贈	5.1	4.4	2.6	5.4	6.5	7.2	11.6	3.4	6.5	8.9	26.0		
		財産所得その他	1.2	1.4	2.6	1.1	0.9	5.9	18.5	5.7	3.5	2.3	0.2		
1人当り世帯の実収入		68,644	43,716	34,449	58,089	81,757	64,005	44,984	36,251	39,071	37,594	32,993			

C-NおよびM-Nタイプの受贈は世帯全体の総額を世帯人員数で配分した。

割合のうち、括弧内のものは世帯の実収入総額に対するもの、括弧のないものは対象者の実収入総額に対するものである。

は非常に危険ではあるが、C 中年期から C 向老期につながるように、N タイプの経営・管理・専門的職業ないし技能職・熟練労働は比較的 C タイプに移行し易いのではなからうか、と敢て提言してみる次第である。

II 家計構造

先に述べたように、本家計調査では本家計簿の他に、くらし帳、こづかい帳を併記したので、集計に際しては以下のような種々の組み合わせで平均値が出されている。

① 家計簿(くらし帳あり)+家計簿(くらし帳なし)+こづかい帳

家計の主導権をもつ者が記帳する家計簿に、副次的な(多くは C-N の C と M-N の M が記帳する)くらし帳を加えたものと、くらし帳の記帳のない家計簿を加算し、さらに世帯員が個別にメモしたこづかい帳を項目別に家計簿の該当項目に加えたもの。

② 家計簿(くらし帳あり)+こづかい帳

①より、くらし帳のない家計簿を除いたもの。

③ 家計簿(くらし帳なし)+こづかい帳

①よりくらし帳ありの家計簿を除いたもの。②と③はくらし帳をつけたものとつけないものとの家計簿を別々に考察しようとするものである。

④ くらし帳のみ

とくに高齢者のくらし帳の内容を検討するために集計したもの。

ここでは主として、①の組み合わせによって、家計の概観をみることにする。

1. 実収入

ここでは表 6、図 1 により、主として対象者の実収入について考察する。図 1 をみて明らかなことは、対象者の実収入総額が、N、C、C-N、M-N の順に低下していくこと、同じタイプにおいては高年齢になるに伴って実収入が減少すること、また、以上のような実収入総額の動向は、全く勤め先収入によって生ずるものであるということである。恩給・年金はいずれのタイプでも向老期以上にならないと問題にならないし、このなかで M-N は C あるいは C-N に比して一段と低くなる。これは対象者数が C と C-N では 2 人であるのに対し、M-N では 1 人であるということの他に、恩給・年金の受給額が男女に大きな差のあることにも一因する。C および C-N のなかで対象者の夫妻を比較すると、平均値で妻は夫の 1/4~1/5 と極めて小さい。それは概して女の受給額は小である上に、女の方が恩給・年金を受けとる者が少ないことにもよる。

次にタイプ別に考察すると、N タイプはまだ働き盛りであるため、停年後を含む向老期を入れても実収入総額は 13 万~18 万円と他に比べて高水準にあり、向老期を除けば一そう高くなる。なお、世帯の総額では対象者以外の子供の収入も加わるが、これは子供が若く低収入であるため、世帯の実収入総額はそれほど増大せず 17 万~20 万に留っている。対象者の実収入総額の動向は勤め先収入の動向と殆ど一致し、中年期では勤め先収入が実収入総額のほぼ 90% を占め、向老

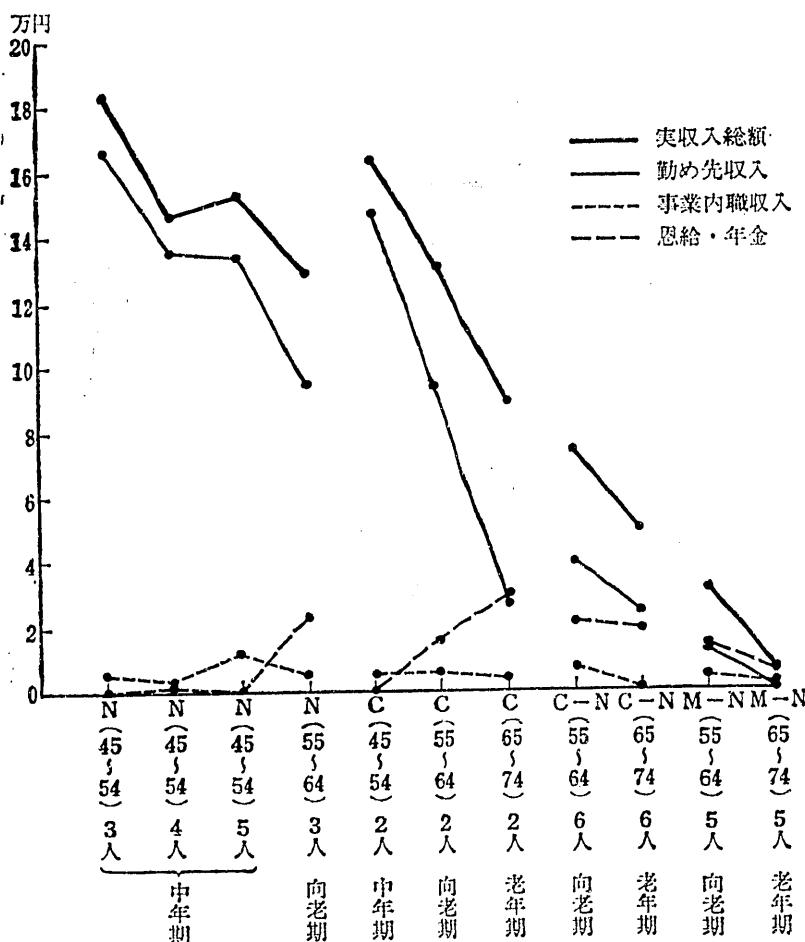


図 1 対象者の実収入

期になるとやや落ちて73%となる。勤め先収入に次いで大きいものは事業内職収入あるいは受贈であるが、それらは大きくても1万円を僅かに越えるに過ぎない。受贈の内容は殆ど現物収入である。恩給・年金は向老期に至って現われ、勤め先収入の低下したこのグループにとって2万円を越える恩給・年金は重要な収入源となってくる。“財産所得その他”は大部分が財産所得であるが、金額からいっても2千～3千円で実収入総額の1～2%を占めるに過ぎない。

Cタイプの実収入総額は、中年期、向老期においてはNタイプの同期とほぼ同程度の水準を示しているが、老年期に入ると9万円未満に低下する。このうち勤め先収入の低下傾向が著しく、中・向・老別勤め先収入は14.7万、8.9万そして2.6万円となり、対象者の実収入総額中に占める割合も90%、70%、30%と縮小するのである。このような勤め先収入の低下に対してNタイプと同程度の事業内職収入による補充が行なわれ、さらに恩給・年金の増大傾向がみられこの傾向は他のタイプに比してとくに顕著である。すなわち、恩給・年金は向老期1.6万円、老年期2.8万円であり、実収入総額に占める割合は向老期12%、老年期32%と急に増大する。受贈および財産所得も他のタイプに比して大きく、しかも高年齢になるほど増大していく傾向が他のタイプと異なる特徴である。また、C—NやM—Nでは殆ど認められない“仕送り”がCタイプの向老期、老年期にみられることなど、多くの経済的事情がCタイプをして独立を許している要因となるのではなからうか。

C—Nタイプにおいては対象者の実収入総額はCタイプに比し著しく劣り、向老期7万円強、老年期5万円弱である。対象者の実収入は世帯の実収入総額に対して、向老期33.7%、老年期20.7%である。このタイプは表4にみるように多就労型であって、世帯の実収入総額は22万～23万円と高いが、1人当り世帯の実収入は表6の最下欄にみるように決して高くはない。対象者の実収入が低額である理由は、勤め先収入が向老期でさえ4万円足らず、老年期では2.4万円と低いことが主たる原因である。2万円前後の恩給年金がこのタイプにおいていかに重要なものとなっているかは、この割合が30～40%を占めるに至ったことから明らかであろう。そして、受贈、財産所得もN、Cタイプに比して小さく、また、仕送りが0ということにも問題がある。N、C、C—Nの向老期を比較すると、NとCは近似しているのに対し、C—Nタイプはこれらとは異質の収入構造をもっているといえよう。CとC—Nタイプの形成された過程を追跡、比

較することも1つの課題である。

M—Nタイプにおいては対象者が1人であるので、他のタイプとの比較に際し、この点に留意する必要がある。表4で明らかのように、向老期、老年期ともに対象者の就労は少なく、したがって勤め先収入の小さいことが、実収入総額を小さいものにしている。対象者の実収入総額が世帯の実収入総額に占める比率は向老期16.5%（これを2人分にすると33%でC—Nタイプと同じであるが）、老年期は僅か4.5%で、子世帯へ全く依存しているとみてよいであろう。他の世帯員の就労によって、世帯の実収入総額は16万～18万円とNタイプ並に達しているが、1人当り実収入はC—Nタイプ並みに低い。対象者の実収入の中、最も大きな比重を占めるものは恩給・年金で、向老期で42%、老年期では71%にも達する。しかし老年期のこの金額は5千円強で他のタイプに比し極めて小である。仕送りや財産所得は極く小さくみられるべきものがない。

以上を通観してみると、次のような傾向と問題点が明らかにされた。すなわち、

- ① 向老期以降の勤め先収入は低下し、老年期は一そう縮小する。
- ② 恩給・年金の重要性が高年期ほど切実となる。この分布範囲は0から7.2万円であるが、0と2万円前後のものが多し。また、女は男に比して0が非常に多く、0でない場合の金額も著しく低い。
- ③ 仕送りが僅小であること。1ケースずつ検討すると、0が圧倒的に多く、しかし、仕送りを受けている者の金額は2万～4万円である。
- ④ 11月という平月であるのに受贈（主として現物収入）が多い。
- ⑤ C—N、M—Nタイプにおいては、世帯員の有業者は多くなるに拘らず、1人当り実収入は小である。

2. 消費支出

(1) 消費支出総額

A) 世帯総額

表7と図2によってグループ別に世帯の消費支出総額をみる。世帯総額の最大は、C—N向老期および老年期の16万円を越えるものであるが、これは世帯規模が大きいので当然といえる。小さいものはC向老期の約9万円とC老年期の約7万円が挙げられるが、これも世帯規模の小さいためである。タイプ別というと、C—N、M—N、N、Cという順に低下しており世帯人員数の影響

表7 グループ別世帯および対象者の消費支出総額

グ ル ー プ			世帯 人員	世帯総額	対 象 者			他 の 世 帯 員					世帯の消費 支出／世帯 の実収入	1人当 り消費 支出	
					総 額	父(夫)	母(妻)	総 額	夫	妻	第1子	第2子			第3子
金 額 (円)	N	45～54歳	3人	148,570	107,369	62,957	44,413	41,200	—	—	41,200	—	—	72.1%	49,523
		〃	4人	118,108	65,719	39,760	25,959	52,389	—	—	28,547	23,842	—	67.5	29,527
		〃	5人	140,910	54,202	31,424	22,779	86,709	—	—	36,259	25,879	24,572	81.8	28,182
		55～64	3人	130,047	70,455	36,681	33,773	59,592	—	—	59,592	—	—	74.6	43,349
	C	45～54	2人	113,174	113,174	62,254	50,920	—	—	—	—	—	—	69.2	56,587
		55～64	2人	89,240	89,240	48,785	40,455	—	—	—	—	—	—	69.7	44,620
		65～74	2人	71,646	71,646	39,226	32,420	—	—	—	—	—	—	79.6	35,823
	C—N	55～64	6人	167,522	56,899	36,917	19,982	110,624	44,358	18,416	25,575	22,275	—	77.0	27,920
		65～74	6人	162,665	45,659	25,985	19,673	117,007	47,568	24,219	24,026	21,194	—	69.4	27,111
	M—N	55～64	5人	144,565	33,935	—	33,935	110,630	37,381	25,486	25,134	22,629	—	76.9	28,913
		65～74	5人	123,514	21,177	—	21,177	102,337	29,105	20,526	25,213	27,493	—	74.9	24,703
	割 合 (%)	N	45～54	3人	100.0	72.3	42.4	29.8	27.7	—	—	27.7	—	—	—
〃			4人	100.0	55.6	33.7	22.0	44.4	—	—	24.2	20.2	—	—	—
〃			5人	100.0	38.5	22.3	16.2	61.5	—	—	25.7	18.4	17.4	—	—
55～64			3人	100.0	54.2	28.2	26.0	45.8	—	—	45.8	—	—	—	—
C		45～54	2人	100.0	100.0	55.0	45.0	—	—	—	—	—	—	—	—
		55～64	2人	100.0	100.0	54.7	45.3	—	—	—	—	—	—	—	—
		65～74	2人	100.0	100.0	54.7	45.3	—	—	—	—	—	—	—	—
C—N		55～64	6人	100.0	33.9	22.0	11.9	66.1	26.5	11.0	15.3	13.3	—	—	—
		65～74	6人	100.0	28.1	16.0	12.1	71.9	29.2	14.9	14.8	13.0	—	—	—
M—N		55～64	5人	100.0	23.5	—	23.5	76.5	25.9	17.6	17.4	15.7	—	—	—
		65～74	5人	100.0	17.1	—	17.1	82.9	23.6	16.6	20.4	22.3	—	—	—

が明らかである。年齢別では中年期、向老期、老年期と進むに伴って、世帯全体の消費支出が減少する過程がみられ、当然のことながら世帯規模と年齢の影響の大きいことが明らかにされた。世帯の実収入総額に対する消費支出総額の割合、いわば消費性向は表7にみるようであり、総理府統計局の家計調査結果による昭和48年人口5万以上の都市、勤労者世帯のこの値、70.7%に比べると概して高い。このうち最小はN中年期(4人)67.5%、ついでC中年期、C—N老年期およびC向老期の69%台のものである。最大はN中年期(5人)の81.8%で、他は70から80%の間にある。消費性向でみる限りは、概してCタイプは収入と支出のバランスにおいて余裕をもち、しかし、老年に向うに伴ってこの余裕がやや減少する傾向が窺える。これは老年期に入ると稼得能力が衰え実収入が縮小するためである。これに対して、C—NとM—Nでは概して消費性向は前述の平均値より高いが、しかし老年期の方が向老期よりも低くなる。これは老年期の対象者が向老期のそれより消費支出をかなり縮小しているためであるとみられる。

世帯総額を総理府統計局、家計調査、昭和48年、勤労者世帯、全国平均の11.7万円、あるいは人口5万以上の都市平均の12万円と比較すると、Cタイプを除いてすべてのグループが平均より高い。しかし、これは世帯人員数による処が大きいので、1人当り消費支出総額について総理府統計局の家計調査結果と本調査結果とを

表8 総理府統計局「家計調査」における1人当り消費支出(勤労者世帯)昭和48年

項 目	金 額 (円)		割 合 (%)	
	全 国	人口5万 以上都市	全 国	人口5万 以上都市
消 費 支 出	30,388	31,074	100.0	100.0
食 料 費	9,147	9,457	30.1	30.4
住 居 費	3,283	3,424	10.8	11.0
光 熱 費	1,037	1,046	3.4	3.4
被 服 費	3,397	3,465	11.2	11.1
医療保健美容衛生費	1,593	1,652	5.2	5.3
雑 費	11,930	12,030	39.3	38.7

総理府統計局「家計調査年報」より計算

世帯人員は全国、人口5万以上の都市ともに3.85人

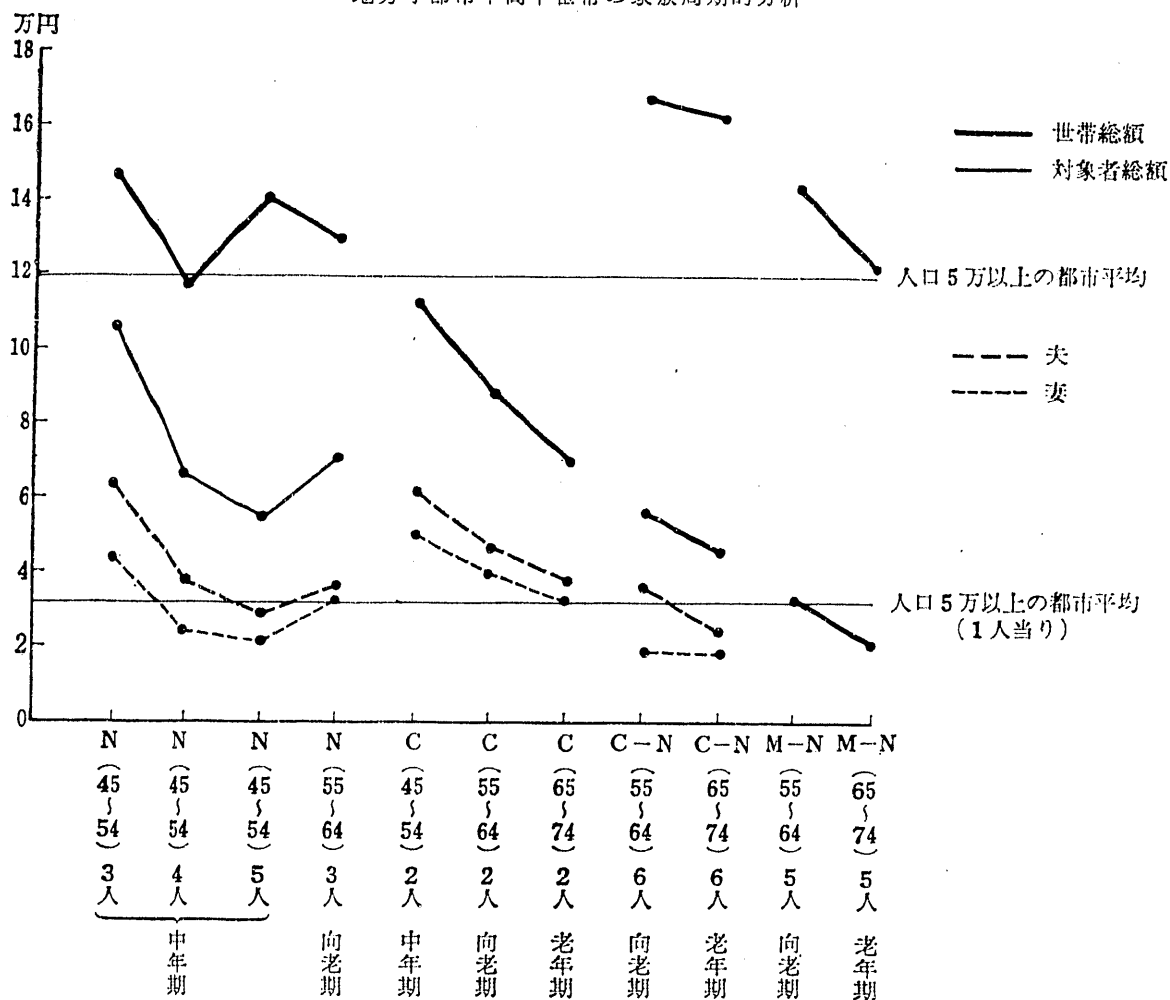


図2 世帯および対象者の消費支出総額

比較しなければ、掛川の位置付けとはならない。表7の最右欄に掛川のタイプ別、1人当り消費支出を、また、表8に全国及び人口5万以上の都市のそれを掲げた。全国と人口5万以上の都市とではその結果に殆ど差異がないので、ここでは両方を併せて「全国」とする。これらによると、まずNタイプでは、中年期(3人)と向老期(3人)が全国平均3万円強より著しく高い。前者は収入が高くしかも世帯人員数が小さいためであり、後者は世帯人員数が小さいことと、子供の年齢の高いためとみられる。中年期(4人)と中年期(5人)はいずれも全国をやや下回っているが、これも世帯人員数の大きいことによるものと考えられる。Cタイプはいずれも全国平均よりも著しく高いが、中年期の5.6万円から向老期を経て老年期に至る内に次第に低下する。C-Nタイプは向老期、老年期とも2.7万円台で全国平均よりも劣る。ここでも老年期の方が若干小である。M-Nタイプでは向老期には2.9万円 で全国平均よりやや劣り、老年期になると2.4万円と著しく低い。C-N, M-Nの両タイプは世帯人員数が大であるため、1人当り消費支出は全

国平均よりも低く押えられているといえよう。全タイプを通観すると、Nタイプは全国平均と同等か人数によってはそれ以上にあり、Cタイプは最も余裕のある消費水準を示している。C-N, M-Nタイプは老年者の生活費負担が全世帯員の消費水準に大きな影響を与えているといつてよいであろう。

B) 対象者総額

次に表7と図2により、対象者についての消費支出総額をみる。図2には総理府統計局、家計調査による人口5万以上の都市の1人当り消費支出総額を入れてあるので、これと比較すると、各対象者の位置が理解されるであろう。最大はN中年期(3人)の夫とC中年期の夫がほぼ同じ6.2万円台である。次いでC中年期の妻5万円、C向老期の夫4.8万円となり、概してCタイプは夫妻とも大であるが、これは家計収入とくに夫の勤め先収入が相対的に高額であり、しかも世帯人員数が少ないためである。同じCタイプでも老年期に入ると勤め先収入が極めて小さくなり、したがって実収入が低下するので、消費支出も中年期、向老期に比しては縮小する。しかし、

Cタイプはいずれのグループも、他のタイプよりも消費水準は高い。このことから、Cタイプは高い消費水準を維持し得るが故に独立しているともいえるであろう。対象者の消費支出の最も小さいタイプはC—Nで、夫の向老期は3.7万円、老年期は2.6万円足らず、さらに妻は向老期、老年期とも2万円に達していない。表6にみるようにC—Nタイプの対象者の勤め先収入はCタイプに比べると著しく劣り、対象者に独立するほどの勤め先収入のない場合は子供の世帯と同居するが、必然的に対象者の消費支出は圧縮される結果となるとみられる。M—NタイプはC—Nタイプの妻に比べると向老期では約3.4万円とかなり高く、老年期では約2.1万円と低下するが、C—Nタイプよりはやや上回っている。M—NタイプはC—Nタイプに比して世帯人員数が少ないだけ対象者へのしわよせが少ないといえるであろうか。

Nタイプの中年期は対象者の所得が一生を通じてほぼ最高の時期であるので、いずれのグループも他のタイプより高くてよい筈であるが、夫妻ともに高いのは3人世帯の夫約6.3万円、妻約4.4万円のみであり、4人、5人世帯はCタイプよりも寧ろ劣っている。これは子供への支出が大きいため、そのしわよせを対象者夫妻が蒙っていることは、図2によっても明らかである。子供が独立したとみられる向老期に入ると、やや余裕をとり戻していく。これらの結果から推測できることは、相対的に高所得である中年期といえども子供がある場合は子供への支出が多いので対象者自身にはそれほど豊かな消費支出をしているとはいえない。消費性向をみてもこの間の貯蓄が特に大きいともみられない。中年期の子供が少ない場合は経済的に最も余裕があるとみられる。向老期に進むと対象者のうち所得の高いものは独立してCタイプとなり、高い消費水準を保持するが、これも老齢化と共に低下する。また、所得の小さいものは子供と同居してC—Nタイプを形成し、世帯全体が低い消費水準に甘んじなければならない。対象者の夫が死亡しM—Nタイプとなると世帯人員の減少により、C—Nよりやや消費水準は上るようになりみられる。いずれのタイプあるいはグループにおいても、夫の方が妻より消費支出が大であるので、C—NからM—Nになると世帯全体の負担は若干軽くなるように考えられる。

C) 子世帯への依存度と子世帯への影響

表7に示したC—NとM—Nの対象者の消費支出総額は対象者のくらし帳の金額が合算されているので、対象者が全額子世帯に依存している訳ではないし、また、対象者の全額自己負担でもない。ここで、老齢者の子世帯

への依存度をみるために2つの方法をとってみる。1つは世帯総額中に占める対象者の消費支出の割合、2つは対象者自身の実収入に対する消費支出の割合をみることである。

まず、世帯総額中に占める対象者の消費支出の割合を考察し、同時に他の世帯員への影響を明らかにしようと思う。Nタイプは対象者が家計の主体であってその子供が対象者に依存しているという実態であるが、一応、若干の考察を加えておこう。対象者の比重は中年期3人では72.3%、同4人では55.6%、同5人では38.5%と子供数の増加に伴って親の比重は低下する。とくに妻の比重は軽く、夫の70~65%に過ぎず、それも子供数が大となるに伴って妻は末子以下となる。向老期に入ると子供1人の比重が45.8%と著しく高く、これに対して対象者夫妻は夫々28.2、26.0%と中年期3人世帯に比べると著しく縮小する。これは子供が年長で勤めたり大学生であって消費支出が中年期の子供より著しく高いため、相対的に対象者の支出は小となるのである。C—Nタイプで最も比重の大きいのは夫(対象者の子)であり、次いで対象者である父、子(対象者の孫)であり、対象者である母と妻(対象者の嫁)は皆のしわよせを受けて最も小さい。但し、老年期では父の比重が急に低下し、その分が子夫妻に配分されている。M—Nタイプで最も比重の大きいのは夫(対象者の子)であることはC—Nと同様である。しかし、向老期においては夫につぐものは対象者たる母であり、妻、子は母より大分低い。ところが老年期になると子の年齢が高まると同時に子の比重が高まり、そのしわよせを母、夫、妻、とくに母が大きいうけて縮小する。以上のように対象者のうちNは問題がないが、C—N、M—Nにおいては老齢者の生活費負担が妻へしわよせされ易く、また老齢者のうちでは母の方にしわよせが大きいということが明らかとなった。

次にC—N、M—Nタイプにおける対象者の消費性向によって子世帯への依存度をみる。

表6の実収入と表7の消費支出総額から対象者の消費性向を算出すると、

C—N	向老期	77.6%
"	老年期	94.2%
M—N	向老期	109.6%
"	老年期	285.1%

であって、C—N 向老期は比較的余裕があるが、老年期では勤め先収入が少しでも減じると、忽ち子世帯へ依存しなければならない。消費性向は100以下であるが、老夫妻で5万円未満の実収入では何かにつけて子世帯に依

存しあるいはしわよせをしているに違いない。M—Nでは向老期で既に消費性向は100を越え、対象者自身の貯蓄を引き出すのでない限り、この超過分は子世帯の負担となっている。しかしM—Nは対象者が1人であるので対象者1人当り消費支出はC—Nの妻より大であり、また、表7の最後の欄にある世帯員1人当り消費支出よりも大であることをみると、決して十分ではないが相対的には高い消費水準を維持し、子世帯がそれを受け入れているといえよう。しかし老年期になると収入が極めて少なく消費支出の1/3を賄うに過ぎず、子世帯への依存度は極めて高い。しかも、世帯の1人当り消費支出は全グループ中最低であり、対象者のそれはまた世帯のそれ

以下であることから、この対象者は経済的には最も恵まれていないものとみられる。

(2) 対象者の消費構造

ここでは表9と図3を参照して対象者の消費構造を考察する。

A) 食料費

食料費の最大はC中年期の夫2万円、次いでN中年期(3人)の夫1.8万円であり、最小はC—NとM—Nの母で8千円から1万円未満で他の対象者に比べて著しく低い。他は大体1万～1.5万円の間にある。概して女子は男子に比べると食料費は小さく、同一グループ内の比較において最小は男子の63%、最大で84%である。図3

表9 グループ別対象者の消費構造

グループ	世帯人員	対象者	金 額 (円)							割 合 (%)						
			消費支出	食料費	住居費	光熱費	被服費	医療保健衛生費	雑費	消費支出	食料費	住居費	光熱費	被服費	医療保健衛生費	雑費
N	①45～54	3 夫妻計	62,957	17,969	2,487	1,389	5,789	1,998	33,324	100.0	28.5	4.0	2.2	9.2	3.2	52.9
			44,413	13,272	2,476	1,389	6,117	2,816	18,343	100.0	29.9	5.6	3.1	13.8	6.3	41.3
			107,369	31,240	4,964	2,778	11,906	4,814	51,667	100.0	29.1	4.6	2.6	11.1	4.5	48.1
	② "	4 夫妻計	39,760	13,357	1,554	1,101	1,605	1,283	20,860	100.0	33.6	3.9	2.8	4.0	3.2	52.5
			25,959	10,691	1,245	1,101	4,262	2,502	6,157	100.0	41.2	4.8	4.2	16.4	9.6	23.7
			65,719	24,048	2,799	2,202	5,867	3,785	27,017	100.0	36.6	4.3	3.4	8.9	5.8	41.1
	③ "	5 夫妻計	31,424	14,813	1,190	1,056	1,826	941	11,597	100.0	47.1	3.8	3.4	5.8	3.0	36.9
			22,779	10,097	1,306	1,056	1,868	3,319	5,133	100.0	44.3	5.7	4.6	8.2	14.6	22.5
			54,202	24,911	2,496	2,112	3,694	4,260	16,730	100.0	46.0	4.6	3.9	6.8	7.9	30.9
	④55～64	3 夫妻計	36,681	13,243	3,824	1,295	1,680	1,808	14,831	100.0	36.1	10.4	3.5	4.6	4.9	40.4
			33,773	10,670	4,074	1,362	4,158	2,152	11,357	100.0	31.6	12.1	4.0	12.3	6.4	33.6
			70,455	23,914	7,898	2,657	5,838	3,960	26,188	100.0	33.9	11.2	3.8	8.3	5.6	37.2
C	⑤45～54	2 夫妻計	62,254	20,180	3,270	1,784	2,794	2,671	31,555	100.0	32.4	5.3	2.9	4.5	4.3	50.7
			50,920	16,575	3,153	1,784	3,987	3,365	22,057	100.0	32.6	6.2	3.5	7.8	6.6	43.3
			113,174	36,755	6,423	3,568	6,781	6,035	53,611	100.0	32.5	5.7	3.2	6.0	5.3	47.4
	⑥55～64	2 夫妻計	48,785	15,901	2,873	1,839	3,409	1,321	23,442	100.0	32.6	5.9	3.8	7.0	2.7	48.1
			40,455	13,416	2,923	1,871	3,774	2,930	15,541	100.0	33.2	7.2	4.6	9.3	7.2	38.4
			89,240	29,318	5,795	3,711	7,183	4,251	38,983	100.0	32.9	6.5	4.2	8.0	4.8	43.7
	⑦65～74	2 夫妻計	39,226	14,639	2,959	1,791	2,545	1,733	15,559	100.0	37.3	7.5	4.6	6.5	4.4	39.7
			32,420	11,262	2,841	1,785	4,241	2,253	10,038	100.0	34.7	8.8	5.5	13.1	6.9	31.0
			71,646	25,901	5,800	3,575	6,786	3,985	25,597	100.0	36.2	8.1	5.0	9.5	5.6	35.7
C—N	⑧55～64	6 父母計	36,917	12,853	1,017	883	11,460	2,122	8,582	100.0	34.8	2.8	2.4	31.0	5.7	23.2
			19,982	8,106	1,159	876	2,984	2,765	4,092	100.0	40.6	5.8	4.4	14.9	13.8	20.5
			56,899	20,959	2,176	1,760	14,443	4,887	12,674	100.0	36.8	3.8	3.1	25.4	8.6	22.3
	⑨65～74	6 父母計	25,985	11,609	1,315	928	1,876	2,198	8,060	100.0	44.7	5.1	3.6	7.2	8.5	31.0
			19,673	8,376	1,290	896	1,668	2,098	5,345	100.0	42.5	6.6	4.6	8.5	10.7	27.2
			45,659	19,985	2,605	1,824	3,544	4,296	13,405	100.0	43.8	5.7	4.0	7.8	9.4	29.4
M—N	⑩55～64	5 母	33,935	9,786	2,231	1,070	6,166	2,978	11,705	100.0	28.8	6.6	3.2	18.2	8.8	34.5
	⑪65～74	5 母	21,177	8,068	974	972	1,975	1,730	7,458	100.0	38.1	4.6	4.6	9.3	8.2	35.2

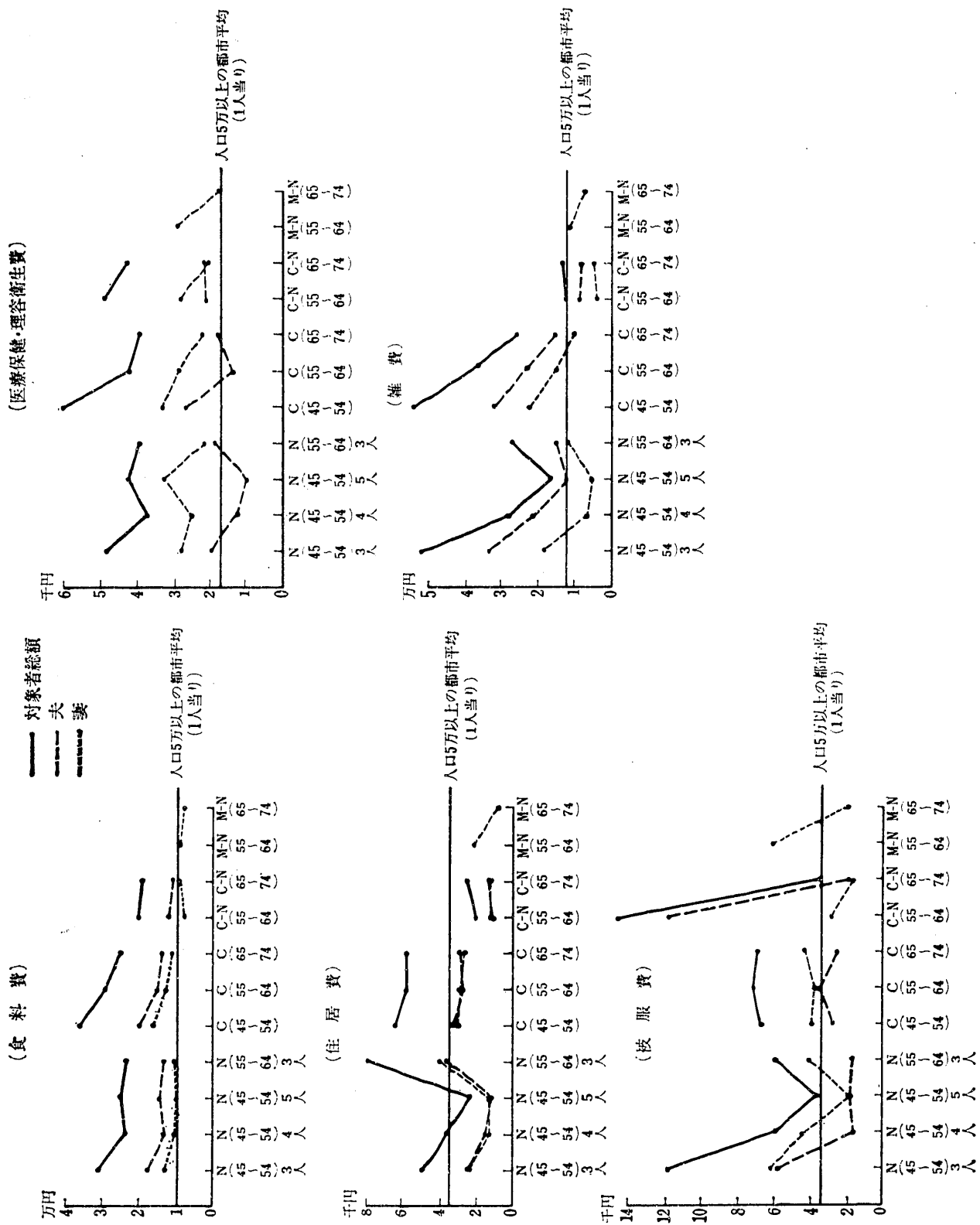


図3 対象者の消費支出内訳

で明らかなように食料費は全般的に全国平均9千円強より高い処にあり、なかでもCの水準は高く、Nがそれにつき、C—Nの父は平均を越えているが、C—Nの母、M—Nの母はすべて平均以下に落ちている。エンゲル係数の大きさは概して大きく、ここに採り上げた11グループの夫妻20人のうち、エンゲル係数40%以上のものは6人、35~40%のもの3人で、表8に掲げた統計局の家計調査のエンゲル係数30.1~30.4より小さいものは3人のみ、他はすべて大である。エンゲル係数の大きいものはN中年期(5人)とC—Nタイプであって、食料費自体は取り立てて大きい訳ではなく、世帯人員数や所得の影響で対象者の消費支出総額が小さいためエンゲル係数が大きく示されている。逆にエンゲル係数の小さいものはN中年期(3人)で所得と世帯人員数の関係から小となっている。M—N向老期の母が小さいのは食料費が小のためである。高齢者のうち、Cタイプは小さく、C—N、M—Nは大であるが、向老期より老年期は一そう大となることから、高齢者にとって食生活はとくに重要な面であるといえよう。

B) 住居費

住居費の最大はN向老期の妻4千円、同じく夫3.8千円、次いでC中年期の夫3.2千円強、同じく妻3.2千円弱である。これに対して最小はM—N老年期の母974円、次いでC—N向老期の父母および同じく老年期の父母、さらにN中年期(5人)の夫などが1,000円を僅かに越えた処にある。Cタイプの住居費は相対的に高く、C—Nのそれは低い。Cタイプの住居費をとくに世帯別に採り出してみると、1~2万円の家具什器費を支出している世帯が他のタイプより多くみられ、例外的なケースが混入したとみるよりも、このタイプでは折々に自由に支出できる特徴をもっているといっていよいであろう。また、住居費においては男女差が殆どみられない。それは住居費の構成要素が世帯員個人に属するものではなく、殆どものが共用されているためである。この住居水準を全国平均と比較すると、N向老期のみが僅かに全国を上回るが、Cは若干下回り、他のグループは平均より著しく劣っている。しかし、これは調査時期が10~11月であって、家具什器を購入する機会が少なかったもので、通年の平均値である全国平均と比較すれば低いのは当然といえよう。住居費の割合が全国平均の11%と比して著しく小さいのも同様の理由と考える。

C) 光熱費

光熱費は最大がCタイプ1.7千~1.8千円台でいずれも大きく、最小はC—Nタイプ800円台でいずれも小さい。

極めて必需的なものであり、冷暖房費のかからない季節なのでタイプ間の格差は極めて小である。光熱費は共用される性格のものであるので男女の差は小さく、世帯人員数の大きいタイプほど対象者の金額は小さくなる。

D) 被服費

被服費の最大はC—N向老期の夫1.1万円で異常に大きい、これは特殊なケースが混入したためである。このケースを除くと夫は5千円台に低下する。ついでM—N向老期の母6.2千円とN中年期(3人)の妻6.1千円などが大である。被服費を大にしているものは「その他の被服費」で主として衣類の購入である。被服費の大きい世帯は同時に交際費や理容衛生費が大きく、10~11月という期間を考えると、結婚式、七五三などに新調した衣類の影響が大きいとみられる。最小はN中年期(4人)の夫1.6千円、次いでN向老期の夫、C—N老年期の母など1.6千円台が続く。全国平均3.4千円前後と比較して、これを上回るものと下回るものが同様であるが、なかには平均から著しく離れたものがある。このように金額の異常に大きいケースの入り込む可能性の大きい費目であるので、この表の結果は偶然の事情によるところが大きく、タイプの特性ということとはできないように思われる。被服費の割合は最大がC—N向老期の父31.0%から最小はN中年期(4人)の夫4.0%までに分散し、全国平均11.1%と比較しても著しく大なもの小なものなど様々である。被服費はたまたま当該月間に新調したケースがあれば、そのグループに及ぼす影響は大きいので、タイプ別被服費の動向はまことに不規則で、この調査結果からは殆ど法則性は認められない。只1つ見出された傾向は、男女差であって、特殊な1,2の例外を除いては女の方が可なり大である。

E) 医療保健・理容衛生費

医療保健・理容衛生費の最大はC中年期の妻3.4千円、ついでN中年期(5人)の妻3.3千円、最小はN中年期(5人)の夫941円である。全国平均の1.6千円に比し、女は全グループともこれを大きく上回り、男は3グループが下回り他はやや上回っている。ここに挙げた対象者が中高年であるため全国平均より高額となるのであろう。医療保健・理容衛生費の消費支出総額に占める割合が全国平均5.3%に比して概して大なることも同様の理由による。この費目における特徴は、女が男に比して著しく大であることと、この女の中で中年期、向老期、老年期へと進むに伴いこの金額が低下することである。

F) 雑費

雑費の内容は教育費、文房具費、教養娯楽費、交通・

通信費、自動車関係費、交際費、たばこ、負担費、損害保険料等である。一般にはこの他に前述の医療保健・理容衛生費を加えるが、ここでは中高年者を調査対象としているのでとくにこれは別項目として採り上げたのである。雑費の最大はN中年期（3人）の夫3.3万円、次いでC中年期の夫3.2万円、最小はC—N向老期の妻4千円、N中年期（5人）の妻とC—N老年期の妻の5千円台のものである。全国平均1.2万円と比較すると、これを上回るものはNの夫とCの夫妻であり、下回るものはNの妻、C—Nの夫妻およびM—Nの母である。Cに比してC—NとM—Nの低さが対照的である。雑費の割合についても金額とはほぼ同様の傾向がみられ、全国平均39%に比し、NとCの夫は殆どこれを上回り、50%前後のものも多い。C—Nの夫妻はとくに低く最小は20%にまで落ち込んでいる。雑費においても特色は男女差で、男が女を大きく上回り、また、概して年齢が進むに伴い低下している。

以上のように対象者の消費構造をみてくると、中高年すなわち45~74歳を通してみると著しい特色がみられたとはいえないが、それが調査期間、あるいは標本数の問題、たとえば標本数が十分でないため異常なケースによって攪乱されたのであるか、あるいは「余り特色のない」ということがこの周期段階の特色なのかを断定することはできない。しかしこのなかからある程度の傾向が認められたので、それを整理すると次のようになる。

i 集計に際して異常な出費は補整したにも拘らず、たまたま当該月間に大きな支出をしたケースが多く混入したとみられるものは住居費と被服費で、事に当面して支出が要求されると予想以上に自由に支出が行なわれている。

ii タイプ別にみるとCタイプが最も高水準にあり、次いでNのうちの3人グループである。C—NとM—Nは他に比して著しく低い水準に落ちる。Cタイプは独立しても高い消費水準を維持しているが、C—NとM—Nはもともと独立できないCとMを子世帯が引き受けているので世帯人員数の圧迫によっていよいよ消費水準が低くなるということができよう。

iii 周期段階が進むに伴いほとんどの費目の金額は低下する。

iv 食料費と雑費は男の方が大きく、被服費と医療保健・理容衛生費は女の方が大である。

v 消費構造としては、食料費の割合は大きく、住居費および光熱費の割合は小さい。被服費と医療保健・理容衛生費の割合は男は小さいが女は大きく、雑費の割合

はこの逆である。

以上の結果、問題点として挙げられることが2点ある。第1点はC—NとM—Nの消費水準の低さであり、子世帯と同居しているとしてそれに任せておくことは対象者、子世帯双方にとって劣悪な生活水準を放置することとなる。ただし、Cタイプの消費水準は平均値では高いが、Cタイプについてもその中に混在している低い消費水準のものを別に取り出し、分析する必要がある。第2点は男女差であって、理論上、概して女の方が小さい生活費で済むのか、あるいは慣習上、女が控え目にしているのか、人間として必要な生活費が維持されているかの検討が必要である。同様に老年期は向老期より一段と消費水準が落ち込み、これが実収入の減少によることは明らかとなったが、真に必要な生活費をいくらとみるか、実生活と対応させてみなければならない。

(3) 対象者の消費構造と所得との関係

前述のように対象者の消費支出をみると、各費目の大きさを規定する要因として世帯人員数と所得がとくに強力である。このうち世帯人員数との関係は表7および表9によって容易に理解されるが、所得との関係はやや微妙であるので両者の相関図を描いた。図4はx軸に世帯の1人当り実収入を、y軸に夫妻別消費支出総額等をとったものである（図の番号は表9のグループ欄に付した番号である）。このうち、とくに夫の額の動向に対しては回帰線と相関係数を計算した。その結果は次の通りである。

消費支出総額

$$y = 6,497.485 + 0.69115x$$

$$r = +0.887$$

食料費

$$y = 7,741.197 + 0.13779x$$

$$r = +0.842$$

住居費

$$y = -172.039 + 0.04679x$$

$$r = +0.752$$

光熱費

$$y = 476.423 + 0.01652x$$

$$r = +0.541$$

被服費

$$y = 169.495 + 0.04912x$$

$$r = +0.576$$

（ただし、C—N向老期の夫の被服費を除く）

医療保健・理容衛生費

$$y = 991.374 + 0.01519x$$

$$r = +0.468$$

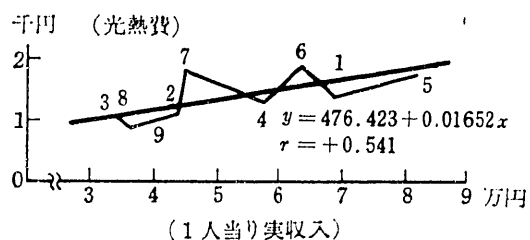
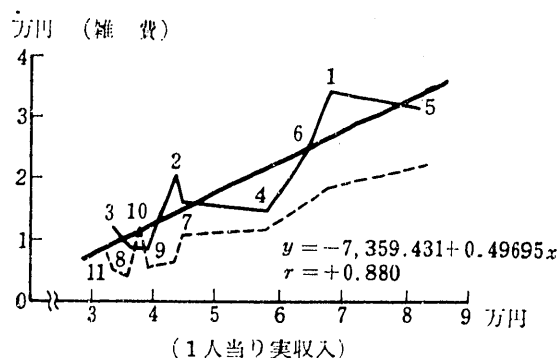
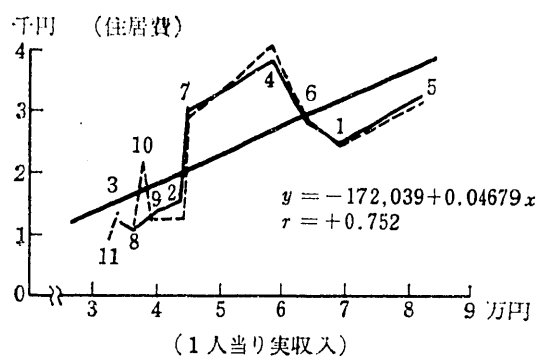
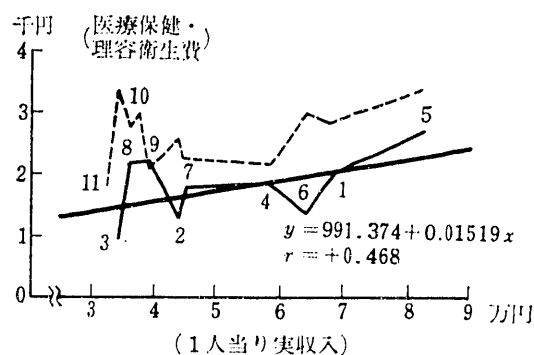
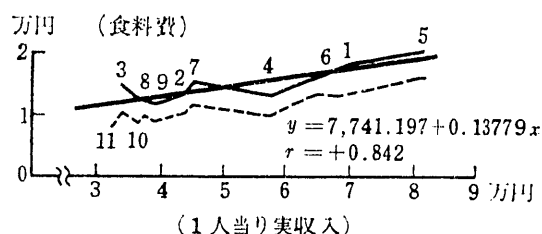
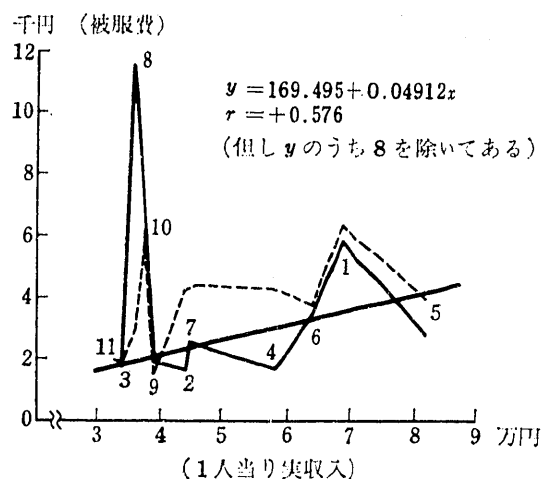
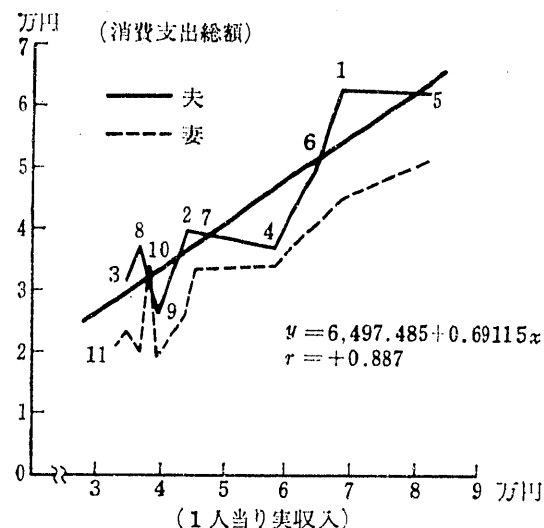


図4 1人当り実収入と消費支出

雑費

$$y = -7,359.431 + 0.49695x$$

$$r = +0.880$$

この結果によると、1人当り実収入と相関の高い費目は消費支出総額、食料費および雑費でいずれも0.8をこえる。食料費が所得の影響を強く受けるという事実は、高齢者の健康上また生活上とくに必需的な費用を確保するために高齢者の所得の保障がとくに望まれる根拠とな

ろう。住居費が比較的相関が高いのは、実収入の高いものの程耐久消費財などの購入の大なることと納得のいくものである。光熱費のように必需的性格の強い費目は所得の大きさに関係なく同様に支出していることは当然であるし、とくに10月という調査時が両者の相関をより小さくしたものと考えられる。被服費はC—N向老期の夫が異常に大きく、例外的にみられたのでこれを除いて相関係数を計算したが、奢侈的性格の費目にも拘らず、相

関係数は比較的小である。被服費の購入は総理府統計局の家計調査結果をみると、12月はとくに大であるが他の月ではコンスタントに行なわれず非常にバラツキが大きい。高齢者についても実収入とは関わりなく必要に応じて購入する傾向が大であるようにみられる。医療保健・理容衛生費の相関係数はここに挙げたものの中では最小である。高齢者にとっては非常に必需的な費目で収入の大小とは関係なく支出せざるを得ないのであろう。各費目と1人当り実収入との相関は概して高いことから、タイプあるいはグループ別消費の特質も所得との関係でかなり説明がつくと考えられる。

III 中高年世帯周期別 実収入と消費支出

1. 周期段階の類型

中年期にはいった世帯主は今後、向老期、老年期へと進むに伴ってどのような家族構成を採り、どのような経済生活を経過するかを明らかにし、老後の経済展望を試みる。ここで、今回の調査対象のグループから採ることのできる中年期以後の周期段階の3類型を作成した。これは次の通りである。

- I N 中年期 → C—N 向老期
→ C—N 老年期
- II N 中年期 → C—N 向老期
→ M—N 老年期
- III N 中年期 → C 向老期 → C
老年期

すなわち、中年期の核家族からはじまって、向老期における子供の結婚に際して、親夫妻と子世帯同居のC—Nタイプになるものと、親夫妻と子世帯別居のCタイプになるものと

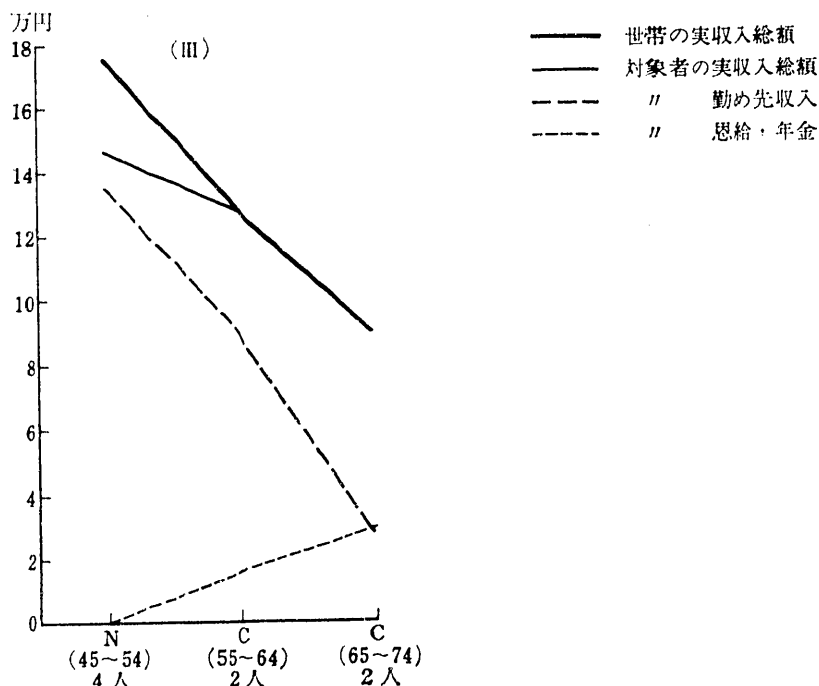
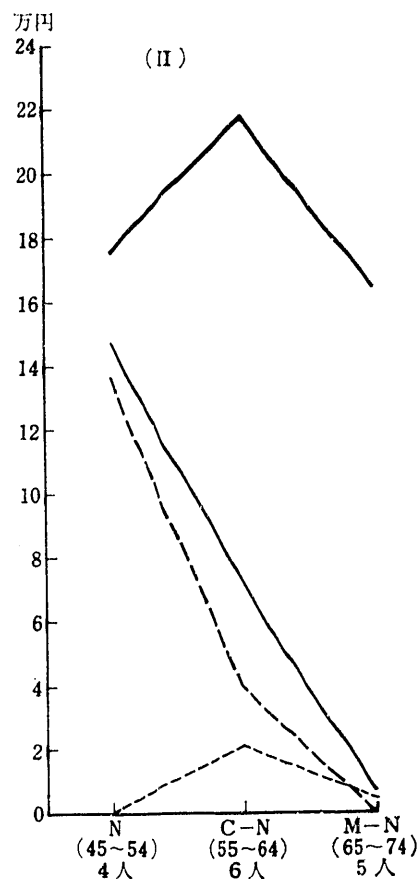
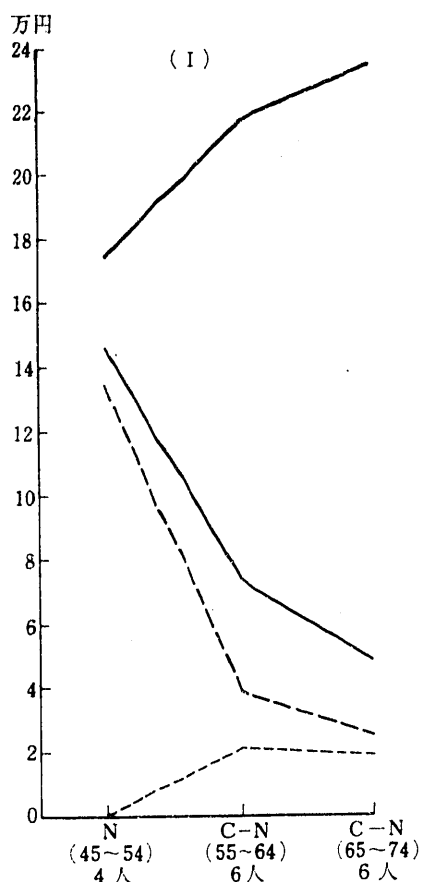


図5 中高年世帯周期別実収入

に分れる。さらに老年期にはいるとC—Nタイプは依然

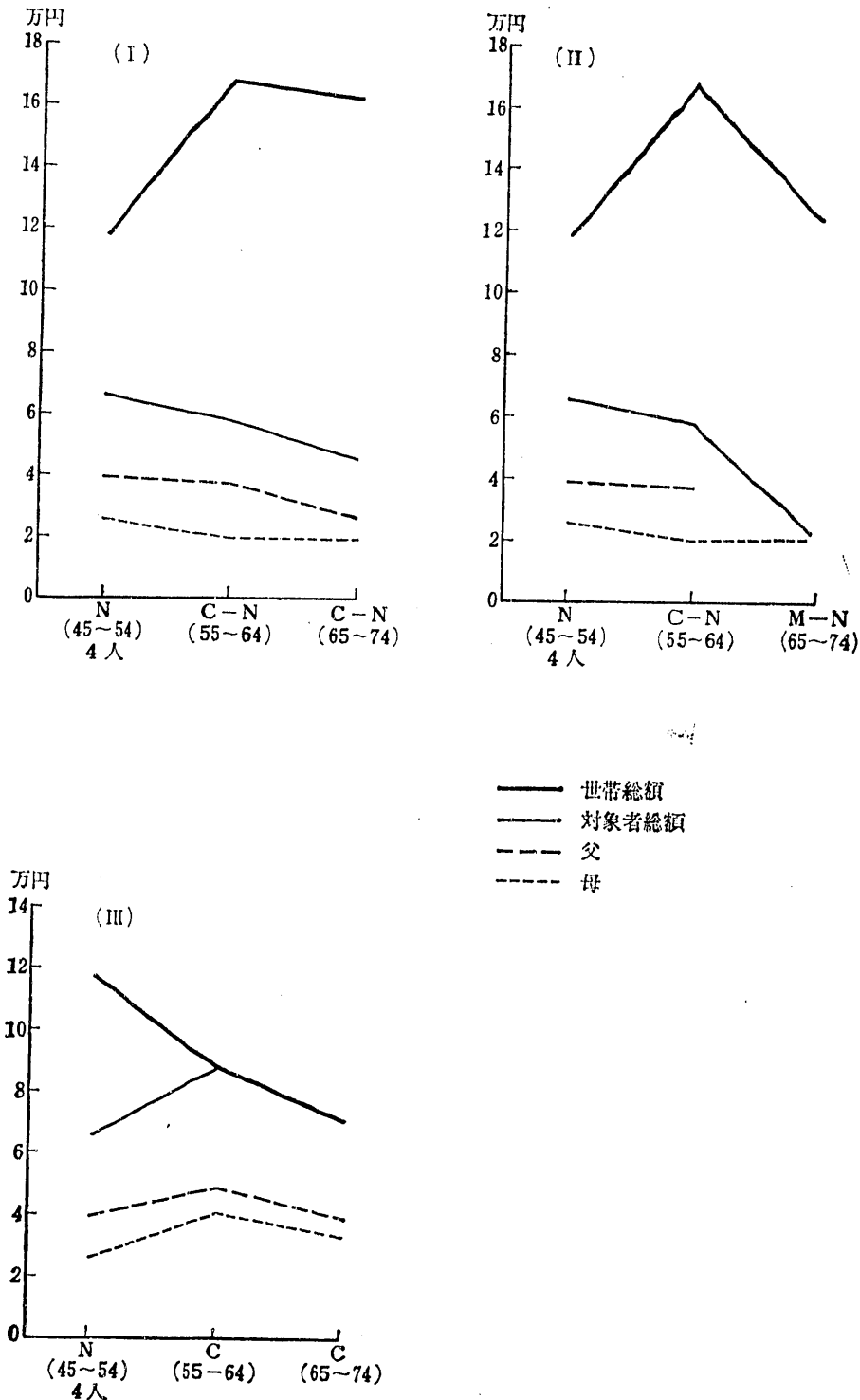


図6 中高年世帯周期別消費支出

として親夫妻が健在でC—Nタイプを維持するものと、老父の死亡により老母と子世帯同居のM—Nタイプに転化するものとに分れる。Cタイプは老夫妻健在である限り老年期もCタイプを維持する。C—NやCの夫が死亡した際、母1人が独立するケースは現実には少なく、また、本調査では単独老人のケースは採用していないので、上記の3類型をここで検討することとする。

2. 周期段階別実収入

周期段階別実収入の動向は図5によって考察する。世帯全体の実収入総額は、IのタイプではN中年期からC—N向老期に進むに伴い世帯内の稼働者数が増すため実収入は当然増加し、C—N老年期にいたっても子世帯の実収入の増加の効果により、さらに増大する。これに対しIIのタイプはIと同様にNからC—Nに進むが、M—N老年期に入ると老父の収入が失われる結果、世帯の実収入総額はC—N向老期よりも減少する。さらにIIIタイプではN中年期から向老期にCとして独立するに際して子の収入がなくなるので低下し、C老年期に入ると一そう縮小する。

対象者の実収入は、IのタイプではN中年期の14万円強からC—N向老期の7万円強、C—N老年期の5万円弱と低下する。この実収入のうちの主たるもの、すなわち勤め先収入と恩給・年金の動向をみると、勤め先収入はN中年期の13.5万円からC—N向老期の4万円弱と急速に減少し、老年期には2.5万円足らずとさらに低下する。恩給・年金はNの200円という殆ど0から、C—N向老期で2万円強、老年期は2万円をやや欠いている。対象者の実収入の動きは勤め先収入の減少によって大きな影響を受け、この低下

を幾分緩和する作用をしているのが恩給・年金である。IIのタイプではIと同様にNからC—N向老期へ進むが、M—N老年期で7千円という小遣い程度の実収入しか得られず、NからM—Nまでの動向は、図5にみるように殆ど一直線状に低下している。このうち勤め先収入はNからC—NにかけてはIと同様の縮小であるが、M—N老年期では0となる。M—N老年期の勤め先収入の喪

失を補うものとして恩給・年金があるが、これも5千円ほどで勤め先収入の喪失を補うに役立っているとはみれない。ⅢのタイプではN中年期で13.5万円の勤め先収入を得、Cとして独立した後も、向老期で約9万円、と他のタイプより高いが、老年期になると2.5万円に著しく低下する。これに対して恩給・年金はN200円からはじまり、C向老期で1.6万円、老年期で3万円弱と殆ど直線上に増大する。この結果、勤め先収入の低下を恩給・年金が補い、老年期でも9万円に近い実収入を確保しているのである。図5で明らかにみられるように、家族周期別に対象者の実収入の動向をみると、いずれも周期段階の進むに伴い実収入額は急速に減少し、これは専ら対象者の勤め先収入の減少によるものである。これを救うものとして、恩給・年金が現われるがこの大きさが十分でないために、その効果を挙げているとはいえない。したがって、ⅠとⅡのタイプでは世帯員の多就労によって世帯の実収入総額を上げ、辛うじて1人当り実収入をN中年期から著しく下げぬよう保っている現状である。Ⅲの場合はC老年期の恩給年金が他に比して大であるため、1人当り実収入はNタイプ並みに維持されている。

2. 周期段階別消費支出

発達段階に伴う世帯の消費支出総額の動向は図6によってみるが、各タイプとも実収入の動向と非常によく似ている。ただⅠタイプにおいては、C—N老年期に世帯の実収入はそれ以前より増大するが消費支出の方はやや縮小するので、この期は相対的には余裕のある周期段階とみられる。また、ⅢのタイプにおいてはCの老年期には実収入はそれ以前より著しく縮小するに拘らず、消費支出は実収入ほどの縮小はみられない。

このうち、対象者のみの消費支出の動きをみると、ⅠタイプにおいてはN中年期、C—N向老期、C—N老年期と進むにつれ、殆ど直線的に低下し、ⅡタイプにおいてはM—N老年期において老父の死により急激に縮小する。しかし母自身についてみると、老夫妻揃っていた場合よりも1人になった方が若干増大している。Ⅲのタイプにおいては、N中年期は子供への支出に廻されていた生活費が、C向老期の子供が独立した後の方が老夫妻の消費支出は増大している。しかし、老年期に入るとやや縮小する。以上の傾向を総括すると、

① 働き盛りである中年期は別として、向老期と老年期においては、子供と同居の方が対象者の生活費は圧縮されているが、それは世帯の人員数が多いことと、対象者の実収入の小さいことに大きな原因がある。

② 老年期は向老期よりも消費支出は縮小する。これ

は年齢的な必要度と、対象者の実収入の縮小によることとみられる。

③ どのタイプのどの時期においても、対象者の夫は妻よりも消費支出は大である。

この3個のタイプの比較においては、経済生活に関する限り、Ⅲのタイプが望ましいものと評価されるであろう。それはⅢの中のCタイプのあり方が他のものより望ましいものであるからであり、その原因はCタイプの収入のあり方に依存する。Cタイプの収入のよって来たる処は何であるか、それは世帯調査によって明らかにされるであろうCの歴史的背景、対象者の子供との関わり合いなどによる処が多いと推測され、この点をさらに追求する必要が痛感される。この分析によって、新家庭の創造以降のあり方から老後の展望を示唆することができるであろう。

むすび

家計調査は技術的に大きな制約をうけるので、これまでの幾つかの調査経験からみても、われわれのとり得る調査世帯数は最終的には150世帯が限度であるといつてよいであろう。したがって、これを数個の居住形態、さらにそれぞれを周期段階に分類すると、1つのグループの中に入る世帯数が少なくなり、グループ全体がその中に含まれる特殊なケースの影響を大きく受けることとなる。家計調査の結果の分析に際して、異常なケースによる影響なのか、あるいはそのグループの特性なのかを識別することは難しい。したがって、ここでは調査・集計の結果をありのままに示して問題点を提示するに止めた。ここで提示された問題点についてはさらに、集計の際の世帯の個表乃至家計簿に遡って解明することが必要であろうし、さらに世帯調査をはじめ、併せ実施された他の調査結果と対応させつつ問題を解明していくことが望まれるのである。

今回の調査結果に限っていえば、向老期、老年期の経済的生活水準は対象者自身の実収入、とくに勤め先収入に依存する処が大きく、これは年齢の上昇と共に減少するのでこれに代って恩給・年金の充実がとくに要求される。この調査結果から高齢者の生活費としてどれほどを所要額とみるかを敢て算出してみると、対象者が子世帯と同居している場合1人当り1か月最低2万円、余裕額としては2.5万円といえようか。この調査結果のCタイプの生活費は高すぎるので、これは当分問題外として、この調査で最低の生活費はM—N老年期の2万円であるし、昭和48年の1級地4人の最低生活保障水準の月

額 63,845 円²⁾ の 1 人分、1.6 万円よりやや多い額を求めると 2 万円が最低限となるであろう。さらに余裕あるものとしての 2.5 万円は、総理府統計局家計調査による 1 人当り消費支出の月額が 3 万円強であり、これが妥当なものとの証明はできないが、高齢者はこれより内輪で済むとして C—N 向老期の夫妻 5.6 万円と老年期の同じく 4.6 万円の平均とから算出した 1 人当り金額である。老年期の 4.6 万円は、45 年調査の際、「安定した収入あるもの」の生活費総額 1 人当り 1.8 万円³⁾ を 48 年価格に換算し、なお夫妻の額にした 4.5 万円とほぼ同額となる。時代と共に社会全般の生活水準が向上してきていることを考慮して、老年期の水準よりやや高い向老期の水準に接近させるべきとしてよいであろう。また、収入は 2 万～2.5 万円でよいという訳ではなく、適正な消費性向を

求めて生活費より余裕あるものとしたい。45 年調査における「安定した収入あるもの」の消費性向は 82% であることから上述の生活費に適用すると 2.5 万～3 万円という水準となる。

今回の調査でとくに明らかとなったことは、向老期より老年期において消費支出が縮小したことであるが、これは必然的なものであるのか、あるいは実収入の減少に応じた消費行動の結果であるかを検討する必要がある。男女差、すなわち女子が男子より消費支出が小であることにも上と同様の吟味が要求される。また C タイプは平均値では他のタイプより著しく水準が高いが、この背景を明らかにすると同時に、この内部の分布から C の中の落ちこぼれをも問題の対象として取り上げなければならぬ。ここでは 48 年調査の平均値に基づいて家計の概況を述べたに過ぎないが、平均値では以上に挙げた若干の問題点の外、種々解明されるべき点が浮き彫りにされているので、今後のきめ細かい分析を引き続き行なう予定である。

- 2) 厚生統計協会、『厚生指標』、昭和 49 年、第 21 巻第 14 号、p. 89.
3) 伊藤秋子他、「地方小都市高齢者世帯の居住形態別分析」、『季刊社会保障研究』、Vol. 7, No. 4, p. 56.

執筆者紹介 (執筆順)

おお 大 こ 小 まち 町	くま 熊 ばやし 林 だ 田	いち 一 けん 謙 たか 隆	ちゅう 郎 いち 一 お 男	慶応義塾大学教授 法政大学教授 長野経済短期大学教授・法政 大学講師
かめ 亀	やま 山	なお 直	ゆき 幸	雇用促進事業団職業研究所研 究員・法政大学講師
たか 高 つ 都 お 藤 す 末	ざわ 沢 むら 村 もと 本 つぐ 次	たけ 武 あつ 敦 たか 喬	し 司 こ 子 お 雄 あき 彬	日本社会事業大学助教授 社会保障研究所研究員 総理府統計局消費統計課 原生省大臣官房会計課課長補 佐
い 伊	とう 藤	あき 秋	こ 子	お茶の水女子大学教授

社会保障研究所シンポジウム〔Ⅰ〕

テーマ「経済変動と社会保障」

レポート 山田雄三

コメント 宮崎 勇

コメント 馬場 啓之助

一般討論(司会) 塩野谷 九十九

司会(塩野谷) 午前中は「経済変動と社会保障」というテーマで、山田雄三先生のレポートを中心に、討議をやりたいと思う。それでは定刻が過ぎているので、さっそく山田先生にお願いしたい。

〔レポート〕 経済変動と社会保障

山田雄三

きょうは社会保障研究所の10周年記念なので、私も長い間所長の職をやっていたから、表彰でもされるのではないかと期待をしていたが、反対にまな板の上に乗せられることになった。とにかく報告を引き受けたわけだが、私の考えでは、報告そのものよりも、それをきっかけに皆さんからいろいろ話を引き出すことができればよいと思っている。幸いコメンテーターとしての宮崎、馬場、それに司会者の塩野谷の3人とも優れたエコノミストであるから、いろいろお教え願えるのではないかと。とにかく皆さんから意見を引き出すという意味で、レポートをさせていただきたいと思う。

Ⅰ 問題提起

私のテーマは「経済変動と社会保障」ということであるが、お配りしてあるレジュメに添いながらお話をし、多少それに補足を加えたいと思う。

まず「問題の提起」の部分を読みあげる。

「(1)これまで社会保障はとかく経済成長政策の一環としてとりあげられてきたが、この点についてこれまでの経済計画または経済学にインプリットに含まれている諸前提を批判したい。」

「(2)標題の「経済変動」という語は、経済については必ずしも安定的なプラス成長を期待しない状態と解する。しかし報告は経済変動の社会保障へ及ぼす影響をとり扱うというよりは、一般に経済変動が社会変化と結びついて社会保障なるものの理解の仕方に影響するという問題を考えたい。」

この(2)の点について少しお断りしたい。おそらく経済変動というと、景気変動とか、もしくは低成長とかいう問題を期待されるであろうし、それらが社会保障にどういう影響を及ぼすかという問題を思い浮かべる方が多いと思うが、この点についてはレジュメ中で少し触れてい

るが、あとで多少補足をさせていただく。

Ⅱ 社会保障の意義の推移

次に「社会保障の意義の推移」という部分を読みあげる。

「(3)日本での社会保障制度の導入は戦後に属する。それは国民福祉の向上を目的とし、社会保険と社会扶助、所得保障とサービス保障、などを組み合わせる一国の政策体系を指すのであるが、これらの組み合わせかたは流動的である。」

「(4)昭和30年代において社会保険の適用が国民全体に広げられ、これをきっかけに保険中心の社会保障体系が着々と整備された。ところで昭和40年代になると、経済社会の激動をきっかけに(たとえば物価上昇・都市化・核家族化など)個人的に対処できない生活不安がふえてきた。このことは、一方では公費負担の増大を求めて保険中心の考えに不信を生み、他方では民主主義の建て前から個人責任が基調となるべきことから、「高福祉・高負担」の方向が打ち出され、いまのところ世論はやや昏迷の状態にある。」

繰り返しているが一方では保険よりは、公費負担の増大によって国が面倒を見てやらなければならないという考え、他方では民主主義という建て前から、個人の責任というのが基調になるべきであり、保険方式を促進すべきだという考え、いま世論は分裂をしていると、私は解釈している。

「(5)ところで経済計画もしくは一般に経済学は、社会保障のインパクトに直面しながら、経済と社会とを不当に分離して考えるために、社会保障のとりあげ方に不徹底が見られる。」

以下その点を展開したいが第一に取り上げたいのは、「目標の統一と分裂」という問題である。

III 目標の統一と分裂

「(6)経済学での「成長理論」に対応し、これまで経済計画では経済成長の達成を統一的な目標と認めてきた。社会保障そのものも、それが「経済効果」をもつという意味で是認されてきた（昭35年の「倍增計画」、その他）。つまり経済の根底にはエクспанションイズムが前提され、すべてがその前提のもとに位置づけられたのである。」

昭和35年の「倍增計画」だけではなく、それに続く諸計画も、また厚生省でやった「長期構想」にも、経済効果ということを強調して社会保障の位置づけを考えている。

「(7)やがて昭和40年代にはいと、「成長のひずみ」が問題になり、とくに公害・物価をきっかけに生活防衛の要求が強化され、社会保障や国民福祉を充実すべしという声が一段と高まった。世論のうえでは生産優先か生活優先かという形で「目標分裂」が現われたが、経済計画のうえでは経済と社会とを並べて考えながらも、計画の基調は依然として経済成長におかれ、そのなかに社会開発をとり込もうとした（昭42の「経済社会発展計画」、その他）。」

昭和42年の経済社会発展計画あたりで、タイトルに社会という字を入れて、社会開発という問題が前面に出てきたようだが、基調としてはやはり、経済成長が中心になっていたと考えられる。

「(8)問題は目標分裂に終るべきではない。否、マクロ的・長期的に見れば、経済（生産）と社会（生活）とはパラレルに進む傾向さえある（国連『世界社会情勢報告』1961、参照）。また、もし社会保障に生産効果がまったくなければ今日のような発展は見られないであろう（G. ミュルダール）。ただ、短期的・因果的に見ると、両者の間には遅速もあり相反もあって、そのために目標分裂を政策的に調整することが必要になり、計画としてはその調整の方途を明示しなければならないのである。」

上に引用した国連『世界社会情勢報告』は『経済開発と社会開発』という標題で翻訳が出ているが、それによると経済の成長を現わす指標の幾つとか、社会の開発を現わす健康とか、住宅とか、教育という指標とについて国際比較をやっており、それを見ると所得の上昇に応じて、社会開発も進むことが示されている。つまり長期的、あるいはマクロ的に見れば、経済と社会とはパラレルに進む傾向があるといえるのである。またここでのミュルダール

の言葉というのはその著 *Beyond the Welfare State* のなかにある文句だが、それは長期的には正しいと思う。この点は先ほど冒頭で触れた経済変動と関係がある。長期的には経済の発展がプラスになり、それにパラレルに社会の発展がプラスになるということが期待されてよいのだが、短期的には経済の開発に対し社会開発のほうが遅れるとか、あるいはマイナスになるということもあり、逆に経済が遅れることもある。それがまさに経済変動と社会開発との関係になり、したがって両者の間にかく分裂が起こる。これに対しては政策的、あるいは計画的にこの分裂をいかに調整するかということが重要なことになってくる。さらにレジュメの続きを読むことにする。

「(9)物価上昇は社会保障の給付に悪影響をもたらすが、物価の対策についても目標分裂が見られる。1930年代のデフレ克服のような目標統一の時代と違って、今日は一方ではインフレに順応すべしとする要求と他方ではインフレを抑制すべしとする要求とが分裂をきたしている。しかも経済社会におけるそういう目標分裂は今日の社会構造の集団対立（ガルブレイス、その他）を背景としており、そこに問題の困難があることを知らなければならない。」

たとえばインフレというものに対する世論が、一方では多少のインフレはしょうがない、それに順応すればよいという。年金に対するスライド問題もそういう考えだと思う。ところが他方ではインフレというのは、分配その他の関係を悪化させるので、これは何とか総需要抑制ということに踏み切らなければならないという。この2つが分裂しているために、今日のインフレの取り組み方を非常に難しくさせている。これらの目標分裂ということ、今日の情勢では十分に考えなければならないのだが、それは社会構造の集団対立、たとえば大企業、独占、寡占、あるいは労働組合、そういう利益集団の対立によって起るのである。

IV 予測と計画のギャップ

そこで次に「予測と計画のギャップ」ということを考えたいのであるが、これは自由主義あるいは自由競争というものが、経済計画では、あるいは経済学では、かなり中心的な位置を占めているという点に関係がある。

「(10)これまでの経済計画では「自由経済」を建て前とすることが明示されるのを常とした。実をいうと、自由経済に委せた場合の結果が望ましくないから計画が必要になるのであるが、自由経済を基調として「ゆる

い計画」を考えようとしたために、予測と計画のギャップおよびギャップを埋める方策は必ずしもこれまで明確にされなかった。」

「(11)最近 10 年間では、計量経済学的手法がとりいれられ、コンピューターによる大型計算も利用されて、経済計画は技術的には飛躍的發展を示した。しかし実際の成果は予期したほどでもなかった。それは、自由主義を前提としながら「希望的観測」ともいうべき構想が中心となっているため（たとえば物価を低く見積るなどのため）、予測値は実績値を下回り、計画については実行性の吟味を欠いていたのである。予測と計画とを識別することが望ましいのであるが、それが曖昧になっている。それに、現実の経済には民間活動と政府活動とが相互にからみ合い、種々の利益集団も対立していて、そのため計画用のモデル構成が拡大されればされるほど、その精度にかなりの限度があることを知らなければならないのである。」

少し表現が曖昧かもしれないが、ここで述べたいのは、自由経済、すなわちほおっておけばうまくいくのだという自由主義の考え方、これが多少とも根底にあるために、経済計画ということに欠陥が現われているのではないかということである。

「(12)計量経済学的手法によって、社会保障に関しては 2 つの外生変数、すなわち「移転所得」と「社会保険負担」とがとりあげられ、他の変数とともにそれらに幾通りかの値が与えられてシミュレーションが行なわれた。それは国民の判断に供するための代替案を示すものとして説明されるが、社会保障に関するかぎり、これを判断材料とするのは無理である。社会保障としては「移転支出」のほかに一般の「政府消費」、「保険負担」のほかに一般の「租税負担」があり、それらが政府財政および個人家計へ及ぼす影響を知りたいのであるが、そういうサブ・モデルはいまのところ開拓されていない（おそらく定量的な究明は困難であろうが、少なくとも以上の趣旨を定性的に生かすべきであるものと思う）。」

社会保障としてはこれまでの経済計画でとり扱ったよりも、もっと広い視野で考えなければならない。ここであげた諸項目について、それらが政府財政および個人家計へどういう影響を及ぼすかということばかりでなく、さらに社会保障の諸部門、たとえば年金とか、医療とか、あるいは社会福祉とか、生活保護とかという、諸部門に分けることも必要である。いままでの経済計画では、文章ではもちろんそういうことが書いてあるが、全体のモ

デルとしては、そこまで進んでいかない。ただし、そういうけれど、ではどうするのだということになると、なかなかむずかしいことで、おそらくいまのところ完全な定量的な究明は困難であろうが、少なくとも以上の趣旨を、定性的に生かすべきであると思う。ちょっと曖昧な結論であるが、いまのところそう考えている。

「(13)概して自由主義的調和観を前提とするため、現実社会の利害調整に真剣にとり組まないところに経済計画としての欠陥があり、したがって予測と計画とのギャップを埋めるために何をなさねばならぬかが示されないのである。たとえかりに自由経済が望ましいとしても、大切なことはそれを実現するのに現実の集団化や官僚化に見られる反自由主義的態度をどのように変更すべきか、それがどの程度可能かを吟味することである。同じことは経済学が自由競争モデルを展開する場合にも妥当する。」

これは表現が少し不適當かもしれないが、現実の社会構造の中には、かなり反自由主義的な態度があるので、もし自由主義経済が望ましいとするならば、その現実の社会的なアティチュード（態度）を変えるにはどうしたらよいかということを示すべきであるし、またそれがどの程度可能であるかということ吟味することが必要だと思う。どうもそれが十分に論じられていないように私は思う。

V 意志決定の合理的基準

次に、もう 1 つ「意思決定の合理的基準」という問題を取りあげたい。

「(14)これまで経済学においては、最大効果を最小費用で達成しようとする意志決定を「合理的」と解した。それはエゴイズムと違い、行動基準として「効率化」と名づけられた。個人を離れて一国の経済計画もしくは経済政策の場合にも、資源配分に関して効率化の基準が必要だとされた。ただし、個人の集合が問題であるかぎり、またそれを自由主義の前提と結びつけるかぎり、各人が他の人々を不利にしないという条件のもとに効果を最大にすることをその場合の基準（パレート・オプティマム）と考えることが通説であった。」

ここでいう合理性というのはセルフ・インタレスト（自利心）という言葉から発生しているのだが、近代経済学でいう効率化というのは、むしろマーシャルのいうデリバレーション（熟慮）ということだと思う。だからエゴイズムと関係はないが、関係がないために個人活動の間の摩擦の問題が軽視されてしまう。そこからパレー

ト・オブティマムの性格も出てくる。

「(14)社会保障や福祉政策をとりあげるに当っては、別に「公正化」とか「平等化」とかいう基準が打ち出された。しかし経済学ではこれを「外部的」とか「超越的」とかいう表現で位置づけようとしたが、その理由は経済学が第1に個人を純粹に独立的と考えたこと、第2に経済をとかく「人対物」の面で考えたことによるのである。実際には経済人は多分に社会に依存しているし、また常に「人対人」の面を伴うのである（アドルフ・ロウ）。さらに「公正」を抽象的な基準として持ち出す前に、具体的に利害対立にどう対処するかが大切な問題である。」

つまり消費なり、生産なりを考えるのに、人が消費財をどのように使うか、生産物をどのように作るかというように、物と人の関係を中心に考えていたために、社会保障や福祉政策を取り上げるときに、公正とか、平等とかいいながら、これが経済にとっては外部的なものとか、超越的なものとかいう理解になるのである。実際には経済人は、純粹に個人的に独立しているわけではなくて、たぶんに社会に依存しており、常に「人対人」の関係が問題になる。この「人対人」とか、「人対物」というのは、アドルフ・ロウの *Economic Knowledge* という書物から学んだのである。さらに公正化とか、平等化ということが問題になるとしても、大切なことは具体的に利害対立をどう処理するかということであって、ただ基準（クライテリオン）として持ち出すのでは抽象的になってしまう。

「(15)「効率化」といい、「公正化」といい、それらを基準として形式化しようとするかぎり、それは「形式的合理性」と呼ぶことができる。これに対し、たとえば（経済の例を離れるが）病気をまじないではなく医学にもとづいて治すような場合を「経験的合理性」と呼ぶ。厚生経済学的思考は多分に「形式的合理性」に囚われていたが、経済学にあっても「経験的合理性」を尊ぶべきであり、たとえ形式的合理性を承認するとしても、もしそれが経験的合理性として裏づけられなければ、現実的意義を失う。財政学において「原則論」よりも「転嫁論」がはるかに大切である（ミュルダール）ことを考えよ。」

問題は利害関係をどのように調整するかにあり、利害関係の間に効率化、公正化をどう実現するかにある。そういう現実分析を伴う限り、はじめて経験的合理性になる。クライテリオンだけでは形式的合理性にとどまる。残念ながら経済学、特に近代経済学では、クライテリオ

ンを打ち立てることに中心がおかれる。これに関連して財政学を考えるといい。財政学の中で利益の原則とか、あるいは公平の原則とか、いろいろ原則論があるが、われわれが考えなければならないことは、原則論よりも転嫁論である。たとえば課税を生産者にかけようと思っても、それが生産者の負担にならず、転嫁されて消費者の負担になるかも知れない。そういう転嫁論のような現実分析によって課税を効果的に行なうというのが私のいう経験的合理性なのである。

「(16)さらに、経験的立場からは、経済学においても、基準としてむしろボールディングのいう「エコロジー」または「アイデンティティ」が強調されるべきである。それはとくに国民所得の循環および各勘定の収支関係について認められる。国民所得の循環についてのパターンの確定は社会保障に対する経済的制約として考慮する必要がある。」

ボールディングについては『経済政策学』その他の書物を見られたい。エコロジーという言葉は生物学で用いられるようだが、経済学でも国民所得の循環、あるいは相互依存関係というようなことが昔から強調されている。また貨幣数量説とか経済成長とかに関する基本方程式などもそれに近い一種の *truism* を示している。これに反し効率化とか、公正化とかいうのは局部的にはそういう問題があるが、それにあまり捉われると、経験的合理性という考え方が薄れてくる。

VI む す び

そこで最後の「むすび」になる。

「(17)経済計画もしくは一般に経済学では、概して拡大主義（エクспанションイズム）・自由主義（リベラリズム）・合理主義（ラショナルイズム）という三方向が前提され、これによって「経済のオートノミー」が主張される。しかしそれは社会保障の理解の妨げになっているように思う。「経済のオートノミー」ではなく、むしろ経済学は社会学と結んでその発想を転換することが必要であり、これを通じて「制度派のアプローチ」に移るべきである（C. Myrdal, *Against the Stream, Critical Essays on Economics*, 1973; W. J. Samuels, *Pareto on Policy*, 1974 参照）。たとえ精緻な経済分析を追っても（それはもちろん局部的には意義があるとしても）、現実理解として不毛に陥るというそしりをまぬがれない。」

これにはミュルダールの新しい書物と、サムエルソンという人の「パレート・オン・ポリシー」を参照してい

ただきたい。あとの書物は去年出た非常に面白いもので、パレートの社会学をエコノミック・ポリシーを取り扱ったものとして解説・展開しており、パレートの純粋経済学と対立させている。その中に制度派的アプローチという言葉が頻繁に出てきて、それを強調している。

「(19)社会保障の理解についても、経済学と社会学との結びつきが必要である。給付の奥に「ニーズのあり方」を、負担の奥に「責任のあり方」をさぐることによって、まず社会的動向を確定することが考えられてよい。さらに社会保障の諸制度の間に、および社会保障的機能と他の機能（経済を含めて）との間にコンフリクトのあることを正視し、その調整を究明することが考えられてよい。コンフリクトの調整については、理論的にはおそらく「ゲーム理論」にその手がかりが求められるのであろうが、差し当っては民主主義のもとでの「社会連帯感」の育成を前提として、制度改善の現実的効果を丹念に追求することに向けられるべきであろう。」

ここで「ゲーム理論」云々というのは、最近システムズ・アナリシスの文献などに接して私はそう思っているのだが、ややペダンティックになるので、ここでは無視していただいてよろしい。

「(20)ここでは既成の経済学の通約的な諸前提を批判したが、福祉優先をイデオロギー的に正当化しようとする他の俗説については何をかいわんやである。」

以上が私の報告であるが、ただここで2点ばかり補足をさせていたきたい。

補 足

1つはこの報告の標題で経済変動という言葉を使ったわけだが、おそらく皆さん方は、いよいよ低成長の時代になると、いったい福祉政策とか社会保障とかいうのはどうなるのだということをお考えになっていると思う。それを私はここでは真っ向から取り上げなかったもので、ちょっと補足をさせていたきたい。

今日の問題として私は2つの点を考えたい。1つは物価変動とかあるいは不況とかいうことで、われわれの福祉政策にもいろいろ問題がのしかかってくる点である。その場合に多くの人の議論を見ていると、アブノーマルな場合を取り上げて、それも社会保障で全部解決しろという意見があるようだが、私にはそれは不賛成である。たとえば物価が異常な騰貴をする。それに対してスライドが必要なのだが、しかし社会保障によって物価をどうするというわけにはいかない。そのためにはそういうア

ブノーマルな状態をそれ自体として処理するという考えがなければいけない。もちろんスライド問題というのは、社会保障の問題として不可欠であるけれども、スライド問題を取り上げるのにも、異常の状態を処理するのだという考えでやるべきで、制度そのものとしてのたとえば年金の制度とか、医療の制度とかをノーマルに伸ばすためにはどうしたらよいかという考えを確定しておかないと、問題は混乱するのではないかと思う。

それからいよいよ低成長になって、昭和50年代には福祉を伸ばせるのかどうかという問題がある。低成長になれば財源がだんだん窮屈になる。したがってその影響は決してばかにはならない。高福祉、高福祉といって、福祉だけを伸ばすことにも、いろいろ抵抗が出てくると思う。その場合、おそらく負担の在り方が問題になってくる。これは公費で負担する部分、社会保険の保険料で負担する部分、それから個人が直接に負担する部分と、3つあるわけだが、それらのものの兼ね合いを考え、だんだん窮屈になるであろう財源を有利に使うということを考えなければならない。

それからいま申し上げたことと関連するが、先ほど経済計画で社会保障の取り扱い方が不十分であるといったが、しからばどうするのだということになると、定量的にそれを展開するのはむずかしいと思う。これについては別に補足することはないが、ただその場合に、社会保障の給付なり負担なりに類型またはパターンのようなものが1つの手がかりになると思う。社会保障研究所の中でも、研究員の方々がそれぞれの分野で、そういう問題に取り組もうとしておられるが、いまのところはっきりした答えは出ていない。ただ3つぐらい行き方がある。その中で日本の場合はどういう方向を選択すべきかということになると思う。全体として個人負担を強調しているのはアメリカで、これは私保険のようなものを盛んに取り入れている。イギリスとか、スウェーデンは、ことに医療問題では、公費負担をかなり強調している。そして医療の水準もそこではかなり高い。それから年金の場合はむしろ大陸のほうが、給付水準が高くて、しかも保険でやっている。その間に立って日本の場合にはどうしたらよいか。あるいは各部門についてどう考えたらよいか。こういうことに取り組まなければならないと思うが、私のいまの感じではおそらく個人の処理がだんだんむずかしい事態が多くなるにつれて、公費負担の比重が増えると同時に、給付水準を上げるためには、保険方式で厚みをつけていくということになって、結局は大陸型の方角で進むのではないかと思う。医療についてはちょっと

はっきりいえないむずかしい点がある。そのへんを皆で探って、コンセンサスが得られれば、そういう方向づけをやっていくことが大切だと思う。

いずれにしても問題のむずかしさは、社会構造が非常に複雑化していて、前述のように利益集団というものが対立してるので、それとどう取り組むかということであるが、この社会構造という点についても、われわれの前には幾つかの型がある。1つはミュルダールのいっているインフラストラクチャー（支柱構造）である。それは利益集団そのものが社会連帯感を自覚していくことをいう。しかしそれがうまくいかなければ、あるいは過渡的にはガルブレイスのいうカウンターベリング・パワー（抵抗力）の結集が必要であろう。あるいは思いきってディクテーターシップでいくということも考えられるが、日本の社会構造からそれは一層むずかしいであろう。そこでしばらくカウンターベリング・パワーでいって、やがてミュルダールのいうインフラストラクチャーが育てられれば、これは望ましい方向ではないかと思う。そうかといって利益集団を潰して、経済学者のいう自由競争の状態をつくり出そうということは、無理ではないかと思う。

それから報告の一番おしまいに給付とニード、それから負担と責任という問題を少し挙げておいたが、そういう形で経済学と社会学を少し結婚させる必要があると思う。その点については研究所設立10周年記念の刊行物『現代の福祉政策』拙稿「福祉政策と責任論」があるので、それをご参照いただければ幸いである。

司会 山田先生のご報告を終わりました。山田先生は研究所の創立以来の所長であられた方で、他方戦後の国の経済計画に積極的に参画されており、そういう豊富なご経験を基礎にして、「経済変動と社会保障」という問題にアカデミックな反省を加えられたものだと拝聴をいたしました。何にしても時間が短いので、早急にまとめられたご報告でありましたから、いろいろ問題があるかと思うが、皆さんからのご質問はのちほどにして、ここで予定された討論者のご発言をお願いしたいと思う。

なお最初の宮崎さんは、国会の関係でお帰りにになりましたが、メモを置いていかれたので、それを読ませていただいて、ご質問に代えたいと思う。では地主さんに読んでいただきます。

（宮崎氏メモ朗読）

〔コメント〕

宮崎 勇

山田先生のご報告「経済変動と社会保障」に対して、コメントさせていただく機会を与えられましたことを大変光栄に思う次第であります。残念ながら、突然国会の急用で直接参加ができなくなりましたので、失礼ですが文章で申し述べさせていただきます。

山田先生は、経済計画理論のわが国における先駆者であり、同時に初代の社会保障研究所所長として社会開発あるいはその重要な一環である社会保障問題についてご造詣が深く、それに対して私は、経済学者でもなく、また社会保障の専門家でもありませんので、コメントをすることはもともと不適格であります。私は平素、「福祉優先」などといっております。しかしご報告の最後(Para20)に「福祉優先をイデオロギー的に正当化しようとする俗説」という言葉がありますが、私などその“俗説”の徒であるかと思われます。

さて前置きはこれぐらいにして、本論に入りたいと存じますが、最初に先生の主張を私なりに消化、解釈したいと思います。

山田先生のご報告は、要約的にいえば、社会保障がこれまでの経済学ないし経済計画の中においてどのように取り扱われてきたかを批判的に検討したものであり、そこから経済変動の生じつつある現代および現代につづく将来において経済学や経済計画はどのようにあるべきか、そしてその中で、社会保障はいかに位置づけられ取り扱われるべきかということを提示されています。

ここでいわれている「経済変動」というのは、単なる景気変動ということではありません。また、たとえば過去の経済計画の中で取りあげられた社会保障計画の前提になる人口とか所得とか、あるいは高齢化とか疾病率とかいった個々の変数の傾向値からの乖離といったような意味でもありません。経済の、それも社会的側面をふくんだ広い意味での国民経済の発展のパターンの変化ということを意味しています。先生は、それを具体的に「経済について必ずしも安定的なプラス成長を期待しない状態」といわれます。そうした歴史的変化の中で、たんに社会保障制度がどうなるということではなしに、社会保障に対する理解に影響を及ぼす社会変化に注目するといふのであります。私は、今後の社会保障を考えるにあたって、このような視点からの発想がきわめて重要だと思

うのであります。

その場合まず、社会保障の従来の考え方が問題にされなければなりません。

社会保障は、戦後日本の場合、当初はいわば経済成長の分け前にあずかるという観点から進められてきました。そして社会保障自体も「経済効果」という意味で是認されてきました。たとえば、35 年末に発表された所得倍増計画は、計画としてはじめて社会保障を取りあげました。しかし、全体の基調は、最低生活の確保に置かれ、その立場から生活保護、医療、失業などが主として取りあげられ、社会保障規模も、国民所得との対比でみた振替所得として把えられ、全般に経済成長のあと追いつき性格が強かったのであります。また、社会保障の充実も経済効果の促進という点で是認されたという面があります。

昭和 40 年代に入って、いわゆる成長のひずみが問題になりますと、社会保障が経済成長により積極的に対応しなければならないということが強調されるようになりました。とくに、経済成長が人々の想定以上に高いときには、社会保障、なかでも所得保障は相対的に立ち遅れがちになるということに注目が向けられるようになったのです。こうした中で、たとえば年金の実質価値を維持するとともに、給付水準を引き上げるべきこと、あるいは、一般的な国民生活水準の向上に併行した合理的でしかも実効的な「調整方式の工夫」(経済審議会社会保障小委員会)が主張されたのであります。

山田先生は、ひずみ是正という意識での社会保障という問題のされ方は、結局は、生産優先か生活優先かという「目標分裂」の中で社会保障が位置づけられることをもたらしたといわれます。正しい問題の分析と思われる。分裂というよりもむしろ、成長を前提にした生産優先下の社会保障であったということもできるでしょう。

新経済社会発展計画は、社会開発を謳いました。しかし、その社会開発は経済開発の後始末的な色彩、つまり成長のひずみ是正という色彩を強く持っていたということが出来ます。今日、というよりむしろもう 10 年ほど前から世界各国で社会開発ということがいわれています。経済開発と社会開発の関係は、それぞれの国の発展段階や社会的事情によって異なるのは当然ですが、概して開発途上国では経済開発を軌道に乗せるために社会開発が要請され、先進国では経済開発の後始末ないしひずみ是正という性格が強いようです。わが国でもこれまではそういうものとして社会開発ということが取りあげら

れた傾向があります。目標が分裂した状態であったといえます。その時代の要請だといえますが、しかし、本来はそれが車の両輪のごとく、相補うものでなければならぬのです。山田先生のご報告のいわゆる「経済と社会を不当に分離して考えるために、社会保障の取りあげ方に不徹底が見られる」(Para 5)ということを私たちは反省しなければならないと思います。

さて、経済開発と社会開発は相補う関係にあります。先生が指摘されますように「短期的・因果的にみると、両者の間には遅速もあり相反もある」のです(Para 8)。

そこで、経済計画の、というより経済社会計画のというべきでしょうが、役割が出てくるわけです。つまり、目標分裂を政策的に調整する方途を明示する必要ということでもあります。しかし、調整というのは単なる経済変数の技術的なバランスをとるということにあるのではなくて、目標分裂の背後にある社会構造の集団対立をどう処理するかというむずかしい問題なのです。社会保障問題の分析において、このような社会構造の問題に立ち入って考慮すべきことを強調されたことは、従来、経済諸変数の技術的な斉合性の確保ということにあまりに関心を払ってきた私たち経済計画作成の関係者にとっては大変有意義な指摘だと思われます。

ただ、集団対立の調整ということのむずかしさの 1 つは、社会保障とくに社会保険の場合に、個々の個人をとってみると、同一人が受給者であると同時に負担者であるということです。別々の個人からなる A 集団と B 集団が対立するのではなく、個々の個人は A 集団に属しつつ、同時に B 集団にも属するということがあるのです。高福祉高負担が問題になるのも、問題の片面だけが取りあげられるからだと思われます。山田先生は「目標分裂は今日の社会構造の集団対立」といわれるとき、ガルブレイスのいう集団を念頭におかれているようですが、いかがでしょうか。具体的にどういう集団なのかおうかがい致したいと存じます。

さて、従来の経済計画が利害調整の方途を明示しえなかったことの背景には、自由経済の“ゆるい計画”といった基本的な矛盾から予測と計画のギャップが生じ、実行性に関する吟味に欠けていた、ということがあるといわれます。また、現実に近いモデルを構成すればするほど、精度に限界があることを知らねばならない、と指摘されております。とくに、現在のような経済計画の下に

において社会保障を定量化するためには、移転支出や保険負担のほかに、一般の政府消費や租税負担も含めねばならず、そのため以上の趣旨は少なくとも定性的に生かす必要があると指摘されていること (Para 12) も賛成であります。

私たち経済計画に携った経験をもつものからいえば、まことに耳の痛いご指摘であります。これまでの経済計画自体が各般の仮設と前提の上に構築されている上に、国民の欲求 (ニーズ) の計量的把握が困難で、しかも利害関係の対立が激しいだけに、政策の選択が容易でなかったことを申し上げたいと思います。

このことは、従来の経済計画の方法論を支えてきた現代経済学の方法論やあり方とも関連があります。

ご報告は、経済学に関していえば、社会保障や福祉政策を取り扱うにあたって、パレート最適といった資源配分上の基準に加えて、「公正化」とか「平等化」といった抽象的な基準を導入したが、それらを抽象的なレベルにとどめておくかぎり、それは形式的合理性にすぎない、といわれます (Para 16)。そして「病気を医学が直す」ように経験的合理主義が必要であるとされます。それは、財政学において「原則論」よりも「転嫁論」がはるかに重要であるということと同様だということでもあります。

私には、ある程度その意味がわからないではありません。しかし、そのことについて、(Para 17)で、「経験的立場からは、経済学においても、基準としてむしろボールディングのいうエコロジー、またはアイデンティティが強調されるべきである」といわれるのはどういうことでしょうか。同じところで「国民所得の循環についてのパターンの確定は社会保障に対する経済的制約として考慮する必要がある」といわれていますが、「経験的合理性」という点からいえば、このことは具体的にはどういうことを意味されるのか、単なる解釈上の問題ですが、お教えねがいたいと存じます。

最後に、先生は結論として、経済学を社会保障に役立てるためには、社会学と結んで発想を転換し「制度派的アプローチ」に移るべきだといわれます。また、社会保障についての考え方も、ニードのあり方、責任のあり方を探ることによって、まず社会的動向を確定することを考えるべきであり、しかるのちに、社会保障機能と他の機能とのコンフリクトの調整を究明しなければならないと、いわれています。そして、その手段としては「ゲームの理論」が有効であろうが、差し当っては「社会連帯

感」の育成を前提として、制度改善の現実的効果を丹念に追求することから始めるべきであろう、と指摘されています。

社会保障は国民生活に密着しているもので、社会の変動に事前的に対応するものでなければなりませんから、この指摘は正しいと思います。生活に対する情報の収集、地域における住民参加やそのニーズの把握といった次元からみても、そのことに異論ありません。

ただ、抽象的に社会学と経済学の接近というだけでは、いわゆるインターディシプリナリー接近といわれることと同様で、どのように総合を進めるべきかをご教示いただきたいと思います。また、これはやや些細なことかも知れませんが、分析方法としての「ゲームの理論」は形式合理性の最も極端なものと思われるのですが、いかがなものでしょうか。

こうした点をお尋ねしたいと思いますが、これからの社会の方向性として「社会連帯感」をご指摘になられたのは全く正しいことだと思います。また、制度的アプローチの重要性を認識することが、今後私たちが経済政策や経済計画に参画する場合にきわめて重要なことであることも全く共鳴できることであります。

いささか抽象的な、山田先生からみれば俗説的なことを申し上げて失礼いたしました。私の感想と申しますか、コメントをこれで終らせていただきます。ありがとうございました。

司会 ではただいまのご質問について、山田先生からお答えいただきたいと思う。

山田 先ほど実は宮崎さんと直接に話をして、だいたい趣旨をお聞きしたので、報告の終りの補足でお答えしたものが多。したがって集団対立というのはどういうことかとか、サブモデルというものについて、どういう考え方をしているのかということは、それに譲らせていただきたい。それから経済学と社会学の総合について、総合という言葉だけではわからないではないかというご指摘もあったようだが、これも私の補足説明であげた拙稿論文のようなものを考えていると申し上げたい。そこでは責任という問題と負担という問題のからみ合い、人人の社会的態度と経済的な財源との関係、これは1例であるが、とにかく経済学だけでは不十分であって、社会学の知識を取り入れる必要があり、たとえばマンハイムなどがよくやっているような責任問題の社会学的分析を

勉強したいというのが私の考えである。

それから宮崎さんのお話の中で、経験的合理性というのは、なぜ合理性というのか、「ゲームの理論」などは形式的合理性の極たるものではないかというご指摘があったが、これはなかなかむずかしい問題であるが、ごく簡単にいうと、人間が行動する場合に、できるだけ経験に基づいて、あるいは事実というものに基づいて、行動を規制しようとするのを「合理的」と称してさしつかえないと考えるのである。これは因果関係の逆によって目的手段の関係を導くことである。われわれはまじないで病気を治すのを非合理的、医学で病気を治すのを生理学の知識を土台にするかぎり、経験的合理的な行為といいたいのである。経験的合理性というのは、そういう意味で使ったのである。

ただ非常にやっかいな問題として、実は価値問題がある。目的手段の関係を考える場合、目的はどこから出てくるかという価値問題がある。これは結局は前提もしくは仮定するほかない。私のきょうの報告の例でいうと、現実の社会構造の状況を考えて、利害調整をはからなければならぬ場合、「社会連帯感」というものを持ち出したが、それは価値であり基準であって、ただわれわれは現実の社会構造を見ながら、社会連帯感の必要を仮定したのである。それは経済学でいう効率化とか、公正化とかいうクライテリオンのような形式的原則とは違う。ただしこういうクライテリオンも、もしその実現の可能性を考えるための仮説と考えるならば、つまり現実どこまで妥当するか、というテストをするというならば、それはわれわれのいう経験的合理性のための目的前提になる。だから経験的合理性のほうが形式的合理性よりもはるかに広い意味、広義の合理性だと思う。形式的合理性というのは抽象的、あるいは狭い意味の合理性だと理解している。これは T. W. ハチソンから学んだ考え方である。

司会 ありがとうございます。続いて馬場先生にお願いたします。

〔コメント〕

馬 場 啓 之 助

それでは山田先生のご報告に対して、若干の質問を交えながら注釈を加えていきたいと思う。

山田先生のご報告の中で、経済変動が社会変化と結びついて、社会保障なるものの理解の仕方に影響するという問題、これを取り扱われているが、この問題の取り扱

いを通じて、これまで経済計画、または経済学にインプリメントに含まれている諸前提を批判することをねらいとしておられるわけで、経済計画の在り方なり、あるいは従来の経済学に対する批判ということが、ご報告の中心であるように思う。

経済計画の中で、いままで社会保障がどういうふうに取り扱われてきたかという、その意義の推移をたどられたあとで、成長のひずみが問題になった段階で、世論の上では生活優先、あるいは生産優先という、目標の分裂が起こった。あるいはインフレが暴進をしてきてから、やはり世論の上ではインフレ順応か、インフレ抑制かという分裂が起こっている。しかしながら、経済計画の中では、これらの目標の分裂に対して、十分な調整力を振るっておらない。これはいぜんとして経済中心の計画であり、社会開発などといっているけれど、この性格は変わっていない。先生のいわれる利益集団の間のコンフリクトを処理する方法が、その中には十分に取り入れられていない。こういうことをご指摘になって、意思決定の合理的な基準という問題の検討にはいられる。

私はこの意思決定の合理的基準の検討において、先生の見解の要点が示されているように思う。これは先ほどの宮崎さんのコメントの中でもご指摘された点であるが、私はここが重点であると思うので、その点について若干の解釈を、以下に示したいと思う。

先生は厚生経済学における意思決定の合理的な基準として、効率化と公正化という2つの基準が掲げられているが、これを形式的合理性に即して調整を企てるだけでは不十分であって、むしろ経験的な合理性に立って調整することが大切であるご指摘になっている。そこで経験的合理性と、形式的合理性とどう違っているのかということが、1つの中心点になると思う。

先生がここでご指摘になっていることは、国民所得の循環、および各勘定の収支関係を制約条件として、利益集団の間のコンフリクトを処理するために、制度派的なアプローチを企てるべきであるということである。この制度派的なアプローチと、国民所得の循環との間の関係はどうなるのかが、次に問題になると思うが、先生の場合は、循環のパターンが幾つかあって、そのパターンの選択の中に、自主的なものを取り入れていくということが、制度派的アプローチとなるのではないかとと思われる。

したがって私が以下注釈を加えながら、コメントをしていきたいと考えていることは、国民所得の循環という制約条件と、山田先生のいう経験的合理性との関係を、どのように理解するのか、あるいは制約条件をどのよう

に位置づけていくか、ウェイトをつけていくかという点についてである。

注釈を申し上げる前提として、山田先生がご報告になっている問題を、現在の日本経済の置かれている状況と結びつけて、経験的合理性というものを、どのように生かしていけるのかというかたちで、問題を出していきたい。

先生もご指摘になったように、現在の日本経済においては経済変動が、もっとも典型的に現われている。つまり安定的なプラスの成長を期待しない状態が、現在はなだ鮮明に現われていると思う。これまで高度成長を支えてきたいろいろな条件が崩れ去っている。たとえば国際的な通貨制度の動揺であるとか、資源問題の深刻化であるとか、若年労働力の相対的な縮減であるとか、公害との関連において表面化してきた工業立地の限界とか、そういった新たな条件の提起によって、かつて高度成長を支えていた条件が失われてきており、まさに経済変動の時期である。しかもこの経済変動の時期において、インフレがコスト面から促進をされる公算が大きくて、その昂進を抑制することがきわめて困難である。いわゆるスタグフレーションの恐怖がただよっている。

先生は経済変動が社会変化と結びつくといわれているが、この社会変化の端的な現われとしては、所得の分配、あるいは資産の分布に関連して、これまで続いてきた均等化の傾向が阻止されて、現在はよほどの高額所得者、あるいは実物資産の保有者でない限りは、将来の生活に対して不安にさらされている。そういう意味で社会保障なるものの理解の仕方に、影響が出てきている。特に老齢保障についての必要性が、非常に強く認識されている。こういう状況ではないかと思う。

したがって現在の状況には、山田先生がご報告で扱われた問題がきわめてアキユードな形で出ているので、先生のご報告の示唆を読み取ることが、きわめて重要になってきたと思う。

そこで以下若干の注釈を3点ほど申し上げたい。

山田先生は生産優先か、生活優先か、あるいは成長か福祉かという、目標の分裂を処理する方法がないのではないかとご指摘になっているが、現在の状況で考えた場合に、目標の分裂ということの意味が違ってきたのではないか。つまり経済と福祉の間に相反的な関係があったということから、目標の分裂が世論に現われてきたわけだが、現在の場合においてはむしろ経済と福祉の間の補完性というか、それが表面に出てきたのではなかろうか。そういう感じがする。

かつて成長か福祉かということが争われた状況を、今日の時点にたって省みると、ややイデオロギー論争に堕していたきらいもあるし、またそういうことが問題になるほど、いわば選択の幅があり、余裕のある状況ではなかったかと思う。先ほど山田先生もご指摘になったように、現在の状況においては、適度な経済成長の軌道に復帰することなくしては、福祉の充実という目標の実現がきわめて困難である。たとえば高福祉、高負担といっているが、それが社会保障にとって避けることのできない道であるけれど、高負担に耐えるためには、適度の成長が、たとえ十分条件ではないとしても、必要条件であることは否定できないのではないか。したがって成長か福祉かというような選択を行なうというよりも、むしろ両者の補完的關係が非常に強くなっていると考えられないかということである。

それから第2として、インフレ順応か、インフレ抑制かという目標の分裂という問題だが、現在の状況で、昭和30年代から40年代にかけての消費者物価の上昇の程度に回帰するというのが、インフレに対する対策として望み得る、実際的な目標ではないかと思う。この目標の達成についても、一挙に目標を達成することはできない。そういう状況なので、インフレ抑制について、かなり控え目の目標を掲げても、目標を達成するのにかなりの時間を予想せざるを得ないので、その期間の間、インフレの被害を痛切に受ける側面において、たとえば老後保障の充実であるとか、あるいは金融資産の目減り対策の部分的な導入ということが、同時に行なわれざるを得ないのではないか。したがってそれを目標の分裂という形で考えることのできないような状況になっているのではないか。

第3に、そういうような状況であるとすれば、その状況の下で、先生のいわれる経験的な合理性ということとは、どのような形で生かされていくのか。先生はご報告の中で、従来の経済計画の中で外生変数についていろいろな値を与えて、それから出てくる結果を、オルタナティブ・プランという形で広く関係者に提示し、そしてどれを選択するかに関して、判断材料として役立たせる。そういう方法も実は無理である、特に社会保障との関連においては無理であるというご指摘をされている。ところで、オルタナティブ・プランを出して選択させる経済計画のやり方をご批判されている先生の態度と、制度派のアプローチに立って、経験的な合理性に即したコンフリクトの調整を企てることを提唱されている態度との間に、何か抽象度の次元において違いがあるのではなかろうか

ということを感じざるを得ない。

従来の経済計画の中で、オルタナティブ・プランを出して、判断材料を提供して、選択をするというやり方については、たしかにそれが十分に生かされていなかったという経験を、先生自身はお持ちになっていると思うし、したがってこれは経済計画作成の経験に即して、あの方法は不十分にしか活用されておらなかったという、具体的なというか、経済計画作成にいわば関与されている経験というものを踏まえてのご批判ではないかと思う。

たとえば社会保障との関連において、あるいは利益集団のコンフリクトの調整に関連して、社会的な連帯性の自覚、あるいは社会的な責任の分担ということを訴え、それを通じて、利益集団の間のコンフリクトを調整するということは、もとより反対すべきいわれはないし、そのとおりだと思うわけだが、その場合に社会的連帯に訴えるとか、あるいは社会的責任に訴えるというだけで、コンフリクトが調整されるかどうかということを考えると、やはりその場合に判断材料を提供するということが必要なのではないか。それぞれの集団が追求し、あるいは要求していることを実現した場合に、国民所得の循環なり、あるいは循環のパターンに、どのような影響が及ぶかということ、オルタナティブなプランとして示して、それを1つの状況判断にして、説得をするということが必要なのではないか。

つまり従来の経済計画の中に出ていた、オルタナティブ・プランを示して選択を依頼するという方法と、先生のいわれる制度派のアプローチとは、互いに排除すべきものではなくて、むしろそういうものを取り込まなければ、制度派のアプローチによる対立の調整ということもできないのではないかと。先生のいわれる制度派のアプローチの中には、オルタナティブ・プランを提唱するという方法も包摂されているのではないかと。

以上のことについてお教えいただければ、幸せである。

司会 では山田先生お願いいたします。

山田 いまの馬場さんのお話は、非常にいいところを指摘されたと思う。厚くお礼を申し上げたい。問題の1つの点は、目標分裂というけれど、それは私が考えるほど激しいものではないので、互いに接近したものが考えられるのではないかと。成長と福祉との関係といい、あるいはインフレ順応と抑制といい、そう神経をとがらせるほどの分裂はないというご指摘である。これは馬場さんの「資本主義の逆説」に似たようなご指摘なので、大変面白く拝聴をした。

私が申し上げたいのは成長と福祉といい、あるいはインフレ問題といい、その奥に社会構造がいままでと少し違った変化があるということから、これは簡単な問題ではないということをご指摘したかったのである。そのために、少し分裂ということをご強調し過ぎたかも知れない。インフレを抑制するという面と同時に、インフレに順応するという面がならんで起こるのはなぜかということ、社会構造が変化して、労組なり経営者団体なりの勢力が強く、賃金や物価を引きあげていくからであるし、反面それだけでは困るという意識もあって、これまで以上に分裂が起こり、それをなんとか調整しなければならないという事態になっているわけである。結論的にいえば、いまのご指摘と、私のいったこととは、ねらいどころはそんなに差はない。

それから第2の経済計画のやり方の点であるが、私はオルタナティブのプランを示すということに、何も反対はしていない。ただ、いままでの経済計画のやり方では、簡単に振替所得と、社会保険負担を持ち出して、それを外生変数としてオルタナティブなプランを考えたわけだが、それに対して私は不満を持っている。もう少し細目にわたって、社会保障といっても、部門別に降りて考えなければならないし、また負担の問題でも公費負担や保険料負担があるのだから、その組み合わせを考えなければならないのであって、もう少しきめの細かいオルタナティブな案を並べて、国民の判断に待つことが必要だと思う。したがってオルタナティブ・プランを示すということに反対をしたわけではない。そのやり方をもっと判断のできるような形にしなければならないということをお願いしたわけである。

これに関連してもう少し申し添えたい。馬場先生は長い間労使の調停をおやりになっていて、その場合当事者に判断材料を示すことによって、当事者間の妥協をはかることの必要を考えておられると思うが、私もやはり同じことを考えている。民主主義の社会においては判断材料を提供することによって、利害対立者の態度が変わることを期待する。それがまさに私のいっている経験的合理性ということであり、馬場さんも何かほかの論文で経験主義という言葉を使っていたと思う。その点同じようなことを考えているといっていよい。ただし、本当の事実を示したからといって、あるいは会社の経営状態の真実を示したからといって、すぐうまく解決が生まれるというふうにはいかない。経験的合理性を尊重するとしても、実際問題としてはむずかしい点があり、簡単にはいかない。これが先ほどちょっと引用した「パレート・オン・

ポリシー」という書物に、非常によく展開されている。やはり権力とか、心理学とか、そういうことを合わせて考えながら価値態度の変化を取り扱わなければならない。私が目標分裂ということ重視するのも、価値態度の変化のむずかしさを考えるからという理由がある。経験的合理性に手がかりを求めながら、同時にその限界を知ることが大切なのである。

司会 ありがとうございます。

馬場さん何かございますか。

馬場 結構でございます。

一 般 討 論

司会 だいたい問題が整理されつつあるかと思いますが、これから一般の皆さま方から、ご質問を受けたいと思います。

市川 洋 山田先生のお話をお聞きして、自責の念にかられている次第である。レジュメ Para 12に「政府財政および個人家計へ及ぼす影響を知りたいのであるが、そういうサブ・モデルはいまのところ開拓されていない」とある。たしかにそのとおりであると思う。そこでそれとの関連で、弁解がましいことをいわせていただきたい。

財政と社会保障計画の関係について、山田先生ご指摘のような、社会保険負担、租税負担、政府消費、あるいはそのほかのエLEMENTの、いろいろなリパーカッションを測定することは、たしかにある程度可能である。ごく最近の論文だが、外国の例で、I-0 表と所得階層別分布とをつなげて、低所得層および高所得層の家計にどういうリパーカッションを与えるかという研究が、幾つか発表されていた。弁解がましいが、われわれも問題提起を大に行なって、計量分析家あるいは財政研究家に、仕様書を付け、注文をしたいと思う。そうすればかなりの程度分析はできるであろうと思う。そういう意味でわれわれ社会保障研究者が、もう少し頑張る余地があったのではないかとと思う。

私自身は、あまりよそに付けを回すつもりはなく、今後このへんのことをかなりしっかりやってみたいし、ある程度は可能だと思う。計量的な究明は困難であろうがとおっしゃる意味は、全部が全部計量的に行なうことはできないが、たとえば社会保険負担と租税負担の割振りということについては、計量的な分析はできないかという意味だろうと思う。その点については、かなりの程度

可能だと思う。計画に関しては、たしかに先生がおっしゃるように、いままではたとえばトランスファー・ペイメント割る GNP というような形態で、計画がつくられていた。ところが、このトランスファー対 GNP 比率というのは、内容が何なのかよくわからない。そういう計画は、あまり好ましいものではない。しかしまったく無意味であるわけではない。ただもう少し別なアプローチも今後はしてみたいと思う。

たとえば、医療はどのくらいになるだろうかというときに、GNP で割るアプローチだけでは駄目で、たとえば 10 年後には臨床にたずさわる医者が、20 万人をちょっと割るくらいになるとすれば、その 20 万人をちょっと割る臨床医で、どれだけのことが可能であるかというアプローチもあわせてやりたい。そうしないと、GNP で割れば、上がるということはわかるが、中味は何だと聞かれると、何のことやらぜんぜんわからないということになる。

年金については、全体としてこれから老人が増えて、働ける人が減るので、はたして 20 年後に、6 割の保障を、本当に実質的に確保できるのか、どうかということである。計画に若干の関りがあるわれわれとしては、そのへんは多少実物のほうからもアプローチする必要があると思う。

そういう問題を、社会保障の研究をやっているわれわれが、相当積極的に、計画をやる人、あるいは財政研究家にボールを投げないと、問題解決に至らない。そういうわけで山田先生のご指摘は耳が痛い。しかし、私としてはやるつもりである。

次に転嫁論だが、山田先生のおっしゃることはよくわかる。事実、私もそうだと思う。原則論に比べると、転嫁論はかなりましではあるが、その転嫁論についても、過去数十年にわたって研究がなされてきて、いまなお参考とするに足るような論文は、それほど多くない。これは大変残念なことで、私としても耳が痛いので、みっちりやろうと思っている。

先ほど申し上げた医療保障に話を戻すと、たとえば 10 年後に日本の医療はどうなるかといえば、やはり医師数とか、ベッド数とか、看護婦数とか、そういうものの 10 年後の状態についてもアプローチすることが必要である。ただしその場合にはできないことが大変多いだろうと思う。社会保障の議論では、バラ色の都合のよいことだけを述べて、都合の悪いことはぜんぜんいわないということがよくある。都合の悪いことをいうと評判が悪くなるのでいわない。しかし冷厳な事実として、できないこと

はできないのである。

その点を非常に強く感じたのは、難病患者、たとえば脊髄側索硬化症の患者を見たときである。2年間、あるいは3年間寝たきりで、普通の神経は全部マヒしていて、自律神経だけがかろうじて生きている。そこで酸素を押し込まなければいけない。その酸素を押し込む器械は、1日の使用料が3万円だから、その器械だけで月に90万円かかる。その患者を1人抱え込むと、都知事の給料よりも高い費用がかかる。そういう患者が1人退院しても、ウェイティング・リストに乗っている人の数は、50人とか、100人とかいわれている。そこまでの医療保障はできない。ニード論というのが、社会保障に若干出てくるが、そういう意味ではこのニードというものあまりよくわからない。

最後に、馬場先生がご指摘になった点だが、たしかにコンセンサスというものは重要である。しかし経済の論理と、そのほかの学問の論理とは、ちょっと違っている。ほかの学問分野、たとえば数学などでは、わかっていることはほんの一握りで、たいていのことはわからないと、卑下している。医学でも、たとえばジন্マ疹がなぜ起こるかは、よくわからないとはっきり書いている。ところが経済ではあまりそういうことはいわない風習がある。経済学はそういう論理構造を持っているが、それでも経済の面で使えるものは使うべきである。ではどういうふうに使うかというと、コンセンサスをつくるためには、そのコンセンサスはなるべく誤解に基づかない、正確なものでなければいけない。たとえば先ほど申し上げたように、10年後にどれだけの医者がいて、どれだけの医療が物理的に本当に供給できるかと、20年後に物理的にどれだけ経済が発展して、どれだけのことができるかというためには、誤解に基づかない正確な資料をつくらなければいけない。

そういう意味でいうと、統計体系の整備からはじめる必要があるということで、いろいろ統計関係の先生とも相談して、まず統計体系の整備からはじめるという努力をしたい。

それから山田先生もいわれたように、現在は分裂と混迷がある。そこでその評価だが、分裂と混迷は、ある程度自由の側面ではなかろうか。あまりコンセンサスを強調し過ぎると、秘密警察とか、官製組織とか、妙なものが必要になるので、そういう意味では、分裂と混迷は自由の側面として、ある程度評価したい。

山田 市川さんありがとうございます。市川さんはご承知のとおり、財政、社会保障について、計量的にア

プローチされている方で、先ほど私がサブ・モデルはまだ開拓されていないといったが、市川さんも考えていなかったのではないかとのご指摘があったようで、これは恐縮である。大いに期待しているので、これからやっていただきたいと思います。

ただ私の頭にあるのは、厚生省などでは、年金なら年金、あるいは医療なら医療について、もちろんある程度の見通しを常につけているのだが、経済計画についていうと、経済企画庁のいままでのやり方は、ちょっと素朴ではなかったかと思う。そうかといって厚生省で一生懸命やっておられる年金の何年かの見通しなどを利用するには、それこそ市川さんのような才能でもって統轄していただかないと、なかなかできない。いまのところはむずかしい問題ではないか。医療は医療、年金は年金と、それぞれおやりになっているが、それらを経済計画の中に、サブ・モデルとして組み入れるということ、ぜひやっていただきたい。

これは余計なことかもしれないが、研究所でも、たとえば年金なら年金の問題について、地主君が再分配との関係ということで、資料を集め、見当をつけようとしている。それから医療については都村さんなどが、医療の需要、供給の関係を研究している。そういうように断片的にはおやりになっている。それをうまく総合すると、いろいろな問題が出てくる。

たとえば社会保障の給付には限界があるのかどうか。こういうことを知りたいわけである。いまドイツの社会保障はGNP対比20%になっているが、それがマキシмумなのか、あるいはそれ以上になり得るのかどうか。これは周りのいろいろな条件を考えながら確定していかなければならない。これについては藤沢君などがやっているようだが、このようにいろいろな知識がいまのところ断片的にある。それを総合していくのにはなかなか骨が折れると、自分の感覚で考えているわけで、そういう意味で市川さんに大いに期待したい。

それから転嫁論についてはご異存がないようだが、ニード論に対しては期待ができない面があるといわれる。私は計量経済的におやりになる場合にも、ニードというものが社会学的な概念であるかどうかは問題としても、ニードを取り上げる必要が、必ず出てくるのではないかと思う。そのニードが給付に刺激を与える。突き上げる。同時に今度は給付が負担と絡みあって、ニードを制約する。だからそういう意味の経済学と社会学の結婚が必要ではないかということ、ここでいったわけで、市川さんが計量経済的にアプローチされる場合にも、ひとつ社

会学的な問題もお考えになっていただきたいと思います。

最後のコンセンサスならびに分裂の問題は、ご意見として非常に面白いと思う。

黒住 章(大阪女子大) 最後の結びのところで、社会連帯感を強調しておられるが、これにはまったく同感である。フランスの労働者補完年金基金連合会などに行くと、その理事長は、社会保障は国からの押しつけであるがこの補完年金は全国的協約による社会連帯意識に基づくものだ、といっているし、英国では、今度4月から従来の均一拠出を変えて、所得比例拠出にする。そういったことはやはり社会連帯意識が、そこにあるからだと思う。

これに対して日本の状況を考えると、大企業の雇用形態なり、労働組合の企業別組織といったものを根にして、戦後は国家意識がなくなって、家の意識と、企業意識しかなかったのではないかという気がする。ところで、現在の厚生年金では、拠出の上限も設けているが、これは年金制度の財源調達や社会的意識などの点で非常に問題だ。それをずっと続けるとなると、社会的な意識が、しっかり育成されていなければ、不可能ではないかと思う。

そうするとやはり、雇用、教育といった問題が非常に関連してくる。そこで先生に、社会連帯意識を育成するには、どうしたらいいかということ、おうかがしたい。

山田 社会連帯について、こういう社会状態を想定するのだという発想は、私にはない。いわゆる理想状態を描くという発想はしていない。ただ、漠然としてはいるが、社会連帯が必要であり、又現実の社会構造の上では、いまおっしゃったように大企業の問題とか、労組の問題とかがある。あるいは社会保障の問題だと、日本医師会のようなものがある。そういうもののうち社会連帯感をどう植え込むことができるかということ、いわば課題として持つということであって、それをどうしたらいいかということは、非常にむずかしい問題である。

ただ、先ほどちょっと補足のところで申し上げたように、3つぐらいのやり方があると思う。1つはミューダールのいうインフラストラクチャというものを育成していくということである。これは利益集団をそのまま利用する。利益集団なり、あるいは自治体なりが、全体の計画を自覚してくれるということである。これは決して不可能ではないと思う。ただ日本の状態ではそう楽観できない。スウェーデンなどでは成功していると思うが。

もう1つは仕方がないカウンター・ベーリング・パ

ワーで、不利益を受けている集団が起ち上がって抵抗をしていく。抵抗をしながら社会連帯が、消極的ではあるが、植え付けられていくようにする。日本の住民運動とか、何とかというのは、その1つの刺戟として評価してもいいのではないか。しかしこれが行き過ぎるとまた困る。

そのどちらもうまくいかないという場合には、もっと社会主義的な要素を取り入れるということが考えられるが、これは日本ではさらに困難だと思う。

ですから社会連帯という課題を持てはいるが、さてそれをどんな形で進めるかという、社会構造との関連になると、いまいった3つぐらいの方法を考えながらやっていくということになると思う。これは問題によっても違う。年金の場合はどう、医療の場合はどうということと違ってくと思うが、その点に関しては私のほうに困っているの、むしろ教えていただきたい。

嶋田啓一郎(同志社大学) 山田先生はきょうのお話の最後の補足の中で、アブノーマルな場合は社会保障で受け止めることはできないといわれたが、その中に先生はいまのインフレーションをお入れになっていられるか。

山田 そうです。

嶋田 そうすると非常な混乱を感じる。いまの日本のインフレーションは世界的な状況の中であって、相当に持続するという面と、もう1つは経済変動の中で、たとえばコンドラティエフの波といわれるような低成長期が、かなり長期にわたって来ているように思われるからである。そういう転換期において1つは短期的に、1つは長期的にインフレーションに対する社会保障の問題を考えるという場合、アブノーマルではなくて、ノーマルな問題として考えなければならぬのではないか。

私は先日自民党の福祉社会憲章を批判しろといわれて、たまたま週刊誌に書いたが、それについていろいろ批判も受け、又賛成の議論もあった。これは福祉社会憲章であり、社会福祉憲章ではない。もっと長期的なものなのであり、その場合インフレに対応するということは、先生のいわれるように明らかに経験的合理性にはいるものだと考えられている。だから先生のいわれたことには、非常に抵抗を感じる。

山田 スライドの問題は、アブノーマルな場合と、ノーマルな場合と、2つに分けて考えるべきだと思う。いままでもすでにドイツや、フランスが点数制でやっているが、そういう場合は3%程度の物価騰貴を考えながらやっている。こういうものを社会保障の中にビルトインすることは、ノーマルだと思う。ところがこの2~3年

の物価騰貴は 22% とか、16% とかまでいっている。これはオイルショックとかいろいろな激変があって、それではね返ってきているためであろう。それを何でも社会保障でやらなければならないという感覚ではないかと思うが、ノーマルなものとアブノーマルなものは分離しないと、制度が殺されてしまう。年金制度なら年金制度、医療制度なら医療制度そのものが殺されてしまうということを、非常に憂う。だからスライド問題にもノーマルな面とアブノーマルな面とがあるというふうに、2つに分けて考えることにしたい。

嶋田 同感です。

曾田長宗(国立公衆衛生院) 経済学、社会学関係の権威の方々がおいでのところであるが、私は外様というか、筋違いのところから感じたことを申し上げて、ご報告の先生のみならず、列席の先生にお考え願いたい。

私は日本の社会保障が、伸びてきたことを認めないわけではないが、かねがね懸念しているのは再々皆さんがいわれたように、経済成長に助けられて伸びてきたのではないかということである。逆にいうとそこからのいわゆるひずみというか、医者言葉でいうと副作用というか、そういうものが出てきて、それがいまいろいろ取り上げられてきているのではないかと思う。

経済が伸びてきたため、それにつれていろいろと生活困難に対する対策が講ぜられてきたのである。しかしこれが本当に世の中の1つの制度として伸びてきたかどうか、定着してきたかどうかという、国民所得が伸びてきたという、その条件を除いたら、疑問だと思う。

たとえば適正な所得分配が行なわれているのだろうか。そういう面において進んだのかどうかということについては、かねがねわからないでいた。そこでゼロ成長とはいわないまでも、低成長時代にはいつか来たこの際にこそ、私どもにそのことをお示し願いたいわけである。

経済成長に伴った伸びでは、私どもの目がくらむが、仮にそれがない場合に、社会保障が本当に伸びていくのか、また将来も伸ばしていくべきかということをお示しいただくには、いまちょうどいい時期にはいったと思う。時期を失しないうちに、諸先生方からその点を十分お教え願いたい。

それから先ほど経験的合理性というお話があったが、それにはいろいろな問題が含まれていると思う。細かい問題を全部提起して皆さん方におうかがいすることはできないが、ただ1つだけ申し上げると、やはり経験が先にあって、その経験からいろいろ理論が出てきて、それらの理論を応用して、将来の計画を立てる。そしてそれ

が正しいかどうかを経験していくということであろう。

医学では経験に基づいて治療していくことが、いままでできたのではないか。これからもそうであろう。たとえば皆さんよくご承知のようにキノホルムは、非常によく効く薬であるが長い間使っていると、スモン病の原因になる。これは学問的には議論があるかもしれないが、少なくともああいう重大な副作用が起こり得る。

しかしよくきく薬の副作用の検討を徹底的に行なうとすると、ずいぶん時間がかかる。それまで良い薬は使えないということになる。そこでそれが良い薬なら、まず副作用として予見できるだけのことは最初に検討してまずまず大したことはなかりょうという結論に達したら、実際に使ってみる。しかし使ってみることは絶対的な意味ではないから、絶えずチェックしながら使っていく。少しでも怪しい徴候があったら、すぐに計画を変えていく。少なくとも将来はそういう態度でなければならないと思う。

大きな国の計画、経済計画、社会計画をお立てになるときでも、自主的なあるいは自動的な制御装置というもの、計画の中に十分はめ込めておかないといけないのではないか。

最後に「成長の限界」によると、アメリカ人はもちろん日本人でさえ、インド人の30人分あるいは50人分の資源を消費している。そういうことを考え合わせると、国際的に見て、経済成長に、いつまでも期待できるものだろうかという疑念が湧く。また経済成長を基礎とした社会保障、生活保障が可能なのだろうか。むしろ成長にはあまり期待を置かず、自分達は限界のある地球の上に住んでいるのだから、その枠の中で生活を平和に、そしてできるだけ幸福に過ごしていく方法を考えてゆかなければならないのではないか。国際経済の問題として、高度成長及びそれを基礎とした社会保障の発展が考えられるのかどうか、そのへんをおうかがいしたい。

山田 低成長になった場合に社会保障はどうなるのだろうかということだが、社会保障の問題を考える場合には、2つのクッションがある。低成長で、あるいはフラットで進むのだということになると、たとえば医療費を増大することはできなくなる。しかしその中で費用を個人が負担するのか、社会が負担するのか、あるいは保険で負担するのかという費用構成の面からもう少し伸びる余地があるとか、伸びる余地がないとかという問題が、もう1つ絡まって出て来ると思う。そのへんは考えなければいけないと思う。しかし日本の場合、50年代は低成長であるにしてもフラットにまでなるだろうと悲観す

ることはないと思う。5%,あるいはよければ7%ぐらい伸びるのではないかという期待を持っている。もちろんその場合にも、社会保障について、いろいろと問題が起こってくると思う。やはりプロダクティビティがないと、財源が枯渇し、その結果社会保障にも圧迫を加えるだろうことは考えられる。

次に経験の問題であるが、おそらく医学などには形式的合理性等というものはないと思う。医学は健康を目指して研究を行なっているにしても、健康などということとを別に掲げる必要はないと思う。そのへんについては知らないので曾田さんに教えていただきたいのだが、経済では先に形式的合理性を持ってくる。そして経験的分析は、二の次にされる恐れがあるため、先ほど申し上げたわけである。では経験をもってすれば何もかもうまくいくのかというと、経済学、社会学では、医学も多少そうではないかと思うが、統計的知識が非常に重要である。統計に訴える。それをすぐにディターミニズムに振り替えるということには、大きい危険がある。やはり統計は分布がどうだとか、分散がどうだということで、確率的にしかわからない。おそらくいま曾田さんのおっしゃったこともその点ではないかと思うが、それに気をつけながら進んでゆかなければいけない。逆に何もかも石橋をたたいて渡る、確実になければ行動を起こさないということでは、これもまた困るので、その点についてはおそらく経験主義者といえども皆さん覚悟しているのではないかと思う。

最後の点は、ちょっとポイントがわからないが、これは分配問題が大切だということになりますか。

曾田 これは5年、10年先にすぐ出てくる問題とは思わないが、欧米、あるいは日本のように経済の進んだ国が、いままでと同じように伸びていけるかということである。そうすると社会保障にしても、その枠がどんどん増えればばかりは考えられない。先生はインフラストラクチュアとおっしゃったが、むしろ社会保障の制度としても、構造的なものが今後問題になってくるのではないかということである。

山田 なるほどね。

司会 予定の時間が来たが、この際ぜひ山田先生におうかがいしたいという方がありましたら、1人だけお受けしたい。

中鉢正美(慶応大学) 先ほどニード論が出たが、ニードというものは条件によって決定される。その中にはマニパワーとか、ストックの問題がある。いままでだいたいい、フローの成長率と、その中における分配ということ

を考えて来た。しかしいまの状態を所与としてニード論に対応していくということになると、ストック面における社会保障、社会福祉関連サービスにニード充足を不可能にする問題があるのではないか。そのことをおうかがいしたい。

たとえば昨年、昭和45年度の国富統計の整理ができて、われわれが使えるようになった。その中で昭和30年対比で、社会資本が4割から3割に下り、又その社会資本の中でも社会関連サービス部門が9.1%から7.7%ぐらいに下がっている。しかしこれも社会資本を100としたときの数値であり固定資産全体から見ると、社会保険、福祉関連サービスのストックはわずか0.19%ぐらいにしかない。これが国際比較においてどうなるかは、またむずかしい問題があるので、いろいろ教えていただきたい。

一方今後人口構造が急速に変化して、核家族化が進み、高齢者の比率が高くなる。現在は60歳以上の7,8割の方が、家族といっしょに住んでいる。今後人口構造が変わってくると、家族制度が存在していた大正9年の年齢別人口構成で、高齢者が1家族の中に2.8人も存在したという、その比率をはるかに越える比率になるという。そういう状態の中で、子供の数は逆に相対的に減り、核家族化した中に、高齢者と未成年者とが、ほぼ同じ割合で、はいってくる。だからストックの面でも、これから相当構成を変えてゆかないと、ニードに応えられないのではないか。このへんは人口学的に割合に予測の固いところであろうから、残された僅かの期間に、われわれに許される経済成長を、いかに使ってゆくかという問題が、大変重要になってくることを痛感する。

きょうの話は経済計画と社会保障ということであり、1つの反省のようなものが含まれていたと思う。たしかに30年代前半までは、国の計画の条件になったニードは、物的生活水準ということであった。絶対的な水準が問題であった。それを生理学的に考えるかどうか、そういう点に違いはあるが、いずれにしても絶対的な水準が問題であった。この点について経済成長の過程の中で、次第に改善されてきたことは明らかである。しかし30年代も後半になると、あまりに急速な経済成長のため、そういった生活システムの改善を取り残してゆく結果になった。取り残されていったものが、吹きだまりとなり、発展的社会から疎外される。これが例の成長ギャップの問題であり、高度成長の後始末であり、そういうところから目標分裂の問題が出てきたと思う。

現在われわれが直面している問題は、目標分裂とか、

危機感とか、そういうところから出発して、対抗力を形成してきた社会諸集団間の調整をいかに行なっていくかということであろうと思う。先ほど宮崎さんはコメントの中で、個人はいろいろな集団に所属しているのではないかということをおっしゃった。その点2つの集団に所属する可能性がまずなく、しかも社会的に相当異質な形で利害が対立しているグループとして、世代という集団があるのではないかと思います。各世代が日本経済の発展段階に対応してそれぞれ意識形成を行ない、経済活動を行ってきた。各世代は非常に異なった個性を持っており、しかも鋭い利害の対立を持っている。

こういった問題が、社会保障の場合でも、児童の問題、活動期における保障の問題、身体障害者の問題、高齢者の問題という形で出てきている。したがって先ほど曾田先生がフィードバックの必要をおっしゃったが、私もそのとおりだと思う。ただそれはフローと同時に、ストックの問題をも含めて、出て来ざるを得ないのではないかと。現在はある程度集団化したものでないと問題になり得ない面がある。そこで当分の間は対抗力によってやっていくことになる。その場合どのようにして連帯の哲学が出てくるかといえば、結局調整力に対する、社会諸集団間の信頼度が高まってくることだと思う。それが新しい意味の連帯意識を形成していくのではないかと。それが十分条件ではないが、必要条件ではないと考えている。

司会 市川さんは別におっしゃることはありませんか。

市川 ニード論に関して若干否定的なことを申し上げたが、それはこういう意味である。つまり経済学的にニードを否定したのではなく、目前に具体的な患者を見て

感じたのである。脊髄側索硬化症というのは意識ははっきりしているが、普通の神経は全部駄目になっているため、口を動かさないから、自分の意思を相手に伝えるには大変な苦勞をする。頭のところにイロハニホヘトが書いてあって、それを使って意思を伝えているわけだが、その患者は早くお迎えが来て欲しいという意味ばかり表明している。はたの人は一生懸命看病しているが、そういった患者の場合、自律神経は動いているが、脳が萎縮してしまって、遂にはお迎えが一刻も早く来て欲しいという意思を表明する能力すらなくなってしまう。そういう人々を私は目のあたりに見て、実態としてニード論に非常に疑問を感じたわけである。

司会 問題が非常に広範で、まだまだ論議はあると思うが、時間がやや超過したので、このへんで終わりたいと思う。

関係者紹介

(報告者関係)

山田雄三	一橋大学名誉教授・顧問
宮崎勇	経済企画庁調査局長
馬場啓之助	社会保障研究所所長

(一般討論関係・発言順)

塩野谷九十九	名古屋大学名誉教授・理事
市川洋	
黒住章	大阪女子大学
嶋田啓一郎	同志社大学
曾田長宗	国立公衆衛生院顧問
中鉢正美	慶応義塾大学教授

次号 (Vol. 11, No. 2) 予告

研究の窓	小山路男
論文	伊部英男
”	北川隆吉
”	三浦文夫
”	岡崎陽一
研究ノート	馬場啓之助
社会保障研究所シンポジウム	

社 会 保 障 統 計

社会保障および関連諸指標（人口・労働力等）

	1人当り GDP 1971	人 口 密 度 1972年	人 口 増 加 率 1963~ 72年	年少, 老年人口指数			経 済 活 動 人 口						
				年次	年少 人口 指数	老年 人口 指数	経 済 活 動 人 口 比 率				経 済 活 動 人 口 に 占 め る 割 合		
							年次	総 数	(再掲) 15~19歳	(〃) 65歳以上	年次	農林漁業	雇用者
アメリカ合衆国	米ドル 5,051	人/km ² 22	% 1.1	1970	% 46.2	% 16.0	1970	% 40.8	% 34.8	% 16.2	1972	% 4.2	% 90.0
スウェーデン	4,438	18	0.7	1971	31.9	21.3	1970	42.3	31.1	8.6	1972	7.7	89.4
カナダ	4,301	2	1.6	1971	47.2	12.7	1961	35.7	37.9	17.2	1973	6.7	87.7
ドイツ連邦	3,572	248	0.8	1971	36.2	21.1	1970	43.7	68.0	20.3	1971	8.2	83.9
オーストラリア	3,228	2	1.9	1971	45.8	13.3	1971	41.8	54.0	11.7	1971	7.2	85.4
フランス	3,192	95	0.9	1970	38.2	21.3	1968	41.6	37.1	12.4	1972	12.3	77.7
連合王国	2,410	229	0.4	1971	38.0	20.8	1966	47.3	68.3	13.1	1966	3.1	90.1
日本	2,186	287	1.1	1971	34.8	10.4	1970	51.0	36.2	35.0	1970	19.1	63.6
イタリア	1,876	180	0.7	1971	37.5	16.4	1961	39.8	54.0	12.9	1972	17.5	69.6
ベネズエラ	1,083	12	3.4	1970	93.2	4.8	1961	31.3	40.0	33.8	1971	20.3	60.1
メキシコ	717	27	3.5	1970	92.3	7.4	1970	27.0	35.2	39.4	1970	39.2	61.9
ポルトガル	710	96	0.9	1971	45.2	14.7	1960	38.5	56.3	29.5	1960	43.1	72.0
チリ	574	12	1.4	1970	70.1	8.1	1970	29.5	29.1	20.8	1971	19.3	73.0
コロンビア	413	20	3.2	1964	92.6	6.0	1964	29.4	42.9	31.5	1964	47.2	57.3
イラン	392	19	3.0	1971	94.8	6.3	1966	30.2	41.7	27.0	1966	41.8	43.8
ガーナ	257	38	2.9	1970	94.9	7.4	1960	40.5	57.2	57.8	1960	58.0	19.9
タイ	174	71	3.1	1960	80.0	5.2	1970	48.1	76.1	28.3	1970	81.4	12.9
インドネシア	109	81	2.1	1965	81.6	4.2	1971	33.9	38.7	40.8	1971	62.2	31.7

注 1) イラン、ガーナの1人当り GDP は1970年計数 2) チリの人口密度は1971年計数 3) ポルトガル、チリの人口増加率は1963~71年計数
 4) 年少人口指数、老年人口指数はそれぞれ0~14歳人口、65歳以上人口の15~64歳人口に対する比率 5) ドイツ連邦の経済活動人口比率は16~19歳と60歳以上の計数 6) ベネズエラの経済活動人口に占める雇用者の割合は1961年計数
 資料: 国連「世界人口統計年鑑1972」, ILO "Yearbook of Labour Statistics 1973", U.N. "Yearbook of National Accounts Statistics 1972"

	人 口 密 度	年 少 人 口 指 数	老 年 人 口 指 数	老年化 指 数	勞 働 力 人 口 比 率						在 学 率	
					總 数		(再掲) 15~20歳未満		(〃) 65歳以上			
					男	女	男	女	男	女	男	女
昭和35年	人/km ² 252.7	% 46.8	% 8.9	% 19.1	% 84.8	% 54.5	% 52.7	% 49.0	% 56.9	% 25.6	% 26.4	% 18.4
36	255.1	46.2	9.1	19.6	84.9	54.3	51.1	49.3	57.3	26.1	26.3	18.4
37	257.5	43.8	9.1	20.7	84.3	53.4	46.7	46.8	57.7	22.8	26.7	19.1
38	260.1	41.3	9.1	22.1	83.1	52.0	42.4	41.9	56.4	21.8	29.4	21.8
39	262.9	39.0	9.2	23.5	82.1	51.1	37.3	37.4	56.3	22.2	32.2	24.7
40	265.8	37.6	9.2	24.6	81.7	50.6	36.3	35.8	56.3	21.6	35.2	26.9
41	267.8	36.0	9.4	26.2	81.7	50.9	37.9	38.0	56.0	21.7	35.3	27.1
42	271.0	35.3	9.6	27.3	81.6	51.2	36.9	38.8	54.5	21.6	35.1	27.1
43	274.0	34.9	9.8	28.2	82.1	50.7	37.0	38.1	52.1	18.9	34.6	26.5
44	277.3	34.7	10.0	28.9	81.9	50.1	33.7	35.0	51.3	18.5	34.4	26.4
45	280.3	34.7	10.2	29.5	81.8	49.9	31.4	33.6	49.4	18.0	34.6	26.1
46	283.8	34.8	10.4	29.9	82.2	48.8	30.6	31.7	48.1	16.6	34.3	26.3
47	288.2	35.3	10.7	30.3	82.0	47.8	27.3	28.5	47.0	15.6	36.0	27.3
48	291.9	35.7	11.0	30.9	82.0	48.3	25.2	28.0	46.8	16.9	...	...

注 1) 年少、老年人口指数は前表の注参照 2) 老年化指数は65歳以上人口の0~14歳人口に対する比率 3) 在学率は高校、高専、短大、大学（大学院を含む）在学者数の15~24歳人口に占める割合

資料: 総理府統計局「日本統計年鑑」, 「全国年齢別人口の推計」, 「労働力調査報告」, 文部省「学校基本調査報告」

	自営業主 (全就業者に占める割合)				雇用者 (全就業者に占める割合)				世帯							
	農 林 業		非農林業		全 産 業		(再掲)臨時・日雇		核家族世帯		高齢者世帯		母子世帯		世帯数	率
	男	女	男	女	男	女	男	女	世帯数	率	世帯数	率	世帯数	率		
昭和35年	15.4	5.5	13.3	9.5	59.6	38.4	5.7	5.6	10,058	44.7	500	2.2	424	1.9		
36	14.9	5.1	13.1	9.2	61.1	40.3	5.7	5.9	10,776	45.8	561	2.4	420	1.8		
37	14.2	5.1	12.5	8.7	62.6	42.7	6.0	6.3	11,302	47.4	618	2.6	386	1.6		
38	13.4	5.2	12.6	8.9	63.7	44.1	5.2	6.0	11,651	46.6	679	2.7	340	1.4		
39	12.7	5.1	12.8	8.8	65.2	44.9	5.3	6.1	13,777	54.9	716	2.9	362	1.4		
40	12.1	5.0	12.5	9.1	66.7	46.4	5.3	6.6	14,241	54.9	799	3.1	335	1.3		
41	11.6	4.9	12.5	9.4	67.6	48.2	5.2	7.0	14,857	55.5	886	3.3	...	...		
42	10.2	4.0	12.8	10.7	69.9	51.2	5.4	7.4	15,595	55.4	952	3.4	442	1.6		
43	10.0	4.2	13.1	10.2	70.1	52.1	4.4	7.4	16,106	56.1	972	3.4	354	1.2		
44	9.8	4.1	13.2	10.5	70.4	52.8	4.2	7.7	16,470	56.8	1,075	3.7	366	1.3		
45	9.2	3.8	13.1	10.4	71.5	54.7	4.1	7.7	17,028	57.0	1,196	4.0	369	1.2		
46	8.6	3.9	13.0	10.3	73.1	56.3	4.2	8.0	17,459	56.6	1,366	4.4	364	1.2		
47	7.9	3.9	13.1	10.6	74.0	57.3	4.3	8.4	17,947	56.2	1,380	4.3	363	1.1		
48	7.2	4.0	13.3	11.2	75.0	58.7	4.4	9.1	18,576	57.5	1,521	4.7	359	1.1		

注 1) 自営業主と雇用者以外は家族従業者 2) 核家族世帯は夫婦のみ、夫婦と未婚子、片親と未婚子より成る世帯 3) 高齢者世帯は男 65 歳以上、女 60 歳以上の者のみか、18 歳未満の者が加わった世帯 4) 母子世帯は配偶者のない 20~59 歳女子と 20 歳未満の子より成る世帯

資料：総理府統計局「労働力調査報告」、厚生省「厚生行政基礎調査報告」

	年少人口		老年人口		高齢者世帯率		母 子		年少人口		老年人口		高齢者世帯率		母 子	
	指 数		指 数		単独世帯		夫婦世帯		指 数		指 数		単独世帯		夫婦世帯	
	指	数	指	数	指	数	指	数	指	数	指	数	指	数	指	数
北海道	36.6	8.4	1.03	2.27	5.51	...	...	...	34.0	13.1	1.76	2.08	5.41	...	...	...
青森	42.2	9.6	0.95	1.39	6.72	...	...	...	30.5	11.2	1.74	2.69	6.03	...	...	...
岩手	39.8	11.1	0.90	1.36	6.28	...	...	...	33.7	7.3	1.21	1.87	5.67	...	...	...
宮城	36.1	10.1	0.78	1.34	5.32	...	...	...	33.8	10.0	1.61	2.42	5.75	...	...	...
秋田	35.8	10.7	0.79	1.27	5.67	...	...	...	33.1	11.5	1.56	2.21	5.05	...	...	...
山形	34.6	12.5	0.74	1.22	5.00	...	...	...	34.6	13.7	2.65	3.35	5.97	...	...	...
福島	39.6	12.1	1.15	1.77	5.47	...	...	...	34.6	14.9	2.11	2.52	5.70	...	...	...
茨城	37.1	11.8	1.28	1.77	4.77	...	...	...	35.1	17.1	2.67	3.53	5.19	...	...	...
栃木	36.3	11.4	1.12	1.61	5.07	...	...	...	33.3	14.4	2.20	3.27	4.77	...	...	...
群馬	35.1	11.6	1.13	1.69	5.52	...	...	...	33.3	12.0	2.43	3.30	5.40	...	...	...
埼玉	37.6	7.5	0.58	1.00	4.39	...	...	...	33.9	13.4	2.64	3.65	6.12	...	...	...
千葉	36.6	9.1	0.95	1.41	4.32	...	...	...	34.6	14.3	2.28	2.68	5.74	...	...	...
東京	28.5	7.0	1.05	1.88	5.39	...	...	...	32.4	14.0	2.46	2.95	5.47	...	...	...
神奈川	33.3	6.5	0.77	1.44	4.86	...	...	...	36.4	14.1	2.98	3.88	6.02	...	...	...
新潟	35.9	11.9	0.83	1.30	5.14	...	...	...	32.8	17.1	3.95	4.74	6.48	...	...	...
富山	32.0	11.6	0.95	1.44	4.73	...	...	...	33.8	10.5	1.71	2.70	6.71	...	...	...
石川	34.4	11.9	1.39	2.06	4.86	...	...	...	39.3	14.2	1.80	2.86	6.41	...	...	...
福井	35.7	13.4	1.55	1.99	5.18	...	...	...	43.8	12.8	2.73	3.49	7.09	...	...	...
山梨	37.3	13.5	1.62	2.49	5.99	...	...	...	38.7	14.4	2.29	3.46	6.55	...	...	...
長野	33.9	13.9	1.39	2.33	5.29	...	...	...	36.5	14.3	2.33	3.69	5.90	...	...	...
岐阜	35.7	11.6	1.18	1.86	4.63	...	...	...	40.6	13.0	2.41	3.89	6.54	...	...	...
静岡	36.3	10.4	0.87	1.46	4.83	...	...	...	43.2	16.1	5.07	5.76	8.12	...	...	...
愛知	34.7	8.2	0.88	1.42	4.57	...	...	...	59.5	11.3	...	...	10.01	...	...	...
三重	34.5	13.2	1.91	2.59	5.08	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

注 1) 年少、老年人口指数は前表の注参照 2) 高齢者世帯率は 65 歳以上単独世帯と 65 歳以上の親族のいる夫婦のみ世帯の普通世帯総数に占める割合 3) 母子世帯率は女親と子供より成る世帯の普通世帯総数に占める割合

資料：総理府統計局「昭和 45 年国勢調査報告」

社会保障研究所日誌 (1975, 1. ~3.)

昭和50. 1. 16 統計調査研究会(第8回)報告内容「昭和48年度掛川市中高年世帯における栄養調査の結果について」報告者: 国立栄養研究所調査統計部長長嶺晋吉

1. 20 専門委員会開催 (於ホテル・ニュージャパン)

1. 21 社会分析研究会 (第10回) 報告内容「老人福祉における組織のありかた」報告者: 大阪医科大学教授 吉田寿三郎

1. 23 経済分析研究会 (第7回) 報告内容「所得分布と社会的要因」報告者: 社会保障研究家 市川 洋
同 経済・社会研究会 (第9回) 報告内容「T. H. マーシャルの福祉社会論」報告者: 所長 馬場啓之助
同 定例役員会開催 (第106回)

1. 25 顧問 山田雄三再任

同 設立10周年記念論文集「現代の福祉政策」刊行

1. 30 制度研究会 (第9回) 報告内容「アジア諸国の社会保障」報告者: 健保連 一圓光弥

2. 6 制度研究会 (第10回) 報告内容「フランスの協約年金」報告者: 名古屋市立大学助教授 上村政彦

2. 10 第2回社会保障研究所シンポジウム開催 (日本都市センター) テーマ(1)「経済変動と社会保障」レポート: 一橋大学名誉教授 山田雄三, コメント: 経済企画庁調査局長 宮崎 勇, 社会保障研究所長 馬場啓之助 司会: 名古屋大学名誉教授 塩野谷九十九, テーマ(2)「福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方—」レポート: 社会保障研究所研究第3部長 三浦文夫, 関西学院大学教授 岡村重夫 コメント: 横須賀基督教社会館長 阿部志郎, 法政大学講師 稲上 毅, 司会: 東京大学教授 福武 直

同 設立10周年記念懇親会開催 (都市センターホテル)

2. 13 政策研究会 (第8回) 報告内容「昭和50年度厚生省予算について」報告者: 大臣官房会計課 末次 彬

2. 17 第9回社会保障研究所シンポジウム開催 (福岡市民会館) テーマ(1)「インフレと社会保障」レポート: 社会保障研究所研究第2部長 地主重美, コメント: 福岡大学教授 伊東正則, 司会: 社会保障研究所長 馬場啓之助, テーマ(2)「社会保障と社会福

祉—社会福祉の法的課題」レポート: 九州大学教授 荒木誠之, 九州大学助教授 古賀昭典, コメント: 北九州大学教授 高橋 武, 社会保障研究所調査役 小沼 正, 司会: 九州大学教授 林 迪広

2. 18 I. L. O Regional Social Security Adviser (Regional Office for Asia) の T. Thompson 氏が来所し, 保坂部長, 平石主任研究員と懇談。

2. 20 社会分析研究会 (第11回) 報告内容「保健衛生と組織」報告者: 専門委員 橋本正巳

2. 22 所長 馬場啓之助, 衆議院予算委員会に参考人として出席, 意見陳述。

2. 25 統計調査研究会 (第9回) 報告内容「英国の家計調査について」報告者: 研究員 大本圭野

同 政策研究会 (第9回) 報告内容「新しい年金の考え方」報告者: 医療金融公庫総裁 山本正淑

2. 27 経済分析研究会 (第8回) 報告内容「年齢要因からみた医療の動向」報告者: 厚生省統計情報部 中村文子

同 経済・社会合同研究会 (第10回) 報告内容「R. M. Titmuss の福祉社会論」報告者: 研究員 小林良二

同 定例役員会開催 (第107回)

2. 28 研究第3部長 三浦文夫, (財)政策科学研究所 研究視察団員としてスウェーデンほかに出張

3. 11 経済分析研究会 (第9回) 報告内容「インフレ下における低所得階層の経済行動」報告者: 総理府統計局 藤本喬雄

同 政策研究会 (第10回) 報告内容「I. L. O. 条約102号について」報告者: 厚生省大臣官房国際課 綱島 衛

3. 18 統計調査研究会 (第10回) 報告内容「地方小都市中高年者の居住形態の考察—家族構成と所得構成の側面から—」報告者: お茶の水女子大学 高木みち子

3. 19 イスラエル国 ヒーブルー大学教授 Itzhak Galnoor, Ph. D. が来所, 馬場所長, 保坂部長と懇談。

3. 20 経済・社会研究会 (第11回) 報告内容「西ドイツ社会的市場経済における社会政策」報告者: 研究第1部長 保坂哲哉

同 定例役員会開催 (第108回)

3. 31 調査役 小沼正の辞職を発令